令和２年矢巾町議会定例会９月会議目次

議案目次 …… 1

第　１　号　（９月１日）

○議事日程 …… 3
○本日の会議に付した事件 …… 4
○出席議員 …… 4
○欠席議員 …… 4
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 …… 4
○職務のために出席した職員 …… 5
○開　　議 …… 7
○議事日程の報告 …… 7
○諸般の報告 …… 7
○会議録署名議員の指名 …… 7
○会議期間の決定 …… 7
○請願・陳情 …… 8
２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願
○報告第１０号　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度財政健全化判断比率等の報告について …… 8
○報告第１１号　令和元年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について ……１２
○議案第５７号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて ……１３
○議案第５８号　固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて ……１４
○議案第５９号　矢巾ＳＩＣ関連町道安庭線道路改良その３工事請負契約の締結について ……１５
○議案第６０号　盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例について ……１７
○議案第６１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について ……１８

○議案第６２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
について　……１８
○議案第６３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につ
いて　……１８
○議案第６４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に
ついて　……１８
○議案第６５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について　……１８
○議案第６６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について　……１８
○議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について　……２１
○議案第６８号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて　……２１
○議案第６９号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て　……２２
○議案第７０号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて　……２２
○議案第７１号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出
決算認定について　……２２
○議案第７２号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について　……２２
○議案第７３号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について　……２２
○議案第７４号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について　……２２
○議案第７５号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい
て　……２２
○休　　憩　……２６

第　２　号　（９月１日）
○議事日程　……２７
○本日の会議に付した事件　……２７
○出席議員　……２７
○欠席議員　……２７
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……２８

○職務のために出席した職員 ……２８
○開　　議 ……２９
○議事日程の報告 ……２９
○議案第６１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について ……２９
○議案第６２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
について ……２９
○議案第６３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につ
いて ……２９
○議案第６４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に
ついて ……２９
○議案第６５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について ……２９
○議案第６６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について ……２９
○散　　会 ……３３

第　３　号　（９月２日）
○議事日程 ……３５
○本日の会議に付した事件 ……３５
○出席議員 ……３５
○欠席議員 ……３５
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 ……３５
○職務のために出席した職員 ……３６
○開　　議 ……３７
○議事日程の報告 ……３７
○一般質問 ……３７
１　昆　　秀　一　議員 ……３７
２　村　松　信　一　議員 ……６９
３　赤　丸　秀　雄　議員 ……８７
４　小笠原　佳　子　議員 ……１１０
○散　　会 ……１２４

第　４　号　（９月３日）

○議事日程 ……１２５
○本日の会議に付した事件 ……１２５
○出席議員 ……１２５
○欠席議員 ……１２５
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 ……１２５
○職務のために出席した職員 ……１２６
○開　　議 ……１２７
○議事日程の報告 ……１２７
○一般質問 ……１２７
　１　山　﨑　道　夫　議員 ……１２７
　２　高　橋　安　子　議員 ……１４９
　３　藤　原　信　悦　議員 ……１６７
　４　藤　原　梅　昭　議員 ……１８２
○散　　会 ……２０７

第　５　号　（９月４日）

○議事日程 ……２０９
○本日の会議に付した事件 ……２０９
○出席議員 ……２０９
○欠席議員 ……２０９
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 ……２０９
○職務のために出席した職員 ……２１０
○開　　議 ……２１１
○議事日程の報告 ……２１１
○一般質問 ……２１１
　１　川　村　よし子　議員 ……２１１
　２　小　川　文　子　議員 ……２２５
○散　　会 ……２４２

第　６　号　（９月１１日）

○議事日程　……２４３
○本日の会議に付した事件　……２４３
○出席議員　……２４３
○欠席議員　……２４３
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……２４３
○職務のために出席した職員　……２４４
○開　　議　……２４５
○議事日程の報告　……２４５
○請願・陳情審査報告　……２４５
２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願
（総務常任委員長報告）
○議案第７６号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について　……２４８
○散　　会　……２４９

第　７　号　（９月１７日）

○議事日程　……２５１
○本日の会議に付した事件　……２５２
○出席議員　……２５２
○欠席議員　……２５２
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……２５２
○職務のために出席した職員　……２５３
○開　　議　……２５５
○議事日程の報告　……２５５
○請願・陳情　……２５５
２請願第３号　「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願
○議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について　……２５５
○議案第６８号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて　……２５５
○議案第６９号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について　……２５５
○議案第７０号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について　……２５６
○議案第７１号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について　……２５６
○議案第７２号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について　……２５６
○議案第７３号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について　…２５６
○議案第７４号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について　……２５６
○議案第７５号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について　……２５６
○議案第７６号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について　……２６７
○報告第１２号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について　……２７０
○報告第１３号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について　……２７０
○報告第１４号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について　……２７０
○報告第１５号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について　……２７０
○議案第７７号　町道中央１号線道路改良その７工事請負契約の変更について　……２７４
○議案第７８号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の制定について　……２７５
○議案第７９号　財産の取得に関し議決を求めることについて　……２７６
○発議案第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について　……２８２
○町長挨拶　……２８３
○散　　会　……２８５
○署　　名　……２８７

議　案　目　次

令和２年矢巾町議会定例会９月会議

１．請願・陳情

２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願

２．報告第１０号　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度財政健全化判断比率等の報告について

３．報告第１１号　令和元年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について

４．議案第５７号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

５．議案第５８号　固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

６．議案第５９号　矢巾ＳＩＣ関連町道安庭線道路改良その３工事請負契約の締結について

７．議案第６０号　盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例について

８．議案第６１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について

９．議案第６２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

１０．議案第６３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

１１．議案第６４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

１２．議案第６５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について

１３．議案第６６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について

１４．議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

１５．議案第６８号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

１６．議案第６９号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

１７．議案第７０号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

１８．議案第７１号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

１９．議案第７２号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について

２０．議案第７３号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

２１．議案第７４号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

２２．議案第７５号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

２３．請願・陳情の審査報告

２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願

２４．議案第７６号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について

２５．請願・陳情

２請願第３号　「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願

２６．報告第１２号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

２７．報告第１３号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

２８．報告第１４号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

２９．報告第１５号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

３０．議案第７７号　町道中央１号線道路改良その７工事請負契約の変更について

３１．議案第７８号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の制定について

３２．議案第７９号　財産の取得に関し議決を求めることについて

３３．発議案第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

令和２年矢巾町議会定例会９月会議議事日程（第１号）

令和２年９月１日（火）午前１０時開議

議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会議期間の決定

第　３　請願・陳情

２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願

第　４　報告第１０号　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度財政健全化判断比率等の報告について

第　５　報告第１１号　令和元年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について

第　６　議案第５７号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第　７　議案第５８号　固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

第　８　議案第５９号　矢巾ＳＩＣ関連町道安庭線道路改良その３工事請負契約の締結について

第　９　議案第６０号　盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例について

第１０　議案第６１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について

第１１　議案第６２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

第１２　議案第６３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第１３　議案第６４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

第１４　議案第６５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について

第１５　議案第６６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について

第１６　議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

第１７　議案第６８号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て

第１８　議案第６９号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第１９　議案第７０号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第２０　議案第７１号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

第２１　議案第７２号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について

第２２　議案第７３号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第２３　議案第７４号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

第２４　議案第７５号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司君

税務課長	花立孝美君	町民環境課長	吉田　徹君
福祉課長	浅沼圭美君	健康長寿課長	村松　徹君
産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋　保君
上下水道課長	浅沼　亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田　修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
代表監査委員	佐々木良隆君	農業委員会会長	米倉孝一君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和２年矢巾町議会定例会を再開します。

これより９月会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員）　日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長　議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員）　次に、高橋町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長　行政報告）

○議長（藤原由巳議員）　以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

７番　高　橋　安　子　議員

８番　水　本　淳　一　議員

９番　赤　丸　秀　雄　議員

の３名を指名します。

―――

日程第２　会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員）　日程第２、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の９月会議の会議期間は８月21日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から９月17日までの17日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、９月会議の会議期間は本日から９月17日までの17日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承を願います。

なお、今回の９月会議におきましては、３密回避のために休憩時間を多く取って進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

―――

日程第３　請願・陳情

２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願

○議長（藤原由巳議員）　日程第３、請願・陳情を議題とします。

８月21日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願については、会議規則第92条第１項の規定により総務常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会に付託することに決定しました。

―――

日程第４　報告第１０号　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長（藤原由巳議員）　日程第４、報告第10号　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　報告第10号　地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度財政健全化判断比率等の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、財政の健全化を判断する比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率を報告するものであります。

本町の令和元年度の決算に基づき報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、対象となる会計収支が全て黒字であることから、本比率については該当しないところであります。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合を表す指標であります実質公債費比率については、平成30年度より1.0ポイント増加し13.9％に、標準財政規模に対する本町が将来負担すべき負債の割合を表す指標であります将来負担比率については、平成30年度より24.8ポイント増加し143.9％に、公営企業の経営健全化の基準となります資金不足比率については、各公営企業会計に資金不足が発生しないことから、本比率については該当しないところであります。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上になった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経営健全化計画を定めて、様々な制限のもと財政または経営の早期健全化を図らなければならないこととなりますので、そのようなことにならないように引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　ただいま町長のほうから公債費比率等のご説明がありました。私もこの辺の数値を注視しておりまして、町のホームページを見てみました。そうしましたら、まず将来負担比率のところでご質問させていただきますが、町のホームページには平成24年から平成28年の５年間しか載っておらないという部分であります。特に平成25年の154.6％においては、県内ワーストワンというような形の数値になっております。それから、平成29年、平成30年、今回元年という形の報告でありました。それについて平成28年は結構改善になったのですが、平成29年はどのような状況だったのでしょうか。

それから、もう一点は、これを確かに財政健全基準内とお話しされていますが、30％、60％という自治体も結構あるわけです。矢巾町の場合、将来的には100％ぐらいのところ、もしくは100％を切るような状況になるのは、何年後を想定しているのか、その辺分かる範囲でお知らせ願いま

す。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、将来負担比率の推移でございます。ホームページ、平成24年から平成28年までということが、記載で抜けていたということ、大変申し訳ございません。最新情報にアップデートしたいと思いますけれども、まず将来負担比率でございます。平成28年が123.2、平成29年が126.1、平成30年が119.1、今回ご説明申し上げましたように令和元年度が143.9というような状況になっております。これが第１点目でございます。

続きまして、将来の見込みということでございます。今赤丸議員さんがおっしゃいましたとおり、将来負担比率につきましては、県平均が45.2になっております。全国平均が28.9、そしてこれはまだ令和元年度の速報値が出ていないのであれなのですけれども、昨年度のベースでいきますと、県の順位としては上から３番目というような状況になっているところでございます。こちらにつきまして100％を切るような状況にというようなことでございます。こちらの見込みということでちょっと考え方のほうについてお話をさせていただきたいと思いますけれども、まず私どもこちら今後基礎的財政収支を黒字化していこうということで財政の健全化を図ろうと思っています。そうした場合に、標準財政規模、当町の場合、平成元年度が65億6,700万円ほどになっております。これを将来負担比率ということで、これを100％にするのであれば同等の数字ということになっていくので、100％にするというのは、まだちょっと先になろうかと思っておりますけれども、現在起債額をこれ以上増やしていかない方向で考えておりますので、そうした場合、こちらの将来負担比率は、およそ現在がピークになっていると私ども考えておりまして、今後減らしていこうというような考えでございます。

なお、私ども今財政健全化プロジェクトチームというものを庁内に設置しておりまして、こうした部分の改善につきまして政策全般の見直しを図りながら健全化を図っていこうと考えているところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　説明で大体内容は分かりました。私２年ほど前にお聞きしたときは、そのときは平成だったので、平成35年度がピークということでお話は聞いていましたが、今の課長の説明では、今がピークという話で２年ぐらい、もしくは３年ぐらい前倒しで改善になってきて

いるということでしょうか、そこだけ１点ちょっと確認させてください。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

こちら将来負担比率につきましては、今私が申し上げましたように、ほぼほぼ今がピークだというふうに踏んでおります。２年後ぐらいにピークが来るというのは、実質公債費比率のほうが２年後ぐらいにピークを迎えるのではないのかなというふうに想定をしているところでございまして、２年から３年先ぐらいに実質公債費比率のほうのピークが来るように想定しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　依然高い比率で推移しているというのは、今年度も区画整理のほうの借金返済が４億円ございますし、これは当面続くわけで、そう簡単には下がらないだろうという、いずれ大きな借金の比率の中で区画整理の分の今年も４億円の公債費がございます、借金返済がございます。これがやはり大きくのしかかっているかと思います。なものですから、そう簡単には下がらないだろうという認識をしておりますが、その中で本町は、経常収支比率と申しますか、実際に使えるお金が1.5％しかない、経常収支比率が98.5％だとお聞きしておりますので、本当にかなりの収支をしっかりと見ていかないと、もう98.5％というのは出ていくお金で決まっているお金です。いじれるのは1.5％しかないということなわけですから、そこのところ本当に慎重にしていかないとならないということだと思うのですけれども、この経常収支比率と併せたお考えについて伺います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたしたいと思います。

経常収支比率につきましては、98.5％ということで、平成30年度の数値になりますけれども、非常に高い状況になっているというふうに認識しております。こちら全国平均がこの数値93％ちょうどになっておりまして、岩手県平均が92.6％となっているところでございます。そうしたところを見ても98.5％というのは、非常に高い数値なのかなというふうに思っているところでございまして、今後扶助費、公債費というように容易に縮減することができないところの経費が計算

要素に入っておりますので、なかなかこれもすぐ改善をするということではないのですけれども、先ほど申し上げましたように、私どもで今つくっております財政健全化プロジェクトの内容で政策自体の有効性などをきちんと見直しながら進めてまいりたいと思っております。

本町の財政の構造的なところでございますと、やはり義務的経費と言われているようなところが37％を超えております。投資的な経費が22.6％、その他が40.4％というような形で構成されているわけですけれども、扶助費につきましては、健康志向のまちづくりを進めながら内科的な処方をしていくということでありますし、投資的なほうにつきましては、ここら辺がどのような形で投資の平準化を図っていくか、そして補助費というようなものも成果、効果を見ながら改めていくという形で今後財政の健全化を図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第10号を終わります。

―――

日程第５　報告第１１号　令和元年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書について

○議長（藤原由巳議員）　続きまして、日程第５、報告第11号　令和元年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　報告第11号　令和元年度矢巾町水道事業会計継続費精算報告書についてご説明を申し上げます。

平成30年度に２か年の継続費としてご可決賜りました中央監視設備更新事業は、令和２年３月に事業の全てが完了いたしました。継続費の最終精算額は１億8,866万880円となり、全体計画額と実績額を比較いたしますと917万4,120円の減となっております。

具体的な事業の内容といたしましては、東部浄水場において町内水道施設の運転情報の一元管理に係る電気設備工事を行ったものであり、今回完成した施設は、既に令和２年３月より供用を開始しております。

以上、地方公営企業法施行令第18条の２第２項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第11号を終わります。

―――

日程第６　議案第５７号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第６、議案第57号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第57号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会の委員として平成29年４月１日からお務めいただいております、任期が９月30日までとなっております矢巾町大字東徳田、齊藤学さんを引き続き教育委員会の委員に任命いたしたいと存じます。

齊藤学さんは、その識見を生かし、多様な角度から教育分野に関する意見を述べていただくことで、町内の児童生徒の学校生活が今まで以上に充実するよう教育行政に対するご提言をいただいております。

以上のことから教育委員会の委員をお願いするに適任であり、人格高潔で教育行政に関し識見を有する立派な方でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第57号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定しました。

―――

日程第７　議案第５８号　固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第７、議案第58号　固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第58号　固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第１項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために市町村は、固定資産評価審査委員会を設置することとされております。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は３人で任期は３年となっており、平成29年９月18日からお務めいただいております、任期が９月17日までとなっております矢巾町大字西徳田、高舘精記さんを引き続き固定資産評価審査委員会の委員に任命をいたしたいと存じます。

高舘精記さんは、学識経験を有しており、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格も識見ともに非常に立派な方であることから、固定資産評価審査委員に選任するものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第58号　固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

―――

日程第８　議案第５９号　矢巾ＳＩＣ関連町道安庭線道路改良その３工事請負契約の締結について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第８、議案第59号　矢巾ＳＩＣ関連町道安庭線道路改良その３工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第59号　矢巾ＳＩＣ関連町道安庭線道路改良その３工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業として、町道安庭線と県道不動盛岡線の交差点東側を改良するものであります。主な工事内容は、施工延長131.3メートル、道路土工一式、排水構造物工238メートル、舗装工1,502平方メートル、縁石工131メートル、区画線工一式を施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の６第１項の規定に基づき、８月３日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期限の８月19日までにタカヨ建設株式会社、株式会社佐々木組、くみあい鉄建工業株式会社、水本重機株式会社、株式会社水本、株式会社水清建設、東野建設工業株式会社、以上７社から参加申請があり、８月21日９時27分から入札を執行した結果、株式会社水本が一金4,450万円で落札し、この金額に10％の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金4,895万円での契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　工事内容をちょっと簡単に教えていただきたいのですが、まず一つ、工期はいつなのか。それから、今ここはあれですか、ファミリーマートのところの交差点の東西ということでよろしいでしょうかという部分と。

それから、私あそこを通っているのですが、県道から小学校方面というのですか、小学校のほうから西方面を見れば、左側のところに歩道の敷地があるようですが、あの辺の歩道も設置になるのでしょうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

工期につきましては、令和３年３月６日までということで来年の春まで長い期間になりますが、工事のほうを施工してまいりたいと思っております。今回の施工範囲につきましては、現在不動盛岡線に架かる岩崎川橋、岩崎川１号橋の橋梁の工事を岩手県のほうで施工しておりますが、その交差点部から東側の部分のみというふうになっております。岩崎川１号橋の工期につきましても、おおよそ年度内には完成するという、今仮設道路で切り回しになっていますが、その部分の撤去も含めて今年度中というような予定で今進んでおりましたので、それに合わせて町道部分の改良も行うというふうな形になっております。交差点の東側のみの施工という形で考えております。

また、歩道につきましては、現在町道安庭線、東西の路線になりますが、これの北側に歩道がついております。ここの歩道の幅を3.5メートルに広げまして、今回の改良部分に関しましては3.5メートルに改良するものであります。今現在2.2メートル程度の歩道になっていますが、改良する部分につきましては、広く施工するということで今道路の南側に若干用地空いたような形になっていますが、その部分は右折レーンとかで車道の部分で拡幅になる部分の用地として既に用地買収しておりました箇所になりますので、車道部分に右折レーンがつきますので、１車線増えるということで拡幅されて北側にさらに歩道も拡幅するというような工事内容になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第59号　矢巾ＳＩＣ関連町道安庭線道路改良その３工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第９　議案第６０号　盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第９、議案第60号　盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第60号　盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項等が変更となったため、関係条例の一部改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、建築基準法に新たな条文が追加されたことによる条ずれを改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第60号　盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時といたします。

午前１０時４９分　休憩

――――――――――――――

午前１１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、休憩前に引き続き議事に入ります。

――

日程第１０　議案第６１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について

日程第１１　議案第６２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第１２　議案第６３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第１３　議案第６４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

日程第１４　議案第６５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について

日程第１５　議案第６６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（藤原由巳議員）　お諮りします。

日程第10、議案第61号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について、日程第11、議案第62号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、日程第12、議案第63号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第13、議案第64号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、日程第14、議案第65号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について、日程第15、議案第66号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について、この６議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第61号から日程第15、議案第66号までの補正予算６議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま一括上程されました６会計の令和２年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第61号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、10款の地方交付税の普通交付税、19款繰越金の前年度歳計繰越金、21款町債の道路整備事業債及び臨時財政対策債を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、３款民生費の保育委託事業、６款農林水産業費の下水道事業会計繰出事業、８款土木費の道路維持管理事業、除雪事業、防災安全対策事業及び下水道事業会計繰出事業、10款教育費の体育施設維持管理事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億5,315万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ139億5,704万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第62号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、５款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正し、６款繰越金を減額補正し、８款国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新設補正するものでありま

す。

次に、歳出につきましては、１款総務費の一般管理費、７款諸支出金の一般会計繰出金をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,303万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第63号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、４款国庫支出金の事務費補助金を新設補正し、４款国庫支出金の介護給付費負担金、８款繰入金の低所得者保険料軽減繰入金及び８款繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、１款総務費の介護保険システム改修業務委託料、２款保険給付費の施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費及び４款基金積立金の介護給付費準備基金積立金を増額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億3,707万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,869万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第64号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、令和元年度の決算が確定したことによる同年度の剰余金として４款繰越金を増額補正し、同額を３款一般会計繰入金から減額補正するものであります。

続きまして、議案第65号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち収入の第１款水道事業収益の営業収益及び支出の第１款水道事業費用の営業費用及び営業外費用をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第１款資本的収入の負担金及び支出の第１款資本的支出の建設改良費をそれぞれ増額補正するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち、収入の第１款水道事業収益を24万円増額して、総額を８億8,331万3,000円とし、支出の第１款水道事業費用を618万7,000円増額して、総額を６億1,731万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第１款資本的収入を816万円増額して、総額を2,321万円とし、支出の第１款資本的支出を2,349万2,000円増額して、総額を５億5,910万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第66号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について提案

理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち収入の第１款公共下水道事業収益の営業外収益、第２款農業集落排水事業収益の営業外収益、支出の第１款公共下水道事業費用の営業外費用、第２款農業集落排水事業費用の営業外費用をそれぞれ増額補正するものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出のうち収入の第１款公共下水道事業収益を6,481万2,000円増額して、総額を８億9,104万5,000円とし、第２款農業集落排水事業収益を3,668万8,000円増額して、総額を３億3,959万6,000円とし、支出の第１款公共下水道事業費用を647万8,000円増額して、総額を７億7,000万7,000円とし、第２款農業集落排水事業費用を433万5,000円増額して、総額を３億6,043万6,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第61号から議案第66号までの補正予算６議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の６議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、６議案については予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

―――

日程第１６　議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第１７　議案第６８号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１８　議案第６９号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１９　議案第７０号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２０　議案第７１号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２１　議案第７２号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第２２　議案第７３号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第２３　議案第７４号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

日程第２４　議案第７５号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（藤原由巳議員）　お諮りします。

日程第16、議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第68号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第69号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第70号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第71号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第72号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第22、議案第73号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第23、議案第74号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第24、議案第75号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、この９議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第67号から日程第24、議案第75号までの９議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま一括上程されました７会計の令和元年度決算認定議案並びに水道事業会計及び下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に係る議案につきまして、皆様にあらかじめ配付をさせていただいております令和元年度予算執行に関する報告書、令和元年度公営企業会計別決算総括表及び議案書によりご説明を申し上げます。

まず初めに、令和元年度予算執行に関する報告書の１ページをお開き願います。会計別決算額、予算現額に対する決算額の比率の順にご説明をさせていただきます。

議案第67号、一般会計、歳入141億230万5,818円、99.2％、歳出135億4,657万6,342円、95.3％、歳入歳出差引額５億5,572万9,476円。

議案第68号、国民健康保険事業特別会計、歳入24億5,873万4,254円、100.6％、歳出24億3,584万5,537円、99.7％、歳入歳出差引額2,288万8,717円。

議案第69号、介護保険事業特別会計、歳入23億6,390万1,718円、100.7％、歳出22億3,338万1,771円、95.1％、歳入歳出差引額１億3,051万9,947円。

議案第70号、後期高齢者医療特別会計、歳入２億1,450万138円、97.1％、歳出２億1,435万5,301円、97.0％、歳入歳出差引額14万4,837円。

議案第71号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、歳入７億7,658万4,790円、100.0％、歳出７億7,321万6,897円、99.6％、歳入歳出差引額336万7,893円。

合計にまいりまして、歳入、予算現額200億872万2,000円、決算額199億1,602万6,718円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額ゼロ円。予算現額と決算額との比較9,269万5,282円、予算現額に対する決算額の比率99.5％。歳出、予算現額200億872万2,000円、決算額192億337万5,848円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額３億5,733万円、予算現額と決算額との比較８億534万6,152円、予算現額に対する決算額の比率96.0％、歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円。決算額は７億1,265万870円となります。

続きまして、令和元年度公営企業会計別決算総括表をお開き願います。議案第72号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入８億6,968万1,924円、102.0％、支出６億900万6,072円、94.7％、収入支出差引額２億6,067万5,852円。資本的収入及び支出、収入３億1,696万822円、105.5％、支出６億8,704万6,639円、99.0％、収入支出差引額△３億7,008万5,817円。

次に、議案書をお開き願います。議案第73号の議案書でございますが、よろしいですか。議案第73号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第２項の規定により、令和元年度決算における剰余金の処分

について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の３億8,421万9,621円のうち２億3,018万8,724円を減債積立金への積み立てとし、また１億5,403万897円を資本金への組入れとして処分をするものであります。

続きまして、もう一度令和元年度公営企業会計別の決算総括表をお開き願います。議案第74号、下水道事業会計の公共下水道事業、収益的収入及び支出、収入９億5,042万6,608円、100.3％、支出６億6,843万9,792円、91.0％、収入支出差引額２億8,198万6,816円。資本的収入及び支出、収入２億568万4,341円、100.0％、支出４億4,263万6,784円、95.8％、収入支出差引額△２億3,695万2,443円。

次に、農業集落排水事業、収益的収入及び支出、収入４億5,503万7,201円、100.3％、支出３億4,376万1,387円、93.6％、収入支出差引額１億1,127万5,814円。資本的収入及び支出、収入3,614万円、100.8％、支出２億2,597万6,507円、99.0％、収入支出差引額△１億8,983万6,507円。

合計にまいりまして、収入、予算現額27億9,573万5,000円、決算額28億3,393万896円、繰越額及びそれに係る財源充当額ゼロ円、予算現額と決算額との比較△3,819万5,896円、予算現額に対する決算額の比率101.4％。支出、予算現額31億2,945万3,000円、決算額29億7,686万7,181円、繰越額及びそれに係る財源充当額ゼロ円。予算現額と決算額との比較１億5,258万5,819円、予算現額に対する決算額の比率95.1％、収入支出差引額、予算現額△３億3,371万8,000円、決算額△１億4,293万6,285円となります。

次に、再度お願いでございますが、議案書をお開き願います。議案書、第75号をお開きになっていただきます。議案第75号、下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第２項の規定により、令和元年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の３億4,598万5,026円を減債積立金への積み立てとして処分するものであります。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

令和元年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いております。

なお、意見書及び報告書につきましては、お手元に配付しておりますので、ご覧願います。

佐々木代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたなら、これを許します。

佐々木代表監査委員。

（代表監査委員　佐々木良隆君　登壇）

○代表監査委員（佐々木良隆君）　令和元年度矢巾町一般会計、４特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の７会計の歳入歳出決算につきましては、意見書に記載のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

審査に当たりましては、会計伝票、帳簿、証書類等の照合点検及び担当部局から事業内容の説明を受けるなど審査を行いましたが、いずれも符合し、正確でありましたことをご報告申し上げます。

一般会計と４特別会計は、全ての会計において黒字決算であり、実質収支額は合わせて６億2,525万円余となっております。また、公営企業会計である水道事業会計と下水道事業会計においても純利益を計上しております。これは、高橋町長の指導の下、職員の堅実な行財政運営と議員各位のご理解のたまものであり、今後も順調に推移していくことを願っております。

自治体財政の健全化を示す健全化判断比率につきましては、実質公債費比率と将来負担比率は、それぞれ国が示す早期健全化基準を下回っておりますが、自主財源の確保に努め、財政健全化が図られることを強く望んでおります。

矢幅駅周辺土地区画整理事業が終了し、また岩手医科大学附属病院の開院により、新しい町並みが形成され、魅力あるまちづくりが展開されております。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症対策に必要な財政需要が増加する一方、景気の低迷を受け、大幅な減収が予想されるなど、厳しい財政運営が見込まれます。今後も引き続き費用対効果を十分に見極め、財政の健全性も意識しながら、効率的かつ効果的な事業執行に努めるとともに、「全世代にやさしいまち」の実現に向け、住民福祉が一層増進されますよう期待しております。

以上私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りします。議案第67号から議案第75号までの決算関連９議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した９議案については、９月17日午後２時30分までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、決算９議案については、９月17日午後２時30分までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いをいたします。

―――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は終了しました。

直ちに議案第61号から議案第66号までの補正予算６議案について予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いをいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前１１時３３分　休憩

令和２年矢巾町議会定例会９月会議議事日程（第２号）

令和２年９月１日（火）午後４時２０分開議

議事日程（第２号）

第　１　議案第６１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について
第　２　議案第６２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
第　３　議案第６３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について
第　４　議案第６４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
第　５　議案第６５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について
第　６　議案第６６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司君
税務課長	花立孝美君	町民環境課長	吉田徹君
福祉課長	浅沼圭美君	健康長寿課長	村松徹君
産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
農業委員会会長	米倉孝一君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午後　４時２０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

ただいまから本日の会議を再開します。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　追加の議事日程第２号は、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

―――

日程第１　議案第６１号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について

日程第２　議案第６２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第３　議案第６３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第４　議案第６４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

日程第５　議案第６５号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について

日程第６　議案第６６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、議案第61号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について、日程第２、議案第62号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、日程第３、議案第63号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、日程第４、議案第64号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、日程第５、議案第65号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について、日程第６、議案第66号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について、この補正予算６議案は予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告ありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長　廣田清実議員　登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員）　付託を受けました６議案について報告書を朗読して報告といたします。

令和２年９月１日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第61号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）について、議案第62号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、議案第63号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第64号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、議案第65号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）について、議案第66号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）について。

本常任委員会は、令和２年９月１日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第１号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第61号に対し次のとおり附帯決議を付する。

１、契約にあっては、有識者の意見を取り入れ、今後問題の起こらないように契約すること。

２、担当課において、現在の利用者に不便をかけないように利用調整を行うこと。

３、工事請負金額は、予算内で執行すること。

以上であります。

議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。

お諮りします。一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

14番、小川文子議員。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、議案第61号、一般会計補正予算に反対の立場で討論をいたします。

反対の１番目の理由は、まず議会対応でございます。今盛岡広域の議会は皆コロナ対策に一生懸命取り組んでいます。私も25日の全協では、まず第二次補正の骨子が示されるものと思っておりました。しかし、町は降って湧いたように、このビッグブルズの説明で終わりました。私は、今まるでコロナなどないように議会が始まったことについて、町がそういう議会対応をしたことについて反省を求めるものでございます。そしてまた、25日に示して１週間のうちに採決というような、このような対応についても、このたび何回も繰り返されておりますので、改めて抗議を申し上げます。

２番目は､中学生にとって貴重な運動施設､教育施設がなくなるということでございます。バスケットボール以外については。そして、町民にとっては、貴重な身近な運動場が今後使えなくなるということでございます。本町は、スポーツの町宣言をいたしまして、１番目にコンセプトはスポーツができる町、そして次にスポーツが見られる町ということをこの間お聞きいたしましたけれども、プールは廃止となり、そして貴重な第２体育館としての旧アイワ体育館が町民の手から離れることになります。これではスポーツの町宣言をして、むしろスポーツができる町、そういうことが弱体化をしている、そういうふうに感じるものでございます。

３番目といたしましては、今回の補正予算2,990万円のうち1,200万円の部分については、今後ビッグブルズが寄附として集めて、そこで賄っていくという予算編成でございました。いまだかつてこのような予算編成は、私は経験したことがありません。集まるか、集まらないか分からない寄附というものを予算の中にしっかりと組み込んでしまう、このような予算編成が大変不明朗なものと感じます。これは、将来にわたって禍根を残すものとなる可能性があります。こういう予算編成に対しては、私は厳しく抗議をするものでございます。

以上３点で反対討論をいたしました。

○議長（藤原由巳議員）　次に、賛成討論はございませんか。

廣田清実議員。

（６番　廣田清実議員　登壇）

○６番（廣田清実議員）　議席番号６番、町民の会、廣田清実です。私は、賛成の立場から討論させていただきます。

事業には、やはり負というものはあります、マイナス部分があります。しかしながら、陰を恐れて前に進まないのはどうかと思います。私は小さな光でも矢巾町に小さな光が見えた、その光を矢巾町民、私たち議会も含めて大きく大きく光らせる、そのチャンスをいただいたと私は感じております。その部分で矢巾町の子どもたちによい影響を与える部分がある。その与えない部分は排除し、与える部分を大きく大きく育てるためにも今予算は執行するべきだと私は思います。そのために、今後やはり矢巾町に子どもたちがいてよかったなと思えるように細部において注意しなければなりませんが、やはりこの部分の明るい光を届けるためにも本予算は必ず必要な予算だと思いますので、賛成いたします。

議員各位のご理解をいただきますようお願いして私の討論といたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第61号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

を起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号　令和２年度矢巾町水道事業会計補正予算（第１号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号　令和２年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日２日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。明日も活発な議論を望むものであります。大変ご苦労さまでございました。

午後　４時３７分　散会

令和２年矢巾町議会定例会９月会議議事日程（第３号）

令和２年９月２日（水）午前１０時開議

議事日程（第３号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造　君	副町長	水本良則　君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明　君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司　君
税務課長	花立孝美　君	町民環境課長	吉田　徹　君
福祉課長	浅沼圭美　君	健康長寿課長	村松　徹　君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	上下水道課長補佐	村井秀吉君
会計管理者兼出納室長	佐々木智雄君	教育長	和田修君
学校教育課長	田中舘和昭君	子ども課長	田村昭弘君
学校給食共同調理場所長	村松康志君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程は、初めにお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

なお、一般質問に当たりましては、町の発展のために意義のある質疑応答を望むものであります。

10番、昆秀一議員。

１問目の質問を許します。

（10番　昆　秀一議員　登壇）

○10番（昆　秀一議員）　議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まずもって全国的に新型コロナウイルスにより亡くなられた方に対してお悔やみ申し上げるとともに、感染し、治療されている方にはお見舞いを申し上げます。さらに、コロナの対応に当たられている医療従事者の方々には最上の感謝を申し上げる次第であります。

それでは、質問に入らせていただきます。まず最初に、誰もが幸せに、よりよく生きることを目指して質問いたします。現在新型コロナウイルスによる閉塞感が世の中を襲う中、私たちの暮らしは劇的変化が見られていますし、今後長期化が予想されます。そのことにより、今後は新しい生活様式が求められ、多くの方々にたくさんの心的な負担などが生じてきていることと思われます。このような状況の中でも大切なことは、誰もが幸せに、そしてよりよく生きることができるようになることであります。以上のことから以下お伺いいたします。

１点目、ウィズコロナ社会での新しい生活様式とは、具体的にはどういうことで、その定着を町としてどのように図っていくのでしょうか。

２点目、心の病につながる感染症の予防対策については、ワクチンの接種と手洗いの励行が大変重要でありますが、手洗いの励行に対する指導、啓発を町としてどのように行っているのでしょうか。

３点目、心のバランスを崩された方に対するケアの現状と今後の対策はどうなっているのでしょうか。

４点目、心の病に対する相談から治療までの体制の充実がさらに重要になってきますが、その体制整備をどのように行っているのでしょうか。

５点目、心の病の予防も含めた社会に対する理解をどう図っているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、昆秀一議員の誰もが幸せに、よりよく生きることを目指してについてのご質問にお答えをいたします。

１点目及び２点目についてですが、ウィズコロナ社会での新しい生活様式として、国では長期間にわたって感染拡大を防ぐために飛沫感染や接触感染、さらには近距離、近い距離での会話の対策をこれまで以上に日常生活に定着をさせ、持続させていくことを示しており、具体的には人との間隔を最低１メートルから２メートル空ける身体的距離の確保、外出時や会話をする際のマスクの着用、こまめな手洗いを基本としております。その定着については、広報やはばをはじめ全世帯へのチラシ配布、町ホームページ、やはラヂ！での周知、町内施設へのポスター掲示などで定着を図っております。

特にもこまめな手洗いは、町ホームページのユーチューブチャンネルに保健師の実践による手洗い動画を載せたり、看護学生による手洗い講座を介護予防拠点施設おでんせ広場で実践するなど、あらゆる機会を捉えて行っており、今後も継続して感染防止に係る周知徹底を図ってまいります。

３点目についてですが、福祉課において、精神保健相談や生活相談を含めた各種相談を窓口や電話等で随時対応しているほか、精神科医による相談の機会として、心の健康相談を年５回開催し、専門的な相談に対応しておるところであります。また、岩手県央保健所や岩手県精神保健福祉センターと連携しながら相談対応できる体制を構築しております。コロナ禍の心のケアにおいて、３密防止の対策を優先する中、人と会う機会が少なくなり、心の不調を周囲の方が気づかないおそれがある中で、相談者のささいな変化に気づき、保健師等の専

門職へつなげ、一人で抱え込まないよう寄り添いの支援に努めているところであります。今後の対策としても、ゲートキーパー養成講座や小中学校におけるＳＯＳの出し方教室などの実施により、心身の不調の訴えに気づき、支援につなげる大切さを周知啓発するとともに、福祉課生活相談係を中心とした気軽に相談できる窓口をより一層周知し、サポート体制の強化を図ってまいります。また、本町では、全庁的な取組を推進するため、庁内自殺対策プロジェクトチームを組織しており、関係機関や専門機関と緊密な連携を図り、心のケアの相談支援に努めてまいります。

４点目についてですが、個別の状況に応じて関係機関と協力し、相談対応しており、状況によっては、専門医療機関における診断と治療が途切れることがないよう、本町としても家庭訪問や相談に対応し、継続的な支援を行っております。また、相談支援機関、医療機関、そして福祉サービス提供機関などの関係機関が集まり、支援者会議を開催するなど、必要な医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加や地域の助け合いなどについて関係機関で情報共有し、支援の方向性を協議し、心のケアに対する一体となった支援体制の構築に努めているところであります。

５点目についてですが、心の健康相談と各種取組については、町の広報やはばや町ホームページ、やはラヂ！により周知し、広く理解啓発を行っております。また、９月には、やはばーく内の図書センターに心の健康度チェックや規則正しい生活に心がけること、信頼できる人とのつながりを大切にすることなど、心の病の予防のための生活ポイントなどのチラシや書籍等の展示コーナーを設置し、多くの方の目に触れるよう、その機会を増やせるように多角的な取組を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　新型コロナウイルスの感染拡大が問題となっている中で、社会環境の変化によってこれから生まれる不安や社会変化が心身のストレスになって、心のエネルギーがすり減ると、最終的にうつ病のような状態になるということで、コロナ鬱というのは正式な病名ではないのですけれども、新型コロナに起因した鬱症状を訴える方、今後さらに増えていくおそれがあると思うのですけれども、人間は不確かな情報に惑わされることによって不安感を増すということなので、今後さらに町として新型コロナの情報をしっかりと今以上に伝えていく必要があると思うのですけれども、それについてお考えがあればお伺いした

いと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

昆議員ご指摘のとおり、今後コロナの収束がなかなか見込めないということで国民、県民、町民の皆様の不安が募るばかりだというところは実態だと思いますので、やはり新しい生活様式も大事なわけでございますけれども、やはりなかなか明るい希望という部分に直接結びつけるのは難しいわけでございますけれども、そういった心を和らげるようなコロナを正しく理解して、不必要に恐れないと言えばあれですけれども、そういう部分での周知啓発は、今後力を入れて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、事例を挙げてお聞きしたいのですけれども、中の鬱症状を示している方がいらっしゃったのですけれども、コロナの渦中、ここ最近で心の調子を崩されているということで、家族や職場でも身近にいる人もその異変を気づかないでいるという方がいらっしゃって、調子が悪くても、より一層頑張ろうといって、さらに状態を悪化させたということがありました。そして、異変に、家族が気づいて受診に行ったのですけれども、病院が混み合っていて、なかなか受診ができない。医大なんかは、ほとんど受診できないような状態になっているそうですけれども、その後もその病状が一進一退繰り返しているということなのですけれども、時には自殺に結びつくおそれもあったということだったのですけれども、今のところ何とかその方も生活できているようですけれども、そんな方は、現在町内、相談どのくらいいるのか。増えているとは思うのですけれども、どのように把握されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

私ども福祉課、新しく生活相談係ができまして、相談員が今３名、職員２名、相談員を増員しての今体制となっております。新型コロナウイルスに特化してのご相談は30件ございました。ただ、それは心の、お気持ちの部分だけではなく、暮らしの部分だとか、様々なご相談をいただいております。中には、やはり私ども生活相談係では、コロナだけではなく、暮らしの中でお困り事ということで平成28年度からいろいろモデル事業を使って相談員が配

属になっているわけですが、昨年度60件だったのが、全体の相談が今もう79件です。ですので、やはりいろいろなご相談を受けているというのは事実でございます。今年度に関しては、一番多い相談は、収入とか生活費のご相談が一番多いです。今申し上げた鬱ということに特化してではないのですが、病気だとか、健康のこととかのご相談も件数から順位でいくと４番目ぐらいに多い状況でございます。

国のほうでも今昆議員からお話がありましたコロナ鬱とか、鬱とコロナ禍との関係に関して、国のほうでも８月に調査をするというような報道も聞いております。岩手県精神保健センターのほうと、そこは調査した結果をいかに対策に結びつけていくかというところで、県の精神保健福祉センター、福祉センターが窓口になっているかと思うのですが、先日もちょっと情報収集したのですが、まだ具体的な状況は来ていないということですが、そのような全体的な状況とか、私どもが身近に相談を受けている状況も大事にしながらお困りの心の部分もそうですが、生活の苦しさから鬱のこと、それから職場での様々な配慮の中で心を病んでいる方もいると思いますので、その点は私どもも今後も強化してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　町では、自殺対策の一次予防の人材育成にゲートキーパーの養成を行っているのですけれども、このゲートキーパーは、知識、技能も身につけられるのですけれども、深刻な状態になってからの対応というのは、ゲートキーパーには難しいのだろうなと思うのですけれども、やはりそこは受診、専門家に結びつくことが大事だと思うのですけれども、２年前に町が行った住民意識調査で自分の鬱に気づいたときには、半数ほどが医療機関の受診をするとの回答があったのですけれども、一方でまたその半数ほどが専門医療機関への受診には抵抗があるということで、まだまだ理解が少ないのではないかなということで専門のところに足が向かないという現状があるのだと思うのですけれども、先ほども医大のことも言ったのですけれども、医療機関の予約が取りづらいというような形というのは受診に結びつかないと思うのですけれども、そこの状況、専門機関の結びつく状況については、どのように把握されているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　心の気持ちを、本当に心のバランスを崩した方々が専門機関の受診に結びつきにくい今状況にある、予約が取りにくい状況にあるというのは、ご指摘のとお

りだというふうに私どもも受け止めています。ただ、受診、何がそうさせているかということのやっぱり診断の見立て、やはりそこは専門の医療機関、精神科、それから心療内科等の医療機関に受診していただくのが、本当に必要な治療、適切な治療につながることだと思うのですが、その前の段階で私どもゲートキーパー養成講座を平成22年からずっと続けてきて、今1,000人を超えている状況です。それは、やはり日頃身近にいる方々の変化に気づいて、そして気づいたことをつなげる、聞く、傾聴、そこからお相手がどういうことをお悩みになっているかということを聞いてもらうことだけでも一つ、第一歩受け止めになるかなと。そして、私どものところでも精神保健相談がございます。岩手県県央保健所でも行っておりますが、そういう相談の場に、相談には精神科の専門の医師が対応いたしますので、受診につながるまでのところの適切に私どもも生活上のアドバイスとか、あと継続的に面接をしたりというふうなつながりをつけております。

なかなか受診に結びつかないところ、本当に事実でございまして、この件に関しては、やはり広域または県、それから県央保健所、精神保健福祉センター、専門のところでも私どももやり取りして、何とか緊急性のある事案に関しては、早めに受診につながるように努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　あと町で特定健診、特定保健指導というのを行っているわけですけれども、その中で心の健康についてというのは、健診の項目に入っていないだろうなと思うのですけれども、問診なんかでもそこら辺はスルーしているような感じを私は受けたのですけれども、例えば問診からだけでもこの人の心の健康、大丈夫だろうかなというチェックというものはできないものなのか。あとほかの機会があれば、そういうふうな機会でもいいのですけれども、定期的にそういうチェックして発見して、早く早期発見、早期治療につながるような形、定期健診のような機会をつくることはいかがでしょう、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

特定健診における受診者の方の心のケアについてのお尋ねでございますけれども、特に特定健診で心の部分での特化した部分は項目としては挙がっていないのはそのとおり、ご指摘のとおりでございますけれども、町内の今浅沼課長が様々答弁させていただいたのですが、

自殺予防対策ネットワークの中で特定健診に限らず町の窓口業務全てにわたって町民の方が来庁されたり、職員が訪問した際の、そういう異常の危険信号といいますか、そういうＳＯＳ的な部分は、常に把握して福祉課が中心となっているわけですが、共有して連携しながら支援するという形になっていますので、それは改めて特定健診にチェック項目を設けるということではなく、全業務にわたって町民の方と接する上で、そういう危険信号を察知して、早くそういう大切な命を守るような取組は、改めて今日の昆議員の一般質問を踏まえて、連携しながら検討、保健福祉関係を中心に検討していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問の答弁に補足させていただきます。

健康長寿課のほうでは、産後のお母さん方に家庭訪問しています。その際に、産後の鬱の問診、きちっとした決められた項目に従って、そのような関わりを行っていますし、高齢者のほうでも独り暮らしの訪問だとか、健康長寿課を中心に訪問しているわけですが、そのような場、それから通いの場での鬱のチェックだとか、あらゆる場でできるだけ行うようにはしております。ただ、大きな健診の場は、これから改めて、その体制、項目の中に若干入っていることもあるのですが、鬱に特化してということは実際行っていないので、その点については今後私どもも相談、連携しながら進めてまいりたい項目だというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　チェックについては、ここの玄関の入り口にもいろんなもの、チラシいっぱい置いていただいて、ティッシュも何か中身も変わったりして、いろいろ努力されているというのはすごく分かりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思うのですけれども、次に、ピアサポートの活用についてお伺いしたいのですけれども、一般的に同じ問題や環境を体験する人が対等な関係性の仲間で支え合うことをピアサポートといいますけれども、ここで鬱病や精神障がいをお持ちの方、自殺未遂をされた方など同士でサポートするというのをちょっと取り上げたいと思うのですけれども、インフォーマルな側面では、例えば喫茶店で定期的に会合を持ってグループ名も持たないでグループ、１人で機関誌を出した

りとか、そういう紙面を通じて仲間を持っている特別に集会を持つことがない活動などもあり、様々なのですけれども、もし個人的に仲間の相談に乗ったり、例えばごみ出しや買物などを手伝ったり、通院などに同行したりというのも立派なピアサポートだというふうに思うのですけれども、フォーマルな側面においては、例えば地域活動支援センターなどの活動の一環として正式に行われていたり、グループ名を持って組織化をしたりというところも、活動もあるのですけれども、このピアサポーターをより活動を活発にしていくことが有効なのではないかと私は思うのですけれども、その辺の町の考えがあればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　今課長が手を挙げていましたが、やっぱり今のような重要な部分は、通告していただければ、明確な答弁がなされると思いますので、今後はその辺も考慮していただきたい。

浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ピアサポートの仕組みに関しては、議員ご指摘のとおりだというふうに私どもも捉えております。今自殺、心の病を抱えている方で当事者の会ということで月１回ちょっと集まって、昆議員さんをはじめボランティアの皆さんにもお力を借りてやっているわけですが、本当に小規模なもので本来のピアサポートというところでは、まだまだ未熟な点があると思っております。

今後、今障がい福祉計画の中でも、やはり新たな改正に向けて国のほうでもピアサポートの位置づけだとか、仕組みづくりに関しては大事なことというふうに私どものほうでも捉えておりますので、今後そこの点については、１つずつ、矢巾町なりに何ができるかというところ、今１点思っているのは、ちょっとテーマは違うかもしれませんが、引きこもりの方々の居場所を何とかつくれないかなというのは、私ども今福祉課を中心にちょっと今いろいろ考えているところです。把握している方が、ちょっと遊びに来ていいよという場所、そこを何とか、そこをきっかけにしてピアサポートが何かの結びつきができないかということを今考えておるところです。一つ一つ、できること、できないことではなくてできることを見つけてやっていきたいなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　引きこもりの件については、最後のほうでもお聞きしようと思ったのですけれども、ピアサポートというのは、今課長言ったのですけれども、非常に心の病に

ついて気持ちの分かる人というのがすごく大事なことなので、私行って、それで提案したかったのが、この間元気回復行動プランというのでウエルネス・リカバリ・アクション・プランというのの当事者会でやられていたということで、自分の取扱説明書、取説をつくろうということで、すごくいい取組だなというふうに思ったので、この当事者会だけではなく、一般でもいろんなところでこれも使えるのではないかなと思うので、心の健康のためにも命を守る、心の健康を守るために、そういうふうな元気回復行動プランというのを広めていっていただきたいと思うのですけれども、お考えがあればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ありがとうございます。今昆議員からありましたＷＲＡＰ、今年職員、この技術を身につけている職員が新採用で入りまして、ぜひ自分も今精神保健の担当をしておりまして、自分の取説をつくろうということで、今回先日行ったところです。今私どももその報告、状況を聞きながら、これを何かしら皆さんにこういうことができるのだよということを皆さんに周知していく方法を考えようねということで、いろんな方法、ホームページもありますが、いろんなユーチューブだとか、今若い世代にこういうメッセージを伝える方法をちょっと進めていければなと思います。本当に議員ご指摘のとおり、これをうまく使っていきたいなということは、私どもも今考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　最後に、皆さんお聞きしたいのですけれども、誰もが幸せによりよく生きることを目指すならば、その個人、個人の理想の生き方があるのだと思うのですけれども、その理想の生き方にできるだけ近づいた生き方ができれば、人は幸せと呼べるのだと思うのですけれども、町では健康長寿を目指して日々施策を実現すべく頑張っておられると思います。それはそれですばらしいことだと思いますけれども、そのことと個人の幸せは別の場合も多くあるのだと思います。町の役目は住民の命を守ることを最重要に考えるのならば、その命がよりよく生きることももちろん考える必要があろうかと思います。そこで大事になってくるのが町民のＱＯＬ、生活の質の向上であります。ただ健康で長生きすれば、このＱＯＬの向上がなるかというと、私はそうはならないのではないかと思いますので、まず最低限健康で長生きするのが必要なのですけれども、ＱＯＬの向上ということを目指すべきだと思い、例えば趣味だったり、スポーツ、音楽など芸術活動であったり、生きがいを見出

すことは、ひいては心の健康にもつながって心身のバランスを保つことにもつながっていくのではないかなと思います。

今のこのようなコロナの状況に思うように皆さんが活動できない、いろいろな活動ができない中でも、私には最も大事なこととして、皆さんに持っていただきたいと思うのは、人を愛し、愛する気持ちというものでございます。私は、これが何より心の健康にいいのではないかと感じますので、ぜひそういう思いも取り入れていただきながら町民の誰もが幸せに、よりよく生きられるような考えの下、施策を推進していただきたいと思うのですけれども、何か考えをお持ちであれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、昆秀一議員の誰もが幸せに、よりよく生きることを目指して、もうやはりこれは私どもが目指していかなければならない。それで、先ほど担当課長のほうからもお答えさせていただいておりますが、心の病の予防対策は、私は３つあると思うのです。第一次予防と、第二次予防、第三次予防と。

まず一つは、一次予防は、心の病、やはり意識の啓発、知識の普及と。それから、二次予防は、やっぱり相談体制の整備をしっかりやっていくと。それから、今三次予防では、やっぱり心の病も含めて引きこもりとか、それから今私どもこれから考えていかなければならない、特にも職場とか何かでの心の病という、今メンタルヘルスの問題なんかもあるわけです。これは労働基準法とか、労働安全衛生法でもあるわけですが、そういったことを含めて職場の復帰支援とか。だから、私は大きく３つの予防対策があるのではないのかと。

そして、やっぱり私は和合、和睦のやっぱり人を許す、もう次に誹謗中傷のこともあるのであれなのですが、許してあげるとか、許し合える、それから慈しむ、寄り添うという、やっぱりそういう和合、和睦の心というものを心の病のあれのためには、本当にこれはすぐ解決できることではないので、息の長い取組になるのですが、これを一つ一つ取り組んでいきたいと。そして、これは市町村だけでは難しい面もあるので、県と一体となって、例えば心の病の24時間ホットラインの相談室とか、もう今現にそういうふうなものもやっているのですが、そういうことをしっかり受け止めながら進めていきたいなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、誹謗中傷しない、させないためにということで質問いたします。全国的に新型コロナウイルスをめぐっての個人情報の特定や、それに伴い誹謗中傷が横行しております。また、インターネット上での誹謗中傷から自殺される方もいる中、その対策が急がれます。町としての対策はどう図られているのか以下お伺いいたします。

１点目、ネット上での誹謗中傷についての被害状況の把握、分析はどう行っているのでしょうか。

２点目、ネット上での誹謗中傷につながりかねない個人情報の取扱いについての見解をお伺いいたします。

３点目、ネット上での誹謗中傷などへの対策はどうなっているのでしょうか。

４点目、児童生徒のネット上でのトラブルの現状と、その対策はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　誹謗中傷をしない、させないためについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、町では、ネット上での誹謗中傷に係る被害状況の把握、分析については、実施しておらないところであります。

２点目についてですが、ネット上での個人情報掲載については、名誉棄損罪や侮辱罪などの犯罪につながりかねない場合もあることから、被害者から町への相談がある場合は、警察との連携に努めてまいります。

３点目についてですが、新型コロナウイルス感染症や災害などの非常時においては、ネット上に限らず、デマや流言による個人への誹謗中傷が発生しやすくなることから、８月７日に発信させていただきました町長メッセージのように強い姿勢により、個人への誹謗中傷を戒める発信を引き続き行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、誹謗中傷をしない、させないためについてのご質問にお答えいたします。

４点目についてですが、最近の傾向として、児童生徒間でのオンラインゲームを原因としたトラブルが目立ってきております。主なものとしては、オンラインゲーム上での言い合いや課金、お金の支払いに関わるトラブルとなっております。学校といたしましては、事実確認と児童生徒及び保護者への指導や約束事を決めるなど、直接的な指導を行っているほか、将来的に使用することになるスマートフォン等の使い方教室の開催や情報モラルの学習の中で家庭でのルールづくりと人を傷つけず思いやることの大切さを学ぶ機会を設けております。

また、教育委員会においても、児童生徒によるネットを介したトラブルの未然防止及びその早期発見、早期対応を図るため、職員によるインターネット上の監視、探索活動、いわゆるネットパトロールを実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　誹謗中傷に関しては、コロナいじめについて学校の教職員に尋ねたある調査では、その約９割が今後いじめが増える可能性が高いと回答しておって、今後のコロナに対する差別や偏見、いじめが危惧されるわけですけれども、ほかにも医療関係者に対してであったり、ただ咳をしている人に対しての差別などがあるようです。コロナは、誰にでも感染する可能性はあるわけですから、本来は感染者を責めるのではなく、励ましたり、温かく接するべきではないでしょうか。文科省でも児童や生徒、学生には、感染した人が悪いのではありません。早く治るように励まし、治って戻ってきたときには、温かく迎えてほしいと呼びかけております。教職員らには子どもを指導する際、感染者や家族を差別しないことに加え、医療従事者や社会活動を支える人たちへの敬意や感謝も伝えてほしいと求めているそうですけれども、また保護者らには、自分が差別を行わないだけではなくて、身の回りに差別につながる発言や行動があったときには、同調はせず、そんなことは止めようと声を上げてというふうに促しているそうです。文科省は、いじめなどの相談窓口として、さっきも町長言われたように、24時間子どものＳＯＳダイヤルのようなもの、新型コロナに関する相談も受け付けているようです。

本町の学校でコロナに対するいじめに関しては、どのような対策をなさって、今後さらにカウンセラーなど、相談体制の充実も図っていく必要も今後あるのかなと思うのですけれども、どのようにしていくおつもりなのかお考えがあればお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、文部科学省のほうでもメッセージを発出いたしましたし、県教委からも、それから町教委からも各学校のほうに偏見等につながることに対しての防止について通知したところでございます。やはり今後感染者が県内で出てきておりますので、いつ身近なところに出るか分からない状況でございますので、各学校、これは当然生徒指導の教師も含めて、担任も含めて生徒の様子をまず見守っていただくというのが一番大事だと思っておりますし、あるいは学校内で生徒同士の会話の中で、何かそういう差別や偏見につながる部分があったら、これもやはりいじめと一緒でございますが、見逃しをしないように学校のほうで引き続き取り組んでいただきたいなと思っております。

あと今年度に入ってからですけれども、各学校の支援員をちょっと増員したところもございますので、やはりマンパワーも含めて学校で取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　誹謗中傷の問題というのは、非常に根深いものがあると思うのです。誹謗中傷される方というのは、現在インターネットという非常に便利なアイテムがあるために、誰にでも手軽にコメントができて、しかも顔が見えずに済む。ですから、誹謗中傷をするほうの側にも知らない間になっている場合も考えられます。これにも十分気をつける必要があろうかと思います。誹謗中傷をする方の心理をひもといてみますと、自己にコンプレックスを持っている場合に、自分が持っていないものによって人気を集めていたりする人がいると、余計誹謗中傷に走るのだそうです。これは、嫉妬心にもつながり、やがてその嫉妬心からの誹謗中傷が激しくなると、犯罪まがいの行為にまで及ぶおそれがあるのだそうです。そして、それをさらに重ねることで、その誹謗中傷から自分によい快感を与えるようになってきて、加えてそれに反応してくれるために注目してもらっていると勘違いしてやめられなくなる。

人をむやみに傷つける誹謗中傷は、決して許される行為ではありません。では、どうすればそういう人をなくせるのかということ、ネット上の誹謗中傷する人に限って言えば、そういう誹謗中傷する側に立つというのは、ネット依存に、先ほどもオンラインゲームでの言い争いなんかもありましたけれども、仮想現実というか、そういう現実としての行為をしてい

るという意識の欠如があるのではないかなと思うのですけれども、ネット依存にならないような対策を取る必要がますます必要になってきます。これは、精神の病気ですから、先ほど言ったように、専門的な治療が必要になってくる場合も考えられます。そういうところをつなぎやすい体制をしっかりととって、ネットリテラシー教育というのも必要になってくるので、ネット依存に陥らない対策というのを町としては、今どのように取っておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、ネットに関することはますます増えていくことだと思っておりますので、特に中学校を中心にして病院の精神科の先生に来ていただいて講義をいただいておりますけれども、やはり講義の中でも、まだ中学生も含めて発達途中だということで、そこをちゃんと子どもたちにも理解してもらって、だから今これ、何をやらなければならないのかということを病院の先生からご講義いただいておりますけれども、それに加えて教育長答弁でも申しましたが、最近はゲーム、オンラインゲーム、通信をしながら会話をしながらできるということで、そこでの言葉遣いだとか、そういった部分ももしかすると誹謗中傷につながってくる可能性がありますので、これも生徒指導の中で学校で取り組んでいただいておりますが、やはりこれは学校だけでは無理でございます。実際家庭でもゲームをどう与えるか、例えば時間を決めて、ルールを決めてやるとか、そういうことを含めて対応していかなければならないなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　それから、資料でお示ししたように、ネット上で誹謗中傷されたら冷静に対処していくことが大切で、最終的に専門家に相談して、それ以上広げないということが大切なのですけれども、それを自分で全部できればいいのですけれども、やはりそこは早期に専門家に相談して、資料でお示ししたように、ＩＴに詳しい弁護士を町でも紹介できるような体制が取れないものでしょうか。

以前私もいじめの問題で町でやっている法律相談のほうを受けたことがあるのですけれども、金銭的なものだったり、法律的に対処するにはハードルが高くて、結局そのまま泣き寝入りということが多くありました。いまだにその頃の誹謗中傷が続いているところもあるの

ですけれども、しっかりとそういう専門家のＩＴに詳しい弁護士なりに相談できるようにしてもらいたいと思うのですけれども、そこのつながりはどうなっているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

直接今ＩＴに強い弁護士というところでの相談体制は整えてはおりませんけれども、法務局のほうでやっている人権相談の部分でもネットに関する相談を受け付けております。１年ほど前でしたか、私ちょっと盛岡の法務局のほうに相談に行ったのですけれども、その際も、やはり誹謗中傷があった場合の対策として、法務局も一緒になって削除とかの対応をしてくれるということでございますし、あと実際程度がひどいものは警察のほうに相談という、やっぱりそれぞれ２つの、町としては２つ大きく分けて相談体制があるなと思ったのですけれども、ここを使い分けながら対応していきたいなと思っておりますので、それについて学校のほうでも法務局あるいは警察に相談する際は、教育委員会と一緒になって相談していくというところを確認しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　そこで、町には顧問弁護士というのがいらっしゃると思うのですけれども、今年度の予算では、一般管理費の中に顧問弁護士委託料66万円、これはそういうふうな相談には使えないのではないかなと思うのですけれども、町に対してのインターネットの被害というのは、こういうふうな顧問弁護士で利用ができると思うのですけれども、できれば町民に対する不利益が出た場合、そういう顧問弁護士の相談もできるような形というのが必要、今後インターネット社会のトラブルを考えた場合には必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、現在の顧問弁護士のネットの見識というのは、どのようになっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　ただいまのご質問でございますが、現在顧問弁護士につきましては、長い間同じ方をお願いしておりまして、年齢的にも60代でございまして、正直ＩＴ関係は詳しいかどうかということまでは直接問い合わせたことはございませんが、若い方よりはちょっとやっぱり弱いのかなとは想像されます。おっしゃるとおりで今後こう

いったＳＮＳとかに関係する部分で、それからＩＴ関係で各種法律的な部分の相談が必要になるケースは十分想定されますので、そういった部分について強い弁護士の方を弁護士会等々相談させていただきながら、そういったご相談に乗っていただけるかどうかというところからまずは始めたいと思っておりますので、今後の検討とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず、今後必要になってくるので、それを進めていただきたいと思います。

それで、興味深いオンラインニュースの文章があったので、ちょっと長いかもしれないのですけれども、一部紹介させていただきたいと思うのですけれども、今年の５月恋愛リアリティ番組「テラスハウス」に出演中だった女子プロレスラーの木村花さんが自殺されました。ネット上での過激な誹謗中傷が原因と言われております。この事件以降、今まで野放しの状態であったネット上の誹謗中傷に対して、もっと厳しく取り締まるべきだという声が増えております。

なぜ人は悪口、誹謗中傷が好きなのでしょう。明らかに相手に精神的ダメージを与える行為なのに、どうしてやめられないのでしょうか。悪口を言う人の心理としては、アメリカの心理学者であるレオン・フェスティンガーの言葉にもありますように、人間はついつい他人と自分を比較してしまう生き物で、特に日本人の場合は、集団での輪を乱さないためにも他人の顔色をうかがう、他人の行動や言葉に目を光らせ、自分と比べるなどの傾向が強いと言えます。コロナウイルス流行に伴って現れた自粛警察と呼ばれる人たちも、自分は自粛のルールを守っているのに、それを守ろうとしないやつがいるという怒りが行動の元になっております。つまり他人と比較してしまう心理が原因になるわけです。人間は、他人と自分を比べたときに、自分が優れていると優越感を抱きます。その逆に自分が劣っていると感じるときに劣等感を抱きます。劣等感は、強烈なネガティブ感情なので、それを何とか払拭したいという衝動に駆られる。それを悪口や誹謗中傷という形で発動したくなるのです。

それで誹謗中傷する方というのは、自己肯定感が低いという方がおられます。自分の考えや行動に自信が持てる方は、そういうとやかく言われても、その考えや行動は揺るぎません。相手と自分を一々比較することもなければ、悪口を言うこともなくなります。ここまで理解できると、もしみんなの周りに悪口好きがいたとしても、自己肯定感が低い人だと思って、

残念な人だなと上手に聞き流すことができるはずです。結果、まず悪口を言うことが癖になって、なかなか改善しづらい方というのは、悪口をこれも精神的依存症なのだと思います。ですから、悪口はストレス発散になると思っているところもあるかもしれませんが、悪口はストレスを増やします。最悪の場合、脳を傷つけ、寿命を縮める危険性もあります。東フィンランドの大学の研究によると、世間や他人に対する皮肉、批判度の高い人が認知症のリスクが３倍、死亡率が1.4倍も高い結果になったそうです。悪口を言うと、ストレスホルモンであるコルチゾールが分泌されます。コルチゾールというのは、ストレスを感じたときに放出されるホルモンでドーパミンの逆、ドーパミンは快楽を得るのですけれども、悪口を言っているときにはストレスを感じているということを知っていただきたいと思います。

よく悪口を言うネガティブな印象を受けてしまう人は、いつ自分にその矛先が向かうか分からないので、周りの人たちは悪口を言う人を信頼しないのです。ですから、長々と申し上げましたけれども、誹謗中傷しないためにはどうするかということでお話ししたわけですけれども、皆さんしっかりと聞いていただいたと思いますけれども、今お話ししたことを含めてここにいる方から、そういうことをぜひ実践していただきたいなと思います。特に教育の現場、このことをさらに実践していただけるように指導していただければと思いますけれども、見解があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私のほうからお答えさせていただきます。

まず、誹謗中傷しない、させない、これはしっかりと教育しなければいけないと思います。ただ、私違う面で学校のほうに教育、私自身もしてきたことをお話しさせていただきます。それは、この間テレビで放映されました実際岩手県であった事例の中で、住宅、その方が会社の実名を上げました。その途端に２日間で100件の誹謗中傷の電話、メールが来たそうです。ところが、次の日に県で知事が会見をしました。その後に、花束が届いたそうです。その花束とともに、今あなたたちに必要なのは、この花束と優しい心だと、私たちはいつどうなるか分からない、私たちも感染するかもしれない、そういう気持ちで私たちは対応していきましょうと、そういうメッセージがそこから増えていったそうです。今私たちに必要なのはそれだと思います。

日本人には優しい心と大切な言葉があります。優しさというのは、「痩し」という言葉から生まれました。ほかの人とその人の思いを考えるときに、自分が痩せ細るほどその人のことを考えてあげる、それが優しい心の語源です。これは日本人の原点だと思います。これを

もう一度教育現場で、今議員おっしゃるとおり、学校現場で改めて子どもたちに教えていかなければいけない。誹謗中傷しない、させないではなくて、優しい心を持ち、自分たちの日本人としてのそういう根本のところをもう一度子どもたちに再教育していきたいなと、呼びかけていきたいなと、そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、間もなく１時間経過しようとしてございますので、ここで暫時休憩といたします。

３密回避のためにも窓の開放もお願い申し上げます。

再開を11時５分といたします。

午前１０時５５分　休憩

――――――――――――

午前１１時０５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、昆秀一議員の３問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、農業と食について質問いたします。

本町の基幹産業は、農業であると言われておりますが、高齢化などにより、農業経営に不安を感じる方が多くいらっしゃいます。農業は、私たちの体をつくる食にも深く関わるものであります。その農業と食の関係をしっかりと構築していくことが今後も求められますことから以下お伺いいたします。

１点目、まちづくりを進める上での農業の在り方への見解をお伺いいたします。

２点目、農業と食の関係についての考え方をお伺いいたします。

３点目、食育の現状についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　農業と食についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、本町では農業を基幹産業として位置づけているほか、農業には自

然豊かな景観、食を通じた文化の形成、人と自然をつなぎ、地域の活性化に資するなどという側面があり、これからの農村地域の活性化や都市と農村が共生する田園都市であります矢巾町の将来を担う人材の育成にも重要な役割を果たすことから、農業はまちづくりに欠かすことのできない重要な産業と捉えております。

２点目についてですが、農業と食の関係をしっかりと構築していくことは、重要なことであると認識しております。そのためには、食の根本である農業について学ぶことが大切であり、特にも児童生徒等には、食に関して心身の健康の増進と豊かな人間形成につなげるため、学校給食などの機会を通じた食育を積極的に行っていく必要があると考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　引き続き、農業と食についてのご質問にお答えいたします。

３点目についてですが、小学校６年生の食育事業において、地場産の米や野菜、みそを使用した献立作成を行っており、その際、その月によく収穫される地場産の野菜等を紹介し、町内で多く栽培されている作物を知る機会としております。

また、栄養教諭がいろいろな農産物の産地を訪問し、その様子をまとめた壁新聞を作成して、各学校に配布することで生産者の方の工夫や苦労などを伝えております。

さらには、小学校では、生産者の方と一緒に給食を食べる機会を設け、直接子どもたちと触れ合いながら作物の生産にまつわるお話をいただくことで農業についての理解と交流を深めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　農業と食育というのは、深く結びついていると思うのですけれども、食育について計画の位置づけとして、第２次健康やはば21に基づいて、平成29年度に第２次矢巾町食育推進計画が策定されて、その推進を図っていると思うのですけれども、その計画の中で食の循環や環境を意識した食育の推進というものがあり、農産物の生産、流通等における体験学習を推進するとしております。農業の体験学習については、各学校で行われているようですけれども、それを小中学校を卒業してからは、どのように農業についての魅力を伝えようとしているのでしょうか。

何事もそうなのですけれども、そこで、小中学校で興味を持ったとしても、それを引き続

き農業に関わることができる環境をつくっていく必要があると思うのですけれども、それからもう一つ、都会の若者を呼び寄せるには、農と食をより距離を近くする環境もつくっていくべきだと思うのですけれども、そこら辺どのように町としてはお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ただいまお話がありました学校等では食育ということで学習等で取り組まれておりますけれども、卒業後、なかなか今度は農業のほうにいろいろ触れ合うことができないという状況も確かにあるかと思います。農業をできる環境ということで町のほうとすれば、先日もホームページを通じて問合せがありましたけれども、町内に市民農園はないのかというような話がありました。町内には今のところ３か所市民農園があるのですけれども、そういったところを紹介しながら、やはり食と農について興味のある住民の方がいれば、積極的にそういったこういう農業ができる場所があるよとか、そういったものも結びつけながら興味を持っていただくような施策をとっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　食育推進計の中には、地元食材の魅力を伝えて、地産地消を促進するともあります。そのことについて町として地元の食材の魅力をどこをどのように、主に誰に向かってしようとしているのか、ターゲットというところ、具体例があったらお示しいただきたいと思います。

例えばズッキーニ、先日レシピのコンクールというものが地域おこし協力隊の方やられておりましたけれども、それはそれですばらしいことだと思うのですけれども、地産地消を進めるためには、やはり生産者と消費者の顔が見える関係をつくっていく必要があるのですけれども、今新住民という方が増えているかなと思うのですけれども、もっと積極的に矢巾町の農産物をＰＲ、町民に対してしていくということは、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　いろいろ対外的な取組としてＰＲのほうは、ご存じのとおりイトーヨーカ堂とかを通じまして首都圏方面、あちら方面とかにＰＲはさせていただいておることもありますけれども、町内産地産地消に関しましては、近場では、今さっきお話があ

りましたとおり、ズッキーニのレシピコンクールとか、そのほかにもつい最近行ったことなのですけれども、ＩＧＲの青山駅で矢巾町のズッキーニとか作物を使ったものをレストランで提供するといったような取組もやってございます。そういった場所にも、やはり生産者の方が直接出向いて、生の利用者の声を聞きながら、どういったこれから生産していく中で生きていくかということも学びながら生産者の方と消費者の方、そういうことで寄り添いながらやっているというような事例もございます。そういったことをこれからも拡大しながら、特に町内産のものをできれば町内の方に食べていただく機会をより多くとっていただくような施策を今後とっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、食の安全につながる減農薬、減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業の取組についてお伺いしたいのですけれども、農薬については、虫を殺して草を枯らす農薬が野菜とそれを食べる人間に対して全く害を及ぼさないということは考えられないわけですけれども、現在使われている農薬でも使用法を誤った使い方をすると、害最も及ぼすものもあると言われておりますけれども、もしかしたら中国の輸入ものなんかだと、そういう農薬が使われている可能性もあるわけですから、この安全と言われている農薬でも土壌の微生物の影響、自然の生態系への影響を考慮すると、その使われ方、使い方に注意が必要だと思うのですけれども、そこら辺の指導徹底というのは、農協さんとか等もやられているかと思うのですけれども、例えばこれから川村よし子議員も質問されるのですけれども、公園など子どもの遊ぶところにも使用法をもっともっと吟味する必要があると思うのですけれども、そこら辺の農薬の使用法についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　直接町のほうから農薬の使用の仕方について指導することは今のところないのですけれども、農協を通じてその辺は周りに影響が及ばないような農薬の使用の仕方、その辺も指導を徹底するように町からお話をさせていただきたいというふうに思っておりますし、使い方いかんによっては、やはり農薬も危険なものだという認識を、やはり農産生産者の方に理解していただくような、その辺の考え方については、町からこれはお話を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　それから、まず安全も第一なのですけれども、新しい取組として先日テレビでニュータイプ農業という言葉を耳にしたのですけれども、栃木県の日光市の吉原ファームは、野菜を農薬肥料を使わずに食チョクサイトというインターネットで販売して、自分で出品、自分で発送、値付けは農家が委任して、安さだけではなく独自の付加価値を見て購入してもらう場合もあると。紫波町でも何かこの間、先日ネットで販売というのを始められているということで、それから大阪府の和泉市の木下ファームでは、バッグ栽培といって有機質の詰まった肥料袋、バッグに直接トマトの苗を植えて、カツオや昆布エキス、有機質を使った肥料を使用する栽培方法をとっているのだそうです。このように今までの常識を破ったところの新しいアイデアから生まれる農業がニュータイプ農業と言われております。

　農業においても温故知新とも言われますけれども、やはり古きを温めてばかりではなく、新しいものを知るという試みももっともっとしていくべきだと思いますけれども、そこら辺も農協さんとも連携しながら推進していく必要性が大いにあると思うのですけれども、そこら辺の考えについてあればお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　やはりいいものはいいものとして認めてもらうためには、やはり産地間競争というものが出てくると思います。そういった中で高付加価値のある作物を作っていくためには、やはりほかから認められるということで、ＰＲ、今お話ありましたネットを通じたＰＲによって直接ネット販売するということも一つの手法かと思います。そういった高付加価値のある農作物を作れるような環境をつくっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

　昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、学校給食についてなのですけれども、学校給食の献立表を今学校で家庭には配っていると思います、もちろん。町のホームページにも掲載になっていると思うのですけれども、以前スーパーに献立表を置いているということをお聞きしたのですけれども、これは大変いいことだなというふうに思っておりまして、今現在どうなっているのでしょうか。ぜひこういうことをもっともっと継続して広めていくべきではないかと思いますし、例えば献立表の横にレシピがあったり、食材をそろえておいて買いやすいようにすれば、町産食材の普及にもつながるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

私もかつてスーパーとかで学校給食の献立が貼られていたというお話は聞いております。実際に目にしたことはないのですけれども、ただお客様は今日の献立は昼の給食とかぶらないようにできるからとてもいいなというような、そういったお話もあったということも聞いております。なぜそれをやらなくなったかという経緯はちょっと分からないのですけれども、今昆議員がおっしゃったことは、本当にいいことだと思いますので、今後スーパーとか小売店とか、ちょっと相談してみて、掲示できるものであれば、掲示できる方向でちょっと取り組んでみたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ぜひそういうふうな取組、どんどん、どんどん進めていただいて町産食材を使っていただくようにしていただきたいと思います。

そして、先ほど市民農園の話ありましたけれども、似たような形で体験農園というのがあるのですけれども、農業公園と言われるものでしょうか、農業公園というのをご存じの方もおられると思うのですけれども、農業公園というのは、自然との触れ合い、園芸、造園、農業への理解と食育を目的としたレクリエーションの場として整備されている施設です。その中に作付から収穫までの農作業を体験できる体験農園、市民農園みたいなものだったり、農業栽培や植木の手入れなど、様々な講習会を行う実習農園、見本庭園となるガーデンエリア、それからバーベキューなどで遊べたり、例えば軽トラ市などでできる自由市場など、公園に集う人々によって花と緑が町内全体に広まることを目指せるものでございます。こうした町民と農をつなぐ取組を行うことで農業への理解が少しずつ深まって、関心が高くなっていくのではないでしょうか。例えば親子でそういう実習だとか参加してもらうとかすれば、将来の農業に関わる仕事がしたいと思える機会にも少なからずつながるのではないかと思います。

それを例えばそこの旧矢巾中学校跡地などにつくってみてはどうでしょう。すごくいいことではないかなと私は思います。くつろげる公園も矢巾町にはあまりないと言われております。農業公園は、田園都市としての矢巾町の中央部にふさわしい施設ではないかと考えるのですが、農業公園についての町の考えについて、特に旧矢巾中学校跡地に農業公園の提案は、

私はうってつけだと思うのですけれども、ぜひ前向きに考えていただけないでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今体験農園、農業公園のお話がございました。今先ほどお話しした市民農園の３か所の１か所は、キャンプ場の隣にございまして、そういったキャンプ場とレクリエーションをしながらコラボができないか、そういったことも今ご提案がありましたことを念頭に入れて今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上、私のほうから体験農園のことについて答弁させていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　農業公園を矢中跡地に実施してはどうかというご提案でございますが、そういったことも一つの意見として承りつつ、議会の皆様でも何かご意見を集約したいというお声もあるので、そういったものを一つの候補として考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、４問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、次世代を担う若者に対する支援をどうしていくのか質問いたします。

今までは、次世代への支援というと、少子化対策などの育児支援や子育て支援という概念が強かったという印象があります。次世代への支援に関しては、いかに現役世代がスムーズに次の世代に社会を受け継ぐかが大事になってきます。そこで、本町としてどのように次世代を担う若者を支援していこうと考えているのでしょうか。その視点が大変重要であるとの考えの下、以下お伺いいたします。

１点目、現在の若者の将来ビジョンに対するニーズをどう捉えているのでしょうか。

２点目、本町の次世代育成支援対策推進法による行動計画については、どう進められているのでしょうか。

３点目、これからの将来を担う若者など、子育て世代のワーク・ライフ・バランスに対しての見解をお伺いいたします。

４点目、子どもたちの地域愛を育む教育は、どう行っているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　次世代を担う若者に対する支援をどうしていくのかについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、本町でも参加しております県内の産学官の取組による調査において、県出身の若者の約７割が県内での就職を希望しており、地元で安定した生活を営むことが彼らのニーズであると把握しております。一方、その４割近くが県内に本社を持つ企業を１社も知らないという状況であることも分かっております。町といたしましては、若者に対し、地元で働く環境があるということを知っていただくことが必要であり、このために産学官の連携をさらに促進させ、若者と企業のマッチング支援を充実させてまいります。

３点目についてですが、近年ワーク・ライフ・バランス、いわゆる仕事と生活の調和が実現した社会としてやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても多様な生き方を選択、実現できる社会が望まれております。その実現のためには、子育て世代の方々が育児の時間を増やし、家庭生活の比重を高めることができるように子育てしやすい職場づくりを推進していくことが求められております。このことから企業や労働団体への情報提供や制度の周知を図っていくほか、多様なニーズに柔軟に対応できる子育て支援事業の充実に取り組む必要があると考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　引き続き、次世代を担う若者に対する支援をどうしていくのかについてのご質問にお答えいたします。

２点目についてですが、次世代育成支援対策推進法による本町の次世代育成支援地域行動計画は、平成17年に策定しておりますが、平成27年度からは、策定が任意となりました。法律が求める内容を包含したものとして、矢巾町子ども・子育て支援事業計画を策定し、現在の第２期計画についても、同様の位置づけとしております。計画においては、町の将来を担う子どもたちが主役となる未来に向け、地域とともに夢を描き、共に創造し、羽ばたいていけるようなまちづくりがなされるよう願いを込め、「次世代にはばたけ矢巾～夢・未来・創造　次世代（あなた）が主役のまちづくり～」を基本理念に掲げ、事業計画を推進しております。

主な施策として、保育サービス等の地域における子育て支援の充実、切れ目のない妊産婦、乳幼児への保健対策や子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備、要保護児童へのきめ細やかな支援体制の整備等、子どもとその家庭を地域全体で支えていく取組を進めております。

４点目についてですが、各小中学校では、生活科や社会科、総合的な学習の時間等において、地域愛を育む教育を行っております。小学校においては、矢巾町に焦点を絞った学習として、町教育委員会が発行している社会科副読本の「わたしたちの町やはば」を活用しているほか、町探検や地域の商店、施設の訪問、町の特産品であるズッキーニ栽培や稲作の農業体験などを通して、地域の方々からの支えや地域との関わりを認識することで地域への愛を感じる児童を育成しております。中学校においては、岩手のために働く先輩からの講話や地元企業での職場体験を通して、地域の人々との交流を図り、地場産業への思いや地域への理解を深め、生徒自身がよりよいふるさとを築くために何をすればよいのかを考えることで地域愛を育む学習とともに、自らの進路実現に向けた取組を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　若者のまちづくりへの参画についての町の基本的な考えをさらにお伺いしたいのですけれども、まず若者がまちづくりをするための下地づくりとして町のことをよく知ることが重要だと思います。そのために若者が町のことを知るには、町としてどのようなことを行ってきているのでしょうか。例えば若者だけで町内のいろんなところを巡る矢巾町を知るツアーのようなものを企画してみてはいかがでしょう。そのツアーでは、若者同士の交流や仲間づくりなど、就職しても矢巾町にいたい、一旦矢巾町から出ても、また矢巾町に戻ってきたいと考えるきっかけにもなるのではないかなと思うのですけれども、矢巾町の魅力を改めて若い人たちに知ってもらうような、そういう企画というのはいかがでしょう、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

非常に難しいテーマかなと思うのですけれども、まず高橋町政に入りましてから、町民懇談会や御用聞き隊、あと町民懇談会、コミュニティワークショップといった形の中で、これまで約900名の町民の皆さんからご意見などを賜る機会をいただいております。しかし、あ

えて若者が活躍できるまちづくりといったようなテーマにしてコミュニケーションをとらないと、若者の意見が実際に反映されないという実態がございます。今昆議員さんからご指摘あったようなこと、非常に有効なものなのかなというふうに私は受け止めました。

また、そういったあえて若者を集めて話合いをしても、どっちかというと即時的な行政需要を述べる傾向がありまして、どうしても町に対する要望レベルというものが多くて混沌とした全体意志の中から自分の利益を若干主張しているようなケースが多くあります。もちろん本町といたしましては、そういう意志も意見も十分に耳を傾けて大切にしていかなければいけないなと思っているのですが、若者が他者の利益を考えて行動して政策提案をするということは、議員おっしゃるとおり町を知るということがすごく重要だと思います。そうした意味でそうしたツアーも積極的に検討してみたいなと思いますし、またコロナウイルス感染症の拡大によって実践できていないのですけれども、町内外の大学や高校、あと若者グループに声をかけて、政策提言のコンテストなどを行って、実際にそれをまちづくりに反映させていきたいなと思っております。今後のこの次の質問とかであるのかもしれないのですけれども、ＪＫ課の資料なんかにつきましては、根底では同じようなことでつながっているのかなと思いますので、貴重なご提言といたしまして、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ＪＫ課の話、鯖江市のありました資料にもおつけしていたのですけれども、まずそのままやる必要はないと思いますし、ＤＫ課でも、男子高校生でもいいですし、何かそういうふうに若者を取り入れるような形というのは、斬新なものというのも必要ですし、新しい試みというのも徐々に入れていきながら古きも温めながらやっていただきたいと思います。

加えて高齢者意向、まだまだ若い先輩方というのも活躍は目覚ましいものがあるのは承知しているわけですけれども、これも今まで私も言っているのですけれども、今後次世代を担う若者が、やはり先頭に立ってまちづくりをしてもらう必要が絶対に必要だと私は思うのですけれども、そこをしっかりと年配者から若者へバトンやたすきを受け継ぐ方法をとっていかないと、いつまでも年配の先輩方が第一線でまだまだ若い者には任せられないと頑張っている気持ちは、非常に大事だとは思うのですけれども、本当にこの町の将来を考えた場合、

若者のサポートにぜひ回ってもらって、十分にその知識や見解を生かしていただく体制が私は必要だと思うのですけれども、何か町としてバトンタッチの仕方というか、そういうふうなことというのは、考えておられるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

昆議員からのご指摘、本当に全く重要なことだと思います。若者の意見を取り入れつつ、なおかつ現役で今ばりばりで頑張っている皆さんの意見も大切にし、それをまちづくりの文化として引き継いでいくということは、町勢の発展に必要なことだと思っております。今矢巾町で取り組んでおりますフューチャーデザインの考え方というのは、まさにそういったところを含んでいるのではないかなと思います。この考え方を取り入れたときに、例えば今現役でばりばり頑張っている方々も若者も実は同じような視点に立ってまちづくりを考える機会になっております。まだまだ広げていかなければいけない部分というのは多いと思うのですが、そういったところを地道に、そしてみんなにＰＲすることによって巻き込み型のまちづくりといったところで今後展開していきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　若者支援の中でも少子化、子育ての支援についてもお伺いしたいと思っていたのですけれども、若者が活躍するためには、特に子育てに真っ最中の方たちの意見というものが重要になってくると思います。そこで先ほど申し上げたワーク・ライフ・バランスについてお聞きしたいのですけれども、子育て期である、子どもさんがまだ小さくて病気がちとか、例えば障がいをお持ちの方がいるとか、母親が有能な方であっても仕事に出られないこともあろうかと思いますけれども、これは社会にとって大きな痛手になるだろうと思うのですけれども、そこのところやはりその親、特にもお母さんに対する支援をより丁寧にしていく必要もあろうかと思いますし、男性の育児参加も含めて、矢巾町としてこの子育て世代に対するワーク・ライフ・バランスについての支援についてはどのようにお考えなのか改めてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まず今ワーク・ライフ・バランスのことについては、もういつもお話ししていることなのですが、雇用対策は、これはもう国のい

わゆる仕事なわけでございますが、その中でワークと、そしてライフバランス、ライフ、生活。まず、法律的にいうと、男女雇用機会均等法というのがあるわけです。それから子育てのためには育児休業とか、また介護に関するいろんな法律もあるわけですが、だから私どもといたしましては、今お話あったワーク・ライフ・バランス、このことについても町だけでできることではないわけで、これはもう盛岡広域、県、国と一体となって取り組まなければならない。ただ、今お話あった若者によるまちづくりと、これは私は非常に大切なことだと思っておりますので、今新型コロナウイルスの関係で町民懇談会、ちょっと今開催を遠慮させていただいているのですが、もう町民懇談会みたいな、今はあれは町民懇談会なのですが、もうちょっとあれして、若者との懇談もできる、そしてそういうところからいろんなご意見、ご提言をお聞きできる機会も創設していきたいと、こう考えております。

何よりも、やっぱり町民の皆さん方、若者の声をしっかり受け止めて、それを政策に反映できるような体制をとっていかなければならないということは、もう常日頃考えておるところでございますので、ただいまご指摘いただいたこともしっかり受け止めながらこれからの町政に反映できるように対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ワーク・ライフ・バランスの一部として、働きたいけれども、働けないという方に対して、本町においてはファミリーサポートセンター事業というものを始めております。本来であれば、子どもはお母さんがずっとついてあげられればいいのでしょうけれども、おばあちゃんとかに見てもらえればいいのでしょうけれども、そういう環境にない方が多数いらっしゃると思います。ですから、このファミリーサポートセンター事業は、私非常に期待しておるのですけれども、このファミリーサポート事業の中身について、できればちょっと進捗状況等をお伺いしたいと思いますし、またお預かりしたお子さんに対して何かあった場合に、賠償責任保険などに入るだろうとは思うのですけれども、そこは幾らお金をもらっても、子どもの命と引き換えにはできないところがあるので、やはり有償のボランティアであっても、しっかりと専門の技術をしっかり習得するような形を、不安を解消できるようにしていただきたいと思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、矢巾町で今「全世代にやさしいまちやはば」宣

言、実はこのことについては、もう８月か９月ということでいろいろ考えておったのですが、今こういう状況なのであれですが、いずれゆりかごから介護までの全世代に優しい、今ファミリーサポートセンターも含めて、やっぱり地域と包括ケア、そういったものを全世代にしっかり対応できるような体制を構築していきたい。その一環としてファミリーサポートセンターも考えたわけでございますので、いずれ今ご指摘あったことについては、全世代に優しいというのは、イコール子育てにも優しい、または若者とか女性にも優しい町と、全てにつながるわけでございます。だから、そういったことをやはり私どもは、先ほども申し上げたのですが、いろんな町民の皆さん方のお声をお聞きしながら全てのことは全部できるわけではないのですが、一つ一つ解決しながら形をつくっていきたいと、そのための地域包括ケアシステム。

そして今度もう話がちょっとあれなのですが、町民センター食堂、ここもやっぱり全世代型の、特にもお年寄りさんたち、認知症の関係の方々、今考えているのは、矢巾町エンジョイ交流センターとしても親しまれる施設にしていきたいなと思っておりますので、ワーク・ライフ・バランス、このことを踏まえながら対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　サポートセンターの進捗状況に対しての質問にお答えさせていただきます。

ファミリーサポートセンターは、今年度準備を始めることになっていまして、今の状況ですけれども、説明会を２回開催しておりまして、参加者は２回で20名ほどになっております。10月に説明会に参加した方で、賛助会員、有償ボランティアをやっていいというふうな人に対して研修を計画しておりますけれども、今のところ数名がボランティアに手を挙げていただくことになっております。

そしてすみません、コロナの関係でこの事業はちょっと遅れているのですけれども、来年早々に、今年度中に開始できるように今取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　分かりました。何か今ホームページでその募集のほう、募集していて15名とかと書いているような気がしたのですけれども、まず来年度からよろしくお願いし

たいと思います。

子育て世代ばかりでは、若い方たちはいるわけですけれども、いろんな事情をお持ちの方がいると思います。自立したくてもできない人、いわゆる働きたくても働けない方、病気や障がいを持っている方、人とのコミュニケーションをうまくとれない方、いろんな事情で自立できない人がいるのですけれども、その諸事情にあった支援が必要になってくると思うのですけれども、そこでそういう若い方たちが必要な支援に結びつくための体制が整備されることが重要で、そこで若者の支援というのは、地域との結びつきというのが大変重要になってくると思うのですけれども、支援、育成というのもちょっと違うような、むしろそういう言葉ではなく、若者と大人が共につながり合いながら生きていくという、どういう地域にするかを一緒に考えていくということが大変重要なのだと思いますけれども、そこを財政事情があるのでお金をかけないでどういうふうにするかというところを若者と考えていければいいなというふうに思うのですけれども、本人や家族が困っているときに、しっかりと地域で支える、地域と若者がしっかりとつながるためには、町としては何が必要だと今考えているでしょうか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　ありがとうございます。何が町として今大切なのかというようなことでございますけれども、まずエン（縁）ジョイネットワークに参加した方々からお話を聞いたり、コミュニティワークショップに参加した方からのお話を伺ったりしますと、やはり若者がここの場所に積極的に参加することに面白みを感じないというようなことを言われるのが一番多い意見だと思っております。町としては、せっかくつくる、今度町民センター食堂のところをエン（縁）ジョイネットワークセンターとして活用しつつ、かつ公民館の活動をもっとコミュニティを中心に活性化させることによって若者が違う目線で主体的に地域に入っていけるような環境をつくっていかなければいけないと思っております。

本町のコミュニティ条例につきましては、自治会の在り方というものを明確に書いているのですけれども、今コミュニティと言われている部分には支援型のコミュニティ、これがいわゆる自治会に当たると思います。目的型コミュニティ、これは何々をしたいからここへ集うのだといったような方々が目的型コミュニティ、あるいは電子型コミュニティといってＳＮＳを通したコミュニティもコミュニティの一つだと言われています。

そういった中で若者がそのようツール、コミュニティに参加する機会を促進しつつ、地域

の中で活動させ、従来からの支援型コミュニティといかに組み合わせていって地域包括的なことができていくのかというのは、将来にとって本当に重要なことだと思いますので、町としては、そのコミュニティを活性化することによってそういった関係性を築いていきたいなと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　そのためには、やっぱり地域のリーダーというのの育成が大変必要になってくると思いますので、そこら辺も考えながら進めていただきたいと思いますので、所感があればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　ありがとうございます。地域のリーダーの育成というのは、本当に重要だと思っております。各地域の中で主体的に頑張ってくれるという人は、そうそう数多くはございません。そういった中で、本当にコミュニティのリーダーになる人、ただ役割を押しつけられたからということではなく、主体的な生活者となってくださるような方と町として協力していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ございませんか。よろしいですか。

（「ありません。ありがとうございました」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。

ただいまの時刻、ここの正面の時計で11時50分となっております。次の質問に入りますと、ちょっと時間が半端になりますので、少し早いわけですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開を12時50分といたします。よろしくお願いします。

午前１１時５０分　休憩

――――――――――――――

午後　０時５０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、５番、村松信一議員。

１問目の質問を許します。

（５番　村松信一議員　登壇）

○５番（村松信一議員）　議席番号５番、矢巾明進会、村松信一でございます。それでは、質問の１問目、空き家の有効活用及び問題点の対応について町長にお伺いをいたします。

昨今、田園回帰という流れがあると言われております。総務省の調査では、過疎地域における人口移動について、若い世代で地方への移住の動きが見られ、内閣府による東京在住者の今後の移住に関する意向調査においても、約４割の人が移住を希望する旨の意向が示されています。

こうした中､全国的に自治体を中心とした空き家､空き地バンクの取組が広がりつつあり、都会からの移住者に対して空き家と隣接する遊休農地をセットで提供するなどの事例もあります。空き家は、上手に使えば、地域の資源となるものであり、地域の合意形成の中でこうした資源を活用していくことで地方創生や地域の活力の維持、向上につながることも期待されることから、地域再生法の一部を改正する法律により農村地域等への移住を促進するため、農地付空き家の下限面積要件が引き下げられるなど、空き家の有効な活用が期待されております。

しかし、一方で長年空き家となっている場合、経済活動上の不利益と植栽等の放置による繁茂、衛生害虫の発生や猫等の小動物の住みつきによる衛生環境の悪化、不法侵入や不法投棄による治安の悪化の問題が懸念されます。また、劣化により建物が倒壊する危険もあります。

まちづくりの視点から見ると、こうした空き家が多ければ地域全体の資産価値が低下し、転入者が減少し、町の活気や魅力も失われることとなります。このような状況への対策として、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。この法律を根拠に自治体による空き家対策の権限が強化され、最終的には行政代執行により強制的に空き家を取り壊すことも可能となりましたが、さらに本町では適切な管理等が行われていない空き家等に対する措置に関し、必要な事項を定めた矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例を制定し、令和元年９月１日から施行しておりますが、本町の空き家の状況について以下お伺いをいたします。

１点目、空き家として定義されている本町の市街化調整区域内及び市街化区域内の空き家件数。

２点目、令和２年３月会議、矢巾明進会会派代表質問において、農業政策再生法改正の農地法の特例について移住促進事業計画書を作成し、国から認定を受けることで農地付空き家の取組が一層促進できることから、町農業委員会等の関係機関と連携し、検討を進めると答弁をいただいておりますが、移住促進事業としての現在の取組状況について。

それから、３点目、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されましたが、所有者や管理者が不明な場合や所有関係者の経済的な理由などで空き家の問題に対応できないケースも考えられますが、有効活用の面、放置による諸問題の両面から対応することが必要と考え、以下３点お伺いしたいと思います。

１点、所有者、管理者との不通の空き家はあるか。

２点、現在近隣住民や地域で諸問題を抱えている空き家はあるか。

３点目、諸問題の解決を図り、有効活用された空き家はあるか。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　５番、村松信一議員の空き家の有効活用及び問題点の対応についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、平成28年度の調査で把握しております空き家件数につきましては、市街化調整区域内75件、市街化区域内で74件の合計149件となっております。

２点目についてですが、令和２年３月会議矢巾明進会会派代表質問に対する答弁のとおり、農地付空き家の取得支援等を目的とし、新規農業に係る経営農地取得のための下限面積引き下げと農業経営に係る情報共有を町農業委員会との間で行っております。また、市街化調整区域内の空き家対策としては、盛岡市、滝沢市並びに本町で構成する盛岡広域都市計画推進協議会においてグループワークを行いながら建築物の用途変更や賃借の方法等の制度化へ向けた調整等を行っているところであります。

なお、市街化区域内の空き家に関しては、不動産業者の仲介による賃借、売買物件がほとんどのため、相談件数がわずかであり、その場合は、随時個別に対応をしております。

３点目についてですが、空き家所有者、管理者と不通となっている件数は68件となっております。また、空き家敷地内の雑草繁茂や小動物の住みつき及び衛生面での不安等、地域等で諸問題があると相談いただいた件数については、今年度７件となっております。また、問題解決後に有効活用された空き家は、今年度は１件です。この空き家は、所有者の意向によ

り、空き家台帳に搭載されておりませんでしたが、当該物件について情報を整理し、助言を行った後、売却による購入者が決まったとのことです。その他、同様に情報整理後、売却による処分を行える状態となった空き家台帳搭載案件が１件ございます。

なお、平成28年の調査から３年が経過していることから、本年度中に空き家所有者、管理者に対し、現行制度の案内を含め、今後の考え方の詳細を把握するべくアンケート調査を予定しており、その結果、空き家バンク登録件数の増加と問題案件の減少につながるよう検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　今年３月の会派代表質問で市街化調整区域内の空き家対策について質問したわけであります。町農業委員会等の関係機関と連携し、検討を進めるとの答弁をいただいておりますが、現在の状況につきましてお伺いをしたいと思います。

１点目、農地付空き家の農地の下限面積を引き下げることにより、移住促進を図る考えについて、取組関係課としては、この下限面積要件の引下げに取り組んでいると思いますが、以前下限面積の引下げについて質問したことがあります。２年ほど前だったと思います。下限面積の引下げ要件の中に、本町の耕作放棄の面積が関係する。そして、耕作放棄面積が少ないことから下限の引下げは難しいという答弁をいただいております。現在取り組んでおります農地付空き家下限面積引下げの問題にはありませんでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　お答えをいたします。

従来の農地取得要件、いわゆる５反歩要件と呼んでおりますけれども、このことにつきましては、現在のお話がありました農地付空き家、このことにつきましても農地法で定められております耕作放棄が相当数あることという定めに関係しております。今現在お話がありましたとおり、耕作放棄の率につきましては0.07％と非常にいい数字にはなっているのですけれども、耕作放棄地がだんだん増えてきているのではないかという農業委員の意見がありますことから、今年度の農地パトロールは特に強化をしておりまして、中でも農林サイドのほうで管理をしております転作台帳、この中で自己保全管理というものがあります。これがいわゆる耕作放棄地の予備群ではないかということで、これを重点的に農地パトロールを今年度行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　その再質問はまた後のほうで関連していますので、後のほうで伺いたいと思いますが、それでは２点目に入ります。移住促進事業計画の作成等に関するガイドラインに記載されております都道府県知事農業委員会等を構成員とする協議会の設置について、今回の答弁にありました盛岡広域都市計画推進協議会等の中でこれは空き家における下限面積の引下げ協議は対象となるものなのか。そしてまた、市街化調整区域内の空き家について、この協議会での用途変更や賃貸の制度化への取組について、いつ頃から制度として運用することを目標としておりますか。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

まず最初に、盛岡広域都市計画推進協議会の協議の中で下限面積の引下げの案件が何か議論の対象になるかということですが、これにつきましては、あくまでも矢巾町の考え方、農業委員会の考え方というようなところになりますので、特段協議会のほうで面積要件がこうだからというところの議論にはなりません。また、市街化調整区域内の空き家の用途変更とか賃貸の制度につきましては、現在盛岡広域都市計画推進協議会の中でワーキンググループを組みまして、本年度既に２回この案件について協議を進めておりますし、今後もこの案件につきましては、協議をすることにしておりますので、実際のいつ頃からというところにつきましては、明確なところはまだはっきりしておりませんが、これから県の開発審査会とか、そういった部分の手続を経て、そういう制度を適用できるような都市計画の考え方に何とか持っていきたいというふうに考えております。できれば、今年度中あるいは遅くても来年度には、この市街化調整区域の用途変更等の制度につきましては、運用していければいいなというふうに考えておりますが、これは断言できるものではありませんが、今そういう実際に動いているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　担当課と下限面積引下げについての協議はされていると思います

が、担当課と農業委員会との情報共有の中で情報共有をしているということでありました。この農地付空き家の下限面積については、どのような協議を行っているのでしょうか。そのために問題点等が掲げられておりますでしょうか。

それから、下限面積について、その協議の中で今は５反歩、50アール要件、大体10アールとか、あるいは全国的には１アール、30坪というところもあります。具体的には、そういう面積案というのは協議されているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　都市計画のほうといたしましては、先ほど若干申し上げましたとおり、面積要件というのは特段ないのですが、ただその面積要件によって農家要件に適用になるか、あるいはならないかというところによっても市街化調整区域内であれば、空き家なり、建物を所有できるかできないかというところの案件にもなりますので、その辺の関連は出てきますが、面積自体は、特段都市計画のほうでは特にこのくらい以上というような話はしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　お答えをいたします。

５反歩要件、いわゆる農家所得要件の５反歩要件につきましては、かねてから議会でもいろいろ意見をいただいているところでございまして、今現在より一層農業会議と今調整をしているところでございまして、いかに、まず緩和できるかというのが今盛んと検討しているところでございまして、具体的な数字につきましては、これから検討段階というふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　空き家のことをちょっと触れたいと思いますが、平成28年市街化区域の空き家は74件ありました。３年が経過した中で売買やリフォーム等による賃貸などで不動産業者に有効活性化されているという物件が多いということでありますが、空き家は新たにも発生するわけであります。現在の市街化区域内の空き家数をどのように捉えていますでしょうか。そしてまた、空き家の相談件数が７件あったということでありましたけれども、１件は助言によって売却となったと。その１件の助言というのも重要だと思います。それで

売却になったわけでありますから、その助言の内容について、この２点をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　市街化区域内の空き家につきましては、やはり市街化区域ということで財産価値が高い場所にある物件というふうな形になりますので、一般の不動産業者の仲介によって売買される、あるいは賃貸されるという案件がそれなりに多いというふうに捉えております。なおかつ矢巾の場合は、今現在なかなか宅地を建てられる場所がないというような部分もありますので、そういった部分から空き家に関しても、それなりに需要が多いというような不動産業者からの声もいただいております。かといって空き家の解消になっているわけではなくて、村松議員さん仰せのとおり、年々増えている部分もありますので、そういった部分を何とか今後も対策をとっていきたいというふうに考えております。

２点目の空き家の相談の７件につきましては、空き家バンクというのがあるわけなのですが、そういったものの紹介に係る案件が３件、用途変更、特に調整区域の農家住宅であるとかというような、そういった部分を用途変更できるのかというようなもの、主にそういったものとかが２件と、あとは環境面の、やっぱり雑草だったり、小動物の住みつきというようなものに係る部分が２件いただいております。さらに、日々こういった相談というのは来ておりまして、今現在また２件ほど空き家に関する、空き家になったのだけれどもというような相談も随時来ておりますので、これからもそれなりに相談件数は増えていくのかなというふうに考えております。

また、１件助言により売却が可能になったというところにつきましては、市街化調整区域内の家屋でありまして、これにつきましては、昭和45年の都市計画編入前から建っていた建築物となっておりまして、そこを売却できないかというところで建築業者さんの紹介から買手が何とか見つかって売買に至ったというような形になっております。そういったいろんな不動産業者、建築業者、そういった部分との連携を図りながらこういう空き家の解消に努めていければいいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　まず農業委員会にお伺いしたいと思います。農業委員会の賛成がな

いと、これは進みませんので、前回の３月の会派代表質問で下限面積要件の引下げについて農地付空き家の面積下限引下げに対する農業委員会としての考えは、積極的に取り組むということに異論はありませんか。それとも、50アール要件を動かしたくない、どちらの考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　お答えをいたします。

異論がないかというちょっと厳しいご質問でございますけれども、なかなか表現が難しいところでございますが、はっきり言えるところでございますけれども、町で進める農地付空き家、この政策につきまして農業委員会としてこれはバックギア的な存在ではあってはいけないということにつきましては、これははっきり言いたいところでございます。

ちょっと流れ的なところでございますけれども、農地付空き家、こちらを進めていくという流れでございますけれども、まず農業を始めていただく、新規農業者になっていただくということになりまして、農業をしていくとともに居住地、いわゆる農地付の空き家なり、こういったものを活用していきたいと。そこで移住定住につながっていくという流れとなります。国の方針であります新規就農者あるいは食糧自給を増やしていくというものにつきましてですけれども、矢巾町内の新規就農が増えてはなかなかいない状況でございます。一番ネックとなっている初期投資の部分で農地取得要件の５反歩要件、これが非常にハードルがあるというふうに捉えております。

新規就農を増やしていくというのも、なかなか難しいところでございますけれども、兼業農家を育成していくというためにもこの50アール要件の緩和をしていく方法も取組の一つだなというふうに思っておりますし、この取組を進めていくことによって農地付空き家の解消、いわゆる空き家対策の解消につながるというふうに捉えているところでございます。

つきましては、より一層県の農業会議あるいは関係機関と調整を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　なぜお聞きしたかといいますと、本当は賛成だと思いますけれども、実は地域再生法に基づく既存住宅活用農村地域等移住促進事業については、農業委員会の同意が必要なのです。ということからスタートしなければならないということで、まずお聞き

しました。

では、次の質問に移りますが、平成28年度に空き家の調査が行われ、平成30年３月には矢巾町空き家等対策計画を策定し、空き家、空き地バンクの構築をうたっておりますが、空き家バンク制度は、現在どうなっていますでしょうか。平成30年６月の矢巾町広報では、空き家バンクの30年度中の運用開始をうたっておりました。令和元年６月の議会の高橋安子議員の空き家対策の質問の答弁にあります空き家バンクに現在登録されております物件はありませんが、２件の登録希望があり、それぞれ掲載に向け準備を進めております。準備が整い次第空き家バンクホームページで順次公開し、利用促進に向け周知を図ってまいりますとの答弁がございました。私が下手なのかどうか分かりませんけれども、ホームページは毎日見ています。しかし、本町の空き家バンクホームページは見つけることができないのです。現在インターネット上にある矢巾町移住ガイドの住まい探し、そこに行って、普通はリンクをされていて空き家バンクとかに行き着くのですが、何もリンクはされていない。そこでお伺いしますが、どこをどのように見れば矢巾町のホームページの空き家に行き着くのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

現在空き家バンクに登録、ご質問にありましたように、２件の登録希望があるというようなことからスタートいたしまして、現在はその２件が空き家バンクに登録されております。この空き家バンクにつきましては、民間の不動産業者が開設している部分になりますので、ちょっと分かりづらい入り方、ホームページといいますか、インターネットからの検索だとちょっと分かりづらい形になっております。今現在我々のホームページ、矢巾町のホームページに空き家のバナーを設けて、ちょっとどのような形になるか今ホームページの担当課と協議をしているところなのですが、リンクさせて民間の不動産業者、２社あるのですが、そちらのほうに飛んでいくような方法を今検討しておりましたので、間もなくそういったホームページのほうに張られますが、今現在は確かに議員さん仰せのとおり、ちょっと探しづらいというような形になっていますが、実際空き家バンクというような形態のものに２件登録されているというような状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　分かりました。それでは、早くリンクを貼ってください。

それでは、７点目の質問に入りたいと思います。移住促進事業に関する事項を記載した地域再生計画支援業務委託料が平成27年矢巾町一般会計歳入歳出決算に地域再生計画支援業務委託料が計上されまして、矢巾町地域再生計画は作成済みだと思いますが、ホームページの各種欄では、これは見つけることが困難でした。このときの決算認定議事録の附帯意見によりますと、地方再生計画支援業務委託料において、ほとんどが特費による委託事業で進められているが、これらの計画を策定することに満足せず、本町の将来像をしっかり描き、町民に対し速やかに情報の開示と提供を行うことを求めると決算の附帯意見がございます。移住には、空き家の存在が重要であります。対応の仕方によっては、移住のために有効に活用できることとなります。平成28年の調査から３年が経過しましたが、これからアンケート調査を行うということでありますが、現在不通となっております68件の家屋に対するアンケート調査は、先ほど不通ということでありますので、どのようにして行う計画か。これは、大きな財産になる可能性があるわけです。ですから、その計画をどのように実行するのか。そして、不通件数を今後どのようにして減少させていくのか、この２点についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

まず、68件の不通の届かない、連絡が取れないというような方々につきましては、やはり原因としては、相続関係、未相続だったりとかということがありますし、あとは相続していなくても、次の世代の方の居住場所が不明であるというような形になっておりましたので、こういったところで50％近い不通の連絡が取れないというようなところがありました。

それで、平成27年に国土交通省と総務省からの通達で固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空き家等の所有者に関する条件の内部利用についてというような通達が来ておりまして、これらにつきまして、我々で言えば税務課のほうになりますが、相続関係で次の例えば固定資産税の納税管理人といいますか、そういった方への連絡先が内部で共有できるようになっておりますので、そういったところを使いながら連絡が取れない不通の方々に何とか連絡を取って、それだけでも大分減少になると思いますので、そういった部分を駆使しながら今後アンケートを取って、何とか空き家バンクの登録の増加あるいはその次のやっぱり財産として、地域の財産というところもありますので、そういったところにつなげていけるようなアンケートを取りたいというふうに考えております。今年度中に必ず行う予定

にしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　関連して、そこで固定資産税のことについて伺いますが、担当が違うということで対応されていると思いますけれども……

○議長（藤原由巳議員）　ちょっと次にしてください。

○５番（村松信一議員）　そうですか、分かりました。

１問目は以上です。

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、２問目の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を見据えた本町における令和３年度当初予算編成の基本的な考えについて町長にお伺いをいたします。

我が国の一般会計における税収は、平成２年度の60.1兆円をピークに減少し、平成20年度のリーマンショックの影響もあり、平成21年度は38.7兆円まで落ち込みました。その後、所得税、法人税ともに税収は回復し、平成26年度の消費税増税を経て、平成30年度の国税収入は60.4兆円と過去最高の税収となりましたが、ただこの税収をもってしても社会保障費の増大などで膨らんだ我が国の歳出に対しては不足しております。

国の債務残高が1,000兆円を超える中、今般の新型コロナウイルス感染症は、社会経済に大きな影響をもたらしており、また熊本県を中心とした九州地方や中部地方など、日本各地で発生した集中豪雨などもあり、その対策のため国、地方は多額の財政支出を余儀なくされる一方で税収は大きく落ち込むことが懸念され、本町の財政状況の見通しについても今後厳しくなることが予測されます。

政府は、令和３年度の予算編成について、このたびのコロナウイルス感染症の影響により11年ぶりに概算要求基準を設けず、コロナや災害対応を優先するとの姿勢を示しておりますが、今期の上場企業の見通しでは、約６割が減収減益の業績予測であり、また全国では企業倒産も相次いでおります。このことは、平成20年のリーマンショックより深刻な状況であるとさえ言われ、秋以降の回復力を高めるため、踏み込んだコスト構造の見直しや事業改革が欠かせないとしております。国の財政が悪化している中、地方交付税、交付金等を含めて財

源の確保が厳しくなると想定されます。新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中、社会経済状況の予測は非常に困難な状況でありますが、本町の令和３年度の予算編成の基本的な考えについて以下５点についてお伺いしたいと思います。

１点目、令和２年度の各種町税として、これは個人、法人の町民税、それから固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の見込みについてどう捉えていますでしょうか。

２点目、国の助成制度として新型コロナウイルス感染症対策のため、働き方改革についてテレワークの導入に対する支援に加え、本町の独自の支援策を設け、受入れ体制の強化による移住促進を図ってはどうか。

３点目、令和２年度上期の本町行事について、新型コロナウイルス感染症拡大予防策として中止や延期、時間短縮、簡素化などにより実施されました。今年度の対応により、行事の必要性について改めて考える契機となったのではないでしょうか。町民の意見も取り入れながら年間行事や祭事について再構築し、必要な行事を厳選してはどうか。

４点目、景気雇用の悪化による生活保護などの経費の増大も予測され、またこれまでの新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式の実践などにより、一人一人の行動様式や社会的な慣習が大きく変わることが予測されます。このような状況を考慮し、予算編成に当たる必要があると思いますが、どう考えていますでしょうか。

５点目、税収について厳しい状況が予想される中、本町の令和３年度の予算規模をはじめ予算編成の基本的な考えについて。

以上、５点をお伺いしました。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　新型コロナウイルス感染症の影響を見据えた本町における令和３年度当初予算編成の基本的な考えについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、今年度の賦課課税方式による課税確定分及び法人町民税、たばこ税、入湯税の申告課税方式による納税分については、収納率からの推測で今年度後期から影響が出てくるものと見込んでおります。また、令和２年の所得に係る個人町民税について、令和３年度に大きく影響が見込まれる状況と考えております。

２点目についてですが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、今までの勤務形態を見直し、テレワークへ移行する企業が増えており、国においても、このような働き方改革の推進を支援している状況にあります。テレワークの普及に伴い、働き方が多様化し、生活の拠点を感染リスクの比較的少ない地方へ移す傾向が出てきた影響により、東京都では、今年

の５月及び７月において転出者が転入者を上回る転出超過に転じております。このように首都圏に居住する必要性が薄れ、地方移住への関心が高まってきたこの機会を捉え、地方移住促進及び地方での企業促進における今後の展開について就職、移住関連のイベント等を通じ、町で実施しております移住支援補助金や創業支援補助金を積極的に周知し、幅広く活用してもらえるように取り組んでまいります。

３点目についてですが､今年度の上半期は､新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各種イベントや催事の自粛に至り、町民の皆さんや運営に関わる団体及び企業の期待に応えられないような状況となりました。また、一方でこれまで慣習化された事業においてイベントの有益性や開催に向けた手法について協議や検討がなされ、その在り方について改めて考える機会にもなっております。

今後は、先の見えない情勢に不安と隣り合わせの時世において、状況を的確に把握し、イベントの開催制限の段階的な緩和の方針の下、必要なコロナ対策を整理し、内容を再構築した上でウィズコロナの社会において、より参加者や従事者にとって満足度の高い事業を検討し、万全の安全対策をもって実施に努めてまいります。

４点目についてですが、令和３年度の予算編成に当たっては、感染症対策や新しい生活様式の実践を念頭に、これまでの慣例にとらわれることなく、全ての事業において目的や効果、経費の算定方法を積極的に見直し、限られた財源を有効に活用しながら感染症発生防止に必要な経費を積算するとともに、万が一感染症が発生した際に必要な経費についても確実に予算計上し、ウィズコロナ社会において町民の皆さんの生活、企業等の経済活動を支援する取組を引き続き実施してまいります。

５点目についてですが、令和３年度は、町税のほか地方交付税や地方譲与税、交付金等の大きな落ち込みが予想されることから、当初予算は投資的経費に限らず経常的経費においても緊急性、必要性を考慮しながらこれまで以上に経費を抑制し、本町の歳入に見合った予算編成を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　マルチハビテーションということについてちょっと説明したいと思いますが、一つの地域に定住するのではなく、都市と田舎あるいは日本と海外などの２つの地域に住まいを持ち暮らす、２地域住居の考えが今全国に急速に広がりつつあります。新型

コロナウイルス感染症の影響により企業がテレワーク、在宅勤務を推奨し、地方でも仕事をすることが可能な時代となりましたが、このことによる新たな移住定住のための対応として、住居や仕事場を整理し、受入れやすいテレワーク環境の整備につきましては、既存の就職、移住関連のイベントを通じて移住支援補助金、創業支援補助金を積極的に周知し、取り組むとあります。

本町独自の予算化の考えはないようでありますが、コロナウイルス感染症の問題がないときから、ＵターンあるいはＩターン、Ｊターンなどによる移住や定住の受入れや支援策の強化を図るための質問もいたしました。そして、移住定住の取組で大変立派な成績を上げられている先進地視察として鳥取市の成功事例を学ぶなどもしました。本町の農地付空き家の有効活用について、これも一般質問で取り上げてきましたが、有効な手立てがないままに現在に至っておるわけであります。これからマルチハビテーションとして農地付空き家の有効活用ができるときがやってきたわけであります。町独自のテレワーク支援策として農地付空き家を整理し、マルチハビテーションの受入れの強化を今図るべきと考えますが、この考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まさにこれまで移住定住という話の中でどのように受入れていったらいいのかというものを議論してまいりました。なかなか有効な策が見つかってこなかったというのが現状だと、そういった中でなかなか有効な手段が見つかってこなかったのかなというのが実感としているところでございます。そうした中で今コロナ社会の中でウィズコロナ、どのような形で進めていったらいいのかなというのは大きな課題だと思います。そうした中で議員前の質問からあります農地付空き家の有効活用についてということも一つ大きな策だというふうに認識しておりますので、先ほどの答弁にあったように、今後こういったことも中心に考えていかなければならないのかなと思っております。

また、本町のこれからのウィズコロナの対応の強みという中で、コロナ感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しましたＷｉ―Ｆｉの環境整備というものが、実はこれは非常に全国から注目を浴びておりまして、いろんな町でやってみたいという照会をいただいているところです。なぜかと申しますと、まさにマルチハビテーションを考えた場合、２つの拠点という中で考えていくときに、１つの都市にいるときには、通信環境が整っていたり、町で生活、仕事をしたりする環境が整っているという中で、もう一つ出向いていった地方のほうにはな

かなかそういう環境がないという欠点がありました。しかしながら、今回の交付金を元にそういう環境を整えることができれば、若者がそこに行って働きたい、適度な自然がある、農業体験もできるというような環境があれば、十分にこういったことができるインフラになりつつあるのかなと思っておりますので、今後も積極的にそのようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　本町は、令和２年度地域ＩｏＴ実装・共同利用推進事業ＡＩやＩｏＴを活用した農業行政、防災等の生活に身近な分野における既存の成功モデルの横断を推進するため、初期連携に係る経費を補助する事業に実は申込みをされております。これをリビング・シフトと呼んでいるそうであります。全国102の自治体が申請されております。申請の具体的な内容は、これは企画財政課が申し込んだと、申請したと思いますが、人口増加に向けた関係人口の創出が問題であるが、小さな町で産業や観光などの地域資源に乏しいため、どのような方法で取り組んでいけばよいかを今後検討していきたいと、そういう内容で申請をしております。

元々本町は観光資源が少ないわけでありますから、別なものを、あるもので気がつかないもの、それは交通の利便性、豊富な水、気象条件に恵まれた整備された農地があります。現在の稲作のほかに安全で安定的に生産できる食料生産基地として農業分野をなぜ取り上げないのですか。例えば野菜栽培で必要なフォアスシステム、これがあればいろんな農業、現在の稲作から野菜栽培に適した農地に変更することができます。こういった新鮮野菜の供給基地のような農業政策を今度の令和３年度の予算編成に取り入れていただける、そういう考えはないかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ただいまＩｏＴ実装・共同推進事業からフォアスシステムのお話までご提言をいただいたわけでございますけれども、ＩｏＴ実装に関しましては、昨年度防災関係のほうで申請実施しておりまして、農業分野では直接関わりのないということで承ってございます。

フォアスシステムにつきましては、これは地下かんがいシステムということで地下にかんがいシステムを設けて農地を汎用化、要は水田の輪作も可能になるような高度利用を図るた

めのフォアスシステムということなのですけれども、それを今現在ＩｏＴ実装に関しては、国のほうで対象にならないのかなというふうに考えてございます。ただ、既存の耕作条件改善事業というものがございまして、耕作条件改善事業、これは定額助成金額が工法等により異なって、不足分を本人が支払うというふうな形になりますけれども、こういった補助事業がございますので、これを活用いただければというふうに思っておりますし、町で上乗せ事業等がもしあるのであれば、これも助成の対象として令和３年度の予算のほうで考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　ＩｏＴの実装とリビング・シフトについてちょっと私どものほうから内容のほうを説明させていただきたいと思います。先ほど産業観光課長が申し上げましたとおり、昨年度申込みましたものは、総務省の地域ＩｏＴ実装推進タスクフォースというものが地域ＩｏＴの実装推進ロードマップというものを作っておりまして、これの中で防災情報のＩＣＴ化による住民避難支援の向上という内容で申込みをさせていただいております。また、リビング・シフトにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、当町の人口増加に向けた関係人口の創出が課題であるが、小さな産業や観光など地域資源に乏しいためどのような方法で取り組んでいけばいいのか今後検討したいというような内容で国へ回答しております。

議員おっしゃるとおり、まさにここが課題となっておりますので、関係課で力を合わせて今後も政策の推進に取り組んでまいりたいと思いますし、予算の編成について、これからの編成になろうかと思いますけれども、削るところは削る、進めるところは進めるというようなめり張りが必要だと思いますので、そういった方向で検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　今の答弁、できるだけ反映できるようにお願いしたいと思います。

それでは、次の再質問でありますが、令和２年度の税収見込みについては、大変予測は難しいと、そのとおりだと思います。今年度の後期から影響が出ると見込み、個人町民税は、令和３年度大きな影響があるだろうというような答弁でありました。令和元年度の税収は、

町民税が16億3,712万余、固定資産税は恐らくあまり変わらないだろうと思いますが、この町民税の16億3,712万余について、大体どれくらいの見通しというか、見通しが難しいとこれは、だから出ないのだろうと思うのですけれども、２割でしょうか、３割でしょうか、どれくらいを見込み、減収の見込みを立てているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君）　ただいまの質問にお答えいたします。

町民税に関しまして、現在のところまで個人の町民税に関しましては、まず令和２年度、こちらに関しての収納率というのは、特段前年と変わりがありませんので、法人の町民税ということになるわけなのですけれども、こちらは今度予算のほうでもちょっとお願いしなければならないというふうに思っているところもあるのですけれども、予定納税というふうなのが法人町民税のほうあったりするわけなのです。ある程度のその年の経営状況を見てというか、利益を見て納めてくるものがあるのですけれども、それのまた修正申告というのが来たりして、それで還付しなければならないと、既に納めたものを。こういうふうな状況がちょっとありまして、それで後日補正予算のほうをお願いする状況でございます。ちょっとこちらの金額が、今のところの予想では大体2,000万円近いのではないかというふうな感じで思っているところでございます。

あとは、徴収猶予ということで１年間納期のほうを延長できるというふうな感じの制度があるわけなのですけれども、こちらのほう法人町民税と、あとは個人住民税の特別徴収分と、そして固定資産税とこれらにまたがりまして18社くらいの企業から今申請が上がってきているところでございます。

ということで、ちょっと実際どれくらい具体的に金額が減収になるのかというのは、すみません、まだちょっと見通しが立たないところでございまして、大体先ほどの還付の金額に相当する分が減るのかなというふうに見ているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、４点目の次の質問に移ります。本町の行事についてでありますが、今後安全対策を講じながら満足度の高いイベントを開催すべく各イベントの有効性や開催手法について協議や検討を行うとの答弁をいただきましたが、非常に難しい問題もあると思います。ここで今までずっとやってきたいろんなイベント、大変末端では多いとい

うことも言われておりますので、この検討を誰がいつどのような方法で協議、検討するのかと。そして、町民からの意見をどのように取り入れるのか、吸い上げるのか。現時点で来年度のイベント、行事について決定したものは、もう今あるのかどうか、これについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　産業観光課の範囲でのイベントの件について触れさせていただきます。

全般的なものについては､多分副町長がお答えしていただけるのかなと思いますけれども、産業観光課のイベントにつきましては、今年度につきましては、当然各実行委員会というものがございます。秋祭りであれば、農業祭実行委員会なりがございますし、徳丹城であれば徳丹城の実行委員会、その実行委員会の中で大体方針というものを事務局のほうで決めて、あとは町民で構成される実行委員会でございますので、各種団体、町民で構成される組織でございますので、その中で最終的な決定をしていくというような流れでございます。

令和３年度のイベントにつきましても、今年度同様なイベントの流れで意思決定がされていくのかなというふうに思っていますし、今回のコロナの感染の関係で、やはりイベントを見直す契機になったのかなというのは、今村松議員がおっしゃったとおりだと思います。そういったものを契機に見直して、必要なものは必要なもの、集約できるものは集約できるものというふうな形で今後のイベントの在り方も考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　水本副町長。

（副町長　水本良則君　登壇）

○副町長（水本良則君）　今催事等についてどのように見直すのかという話があったわけでありますが、実はコロナ云々ということも含まれるわけでありますが、全体として町の財政運営を今後どのようにしようかと、そういったプロジェクトが全庁的な中で動いておりますが、産業観光課長の個別にまず検討する、これはあると思います。それから、もう一つは、全体としてどうだと、横断的な検討も含めて取り組んでいくと、そういったことを考えております。そういったものが来年度の予算に反映させる、その過程においてある程度は整理を進めなければいけないと、そういうふうに考えております。

取り込み方においては、個々のものには個々で当然関係者と詰める必要がありますし、これはあとは横並び的なものもあるので、堅調的な視点からのものも含まれると、そういうこ

とでございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、５点目の質問に移らさせていただきますが、感染症発生予防に必要な経費、また感染症が発生した場合に、その経費につきましては、発生の状況にもよると思いますが、現時点ではそれぞれどのような、多い、少ないにかかわらずどのような経費を必要と考えているでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

本町におきましては、去る７月30日に発症された方が１名いらっしゃるわけでございますが、これまでもそうでしたし、これからもそうなのですけれども、公共施設におきます感染予防のための消毒処理の徹底ということでマスク、消毒液はじめ衛生用品は、コロナが収束する時期というのは、まず長丁場の戦いになると言われておりますので、予算的には今年度各公共施設で賄える分は、用意はさせていただいたところでございますけれども、今後の県においては、フェーズ４まで蔓延期というところまでありますので、そういった状況も見ながら、これでいいということではなくて、今後もさらに感染防止対策を徹底してまいりたいと思いますし、そのための物が足りないということがないように進めていきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　最後の質問となります。令和３年度当初予算におきまして投資的経費、経常的経費、それぞれ必要性が高いと考えているものがありましたらお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、令和３年度の当初予算については、昨今いろいろ話題になっておりますけれども、本町の財政が非常に厳しいという話がされている中で、かなり見直しを進めていかなければいけないのかなと思っております。その中で投資的な経費は、新規事業を中心に抑制してい

く方針ではございますけれども、現在取り組んでおります道路改良など、こういったものは、令和２年度に引き続いて継続して実施していく必要があろうかと思います。どうしてそういう固い考え方かというのは、当然私たちの仕事は町民の皆様の安全を守るためにやるわけで、そうした中で現在進めている道路改良などは、まさに町民の皆さんの安全を確保するために進めているものでもございますので、そういったところには重点的に必要な予算を計上してまいりたいと思っているところでございます。

また、経常的な経費につきましては、義務的経費と言われる公債費であるとか、人件費であるとか、扶助費というものはもちろんですけれども、新型コロナウイルス感染症対策に必要な資材の購入ですとか、そういったところには引き続き予算を確保していく必要性があるのかなと思っています。これまで５号補正まででコロナ関連予算で、これまで31億円ほどの予算を認めていただいております。一番大きなものといたしましては、特別定額給付金の27億6,000万円というものがございますけれども、そうした部分を除きましてもコロナの対策に非常にお金がかかっております。こういった部分についても、安全、安心を確保できるよう関係課とよく協議をしながら予算編成のほうはしていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で５番、村松信一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、時間も経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。３密回避もお願い申し上げます。

再開を、若干短いのですが、14時５分といたします。よろしくお願いします。

午後　１時５６分　休憩

――――――――――――――

午後　２時０５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、９番、赤丸秀雄議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（９番　赤丸秀雄議員　登壇）

○９番（赤丸秀雄議員）　議席番号９番、一心会、赤丸秀雄です。１問目の質問は、小中学校における課題と教育の在り方についてであります。

今年３月以降のコロナ禍で学校現場での課題や問題など、改善すべき方向性が多く見られました。そこで以下の内容について伺います。

１点目は、ＧＩＧＡスクール構想についてであります。①、小中学校のＧＩＧＡスクール構想は、いつから実施できる体制であるか。そのときのネットワーク構成はどのようになるか伺います。

②、児童生徒に配布（貸与）する端末スペック、機能、これはデバイス仕様なのですけれども、どのようなものか。また、運用までの総経費の試算額を伺います。

③、教師のみでの運営（授業等での運用）は難しいと思われるが、教師の研修、ＩＴインストラクターの配置、授業プログラムの作成など、運営体制をどのように考えているか伺います。

２つ目の質問については、そのほかの小中学校の取組について伺います。①、コロナ感染防止策で学校での検温回数、方法はどうしているか。また、校内の消毒は誰がどう行っているか伺います。

②、町内プログラミング教育の運用、準備状況について伺う。

③、コミュニティ・スクールの取組状況について伺います。

以上であります。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　９番、赤丸秀雄議員の小中学校における課題と教育の在り方についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、小中学校のＧＩＧＡスクール構想として高速大容量の通信ネットワークの環境整備が完了するのが来年３月の予定となっており、今後調達するタブレット型ノートパソコンの納入を含めて、実際の授業での活用は、来年度からの予定となっております。

ネットワーク構成は、現在児童生徒の成績管理や学校事務で利用する校務系ネットワークと授業で利用する学習系ネットワークで構成いたします。インターネットへの接続については、両ネットワークとも許可する構成としておりますが、フィルタリングサービスを用いて、不適切なサービスにアクセスしないよう制御するとともに、学習系ネットワークについては、

接続先を限定するなど必要なサービスのみ利用する設定とし、セキュリティー対策を強化した形で運用したいと考えております。

次に、児童生徒に配布する端末のスペックは、小学１年生から中学３年生までの児童生徒が継続的に長時間安心して使用することができるよう机からの落下などの衝撃に耐え、校外学習や実験などで雨や少量の水がかかってしまっても影響がない防滴、防塵性が高く、長期利用を考慮し、高耐久性バッテリーを想定した仕様といたします。

また、運用までの総経費の試算額は、各小中学校でのネットワーク構築や端末導入に係る経費を合わせて今年度約１億8,000万円を見込んでおります。

次に、運営体制については、まずは教育委員会と各小中学校の情報担当の教師を中心に検討を進め、例えば教科書にあるＱＲコードを端末で読み込み、資料を閲覧するなどの調べもの学習に活用するなど、実際に授業を行う教師がイメージできるような活用事例を示したいと考えております。また、情報担当の教師が端末を活用した授業を行うなどの研修の場を設け、実際に授業を行う教師が取り入れやすい活用方法を示しながら、できることから教師が個々に自分の授業をつくり上げていけるように、ある程度自由度を持たせながら授業等での活用を進めてまいります。

２点目についてですが、各学校での検温は、登校前に児童生徒が各家庭において検温を行い、健康観察カードに体温を記入し、登校時に提出しております。また、検温を忘れてきたときは、学校において検温を行っております。

なお、日中に体調を崩した児童生徒については、その都度保健室において体温測定を行い、熱のある児童生徒については、保護者に連絡をし、病院への通院及び家庭での静養をお願いしております。

また、校内の消毒作業につきましては、教職員及び新型コロナウイルス感染症対応による教職員の業務の負担軽減を図るため、県教育委員会が全ての小中学校に配置するスクールサポートスタッフが各教室の机、椅子等の児童生徒がふだん手にする箇所の消毒を重点的に行っているほか、教室以外では階段の手すりやドアノブ、手洗い場の水道の蛇口等の消毒を行っております。

次に、プログラミング教育の準備状況は、算数科におけるプログラミング教育を全ての小学校で行えるよう昨年度から進めており、標準的なプログラミング教材とカリキュラムを配布しております。学校での実例として、情報担当の教師が、その標準教材を使った授業を自分のクラスで行い、実践した内容について、他校の教師も参加できるような形で校内研究を

行っております。

今年度各学校において、プログラミング教育の全体計画を策定し、進めておりますので、今後においてもモデル的な取組が他の学校へ広がるよう情報提供するとともに、町外で先進的な取組を行っている学校への研修機会を設けるなど、実践的に取り組んでいけるよう支援してまいります。

次に、コミュニティ・スクールの取組状況ですが、今年度第１回の矢巾町立学校運営協議会を７月16日に開催いたしました。今回は、初めての会議であったことから、委員に制度を理解していただくため、本町の目指すコミュニティ・スクールを説明し、学校ごとの部会に分かれ、校長から今年度の各学校の運営方針を説明した後にＩＣＴ教育の取組、児童の交通安全対策、コロナ感染症予防対策等についての意見交換を行いました。

今後部会ごとの、各学校ごとの協議も行いながら、３月開催予定の協議会において、全体会において令和２年度の各小中学校の評価、令和３年度の各小中学校の学校運営方針及び小中学校６校全体の運営方針あるいは町全体の目標について協議いただく予定となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　何点かありますが、まず基本的なところをちょっと確認させていただきます。

まず、現在教職員へパソコンが配置になっているかと思います。それはクラウドサーバー接続になって、例えば町内６校の共有になっておるのか、その辺の確認と。

それから、学校教諭のパソコンと生徒が使うものがあるかと思いますが、これは生徒等が申し出れば、いつでも使える状況になっているか。この基本的な部分をお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、現在の学校に配置している校務用のパソコンでございますが、現在はクラウドではなく学校ごとにサーバーを設置して運用しているところでございます。

それから、生徒用に配置しているパソコンでございますけれども、今は主にパソコンルームにあるデスクトップ型、それから一部タブレットを導入しておりますけれども、これは基

本的には授業ですとか、あるいはいろんな授業では調べ物学習ですとか、あるいは修学旅行の際とかに、そこで例えば写真を使って資料を作るとか、そういったのに活用しておりますので、授業あるいはクラブなどで使いたいという申請の下にやっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　状況は分かりました。ありがとうございます。

まず質問ですが、ＧＩＧＡスクール構想には、まず遠隔授業と教員などの働き方改革が含まれておるということは、当然ご存じかと思います。そもそもこの導入計画が３年前倒しになったことには、学校の長期休業が３月にありました。４月17日には文部科学大臣が会見で休業による教育格差をなくする必要があるため、タブレット端末等導入に児童生徒１人当たり４万5,000円の助成と言っておりますので、長期休業時を想定した家庭学習を意図していると私は思っております。それから、各学校を校務系ネットワークにすることで答弁にありました成績管理や学校事務資料のフォーマットを統一し、今教師の働き方改革とか、それから長時間勤務とか、その辺を軽減することが可能であります。まず、そのことをどのように考えて、私いただきました概要図を見れば、ＬＴＥの接続が今考えていないような形も見受けられますので、その辺の考え方をまずお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ＧＩＧＡスクール構想の部分でございますが、議員おっしゃるとおり、今年になって急遽かなり前倒しになりました。まず、ＧＩＧＡスクール構想はそもそも児童生徒一人一人を取り残さないということで令和５年度を目標に１人１台端末を整備するということで進んできたわけでございますけれども、これにコロナ禍が入って前倒しになったということでございますが、まず一番最初に考えたいのは、ふだん学校の授業でどのように使っていくかというのをまず第一に考えたいと思っております。これは、授業、今は普通の教科書とか教材を使っているのですが、そこにこの端末が入ることによって、教育長答弁にもございましたＱＲコード、今教科書にＱＲコードがついて、それを読み込むと画面に資料が出たりしますので、そういったことによってより子どもたちの授業の役に立っていくのだと思っております。

これに加えて、もし今後ですけれども、臨時で一斉休業とかが起きた場合には、この端末

を自宅に持ち帰った際には、例えば今文部科学省のほうでは、この３月以降ですけれども、無料のいろんな学習支援のコンテンツがかなり出ておりますので、やはりそういったものを使いながら家庭で学習をして、学校ができないときのフォローをしていくというふうにしていきたいなと思っております。

それから、働き方改革の部分ですけれども、これもおっしゃるとおり、校務システム、今もそれぞれ学校で入れてはいるのですけれども、校務システムの運用も今年度から一部見直しながら、できるだけシステムを使って教員の負担を減らす、ペーパーでの作業も減らしながら働き方改革に役立てていきたいなと思っております。

それから、通信環境の部分でＷｉ―Ｆｉを考えているのですけれども、ＬＴＥと比較した場合なのですが、ややＬＴＥですと端末個々の通信料がかかるということでございますので、各学校のネットワークでは、Ｗｉ―Ｆｉ環境を整備して１人１台端末のほうを設置したいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今の説明の中で、まず一つは、遠隔授業、もし仮に今回みたいに長期休業が一斉に出た場合、家庭学習を遠隔でしなければならないと、そのとき今の課長の答弁では、ＬＴＥの話はさて置いてのような話でありましたが、今回デバイス仕様には指定されていて、当然Ｗｉ―ＦｉとＬＴＥを使いこなせるもの、それからカメラもインとアウトのカメラ２つをつけるとか、それからハードウエアキーボードもタッチパネルのほかに必要とか、それからマイク、ヘッドホン、そういう部分も機能した端末を配備するようにという通達が出ているはずなのです。そういうところを踏まえて、私予算額を聞いたのですが、そこはまだ入札前なのでお話できない、総額的には１億8,000万円という話がありましたが、今回の１台当たり４万5,000円では、こういうデバイス仕様のものの端末は、当然用意できないのです。資料を見れば、当然国でいっている３分の２助成ですごくお金がかかる話なので、私は２つ目の質問に出そうと思っていましたこのデバイスのきちっとした仕様のものを用意しないと、長い時間使うものでありますから、そういったところを後で追加するとかというのは、結構経費がかかるものですから、その辺をまず分かっておるのでしょうと思うところでちょっと質問させてもらいましたので、その辺の答弁、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　議員もしかして文部科学省の標準仕様のお話とかを含めてお話ではないかなと思っております。確かに文部科学省のほうでの端末の標準仕様というのは、ホームページ上でも公開しているところでございますが、それを参考にそれぞれの市町村のほうでどのような仕様にしていくかというのを検討して、ほとんどの全国の市町村で行動にしていくのではないかなと思っております。その中で本町で考えた場合、まず通信部分でございますけれども、どうしてもＬＴＥですと、個々の端末ごとの通信料がかかるということで、これは試算したところ、ある大手の通信会社さんに聞いたところ、やはり年間5,000万円近い通信料がかかるというお話をいただきましたので、それを毎年経費を払っていくのはかなり大変なことだなと思いましたので、まずＷｉ―Ｆｉによる端末の性能をほうを決めさせていただきました。やはり将来的にもし休業になった場合に、家庭に持ち帰ってやる場合に、各家庭でＷｉ―Ｆｉ環境があれば、それにつないで新しく整備する端末を使っていくことができます。今こちらの事務局のほうで課題としてどのようにやっていくか今検討中なのは、やはりＷｉ―Ｆｉ環境がない家庭、前アンケートをとったときには、１割ちょっとだったと思いますが、Ｗｉ―Ｆｉ環境が家にはない、今具体的な数字はないのですけれども、Ｗｉ―Ｆｉ環境がないというご家庭がやはりある程度出てきましたので、もし休校になった場合に、そういう家庭をどのようにフォローしていくかというのが課題だなと思っております。

一つの例といたしましてですけれども、休校にはなっているのですけれども、一部のお子さんを学校に本当に教室に例えば数人程度を来ていただいて、そこで学校は当然Ｗｉ―Ｆｉつながりますから、そこで家でやることと同じようなことをやるとか、何か代替策を考えていかなければならないなと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　用意するということなので、そこはぜひ検討していただきたいという部分であまり突っ込みませんが、ただこのＧＩＧＡスクール構想というとき、多分６月の全協か何かだったと私の記憶では思っていますが、やっぱり同じ議員から当然家で使えるものだと、家で使えるときに、その通信手段、お金がかかる部分、ＬＴＥの接続ができない家庭へどうするのだという部分を質問してあるのです。そのときに、電柱を立てて、48基の電柱を立てて町内全カバーするような説明があって、それが多分ＧＩＧＡスクール構想の一環だと思っている議員が私の思いでは多いと思います。そういうところも併せて今の課長の答

弁いただいた内容を検討し、ぜひお願いしたいのと。

それから、今の他の自治体では、当然お金のある自治体なのですが、通信機能、無線機能で接続できない環境のない家庭には、半額助成とか８割助成とかして家に帰ってもやれる環境を整えておりますので、一言今のお話に対する見解をお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今度本町で整備するＷｉ―Ｆｉ環境でございます。それもやはり選択肢の一つかと思います。通常の通信、今ある通信会社さんのＷｉ―Ｆｉで整備している方、あるいは今度本町で整備するＷｉ―Ｆｉをつないでいただける方というのもまた今後出てくると思いますし、それにプラスして先ほども答弁させていただきましたが、やはりＷｉ―Ｆｉ環境、もう整備うちではできないといったご家庭もあるかもしれませんので、そこのフォローをきちんとしていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　よろしくお願いします。

次に、ＧＩＧＡスクールの教育をやっぱり早期に推進を定着させる必要があると思います。今英語のインストラクターも町に配置して、今回からちょっと私勉強不足だったのであれですが、小学校の英語教育も義務化になります。そういった意味で、それを見越して何年か前からインストラクター配置しています。今回のこのＧＩＧＡスクール構想の私は子どもさんには心配していないのです。教える側の先生方が使いこなせるかどうかというところに私は課題があるのではないかと自分なりには考えております。

それで答弁にありますように、情報担当の教師という言葉が何か所か出ておりますが、これは各学校におるのでしょうか、何名程度おるのか。それから、その方は当然学級も持ちながらやっているかと思うので、そういう方にまた負担をかけるのであれば、早期定着のために町単費でもやっぱりインストラクターを配置するなりして、早期にＧＩＧＡスクールの効率いい形で授業を進める。それから、私が言うネットワークを組んで教師の働き方改革の時間軽減を図る、そういうところまで考えた構想を考えていただきたいのですが、それについての答弁をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに今議員おっしゃるとおり、子どもよりも教師のほうが使いこなしていけるかというところが非常に課題だと思っております。このＧＩＧＡスクール構想のネットワークあるいは端末の各学校への導入に当たりまして、教育委員会事務局のほうで各学校の教育長答弁にありました情報担当の教師、これは情報専門の教師というわけではなくて、各学校に情報を担当する役割として情報担当の教師がいるという、各校にいるのですけれども、この先生方を中心にヒアリングですとか、ＧＩＧＡスクール構想の進め方について協議してまいりました。やはりどの学校でも教師によってパソコンへの理解度あるいは使いこなす部分の得意、不得意というのが非常に差がある、これは各校共通しておりますので、ですので、やはりどのようにして、まずレベルをアップしていくかという部分に関して、今各校の情報担当教師と協議しているのですけれども、まずその端末をどのように授業に生かせるかというのは、やはり各教師が自分の授業のスタイルを考え直していかなければならないと思っております。そこで教育長の答弁にあるとおり、情報担当の教師のほうを中心に、その学校でどういう授業の組み立てができるのかというものを考えて、まず本当に一つ一つ小さなことから考えていかなければと思っております。

さらに、来年度から本格的に端末を授業で取り入れていくわけですけれども、今教育委員会で考えているのは、来年の７月でございますけれども、全校集まった研究大会というのがございますので、その場で端末を使って、うちの学校ではこういう授業に取り組んでいる、あるいはこういう工夫をしているというのを発表して、それを他の学校の先生方にも見ていただいて、そこで取り入れていくということをまず最初にやっていきたいなと思っておりますので、そこからさらに進んでいろんなコンテンツとかを使いこなしていきたいというふうなときには、やはり専門的な部分も増えていくかと思いますので、そのときには専門の講師といいますか、そういった方もお呼びしながら端末の使い方を進めていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　導入構想についてのプランがあるみたいなので、ぜひ導入まであと７か月ありますから、それに従ってよろしくお願いします。

次に、タブレットやパソコンの使用は、長時間利用、長時間って何時間というと、１時間

に１回10分、15分休憩を取りなさいというのが今までの指導でありますが、ブルーライトや電磁波、この影響が今取り沙汰されております。実は、我々も合同会派で研修会をやっています。その中で複数の議員から、これについて影響ないのか。特に５Ｇになって、４Ｇから５Ｇ、周波数が上がります。この部分について影響ないのか、赤丸さん調べてもらえないかということがありましたので、私調べたことを今からお話ししますが、その前にこの辺のことを教育委員会としては調べたり考えたことがおありでしょうか伺います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、ブルーライトについては、今スマホなんかもそうなのですけれども、ブルーライトに関していろいろ言われておりますので、今回端末の仕様の中にブルーライトを機能的にカットする仕様、あるいはもしそれがなければ画面にシールを張るという仕様で入札のほうを行いたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　電磁波については、調べてみていただけましたか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回学校のネットワークはＷｉ―Ｆｉで整備するというお話しさせていただきましたが､Ｗｉ―Ｆｉでございますので、通常の通信の、例えばほかの５Ｇとかに比べてかなり電磁波とかの数値的にこれくらいというのはちょっとございませんけれども、低いものだと認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　私、オンライン講義を受けましたので、ちょっとご披露させていただきます。まず、電磁波というのは、家庭内にある電気を使う機器からは全部発しておるということです。それから、人間の体、人体には、体内電気と体内電池があって、それに影響を与えるということです。特に今の住宅は気密性が高く、アースを取っていない家庭、電化製品は本当は昔であれば、必ずアース線というのはついてきたのですが、今その辺が簡略化

されていて、取っていないお家が多いと。それによって人体は、弱アルカリ性なのです。ところが、この電磁波が起こることによってプラスイオンが出て、それが現代医学でまだ解明されていない原因不明の病原を作っているのではないかというのがここ20年前から医学会で取り組んでおりまして、それが今回の５Ｇが開発され、今６Ｇですから、開発されているのが。今５Ｇの利用を始めたという部分であります。

そういった中で、やっぱり大変だというのが私も講義を受けて分かりました。それで、家庭の中どこでもやっぱり電磁波あるのです。特に注意してほしいのは、配電盤、分電盤、ここは集中しています。そこの近くに机を置いて勉強していると、まずおかしくなる。それから、マンションであればエレベーター脇の部屋、そこに長時間いると、やっぱりおかしいとか、それからあと家庭の電気器具では、電気カーペットの上で長時間ごろ寝しているとか、それから日本の住宅というのは、配電盤というのは１階の大体天井近くにあります。そこから二階建ての家であれば、１階の天井裏を配線していますということは、常に電流が流れている２階の床は電磁波が強いということです。そこに布団を敷いて寝ている方は、ベッドであれば少しは離れます。そういうところがいっぱい今研究段階ですから、これが影響している、何に影響しているというのは、結論ははっきり出していませんが、研究している先生は、ここに影響が出ていますという話はしていました。これを先ほど言った１人１台の端末のところでそういう使い方をすると、ブルーライトは遮蔽フィルムをつけるからとか、それはできるかもしれません。ただ、電気を通してやっているということには、無線で受けようが電気を使っているということには電磁波を常に浴びているという部分です。そういうところをやっぱり少しは指導する立場であれば、勉強されたらいかがでしょうか。

東京新聞には、その辺を問題提起している記事も載っています。それから、当然国ではガイドラインを設定していますが、このガイドラインは、あまりにも低いガイドラインでヨーロッパ諸国から見ても100分の１とか500分の１の設定になっていまして、例えばスウェーデンだったと思いますが、ここは何歳以下にはスマホを持たせては駄目、使わせては駄目と。ところが、日本の若いお母さん方は、子守用にスマホを預けていれば、１歳から２歳前後の子どもあたりは、スマホを使っていればおとなしく遊んでいると、これが大変な問題というのは、皆さんご存じかと思います。まず、こういう育てられ方をされた子どもさんは、まず脳のほうに影響もありますが、まず目に来ます。視野が狭い子どもになりますし、それからデジタル人間になってイエスかノーしか判断できない子どもに育ちます。そういう危害もあるということを今回紹介させてもらいます。

それで、こういうこともあるので、全員が全員体に影響が出ると言いません。今の研究のところでは、アトピー皮膚炎に出てくる子どもさんが給食でアレルギーを持っているような子どもさんの比率で出るそうです。それから、今がんが日本では死亡率第１位ですが、肺がんが増えております。それにも影響がプラスイオンがあるのではないかという研究を今進めています。というのは、副流煙とか禁煙が進んでいるのに、なぜ肺がんだけが伸びているか、そういうところもやっぱりお話ししておりました。そういった中で、ぜひ子どもさんの動向を注視していただきたいというのが私が言いたかったことですが、それに対して見解があればお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり電磁波の関係、なかなか分からないところもあるのですけれども、やはりこれに注意しなければならないなと思っております。ちょっとこちらのほうで事前に見ていた資料といたしましては、環境省のほうで身の回りの電磁波についてということで資料があったので、これを基に各学校のほうに端末を導入する際の注意点とかをお話ししようかなとは思っておりましたけれども、今の議員さんのご意見とかを含めて、さらにほかの部分も含めて学校のほうに伝えて、児童生徒の指導を行っていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　コロナ禍における対応の部分でちょっと質問させてください。検温は、学校でやらないということであれば、やっていないということであれば、家庭でやってもらって、それをちゃんとチェックしているということであれば、それはそれなりに結構なことだと思います。

それから、あと校内の消毒をスクールサポートスタッフがやっているということで、これ全学校教職員が手をかけることないのか。それから、県ということは、他市町村でも当然ということでしょうか。ある議員と先週ちょっと他の議員ですが、話したとき、うちでこれが今問題にしなければならないのですよ、９月議会でというような話もされていたので、その件についてちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、学校内における消毒作業でございますけれども、これは役割分担を、学校によって少々違いますけれども、まず担任は、自分の教室は基本的に受け持つ。それから、スクールサポートスタッフは、例えば階段の手すりですとか、トイレとか、共用部分を中心にやっているところが多い状況でございます。このスクールサポートスタッフ、本町は６校全部に配置することができました。基本的には県教委のほうの雇用でございますので、県教委のほうで、例えばハローワークに募集をしたりして人を募集したわけでございますけれども、全市町村全校に配置まだできていないというふうに聞いております。県教委に応募しただけでは全然、全校には配置できないので、我々各市町村のほうにも誰か地元でいい人がいないかということでお話をいただいて、本町でもいろいろ声をかけて全校に配置できるように人を見つけることができましたので、恐らく隣の盛岡市辺りは、かなりの数ですので、もしかすると全校に配置できていないのではないかなと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　この項目の最後にしたいと思っております。まず、今の消毒の件は、常々教職員の稼働の繁忙さということを言われていますので、そこの軽減に教育委員会としても取り組んでいただきたいということを申し添えて、最後にコミュニティ・スクールの件でご質問させていただきます。

まず、７月16日に開催されたと、このコロナ禍では大変だったかと思います。私、この資料を取り寄せて目を通させていただきました。大変すばらしい資料であります。というのも、６校町内小中学校６校の学校の目標が全部立って、各校３枚から４枚の資料でまとめております。これを見たとき、もう何も協議会委員はやることがないのではないかという部分で反面がっかりした部分もありました。それから当然この会議の会議録も９ページものホームページから印刷して読まさせていただきました。今後部会等を開きながらやっていくということでありますので、私はそこには何も言いませんが、私言いたかったのは、せっかく教育長が矢巾型コミュニティ・スクール、あれぐらいここ私も２回議会で質問しましたが、熱っぽく語っていただいて、本当に矢巾町の子どもさんは幸せだなと、少なくとも今の教育長いる間はいいなと思ってはおりましたが、あれが全部各６校ともう校長の手でつくられたものを評議員18名プラス知識のある方の２人の20人の中で、ああいうすばらしい資料を見せられたら、私和田イズムがもう伝わらないのではないかと思うのですが、その辺について見解を

教育長からいただいて終わります。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、7月16日にこういった形で全体会を持ちまして話合いをしました。私のほうの説明、県の説明、それの後の各校での分科会のほうが非常に盛り上がって、本当にいい会だと思います。それを今議員さんのほうから評価していただきました。それは、そのとおりでございます。これは、委員の皆さん、そして学校現場の頑張りだと思います。ただ、私が目指しているのは、そのさらに上です。そのさらに上を私たちが方向性を示しながら各分科会、各校にそれを示しながら、そしてまたさらにそれを全体でまとめると、その繰り返しをしながら矢巾の子どもたちをもっともっと高みに持っていけるように頑張ってまいりたいと、そう思っております。もう少し私のこれからの頑張りを、私たちの教育委員会の頑張りを見ていただければと、そう思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、まだ若干時間早いわけですが、前から申し上げておりますが、３密回避のためにここで暫時休憩を取りたいと思います。

再開を午後３時といたします。

午後　２時４９分　休憩

――――――――――――

午後　３時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

引き続き一般質問を行いますが、ここで13番、川村よし子議員は若干体調不良ということで退席をいたしました。

それでは次に、２問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　２問目の質問は、町内公共交通の利用実態と町民の移動手段確保の考えについてです。

従前より何度も質問しております高齢者世帯や運転免許のない町民の方中心の移動手段を課題としておりますが、一向に町民の足とはほど遠い実情でありますので、以下の内容について伺います。

①、予約型乗合バス及び循環型バスのこの２年間の利用状況はどうであるか。町は、この利用者数が利用したいと思う町民の声が反映された数だと想定しているか伺います。

②、以前の質問では、町民にヒアリングなどを実施して利用しやすい運行に努めると答弁がありました。今年改善した主な項目に、停留所を増やした点と東西エリアの乗り入れ料金を500円とした点などであります。この改善は、調査や町民の意見を取り入れた結果であるのか伺います。

③、交通弱者対応に社会福祉協議会や町内介護施設の送迎バスの協力を依頼すると話されていましたが、利用できる内容の具現化は整ったのか伺います。また、利用状況はどうであるか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町内公共交通の利用実態と町民の移動手段確保の考えについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、予約型乗合バスは、平成31年３月から開始し、昨年度は428人、今年度は７月末時点で222人が利用しております。市街地循環バスは、令和元年９月から開始し、昨年度は9,384人、今年度は７月末時点で5,205人が利用しております。アンケートやヒアリング等で集めた町民の皆さんの声を地域公共交通会議で協議を重ね、事業内容に反映しており、一定の成果を得つつ、交通不便地域を含めた地域の公共交通ネットワークを確保できるものと考えております。

２点目についてですが、予約型乗合バスは、７月から地域の乗降場所、乗り降りできる場所の設定や乗り継ぎ制度の導入、運行時間の拡大といった運行内容の改善を行っております。この改善に当たっては、利用者からのアンケートや民生委員、そして民生児童委員からのアンケート、さわやか号利用者からのヒアリングで洗い出された課題に優先順位をつけ、地域公共交通会議において協議を重ね、対応しております。

今後も定期的にアンケートを実施し、公共交通に対する町民の皆さんの声に耳を傾けてまいります。

３点目についてですが、町内の１法人が送迎バスの実施を前向きに検討しておりますが、１法人のみではサービス提供回数や区域等が限定されることから、具現化には時間を要する状況となっております。

なお、交通弱者対応については、今後生活支援サービスを提供しておりますおれんじボラ

ンティアなどの地域で活動するボランティア組織やエン（縁）ジョイネットワーク事業を中心とする地域互助の仕組みとの連携による総合的な支え合いの仕組みづくりの構築によって支援体制の在り方を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　答弁にありました前の名前で言えば、デマンド型タクシーの乗車人数ですが、１年間で428人、これは前もお話ししたときもありましたので、深くは聞きませんが、土日、祝日を除いた日数を200で割れば、１日２人ちょっと、往復乗れば１人しか利用していないという結果になって非常に残念であります。

それで私もいろいろ今まで一般質問だけでも５回はしたと思っていますし、特別委員会を通して当局にお聞きしたところも５回以上ありますので、あまり細かいことは今日は聞きません。まず今までどういう話になっていたかというところで、私も町が試行運行の実施をするということだったので、導入するに当たり効率いい運用を考えていただくということで、いろいろ全国のお話も集めましたし、聞きにも行きました。やっぱり矢巾町の場合は、運用するに当たって運送事業法の４条や21条、これがどうしようもないという結論に私も至りましたので、これからは全町民が利用する交通手段となるような提案型の質問にすることで今日はお話しさせていただきます。

それで町民の中には、紫波町、雫石町、すごくいいことをやっているよねという話がありましたので、私両町に行って調査してきました。その一端をまずお話しさせていただきます。まず、紫波町では、今年６月にこういう冊子を作りました。70ページを超えるような冊子です。すごい調査内容と運営方法を書いておりまして、後で話ししますし、また雫石町に行っても、町民本意のルート設定、連絡体制、運用方法を改善しておりました。

そこで、一端をちょっとご紹介します。まず、紫波町、この冊子を６月に作成して、まずそれなりに対応して、ここは予算額を、両町ともうちより広いエリア、紫波町でさえ2.5倍、雫石については、もう４倍も５倍も広さがあるわけですから、一概に単純比較はできませんが、まず紫波町は、利用は全町民が対象で全日運行です。８時から５時半の間で誰でも乗れます。土日休日にしたのは、イベントにも対応できるという部分であります。60分前予約ですぐ乗れると。当然ドアドアです。家の戸口から行きたいところ玄関前まで乗せていっていただける。町外利用もオーケーです。例えば町内は、１回利用500円でありますが、矢巾町

に来ると、例えば医大に来るといった場合は800円、それから盛岡市であれば、盛岡の中心部、玉山とか除きますが、そこまでは1,100円、これが料金体系です。そのほかに先ほど無料の買物送迎サービスを毎月１回第１水曜日に設定しておりまして、これも町内のショッピングセンターでの買物を限定して、町内のお店に貢献すると。矢巾町でいえばアルコショッピングセンターのようなところに無料で送迎しているという部分であります。調査も年齢、男女別に運転免許保有者数も、それから１万5,000人の通勤、通学の利用交通手段も全部調査した上でこのような設定をし、６月に確定して発行しているみたいです。

雫石町は、ここは予算額4,000万円ほどですが、ここの特徴は、運行と運用、結局町民がトラブったとき役場に連絡されても当然困るということで、手配するところと運行するところは会社を別なところに委託して、そこの連携をうまく密に取って、我々会派研修で行ったときは６ルートだったのですが、町民要望で今８ルート、ここのいいのは、盛岡に通勤する、帰ってくる人のための時間に合わせた運行もしているということです。ですから、朝早いのは６時45分とか、それから夕方も19時15分頃の電車に合わせた最終便を出していると。１ルート、片道６便、往復12便運行しているというふうな状況であります。全ルートです。

それから、ここは乗合バスなので、停留所はあります。でも、停留所も五、六軒集落あれば、幹線ルートからそちらまで迂回するような運行もしながら町民本意な形にしています。８台用意して８ルートに全部くくりつけて、予約が多ければ追加台数をすぐ手配するような形でワンボックスカーと普通車を組合せてやっていますし、ルートも駅と高校と役場、商店街、必ずどこのルートのバスに乗っても通るような形で町民の足を目指しております。そういったところが特徴がありました。

私もあまりあれなので、公民館に停留所を増やした、それから30分前予約でよくなった、８時から運行しました、それは改善としてはいいと思いますが、そこでそこの部分が１か月、２か月運用して、利用者が増えたのか、まずそこをお聞きしたいのと、それからこういう近隣のいい事例がありますから、矢巾町もタクシーチケットを発行しながら、今日は時間がないので、細かいところまで提案しませんが、そういう形の中でせっかく800万円、900万円の予算をつけて支出が90万円、100万円以下であれば、少し考えるべきだと思いますが、それについてご意見を聞いて終わりとします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、このような見直しを行ってから予約型乗合バスの利用者が増えたかどうかというこ

とでございます。大変少ないというご指摘をいただいて私どもも何とかしなければなと思っているところではございますが、まず令和元年度月平均こちらは35名でございました。令和２年度に入ってから56名に増えております。今回の見直しを行ってからは、月単位ですが77名まで増加しておりますので、次第に認知度が高くなってきているのかなということと、使い勝手がいい形に直すと利用者は増えるということについては、そのとおりなのかなと思っております。

近隣の自治体の例、いい例をという話ですが、私どもも研究を全くしていないわけではなくて、本当に一生懸命やっているつもりではございます。そうした中で、他の紫波町さんと雫石町さんと矢巾町の決定的な違いというのが、バス路線が撤退しているかどうかということです。交通空白地域に交通をいかに確保しようかというところを地域公共交通会議というところをもって、そこの中で考えている制度でございます。矢巾町は、１点、先ほど赤丸議員さんがおっしゃっていました道路運送法の４条、21条の難しさという話がありましたが、私どもは他の、今例で挙げられたところと異なりまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通会議の設定でございます。ですので、バス事業者や多くの方々の合意に基づいて運用する必要がございまして、その点、ああこれがいいなといってすぐできるということではございません。

ただ、できない、できないではなくて、先ほどサービスがよくなれば、このように数字も増えているという実態もございますので、周知を図るとともに、皆さんの声に真摯に耳を傾けながら改善を図っていきたいと思っておりますし、乗降調査などで利用者の意見を聞くとともに、様々な機会で使わない人の意見の集約ということにも努めております。例えばコミュニティワークショップなんかに行っても、こちらから議論を持ちかけて、どのような形にしたら乗るのかとか、そういう話をしたりしているところでございます。こちらこの予約型乗合バスにつきましては、来年２月が運行許可の期日になっております。４両運行を目指しているところでございますが、21条になる可能性もございます。引き続き、見直しを図ってまいりたいと思いますので、私どもも頑張りたいと思いますので、以上、お答えとさせていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　３問目の質問は、コロナ禍における飲食業支援についてです。

町の飲食業を営んでいる方々からご意見をいただいております。春先からコロナ関連で売上げが大幅に減っており、経営は大変厳しいが、今までは何とかしのぎましたと。しかし、今後も外食など自粛する雰囲気が続けば、店を閉じることを検討しなければならない時期と言われる経営者がおり、矢巾町は支援策を教えてくれているでしょうかと問われます。

そこで伺いますが、７月の全員協議会において、コロナ禍で大幅減収の町内飲食業関係者に支援策を講ずる説明がありました。その後一向に支援策が見えてきませんが、町は支援を行うことにどのような考えを持っているのか具体的に伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　コロナ禍における飲食業支援についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている町内飲食業者の支援策については、全員協議会において、飲食店来店応援給付金及びクーポン発行を検討している旨をご説明申し上げましたが、飲食業者からは、給付金より店の周知や利用促進につながる支援策を検討してほしい旨の要望が上がっておりました。その後、８月に矢巾町商工会における飲食店応援プロジェクトとして、町内飲食店応援チラシの全戸配布及びチラシ掲載の飲食店を回って集めるシールラリーといった来店応援につながる支援策を実施したほか、国や県において同様の飲食店向け支援策も様々実施されており、町内飲食店の活性化につながっている状況であります。

町では、引き続き商工会と連携しながら、これらの支援策の周知を図るほか、今後は飲食事業者のみならず、様々な業種の事業者とともに、地域経済の活性化に資する施策について町や関係団体と協力しながら取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まず６月の一般質問で町内飲食業の方々へ町で経済支援策を行う考えを問いました。その後定額給付金もいただいたものですから、私も経済支援という形で貢献できればと思って、すぐ使いに行ってきれいに使いました。その中でやっぱり聞かれました。そのとき、先ほどの話を、町でも考えているから近々説明できる部分が出ると思いますよと言ってきた手前もあって期待はしていました。ところが、実際にはどういうプロジェク

トを実施し、町内飲食店活性化につながっている状況とありますがという答弁であります。まずはっきり言って、これは岩手県に感染者が発生する前、もしくは矢巾町に発生する、そこは一両日しかなかったのですが、その部分のときの状況でこれを出したのではないですかという部分と、それからやっぱり私としては、ぜひ７月に説明したような形のものを考えていただきたい。というのは、先ほど言ったように、６月中旬から10万円の定額給付もありました。それから、岩手県は感染していなかった。７月中旬までは回復しつつあったと誰もが言うのです、飲食店の経営者は。ところが、発生した途端に一気に出ていたものが全部キャンセル。その後の来店者、夜は当然ですが、日中も来なくなったとかという経営者もおります。そういった状況が変化している中でありますので、ぜひ７月に考えたような部分を再考していただけないかという伺いを立てて、この項目を終わらせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　７月の全員協議会で前もってこちらの施策をこういう支援を考えているということで全員にご説明しましたところ、方向転換で今回のクーポンをやれなくなったということで、その件に関しては大変申し訳ございません。お詫び申し上げます。

これに至った経緯というのは、いろいろ国の政策なんかでも出てきていますけれども、Ｇｏ　Ｔｏ　キャンペーンということでＧｏ　Ｔｏ　トラベルのほうが先に出てきていますけれども、今度はＧｏ　Ｔｏ　イートということで、そういった飲食店応援のキャンペーンが出てきております。また、県のほうでもいろいろ飲食店を応援するような支援も出てきておりまして、その辺見極めがちょっと若干うちのほうでなかなかできかねたというところがあって、今回の方向転換に至ったところでございました。

今回やはり支援は当然町としても飲食店並びに商業者の支援というのは、当然必要だというふうに考えてございます。今回新たに補正のほうで提案させていただく内容にもなってございますけれども、飲食店をやはり店に来てもらう、もしくは店を知ってもらう、そういったイベントを考えておりましたので、それを今度の補正予算のほうで詳しくはご説明申し上げますけれども、そういった形で今後も飲食店を商工会とともに考えながら進めていきたいというふうに考えてございます。

やはりこの辺の盛岡広域なんかでもそうなのですし、県内、県外もそうなのですが、やはり商工会さんとのつながりがどうしても強く連携しながら進めていかないと、どうしても飲食店さんの応援につながらないというところがございますので、そこは密に連携を取ってやっていきたいというふうに考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　再度確認しますが、県でもやりますが、県でやる部分と町でやる部分で客層が全然違うのです。それから、私はここで注文させていただきたいのは、町内で使える商品券みたいな部分のプレミアム商品券みたいな部分はやめていただきたいと。やっぱりお店個々に支援できるような施策を考えていただきたいと思います。それについての見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今赤丸議員さんがお話ししたとおり、プレミアム商品券については、我々も、個人的な意見もありますけれども、否定的な面を見ています。いろいろ全国の新聞記事等を見ていますと、プレミアム商品券あまりうまくいっていないと、売れても７割程度しか残っていないとかというようなあまりいい報道を聞いていないものですから、やはり当初考えていたクーポン券、要は店ごとの、今赤丸議員からお話あったように、その辺については、今後やはり状況を見極めながら、そのときそのときに必要な施策をとっていきたいというふうに思いますので、またさらにそういったご要望等ありましたならば、私たちのほうにご相談いただければ積極的に取り入れていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、４問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　最後の質問になります。交通指導隊の現状について伺います。町の屋外イベントや小中学生の通学をスクールガードさんの皆さんとともに交通安全をサポートしている交通指導隊員が減少していると聞きます。そこで伺いますが、交通指導隊員の高齢化が進み、退会する方が多くあり、大幅欠員に及ぶと聞いております。町は、現在の欠員状況とこのことをどう捉え、対応策をどのように考えているか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　交通指導隊の現状についてのご質問にお答えいたします。

本町の交通指導隊は、定数25人のところ、昨年度末の任期終了とともに10名の方がご退任なされたことから、現在は15名の指導員により交通安全活動を実施しております。また、平均年齢は67.3歳となっており、ご指摘のとおり高齢化が進んでいることから、やはラヂ！や広報やはばによる募集のほか、町内の交通安全協会、交通安全母の会に対し、候補者の推薦等の協力を依頼するなどによって指導員の募集を行っております。

しかしながら、現在までのところ、新任の交通指導員の委嘱には至っていないことから、効果的な募集方策について現任の交通指導員と協議を実施し、まずは交通指導員が活動しやすい環境づくりが必要であるとの意見をいただいていることから、今後は交通指導員と協議を重ねながら現在の業務の見直しを図り、交通指導員がよりやりがいを感じることのできる業務体系の構築に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　答弁に交通指導員が活動しやすい環境づくりが必要であるとあります。私も同感でありまして、朝の通勤、通学時間帯の出動のほかに、町イベントでの交通整理要請など、近年出動回数が多くなったとお聞きしています。年間報酬はありますが、出動回数が増えているのであれば、回数手当を支給するなど検討する必要を感じます。また、回数が多ければ交通整理専門員、ガードマン、ガードマンの要請を考える必要もあると思いますが、これについての見解はいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　ただいまのご質問に対してですが、おっしゃるとおり近年、本来の活動ではないと言ってもいいような交通整理は交通指導員の仕事ではないのです、本質的に。ですので、そういった部分がどうやら多くて、おっしゃるとおりの話になるのですが、生の声として私は秋祭り一度も孫と行けないと、おっしゃるとおりです。本来交通指導員の本来の業務というのは、やはり交通安全の指導であるはずで、またそれが本来の姿としてやっていくべきものというふうに今この状況になって、原点に返ってものを考える必要があるのではないかと。実際隊員の皆さんは大変崇高なボランティア精神をお持ちで、すごく精力的に活動していただいております。そこの気持ちに大変甘え過ぎていたのではないかなと正直思っております。

具体的に環境改善という意味では、町の予算とも関係はしてくるのですが、純粋に交通整

理の業務については、指導員さん方には、基本的にはお願いしないような方向でいきたいなと思っております。

それから、具体的に言われているのが、朝の街頭指導はともかく、平日の日中に学校に出向いての安全教室とかがある。それは、やっぱり対応できる人というのは限られるというふうな問題点もあって、そういった部分について花巻市とかでは、そこの仕事だけをお願いする専任の方をお願いしたりしている事例もあるというふうに聞いております。

いずれ原点に立ち返って、本来のあるべき姿の中でどうしていったらいいのか。実は、原点に返るというときに、そもそも定員はどういう根拠で決まっていたのかということもちょっと今我々のほうでは見直しをしたいと思っております。かつて県の補助金の要綱によって人口1,000人当たり１人というふうな県の補助要綱があって、それにのっとって考えると、確かに２万5,000人ぐらいの時代を考えれば25人というのは妥当な数字かなとは思うのですが、そもそも1,000人に１人ということ自体がどんなものなのかと。法令等に根拠があるわけではございません。それも確認しましたが、いずれ本来原点に立ち返ったときに、何人が適正なのかということを踏まえ、そして指導員さんがやっぱり気持ちよくといいますか、非常にいい環境で気持ちよく仕事をしていただけるような状況をつくることで新しい方のお願いもしやすい状況にまずしていきましょうということで考えてございますので、今年度そういった検討をしながら、来年度具体的なアクションをしていけるようにしていきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　すみません、最後に一言。本当に今の課長の答弁のとおり、そこまで認識されていれば、本当に安心して担当をやっていただいているなと思います。今本当にサラリーマン、はっきり言って65歳前に辞めても年金もらえないし、70歳まで働かないと年金が増えないということで70歳まで働いて、それから交通指導員、なかなかボランティア的な責任感のある方でないと、なり手がないと思います。ぜひ今の藤原課長のおっしゃったようなことも検討されてやっていただきたいのですが、最後にもう一度見解をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　赤丸議員さんからのご質問に対応する形で我々も検討しておったところに対してこういった場をいただきまして大変ありがとうございます。

こういった答弁をさせていただきましたので、確実に環境改善を実施してまいります。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で９番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、引き続き一般質問を行います。

３番、小笠原佳子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（３番　小笠原佳子議員　登壇）

○３番（小笠原佳子議員）　議席番号３番、公明党、小笠原佳子。通告に従いまして質問をいたします。

矢巾町でコロナウイルス感染者が出られましたが、感染が広まらず本当によかったと感じております。まずは、感染イコール悪、感染者イコール対策を怠った非難されるべき人というような一面的な捉え方を払拭し、もし友達、家族、自分自身が感染したらという我が事として捉えて、偏見、差別を克服する、そのことが鍵だと考えております。

それでは、最初の質問をいたします。質問１、行政サービスにおける情報通信技術ＩＣＴの活用について町長にお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症拡大による影響で私たちの生活の在り方が変わりました。マスクを着用すること、３密を避けることが当たり前となり、情報通信技術ＩＣＴを活用しながら新たな生活スタイルを目指さなければならない状況となりました。オンラインを活用し、離れていても会議ができる時代となり、行政サービスもこれまで以上にオンラインを活用して取組が求められています。そこで以下伺います。

１つ、オンラインでの行政手続、住民サービスを行う体制の整備と進捗状況についてお伺いいたします。

２つ、マイナンバーカードの交付件数と交付率の状況、また周知と普及についての具体的な取組についてお伺いいたします。

３、オンライン会議の開催状況、計画についてお伺いいたします。

４、役場内でのテレワークの状況について、その後の状況についてお伺いいたします。

５、情報通信技術ＩＣＴの活用について６月会議でセキュリティーの構築等を考えなければならないとの答弁がありましたが、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　３番、小笠原佳子議員の行政サービスにおける情報通信技術ＩＣＴの活用についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、平成30年６月からマイナンバーカードを利用することで住民票や印鑑証明、戸籍、税関係等の証明書のコンビニ交付が受けられるサービスを実施しているほか、最近では新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施された特別定額給付金の申請手続で活用してきております。特別定額給付金の申請手続では、全国で申請が複数回入力可能などのトラブルがあったものの、本町では特に影響もなく改善されることでマイナンバーカード利用に関し、より使いやすい環境が整うものと期待されます。また、上下水道課では、水道の閉開栓の受付をオンラインで行うことで行政サービスの向上を図っております。今後もオンラインでの行政手続については、可能な分野で推進し、住民サービスの向上に資するよう努めてまいります。

２点目についてですが、本町のマイナンバーカードの交付件数は、７月末時点で4,419枚、交付率は16.2％となっており、全国の交付率18.2％、岩手県の交付率16.3％と比較して、若干下回っておりますが、昨年７月末より4.7ポイント高くなっている状況でございます。国では、今後国民健康保険や後期高齢者医療保険健康保険証、その他被用者保険の健康保険証としての機能を持たせ、マイナンバーカード対応可能な医療機関での活用を予定しているほか、運転免許証としての活用も検討されており、利用範囲が拡大し、交付件数の増加が見込まれます。これまでも広報やはばをはじめ窓口用封筒への掲載ややはラヂ！の放送を利用して周知してきたところでありますが、利便性の向上と安全性の確保を理解していただけるようさらに周知に努め、交付率を高めてまいります。

３点目についてですが、オンライン会議については、今年４月から７月17日まで36回行われております。今後についてですが、コロナ禍において既に定着していることから、積極的にオンライン会議を実施してまいります。

４点目及び５点目についてですが、情報通信技術活用方法の手法の１つとしてテレワークがあり、新型コロナウイルス感染症拡大防止だけではなく、働き方改革の一環として全国的に導入する企業や自治体が増えております。本町の現状は、ウィズコロナ時代の中で新しい生活様式を踏まえた感染症拡大防止を前提とし、極力通信業務に支障が生じない形での体制とする必要があると考えており、いまだテレワークは実施しておりません。

しかしながら、今後県内外における感染症拡大の状況により、窓口等の業務縮小やサービ

スの低下もやむを得ない状況となった場合を想定し、テレワークの実施に必要な機材調達準備を進めつつ、セキュリティーやガイドラインの作成に着手しているところです。

なお、運用上の課題となりますテレワーク可能な業務の洗い出しなどについて、引き続き実施に向けた検討を重ねてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　再質問ですが、行政のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及と活用を進める上で一番大事なのは、透明性だと思います。今は、マイナンバーカードを作成しても、何か知らないうちに自分の懐具合や税金の支払い状況などをひもをつけられてしまうのではないかというような漠然とした不安といいますか、気持ち悪さを感じている方が多いと思います。町では、住民の納得を得る努力が重要であると考えますが、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

小笠原議員さん仰せのとおり、いろんな情報の不安というのはあると思いますが、今回の給付金でもそうですけれども、いろんなことが全国的には問題があったわけですけれども、そういったものをどんどん、どんどん改善していく、国のほうではどんどん改善していくという体制にあるというふうに捉えてございます。併せまして、今回の給付金のことがあった上では、金融情報とかと結びつけられているような課題も出たところで、またいろんなご意見もあったわけですけれども、そういうところをいろんな国民の意見を吸い上げながら国のほうでも改善して、個人情報の保護というところを守りながら、このマイナンバーカードの制度をどんどん普及を図って便利なものにしていくというふうに捉えておりますので、その辺に沿いながら、その不安を払拭、国のほうの施策と併せて不安を払拭しながら拡大につなげていければというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　マイナンバーカードということの使い方については、今町民環境課長が申し上げたとおりでございますけれども、これからの先ほど議員もおっしゃっておりましたけれども、コロナ禍においてどのような形になっていくのかとい

ったところでは、デジタルトランスフォーメーションなんていうことがよく言われていると思います。それらを使ってどのようにこれから変えていくのかというのは、本当に重要なことだと思っております。私どもといたしましては、このマイナンバーカード、2016年に始まった制度だと認識しております。今後、現在マイナポイントなんかも始まっておりまして、この後21年中には健康保険証としての利用開始が出てくるはずです。今後答弁にもありましたように、様々なカードとしての使用も見据えているところでございますので、私どもといたしましても、今後2022年に電算の基幹システムの更新の予定になっております。そうした中で併せて計画的にどのような普及を図っていったらいいのかという議論を深めていきたいと考えているところです。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　今マイナンバーカードについては分かりました。

次に、テレワークについてということで、こちらの答弁書のほうにもテレワークに可能な業務の洗い出しなどについて引き続き実施に向け検討を重ねてまいりますということで回答をいただいたのですが、やはり行政の業務というのが一番住民対応とかが多くて、テレワークには向かないのではないかということは、よく聞く話なのですが、この間日経新聞を見ていたときに、総務省が３月26日時点で1,721市区町村の３％しか、この３月26日ってテレワークを７割進めましょうと言っているときだったのですけれども、３％の51団体しか実施されていなかったということがあったのです。やっぱり本当に行政のテレワークって難しいものなのだなということをまた改めて感じたのですけれども、この点についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　ただいまのご質問でございますが、まさしく調査の結果が示しているとおり、全国で1,700幾らある市区町村の中で数％にしかならない。これは、我々も直接感じているのですが、窓口業務は、テレワークをすると確実にサービス水準が低下します。そういったことが明らかなところが割と、特に町村においては多いものですから、そういう意味もあって今回の答弁にもありますとおり、実際問題、やっぱりウィズコロナであれば、きちっと対応を取りながら、なるべくサービス水準を変えないというふうに持っていくのが我々の選ぶ道だろうなということで進めておるところでございます。

さりとて業務がゼロではないのかなとも思っておりまして、なかなか難しいところもあるのですけれども、例えば会議録の文字起こしとか、それから計画書作成とか、その単体の業務を取り出せばできないこともないのですが、今現状我々は、それぞれの職員が単体の仕事ではなくて、10個ぐらいの仕事を同時並行で進めているのが実態でございまして、なかなかそういう意味でも難しさがあるという現状でございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　今のお話、とてもよく分かりました。スマートフォンを住民に使っていただいての行政サービスということでちょっとやっぱり新聞に出ていたのですけれども、ラインで高知の四万十市では、道路補修が必要な箇所や街路樹の異常などを住民から通報してもらうようなシステムを導入しているそうなのです。そうすると、本当にラインって手軽なので、早期に映像とかもどんどん入ってきて対応ができるというようなことで成果を上げているということを見ました。

また、宮城県の蔵王町でも、本当に今若いお母さんたちってスマホを使わない人なんて本当にいないのだろうなと思うのですけれども、子育てでアプリを母子手帳に、蔵王子育てアプリというのを母子手帳とは別に母子手帳アプリというのをまた入れているそうなのです。それがまた好評だということで乳幼児の保護者に予防接種や健診の日程とか、また子育てに役立つ情報などを発信しているということで、私次の質問が子宮頸がんの質問で予防接種の一覧を見てみたのです、矢巾町がどういうふうになっているか。そしたら、出てはいるのですけれども、本当に簡単な紙がぺらっと出てくるだけで、そういうのから見たら、本当に母子手帳のアプリにそういうのがあるというのは、すごくいいのかなと思いました。こういうことを導入していただくということがどうなのかと思いまして、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　そういったアプリの利用につきましても、我々としても幾つか事例も勉強しているところでございますが、おっしゃるとおりサービスの向上につながりつつ、住民の方々にとっても、行政にとっても効率化につながるというふうなことであれば、導入を前提にいろいろ考える必要があるなというふうに捉えております。

それから、今コロナの情報についても県のラインの公式アカウントで毎日ばんばん流れて

きますけれども、そういった即時性が求められるような部分に対しても大変有効だというふうに捉えておりますので、一朝一夕にはできないのですが、徐々に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、時間が大分経過してまいりましたので、ここで３密の関係もございますので、暫時休憩といたします。

再開を４時５分、16時５分といたします。

午後　３時５４分　休憩

――――――――――――

午後　４時０５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、２問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　子宮頸がんワクチン予防接種の周知について町長にお伺いいたします。

子宮頸がんは、子宮の入り口部分、子宮頸部にできるがんで年間約１万人近くが罹患し、約3,000人もの女性が死亡しています。20代、30代の若い女性の発症が増加しており、命を取り留めたとしても子宮摘出等子どもを産めなくなるようなこともあります。国は、平成22年11月から公費助成を始め、平成25年４月からは、小学６年生から高校１年生相当の女子を対象に計３回行う定期接種といたしました。しかし、ワクチン接種者からの体の痛みなど健康被害が相次いだことから、平成25年６月には接種の積極的な勧奨を中止といたしました。健康被害との因果関係が認められていないため、定期接種の位置づけは変えられておりません。平成24年６月14日に厚生労働省から出されたヒト・パピローマウイルス感染症（以下「ＨＰＶ」）の定期接種の対応についての通達の中で接種の積極的な勧奨とならないよう留意するようと勧告が出たことで全国ほとんどの自治体がＡ類定期接種ワクチンであるにもかかわらず、個別通知等による周知を行わなくなっております。結果として、接種率は70％から１％未満にまで下がり、子宮頸がんに罹患するリスクが定期接種導入以前に戻っております。

そこで以下についてお伺いいたします。

１、子宮頸がんの予防接種の通知はどのような方法で行われているのでしょうか。また、最近の接種率についてもお伺いいたします。

２、接種の勧奨ではなく、ＨＰＶワクチンの正しい情報を伝え、接種の判断をしていただくための情報提供を行うべきと考えております。当町の情報提供の現状、考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　子宮頸がんワクチン予防接種の周知についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、子宮頸がんの予防接種については、予防接種法に基づく定期接種として対象者の保護者に対して予防接種を受けることを勧奨するものとしており、町では中学１年生の女子を対象に町内中学校を通じて個別に通知しております。子宮頸がんワクチンの接種率、この３回接種の完了者については、令和元年度は1.59％、平成30年度は2.17％、平成29年度は0.67％となっております。岩手県の接種率については公表されておりませんが、厚生労働省が公表しております全国の接種率は、平成29年度は0.3％、平成28年度は同じく0.3％となっております。

２点目についてですが、厚生労働省の審議会でワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、積極的勧奨を差し控えている旨の通知がありましたので、町では、厚生労働省で作成したリーフレットを個別通知に同封し、子宮頸がんワクチンの意義と効果、そして接種後に起こり得る症状についての正しい情報を伝え、接種の判断をしていただくための情報提供をしております。現在も積極的勧奨は差し控えておりますが、国の動向を注視し、接種の判断のための定期接種の個別通知と正しい情報の伝達に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　まず、矢巾町では個別通知がなされているということで安心いたしました。現在ワクチン接種後の副反応に関しましては、様々な情報が飛び交っており、ワクチン接種に関しても賛否両論があります。保護者の方からよく分からないという声も多く

聞いております。答弁であったように、現在は全国的な接種率の低下が見られております。これは、やはり国による積極的勧奨の差し控えということの通知に対してワクチン接種に対する不安がやっぱり表れていると感じております。ＨＰＶワクチンは、予防接種法によるワクチン接種後の副反応によって健康被害が生じた場合は、法律に基づいて救済制度があります。矢巾町における副反応の現状と健康被害の有無についてお伺いいたします。

また、対象年齢以外となった場合、高校１年生を過ぎた場合、３回接種するということで、その学年までにワクチンが接種できなかった場合、公費は受けられないということで自費で接種するということも選択肢にあるわけなのですが、自費の接種の場合、費用は幾らになるのかをお教えいただきたいです。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

ご質問のありました不調を訴えた、そういう事例は幸い今のところはございません。あとは、子宮頸がんワクチンを接種した場合、通常健診の中で行う場合は1,200円でそういう検診で対応しておるところでございまして、対象年齢といたしましては20歳以上で偶数年生まれの女性にご案内をするという形で行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　すみません、今のは1,200円の公費負担で予防接種ができると、そういう意味ですか。私は、調べたら、結局自費で自分が３回受けると、大体５万円弱ぐらいの３回分でなるということで聞いていて、ちょっと中身が、その1,200円はちょっとワクチンではなくて検診ということかなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　大変失礼いたしました。町といたしましてワクチンの接種については、その対象年齢の方だけということでございまして、その年齢を過ぎた方の場合は、大変恐れ入りますが、自己負担ということで、医療機関にもよるわけですけれども、１回１万6,300円の３回で約５万円、４万8,900円というような、医療機関それぞれによってそれは定まりますが、そういう状況でございます。大変申し訳ございませんでした。失礼します。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　やっぱり副反応についていろいろ本当、マスコミやメディアのいろんな状況を見ておりましたので、どんな状況なのかなとちょっと心配していたのですけれども、矢巾町ではそういう被害は、健康被害が出ていないということでとても安心いたしました。やはり５万円弱という高額な代金のワクチンなわけなのです。それで本当に接種するか、しないかということに関しては、個別で通知が来ているということですので、ご家族で本当にいろんな形での情報もありますし、判断していただくことが、ただそういうことを何も知らなくて対象年齢が過ぎてしまって、ワクチンの存在も知らなかったというような娘さんが出てきたりとかすることは、やはりとても不幸なことだなと思います。

また、将来的に子宮頸がんの患者さんが増えてしまうというような、やっぱり危機も持ちます。やっぱりワクチンをきちんと周知して、そして取り組んでいこうという矢巾町でのお考えを伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

子宮頸がんワクチンについては、今までお話あったとおり、定期のものではございますけれども、そういった副作用の問題がありまして、国としては推奨はできないという形の中で対応がなされているという状況でございます。一方、よくがんの５年生存率という部分がございますけれども、子宮頸がんの場合は、がんの５年生存率、がんの部位の中でも比較的高い順位に位置しておりまして75.3％というような情報もありますので、必要性もある反面、副作用の問題もあるということ、そして定期予防接種であるということから、ある程度国の指針に従いながら、エビデンスといいますか、副作用の部分が平成25年という厚労省から通知があって、今日に至るまで、そこが明化されていない状況もありますので、そこは慎重に判断しながら町として間違った対応にならないように、そこは総合的に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは、３問目はごみ問題について町長にお伺いしたいと思い

ます。

ごみの排出量は年々増加いたしまして、矢巾町では令和元年度の１日１人当たりのごみの排出量は605グラムとなっております。町民一人一人がごみを減らす、物を繰り返し使う、分別により資源化を進めるなど、自らのライフスタイルを改めるといった意識改革が重要であろうと考えております。分別すれば、ごみではなく資源であり、ごみの減量や資源化推進は、地域住民、行政、事業者が一体となり取り組んでいかなければならない重要な課題であると考えております。そこで以下お伺いいたします。

１、ごみの分別について、どのように周知を行っておられるのでしょうか。

２、独居の高齢者を対象としたごみの排出について支援は矢巾町ではあるのかお伺いいたします。

３､24時間資源ごみを持ち込めるリサイクルモアに対するニーズはとても多いと思います。いつから資源ごみの排出ができるのでしょうか。また、役場内等に設置いたしました古着の回収ボックスの状況等をお伺いしたいと思います。

４番目に、事業系ごみの削減がやっぱり一番大変なことだとお聞きしておりますので、このことについての目標をどのように設定しているのかをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ごみ問題についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、ごみの分別については、日頃より広報やはばや町ホームページ、やはラヂ！での周知のほか、ごみの分別青空教室を通して分別でごみ削減、使えるものは再利用、資源として再生の徹底と、そのためには町民の皆さんお一人お一人の協力が必要であることなど、分別の重要性を訴えてきたところであり、今後ますます周知を徹底していくべきであると認識しております。

また、回収ボックスを設置し、資源回収品目や機会を充実させることは、資源としての認識や分別意識を高めることにもつながり、さらなる充実を図り、啓発に努めてまいります。

２点目についてですが､昨年度高齢者についてのごみ出し支援のニーズを調査したところ、対象となる方は認識されませんでしたが、高齢者のみの世帯で介護保険の要介護または要支援と認定されている世帯や障がい者のみで構成されている世帯などにボランティアの活動を軸としたごみ出し支援をする事業として矢巾町高齢者及び障がい者ごみ個別収集サービス支援事業を開始すべく関係者と協議、調整を進めております。

３点目についてですが、資源物をどの時間帯でも持ち込むことのできるリサイクルモアの

設置につきましては、設置や運営に係る重要事項を関係事業者等と確認し、進めており、新型コロナウイルスの影響で当初の予定より遅れておりますが、年内の設置を目標にしているところであります。

古着の回収ボックスにつきましては、役場庁舎、さわやかハウス、町公民館に設置しており、回収を開始した令和２年３月には523キログラム、７月には1,091キログラム回収となり、町民の皆さんからも問い合わせが多く、ごみ減量化に寄与していると捉えております。

４点目についてですが、令和元年度の事業系ごみの総量は、年間5,283トンであり、経済活動の動向や事業所の増減などの影響に左右される部分もありますが、矢巾町一般廃棄物処理基本計画における令和５年度目標の年間4,500トンの目標値と差がある状況となっております。少しでも目標値に近づけるようごみ減量推進員と連携し、町民の皆さんが事業活動においても分別意識を高めるよう努めるとともに、町商工会及び商工業の団体の協力を得ながら資源化など削減への協力を事業所へ要請してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　今の回答をいただきまして、とても古着の回収ボックスとか、私も何回か持っていきましたけれども、本当にいつも満杯で、やっぱりごみの減量化にとても貢献しているのかなということを感じております。先ほどの回答の中にあったことでなのですが、矢巾町では高齢者の方のごみ出し支援のニーズがなかったということで、ニーズ調査はどのような形で行われたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年、ちょうど１年ほど前の７月頃でしたけれども、福祉関係、健康長寿課、あとは当時の住民課、そこで連携して、民生委員さん、区長さん、あとはごみ減量推進委員さん、そういう関係団体の手を借りながら、その地域ごとにそういうニーズがないか調査をしたところでございました。そのときは、とりあえずその調査の中では、いろんな支援が必要な人に関しても、支援する方が既にいるような方に関しては一応大丈夫だろうと、親戚がいるとか、あとは見守ってくれる方がいるとか、そういう方については、ごみ出しに今のところ問題ないというふうに見込んだところではございますけれども、今後そういう支援者がいなくなってくる方もいらっしゃることを見込めば、今現在こちらの答弁したとおり、いろんな関係団

体とできない方を調整しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　やはり今の答弁を聞いても、すごく思ったのですけれども、やっぱり案外行政の、ましてご近所の誰かに自分のごみを出してくれというのをお願いしなければいけないことを意思表示するのは、結構やりづらいことなのかなと今お話を聞いていても思いました。これも私新聞の記事の中で見つけたのですけれども、群馬県の高崎市では、今年度から、これ５月の記事だったのですけれども、９月から実施するといって、高齢者世帯や子育て世帯を支援するために、登録した方のお宅を週１回訪問して、ごみの無料の収集事業を始めることにしたそうなのです。たった４月から５月の一月で、地域性の差もあると思うのですけれども、150件の申請があったということで、特に事前に連絡がなくて週１回のごみを出していない方に関して、高齢者の方だったならば、安否確認もするようなことを兼ねてやれるということで見守り効果も期待できるのではないかということが出ておりました。先々そういうことも考えていただけるということですので、また考えていただけたらいいのかなと思います。

ちょっとすみません､ちょっとまた違う再質問なのですが､生ごみの処理についてですが、私は今集合住宅に住んでおりまして、夏場の生ごみの臭いと、外に水道がないことでごみ箱を洗うことがすごく不便だったのです。それで、10万円もいただいたということもあるのですけれども、思い切って生ごみ処理機を矢巾町の補助金もいただいて購入いたしました。乾燥させるので、ごみの減量にすごく役立つのです。本当に７分の１にきれいに乾燥されて、思い切って買ったことですごく燃えるごみに捨てることができて、とても快適なのですけれども、ただやっぱり処理機が９万円と高額なのです。また、部屋が、台所とリビングが同じところにいて、ごみ箱がそこにあるので、クーラーをかけながら乾燥機をかけるかというと、夏の暑いときにはちょっとやっぱり何か抵抗があって、留守にするときとかに乾燥機をかけて出てきたりとかしているのですが、私、こういうことを何で言ったかというと、やっぱりこれ地域の方から聞いたのですが、生ごみをやっぱりバケツに捨てないで、燃えるごみに混入しているのが多いように感じるということを聞いたことがあったのです。

それを聞いたときに思ったのが、私新潟の上越市に住んでおりまして、そのときは生ごみだけなのですけれども、袋が何か植物由来の袋ですごく高い袋だったのですけれども、トウ

モロコシの臭いがするような袋で、生ごみだけそれに入れて、生ごみだけをそこに捨てるというようなシステムがあったのです。だから、ごみ箱を洗う必要もないですし、何かすごく本当に夏場の臭いごみ箱を洗うという、そういうことをしなくてよくて、それはそれでとても何かよかったかなということを感じておりますので、やはり若い世代の方とか、私のように外水道のないような人に対して、そういう生ごみを違う形で捨てられるようなことを矢巾町では考えられないのかなということを思いまして、ちょっと長々としゃべりました。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、私もごみのことではいろいろ対応させていただいて、今盛岡紫波地区環境施設組合では、最初は紙袋収集をやったのです。バケツコンテナ収集の前は。だから、選択肢としては、もうそういうこともできるので、ただ紙袋収集のときは、汚水、水切りが徹底されれば大丈夫なのですが、水切りが徹底されないで紙袋で出されると、今度は汚水が漏れるということで、だからそういった一長一短があったのですが、考え方とすれば、例えばご家庭で袋で出すと、なぜ袋収集が駄目だったかというのは、袋をやっぱり買わなければならない、お金がかかると、そういうふうなこともあって、もういろいろ議論した中で、それではバケツコンテナ収集にするかということで、今本当は１年１回ぐらいは集積所に立って、そして確認するということが本当は大事なのですけれども、今はそれもうやっておらないので、ちょっと余談になるのですが、ごみ収集、いわゆる残飯収集、生ごみを始めたときは、私ら収集車の人たちも一緒になって、朝早い時間、６時から８時まで出してもらう時間で、当時笑うに笑えない話があって、つなぎ服を着て、ほっかぶりして、何か家の周りに不審者がいると、そのうちにもう１週間ぐらいその場所に張りついたので、いやこんな暗いときから、そして寒いとき、よくやっていると。そのうちにコーヒーの差し入れとか、ミカンの差し入れとかあって、本当に感激したことがあるのですが、もうそういったことを踏まえながら今の形にしたので、出し方については、選択肢を増やすこともこれは可能ですので、それは内部で検討していただければと。

それから、ごみ出しのことについても、やっぱり特にもまち中より周辺部の私らの地域なんかは遠慮があるのです。だから、お願いしたくてもお願いしづらい、やっぱりそういうところを行政がいかにして手を差し伸べてやるかと、そういう温かい気配りというのも大事ではないのかなと。だから、今吉田課長は、ながんすということなのですが、ながんすであれば、どういう取組をすれば寄り添いができるかということは、やっぱりこれから考えていか

なければならないと思いますので、そこのところはご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは最後に、ごみの処理費用、経費についてこの間表をいただいたので、令和元年は２億8,488万826円ということでお聞きしました。本当にごみの処理にこんなにお金ってかかるのだなと改めて思ったのですが、本当10分の１ごみをもし減らすことができれば2,800万円もの経費が浮くということで、本当にごみの減量化って大切なのだなということをまず改めて感じたのですが、やはり焼却炉依存型のごみ処理政策から、やっぱり生ごみを堆肥にするということもそうだと思うのですけれども、ごみの減量、再資源化に主力を置くような矢巾町としての政策で今回リサイクルモアも設置いたしますし、回収ボックスで古着とか古紙も回収しますし、また本当に割り箸や歯ブラシや、食用油、それからスポンジの回収ということで、もうすごく町民の方に対してそういう働きかけをやっぱりしていると思うのです。やっぱりそこには持続可能な循環型の社会を目指して、やっぱりごみは減量していくという強い意志があるのかなということを感じております。改めて矢巾町のごみを減量していくという考えを伺って最後にしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まさに今ご指摘のとおりなのです。今ごみにかけているごみ処理経費、これを１割でも２割でも削減すると別なことに使える。それから、ごみ処理には全然補助金も何もないわけです。もう持ち出しなのです、税金での。だから、実は今年町民環境課の担当職員と今年はやるべということで、私もできるのであれば全面的に現場におでるからと。ところが、コロナが発生して、ご存じのとおり、今環境施設組合は、もう盛岡、矢巾にそういったあれが出たので、その前からなのですが、収集、処理、処分に対応する委託事業所の皆さんには、もう朝来たならば着替えして、そして作業服を着て作業してもらう。帰りは、もうその作業服は自動の洗濯、脱水、そして乾燥までできる。そして、あとは今ふれあい館もなぜ開放しないかと。今苦情も来ているのですが、あそこで仕事をしている人たちにお風呂に入って、家にはそういった感染源を持ち込まないというのが、もう収集車の人たちがいつ何時にコロナウイルスに感染した廃棄物に手を触れるかと、そういう非常に神経質になっているのです。だから、ここ収束するまでは、そういったことで本当はこの再資源化に今年は必ず取り組む、それで環境施設組合とも話し合ってやろうとしていた矢先にこういう問題が出て、だから今はちょっとごみに手をかけられないとい

う今状況なので、逆に町民の皆さん方または事業所の皆さん方で振り分けをしてもらうことを今度。

やっぱり実際各家庭で出される一番あれなのは古紙なのです。その段ボールとか新聞紙とか雑誌だけではない、普通の通知とか何かで来た必要のない古紙の量というのは結構大きいのです。だから、そういうことをもう少し周知していきたいということですが、今のこういう感染下の状況ですので、ちょっと時間がかかりますが、資源化、減量化、こういうものにはしっかり取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で３番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の会議日程は全部終了しましたので、これにて散会をいたします。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　４時３７分　散会

令和２年矢巾町議会定例会９月会議議事日程（第４号）

令和２年９月３日（木）午前１０時開議

議事日程（第４号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１３番	川村よし子　議員
１４番	小川文子　議員	１５番	山﨑道夫　議員
１６番	廣田光男　議員	１７番	髙橋七郎　議員
１８番	藤原由巳　議員		

欠席議員（１名）

１２番	長谷川和男　議員

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司君
税務課長	花立孝美君	町民環境課長	吉田　徹君
福祉課長	浅沼圭美君	健康長寿課長	村松　徹君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、15番、山﨑道夫議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（15番　山﨑道夫議員　登壇）

○15番（山﨑道夫議員）　議席番号15番、一心会、山﨑道夫でございます。

まずもって日常業務に加えて感染症対策、コロナウイルス感染症対策に日夜一生懸命取り組んでおられます高橋町長はじめ職員の皆様のご尽力に心から感謝と敬意を表したいと思います。ご苦労さまでございます。

それでは、１問目に入らせていただきます。質問事項は３点ございますが、町長にまずお伺いをいたします。新型コロナウイルス感染者家族の一時預かり体制の構築についてお伺いをいたします。新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない状況が続いておりますが、Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルの推進や移動の自粛を求めないという政府の方針の中、８月10日、日本における累計感染者が５万人を超えました。８月３日に４万人を超えた後、１万人を超えるまでに７日間しかたっておらず、今後岩手県においても感染者がさらに増えることが心配されております。幸いにも、本町において今のところ１人のみの感染者となっておりますが、東北でも他県においてクラスターが発生しており、予断を許さない状況になってきております。８月初めに秋田県の実業団バスケットボールチームにクラスターが発生いたしましたが、

その約１週間後、バスケットボール部員と接触があった10歳未満から40歳代の男女６人が集団感染したと報道されました。このようにいつ、どこでどのような経路で感染するか分からない状況にあるのが新型コロナウイルスの極めて怖いところであります。

その後岩手県内においても８月27日、新型コロナウイルスに感染した盛岡市の20代男性の遠野市の親族５人の感染が確認をされ、県内で初めてクラスターの発生となりました。また、一昨日奥州市で３人の感染が確認され、県内22名の感染者となり、鳥取県と並んでしまいました。このように県内でも感染者が徐々に増えてきております。様々な状況を想定をし、いざというときに備える体制を整えておくことが今求められると言わなければなりません。

こうした中にあって、陸前高田市は、８月下旬から介護者や保護者が新型コロナウイルスに感染した場合、同居する高齢者や障がい者、子どもの一時預かりを行う方針を打ち出しました。その内容は、親族や親戚らによる引き受けが難しいケースに対応し、市内の宿泊施設で最大10人程度の受入れを想定し、体制を構築するというものであり、万が一に対応し、安心して療養できる環境を整える施策として大いに参考にするべきと考えることから以下についてお伺いをいたします。

１点目、同居する介護者や保護者がコロナウイルスに感染して入院するなどし、要介護者や障がい者、18歳以下の子どもの世話ができない場合、その家族が一時預かりする体制を構築し、支援するべきと考えますが、どのように対応する考えなのか明らかにされたいと思います。

２点目、老老介護世帯において、介護者がコロナウイルスに感染し、入院するなどした場合で、頼れる人がいない場合の支援策について示されたい。

３点目、全国で家庭内感染が増加しておりますが、感染者が軽症等の場合、自宅療養を勧められるケースが増えており、その結果、家庭内感染が増えると言われております。したがって、町内の宿泊施設で受け入れる体制を整備し、家族と離れて安心して治療を受け、療養できる環境を整えるべきと考えますが、どのようにお考えでしょうかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、山﨑道夫議員の新型コロナウイルス感染者家族の一時預かり体制の構築についてのご質問にお答えいたします。

１点目及び２点目についてですが、新型コロナウイルス感染症は、指定感染症であること

から、県及び保健所の所管であり、個人情報保護等の観点から、基本的に町が感染者及びその家族状況などを把握することはできず、町が直接率先して感染者及びその家族の生活支援等を行うことができない状況になっており、県等から要請があった場合に、その指示の下に対応することとなります。

県においては、保護者等が感染した児童等については、必要により児童相談所が対応するなど、感染者の家族は濃厚接触者となる可能性が高いことから、必要な保護等については、県や保健所が対応することとなっております。

町といたしましては、介護福祉サービスを必要とする方について、国が示すガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症によりサービスが途切れることのないよう介護福祉サービスを行う事業所に依頼しており、必要に応じて感染防護具を提供する用意などをしております。

また、福祉課に生活相談窓口を設置していることから、感染者及びその家族から生活支援相談があった際には、状況を県等から確認した上で、例えば介護者が入院とした場合に、介護を必要とする方は、ショートステイなどの介護保険サービスの利用につなげるよう県等の指示を得ながら関係機関と連携し、対応してまいります。

なお、町内には国民保養センターをはじめビジネスホテルなどの宿泊施設が立地していることと併せて、介護福祉サービス事業所も複数設置されており、それぞれの事業所の協力を得ることで濃厚接触者ではなく、事後の発症のおそれのない方を対象とした一時預かり体制を構築することは可能な状況となっております。

介護者や保護者が感染し、入院等となった際に、残された方は必要な場合、訪問介護やショートステイなどの介護福祉サービス利用や親族、児童相談所による保護が基本とされておりますが、町に相談があった際には、県等から状況を確認した上で関係機関と連携しながら、それらサービス利用等につなげますが、一定期間であっても生活のすべを失うことがないよう、感染者が安心して療養等ができる体制の構築について、一時預かり体制も含め、関係機関、事業所と協議、検討してまいります。

３点目についてですが、全国で増加している家庭内感染は、非常に憂慮すべき問題であり、防止のための施策として、軽症者が療養施設を利用することが勧められております。県における計画では、軽症者等宿泊療養施設は非公表ですが、フェーズ１と２の発生初期から拡大期まで85室、フェーズ３の蔓延期では300室を確保することとなっております。町といたしましては、町内の宿泊施設について、濃厚接触者以外の家族への支援策として、いざという

ときに利用できるセーフティーネットの構築に向けた整備を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　何点か確認しておきたいことがございますので、お伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、指定感染症であるということでございますので、この点はそのとおりなのですが、県及び保健所の所管ということになると、町が直接率先して感染者とその家族の生活支援は心配要らないと。言ってみればそういった答弁だったというふうに思いますが。したがって、単刀直入に言えば、県に任せておけばいいという捉え方でいいのか、その点まずお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染陽性者の方につきましては、個人情報の関係がありまして、市町村のほうには県が得た情報は示されない、そういうルールになってございます。盛岡市のみは保健所を持っていますので、自らそういう必要な情報を持っているわけですけれども、ただそうはいっても町民の方が実際にお困りになっているわけですので、直接町のほうで情報を得ることはできないのですけれども、その方から相談があった場合は、ご家族のそういう健康状態あるいは困り事、今それこそコロナ禍によって誹謗中傷なり、そういった問題もありますので、いずれそういった多様化した問題を抱えていらっしゃるご本人さん、ご家族に対しては、町としてはいつでもそういうご相談を受入れながら対応する、そういう心積もりで対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　言われてみればそのとおり個人情報だということですので、そのとおりかもしれませんが、必ず県とか、あるいは保健所を介してか、町には連絡が来ると思うのです。そういう体制に恐らくなっているだろうというふうに思います。表向きは個人情報ということでなかなか情報がストレートに入ってこないということの答弁ですが、そうした場合、全く町としては関わりを持たなくていいのかというのが私疑問に思うのですが、当然

感染者が出れば、家族を含めあるいは会社関係とか、様々な周辺との付き合いもございますので、濃厚接触者が出ると。その濃厚接触者の検査は当然感染経路を調べた上でＰＣＲ検査をやるわけですけれども、ＰＣＲ検査がまず大体落ち着いて、陰性だということになれば、その家族を含めて家に帰ってくることができるだろうというふうに思いますが、その際に、例えば障がい者とか、あるいは病気を抱えている、あるいは高齢者、そして18歳未満の子どもがいる。これは親族とか、その関係者が見るということがあれば問題ないのですけれども、それがない場合は、それも県が全部対応してくれるのかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　まず、先ほど県からある程度の情報はもたらされるということについてご説明させていただきたいと思います。

新聞報道、テレビ報道でもありますとおり、県なりのほうで記者会見をして、その情報を発信しているわけですが、全く同じ情報、例えば何十代男性、女性、職業、そして行動履歴、そこの部分については、まず該当する陽性者が発生した市町村に対しては、公式発表の前にこちらに連絡が来ます。ただ、その方のご本人を特定するような情報、氏名あるいは生年月日とか住所とか、そういったことは全く開示されません。本町の方は、県内３例目で７月30日に陽性が発覚したわけですが、その後いろいろな対応があったわけでございますけれども、その入院期間あるいはご家族なりの濃厚接触者が陰性であった旨は新聞報道がなされてございますが、それ以上の情報は、いまだにそれはもたらされていないというところが、歯がゆいところがございます。

ですから、町といたしましては、県からはそういう回答はなくても、周り伝いに情報が入ってくることもありますので、そういうただ待つというよりも、そういう情報収集に向けては細心の努力をしながらそういう支援につなげていけますように、福祉サービスも短期入所をはじめ様々ございますので、コロナの陰性の方であれば、陸前高田市におきましても、そういう先駆的な取組で陰性の方の支援ということで対応していますので、矢巾町といたしましても、あらゆる社会資源をフル稼働というか、その方、ご本人さん、ご家族に寄り添いながら対応していかなければならないと強く思っておるところでございますし、そのように対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今の課長答弁に補足をさせていただきますが、このことについては、山﨑議員のおっしゃるとおりなのです。実は、この間町村会でもこのことが話題になって、そして町村会の山本会長が県の保健福祉部長に要請書を出したのです。ということは、今言ったようなことを最終的にクラスターとか何か発生した場合、そこの市町村のトップが分からないということがあったときに、いや県は責任を負うということだけれども、市町村、私らは町民の皆さんのいわゆる命を守らなければならない立場にある。そこで保健福祉部長に要請書を出したのですが、やっぱり同じような答えなのです。

そこでこのことについては、今後情報開示の在り方も含めて、例えば今は感染症の関係、そして災害時の情報開示、これも今非常に都道府県とか何かで今国にもお願いしているのですが、やはり国を動かさなければならないというような状況にありますので、だから今回の報道の一連をずっと見ていると、久慈市で発生したときに、ＪＲのバス会社の名前が出たわけです。これは、一歩前進ですが、恐らくクラスターを心配して、そして県がＪＲのバス会社から了解をもらって、ああいうふうな情報開示したと思うのです。

だから、昨日昆秀一議員の質問にもあったのですが、誹謗中傷、やっぱりこれなのです。今もうネットを見れば、私らより先にこの辺だと、もう出ているのです。矢巾町のときもそうなのです。だから、いかにして私どもがアンテナを高くして、そして情報を収集して、それを基に対応していくかということで、一番今心配されるのは濃厚接触者、それがクラスターにつながることなのです。だから、いち早くそういう情報を開示してもらって対応してもらうと。だから、今の国の、県の動向は、そういう状況なので、そこのところはやっぱりこれからこじ開けていかなければならない。ただ、もう今県はがんとしてそういう状況だということだけはご理解していただきたい。

それから、もう一つは、奥州市であああいう発生して、今盛岡市は一部環境施設組合もごみ処理施設の、今いわゆる分かりやすく言うと、オーバーホール、定期点検をやっているのです。もう管理者名で、私の名前であああいうことのないように。だから、よそでいろんな事案が出たときに、町の体制なり、私らの立場としてできる、そういったことが発生しないような、感染者が出ないような取組も大事だと。

だから、よそで出たことを一つ一つ検証しながら私どもができることをどうして対応していくか。もう県、保健所が情報開示しないから分からないじゃということではなく、そこに私どもはいかにしてアンテナを高くしてやっていくかということが今求められているのです。だから、そこのところを山﨑道夫議員に何ぼ言われても、今のところは、これ以上の進

展はない。だから、私ども市町村なりの対応は、もう本当に限られた情報の中での対応だということだけはご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　なかなか思うようにいかないといいますか、これは新型コロナウイルスは全く経験のない、初めて日本でも今流行しておりますけれども、初めての経験ですから、いろんな問題点はあると思いますので、その辺は今町長話されたような取組が必要だろうというふうに思います。そこは十分理解できました。

ということで、先ほどの課長の話でいきますと、相談窓口に、例えば先ほど言ったような要介護者とか障がい者、18歳未満の子どもが陰性で帰ってきた場合、誰も面倒を見てくれないということになれば、町に相談をするには、生活相談の窓口に来るしかないということになりますよね。当然親戚とか、あるいは面倒を見てくれる人がいれば問題ないのですけれども、全くそういった当てがない場合については、やっぱり行政として支援をせざるを得ないだろうというふうに思いますが、そういうふうな状況でなかなか情報が入ってこないとなれば、孤立してしまう可能性もあるわけです。そういったときの体制というのは、どういうふうにやっていけばいいのかというのが非常に心配なのですけれども、そこに対する考え方というのは、今の段階ではどうなのでしょう。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

先ほど町長答弁でもありましたとおり、町としては県が全部やってくれるということは毛頭考えておりませんし、その方についての情報収集、それについては、もうネットのほうが先走っていろいろ出ているわけでございます。ですから、こちらからその方の家族状況なりを見ると、おのずと要介護の方、障がいをお持ちの方、保育所に入所されている方、もう分かりますので、ただ相談を待つというよりは、こちらからアクションというか、訪問なり、電話連絡をするなりして、その方の今のお困り状況、あとは健康状態も非常に気になるところでございますので、そういった最大限の情報収集しながら、その方に、そのご家庭に寄り添った、町としてそういう温かい対応をしなければならないというふうに強く感じておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　大変厳しい状況の中でも情報収集に努めてもらわなければならないということですので、その辺についてはご苦労をかけますが、いろいろ努力をしていただきたいと思います。

それで今家庭内感染が非常に問題になっています。東京都の調べた中でも、家庭内感染は、接客を伴う飲食店が一番感染源になっているということで、この間ずっとテレビ報道されましたが、今は飲食店が約20％、そしてそれをはるかに抜いて、家庭内感染がもう30％前後になってきています。そうしたことを考えると、家庭内感染の怖さ、家庭内感染をいかに防止するかということにだんだん考えをシフトもしていかなければならない。そういうふうな状況になってきているだろうというふうに思います。

この前、８月27日ですけれども、県のコロナ対策本部の会議の中で、達増知事が県民に呼びかけているわけです。家庭内感染を防ぐためには、日常生活でこういったことを気をつけていかなければならないから県民の皆さん、十分そういったことを配慮して感染防止に取り組んでほしいということで呼びかけているのですけれども、例えば今私の家庭でもやっていますが、大体小皿に入ってこないで大皿でどんと出るのです。そういうのは駄目だよということも、この中で言われているのです。様々あるのですけれども、例えばそういったことを町民にやっぱり家庭内感染の危険性を周知をしていくと。それで、こういうことは駄目ですよということもしっかりと知らしめていくことが必要だろうというふうに思ってこの質問したのですけれども。例えば箸とか食器、タオルは共用しないとか、非常にふだんやっていることなのでしょうけれども、特に気をつけなければならないということで、そういったことが達増知事の呼びかけの中にあるのです。これ岩手日報紙上に載りましたので、皆さん目を通しただろうというふうに思いますが、家庭内対策、今こそということで載りましたので、やっぱり町としてもそういったことをこれからは町民にしっかりと呼びかけて、町内でできるだけ家庭内感染、特にクラスターの発生のようなことは防いでいくことが必要だろうというふうに思いますので、そういった取組を今後やるということについてどのようなお考えを持っているのかお伺いをします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

町民の皆様に対する周知啓発の重要性につきましては、今山﨑議員ご指摘のとおりだと思います。町といたしましても、これまで町長メッセージを８回、あとは各種広報、チラシ、ホームページ等で再三にわたって周知をしておりますし、９月の広報にもコロナの特集をさ

せていただいているところであり、８月27日の知事メッセージも非常に家庭内感染を県内で19例目になったことによる県としての危機感の表れによるものだと思いますけれども、こういった徹底が何としても必要だと思いますので、今後ともそういう周知啓発をこれでもかというくらいやって、職員もそうですし、各事業所においてもそうですけれども、本町からこれ以上感染者が出ない、出てしまえばあれなのですが、出ないような、クラスターにつながらないような対策をとっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　そのとおり取り組まれてきたことも当然あるのですが、より以上にやっぱり町民に喚起をするということをやっていってほしいなというふうに思います。それで、私だけかもしれませんけれども、万が一感染が疑われるような症状が出た場合、町民の皆さんの中でも恐らく、その場合どうしたらいいのだろうなという思いを持っている方がいるのではないかということでお聞きをするのですが、例えば倦怠感とか、あるいはせきが出る、あるいは熱が上がってきたということで、風邪と同じような症状になるのですが、そういったときに、当然心配になるわけですので、そのときはあれでしょうか。帰国者・接触者相談センターにまず一報入れて指示を受けるというのがやり方とすれば普通のやり方というか、当然のやり方なような気もしていますが、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

風邪と迷うような場合もあるわけでございますけれども、県のほうでは、これまで発熱あるいは倦怠感、だるさとか、そういった一つの目安というか、そういうもので帰国者・接触者相談センターのほうに相談してＰＣＲという流れだったのですが、ちょっとでも不安があれば、その３つの目安にとらわれずに気軽に相談していただいて、県としてはＰＣＲ検査をもっと利用していただいて、そういうクラスターの発生防止につなげたいという考え方がありますので、ぜひ帰国者・接触者相談センターのご活用をいただくのが基本かというふうに考えてございます。

町のほうでも健康長寿課あるいは福祉課のほうでも、そういうご相談を受けたならば、そういったところにおつなぎするように対応させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　今の課長の話だと、大体私もそう思ってはおりましたけれども、それよりもっと気軽と言えばあれですけれども、がっちりと症状が出る前、ちょっと不安だというときでも電話してもいいと。症状が出たときに、かかりつけの医者に相談してもいいよというのもありますよね、その辺もありますし、それからＰＣＲ検査は、当然県あるいは保健所が当然介在するのですけれども、その際は、帰国者・接触者相談センターを介してそういった機関に通知が行くのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　新型コロナウイルス感染症の相談から検査までの流れにおきましては、今お話ありました帰国者・接触者相談センター、つまり県央保健所、矢巾の町民の方は県央保健所になるわけですが、そちらを通じて相談していただいてＰＣＲを受けていただくということになった場合は、ＰＣＲ検査の受診をするための調整を全部県のほうで行って、対象の方にご連絡しますし、かかりつけ医を通じてのＰＣＲ検査もありますけれども、いずれそういう場合もＰＣＲ検査は受けられることになっておりますが、いずれ県央保健所で矢巾町民の方は通過して、振り分けされるということになりますので、よろしくお願いします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　この質問の最後にしますが、万が一感染が確認をされたと、ＰＣＲ検査で。その際には、入院をして治療を受けなければならないわけですけれども、それは全部もう保健所なり、県が対応してくれるということなのですよね。当然無料なのでしょうけれども、その辺そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

陽性の方が判明した際は、翌日から、判明した時点から隔離と言えば失礼ですけれども、感染症指定医療機関のほうに入院していただくことになりますし、そのご家族、濃厚接触者の方々は翌日ＰＣＲ検査を受けていただくという流れになります。それで、陽性の方は、感

染症指定医療機関にまず14日入院、本町の方の場合は15日間でしたけれども、入院されましたし、あとご家族の方は、例えば陰性だったとしても、それで終わりということではなくて、その後の２週間の体調確認、ご家族の。それを保健所のほうで行いますし、電話連絡によって行いますし、あとはご家族さんのほうには、居宅内の消毒、特に陽性になった方が主に使われていた場所、テーブルとか椅子とか、扉のドアノブとか、トイレとか、そういったところを、至るところを毎日１回以上消毒するような指導がなされております。その陽性者の方が退院される日と、あとご家族の方の健康観察が終わる日がほぼ２週間なので、同じようなタイミングになって、あとその後問題なしというような形で今のところは、そういう流れになっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　今の消毒の関係なのですが、住まいの中で常に使っている場所、これは誰が消毒することになるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　陰性となったご家族の方々が毎日１回消毒液を決められた濃度で希釈して行っておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。よろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　それでは、２問目の質問をいたします。

コロナ禍における保育現場の環境改善について教育長にお伺いをいたします。７月以降、東京都文京区や福岡市などで園児や保育士らの新型コロナウイルスの集団感染が発生しました。保育現場は、常に３密が避けられず、クラスター発生のリスクや保育士自身の感染リスクも重なり、常に緊張を強いられている現場の苦悩の実態を「保育士疲弊」との見出しでこれもまた新聞報道されました。本町における保育現場の実態と環境改善について以下お伺いをいたします。

１点目、新型コロナウイルスの感染予防対策の１つに３密を避ける対策の徹底がございま

すが、本町の各保育園の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

２点目、毎日繰り返されております手すりやドアノブ、机やテーブルなどの消毒作業は、かなりの負担となっていると思われますが、どのようなマニュアルで消毒が行われているのかお伺いいたします。

３点目、国の配置基準どおりの保育士配置で子どもを見ながら、さらに消毒作業をはじめコロナウイルス感染予防対策も行うとなれば、かなり厳しい状況となっていることが推測できます。本町の各保育園における保育士配置の状況は、少しでも余裕がある状況になっているのか実態を示されたい。

４点目、現場が疲弊すれば、子どもの預かりに支障が出かねないことも想定される状況の中、コロナ禍を機に、今こそ人員配置を含めた環境改善に力を入れるべきと考えますが、どのように捉えているのか明らかにされたい。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　コロナ禍における保育現場の環境改善についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、日常的な保育においては、室内のこまめな換気や児童同士がソーシャルディスタンスを保ち、間隔を空けて席に座るなど、３密を避ける対策に取り組んでおります。また、夏祭りなどのイベントにおいては、規模を縮小して、参加者を保護者に限定することで密集を防いだり、参加者の健康チェックや参加者名簿の作成なども行っております。

２点目についてですが、各保育施設の消毒作業は、厚生労働省から保育所における感染症対策のガイドラインが示されており、新型コロナウイルス感染症が流行する以前から日常的に施設内のドアノブやテーブル、遊具等の消毒を実施し、感染症対策に取り組んでおります。

３点目についてですが、シルバー人材センターの派遣職員など、保育従事者以外の方が消毒作業を行うことで分業化を図り、保育士の負担を軽減し、保育に専念できる体制の確保に努めております。

４点目についてですが、保育環境改善のため、衛生用品の配布等や必要な対策の情報を共有し、保育施設の感染症予防体制への支援に努めております。人員配置につきましても、保育士等奨学金返済支援などの助成事業により、引き続き保育士確保に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　保育現場における新型コロナウイルスの感染防止の対策は、かなり取り組んでいるということは、私も直接電話もしましたので、それはある程度は理解できましたが、この３密を避ける対策について、限界がある部分もあるだろうというふうに私自身は思うのですが、保育園の先生方は、かなり努力をされているということでお話を聞けば分かるのですが、ただそのとおり子どもたちも多いわけですし、じっとしている耐性もないわけですので、かなり苦労はされているようです。それで、現実にどのような形で、例えばおやつとか、食事とか、あるいは昼寝とか、あるいは保護者の送迎とか、いろいろ細かいところはあるのだろうと思います。なかなかそこまでしっかり聞いていないものですから、そこはここで聞くしかないのですが、そういった体制を町内９保育園あるのですが、打合せ等をやりながらやっているだろうとは思いますけれども、そういった対応というのは、どういうふうな打合せでどのように取り組まれているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、町内には４つの保育園と５つの認定こども園と小規模保育所というのが２か所あります。３密の対策ということなのですけれども、山﨑議員がおっしゃるとおり、保育園は子どもですので、なかなか言うことをきかなくて、３密のうち密集と密接、これはなかなか対策が難しい。そういった中でも床を見ればテープを張ったり、あと椅子を離しておいてみたり、大きい声を出さないでねというふうに注意してみたり、努力はされております。３つの密のうち密閉だけは、これは対策をとれるわけですので、換気、多いところは１時間に１回とかやっておるところもありますし、新しい施設になりますと、24時間換気システムが入っていたりします。

あとは、消毒の関係ですけれども、こちらのほうも徹底されていまして、ほかの一般的な施設と違うところは、保育園はおもちゃがたくさんあるのです。そのおもちゃを子どもですから、なめたりするのだそうです。そういった消毒もおもちゃのほうもしっかりとやられておるということを私も４月から各保育園に４回ほど足を運んで確認しておりますので、対策はしっかりとられておるものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　通常勤務をされている保育園の保育士さん、看護師さんもいるのかな、その方たち以外にも、答弁にもございますが、シルバー人材センターからの派遣もやられているということですが、その方たちは、掃除とか、あるいは消毒作業に従事しているだろうというふうに思いますけれども、時間的なものも当然あるでしょうけれども、人数的には、毎日１人ということもお聞きしましたが、今玩具の消毒なんかも当然なめたりなんかはするでしょうけれども、そういったことをやる時間帯というのは決めているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　お答えいたします。

町として各施設に時間を設定して消毒作業しているわけではなくて、各園によってきまりがあります。朝、昼、晩とか、朝、昼寝の時間、帰りとか、多いところは先ほども言いましたけれども、１時間に１回やられているところもあります。それは、各園で状況は異なっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　シルバー人材センターからの派遣は、主にそういったことをやられているのか、そこを確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　シルバー人材センターの派遣職員は、消毒だけではなくて、コロナの発生の以前からお手伝いいただいておりまして、主に掃除をしております。掃除と今は消毒の作業を主に従事させていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　換気の関係も、24時間換気システムがあるところもあるというのですが、午前中ずっと開けているところもあるという話も聞いています。それから、30分に１回あるいは１時間に１回、エアコンが入っていても換気は必要だということでやっているようですが、これから当然寒くもなってきますけれども、そういった寒さ、天候に対してのい

ろいろ配慮も必要だろうというふうに思いますが、それぞれの園の取組に任せる分があるという話ですが、そういったことに対して町としては、対策会議みたいな中で、例えばさっき言った９つの保育園や認定こども園、そういった、あるいは小規模も含めて、かなりの数ありますので、そういうふうな情報共有というのはやられてきているだろうというふうに思いますが、前段で私言ったように、全国的にはやっぱり保育園のクラスターが結構出ているのです。相当気をつけていながらもそういうのが出てくると。

だから、やっぱりそういったことを考えれば、横の連絡あるいは町がそこに指導的な部分で入ってもらって、そういったことをしっかりと防止していくという、そういう体制を、今まで出ていませんので、それは幸いですけれども、やっていかないと、保育士さんたちのやっぱり精神的なプレッシャーといいますか、感染リスクに関しては、やっぱり今までと違って、ノロウイルス等の対策もやってきていますので、消毒等については、かなり今までも経験はしているだろうと思いますが、やっぱりノロウイルスとはまた違って、やっぱり何となく怖いです、今まで経験していないわけですので。そういったことをしっかりと捉えて横の連絡あるいは指導体制、そういったのを確立をしていかなければならないだろうというふうに思うのです。そういったことに対するこれからの取組についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　申し訳ありません。説明不足でした。横の連携ですけれども、毎月１回園長会議があります。園長会議には、子ども課の職員も出席しております。あとそのほかに副園長会議も毎月１回ありますけれども、そちらには職員のほうは出席しておりません。あとこのコロナのことで臨時の園長会議も開催しておりまして、横の連携は十分図られているものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　体制的にはかなり吟味しているということは分かりました。ここについては、１点だけ確認しますが、補助員のシルバー人材センターからの派遣というのは、ずっと続けていくということなのでしょうね、恐らくそういうふうな体制を取っていかないと大変でしょうから、その辺はどうなのですか。例えば人員が不足すれば、場合によっては足していくとか、そういったことは場合によっては考えていくということはあるのでしょう

か。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　お答えいたします。

シルバー人材センターは、コロナの前からお願いしておるわけでございまして、コロナになったから人を増やしたとか、そういうことはしている施設はございません。なので、そんなに現場が悲鳴を上げているという、消毒作業で時間を取られている、不平不満とか、そういった声は寄せられておりません。なので、このままシルバーにお手伝いをいただく、現状のままでお手伝いを続けていただくというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　追加させていただきます。今現状ということで課長のほうから話がありましたが、これからどういうふうな状況の変化があるか分かりません。その場合には、シルバー人材センターのほうから追加とか、あるいは様々な形での支援というのは必要になってくると、そう思います。ケース・バイ・ケースということでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　保育園の待遇改善についてご質問をしたいと思います。

保育園、全国的には相当な数なのでしょうけれども、矢巾町も11ぐらいある、小規模を含めると。保育士の待遇が非常に悪いというのが全国的に問題になっています、ご存じのとおりですけれども、全産業と比較しても、女性労働者の比率が物すごく高い職場だと。95.8%が女性で保育士さんを中心とした女性が占めていると。勤続年数が非常に短いのだそうです。平均で7.7年なそうです、全国全部総合してのデータ。平均年齢が女性は32.9歳、男性が29.2歳ということで、年齢的には30代、20代の後半から30代の前半なわけですけれども、いわゆる給与、給与も全産業が女性が23万8,600円、これが平均なそうです、全産業ですから、そうなると思いますけれども、それに比べても保育士さんは21万7,900円、平均で。結局全産業との差が２万700円、２万円の差というと、相当今の賃金形態の中でも大きいです。そういった状況だと。福祉関係の介護士さんも問題になっていますが、その方たちと比べると、保育士さんは若干いいということなのですが、１万ちょっとは高いと。しかし、全体的に見れば、非常に待遇が悪いのだということが全国的に問題になっています。

これは国の問題になるのでしょうけれども、しかしやっぱりこれからの人口減少社会の中で貴重な子どもさんたちを特に発達段階の子どもさんたちを保育をして、ある意味しっかりとした人間形成の基をつくると、そういうふうな非常に大切な仕事をしていながら、社会的な評価といいますか、いろんな評価あるとは思いますけれども、特に賃金に対しての評価、待遇については非常に悪いということが大きな問題になっています。

そういった状況の中、こういった考えてもいなかったようなコロナウイルスの問題も出てきていると。問題なく順調にいっているよという話なのですが、やっぱりそういったことを総合的に考えていくと、どんどんとそういったことが付加されていくと、ますます待遇が悪いということで離職する人が増える可能性があるわけです。そういうふうなことに対して町は、保育士さんの奨学金の補助もやっているのですが、そんな大きな額ではないのです、それを見ても。そういうふうな状況の中で今後町、自治体としてもやっぱり待遇改善についてもこのままでは駄目ではないかということでやっぱり取り組んでいくことが求められていると思うのです。

そういうことに対して、当然これは県や国が絡んでいますけれども、自治体としても、やっぱり声を上げていく必要があるだろうというふうに思いますし、先ほど言ったように、町内の保育園で一生懸命働いている方たちも、せっかく働きながら頑張ってきていて、待遇がとても悪くて辞めたいということにならないように、そういうふうな配慮もしていかなければならないと思いますので、そういうことに対する考え方というのはどうなのでしょう。これは、教育長に聞くしかないわけですけれども、そういった考え方というのは、どのように思っているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、保育園、幼稚園含めて保育士さんたちの待遇というのは、悪いというのは、これはコロナ禍の前から言われていることで、それについても国や県のほうに要望等はしておるわけですけれども、この全国的なコロナ禍の中で、本当に非常に厳しい状況の中で働いていただいている保育士さんたちに対して何かできないかということで考えていかなければいけないことだと思います。これは、もう現場、先ほど課長も話をしましたけれども、現場に行って、その状況を見れば、なおのこと、本当に何人人がいても足りないぐらい、子どもたちを守らなければいけない、そういうふうな環境ということで、それについては真摯に受け止めながら、私たちができることを考えながら、アイデアをちょっと出しながら考えて頑張っ

ていきたいと、そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、先ほど来お話ありますように３密を防ぐ意味からも、１時間経過しましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前１０時５９分　休憩

――――――――――――――

午前１１時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、３問目の質問を許します。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　それでは、３問目、質問いたします。

ヤングケアラー支援の取組についてお伺いをいたします。

慢性的な病気や障がいのある親、高齢の祖父母、幼い兄弟などの世話をする18歳未満の子どもをヤングケアラーと呼んでいるそうですが、今のところ国による明確な定義はなく、人数や実態を把握できる公的なデータはないとされております。しかし、今年３月埼玉県議会が全国で初めて家族を無償で介護する人全般を支援することを定めたケアラー支援条例を全会一致で可決したとのことであります。

条例の中でケアラーのうち18歳未満をヤングケアラーと定義し、健やかな成長と自立が図られるよう支援しなければならないと明記しており、これにより自治体や学校、支援団体が連携してヤングケアラーを支えるとし、県に支援計画作成を義務づけしたとのことであります。また、北海道栗山町もケアラー支援条例を検討しており、浜松市においては、子どものときに家族の介護をした経験がある人から聞き取り調査を始めているとのことであります。

こうした動きの基になっているのは、昨年７月厚生労働省が各自治体に対し、ヤングケアラーの実態把握に努め、学校や教育委員会と情報共有し、適切な支援を行うよう求める通知を出したのが発端となっていると思われます。こうした動きの中、本町としての取組について以下お伺いをいたします。

１点目、本町も厚生労働省の通知が来たと思いますが、どのように受け止めておられるのか。また、教育委員会として関係機関等と情報共有し、通知の取扱いについて打合せを行った経緯はあるのか。

２点目、ヤングケアラーの実態把握について、県からの要請や指導等はあったのか。また、本町における実態把握は行われているのか。

３点目、本町においても、高齢化や核家族世帯の割合が進んできており、子ども世帯の介護負担が大きくなることが懸念されております。特にもヤングケアラーは、負担が大きければ学業や進路にも影響することが考えられることから、自治体による支援策が求められております。本町においても、ケアラー支援条例の制定に向けアクションを起こすべきと考えますが、どうでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　ヤングケアラー支援の取組についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、厚生労働省からの通知については、保健、教育、福祉の関係部署で共有し、学校や町、要保護児童対策地域協議会、福祉サービス等の多様な関係機関の視点からヤングケアラーを早期に把握し、個々の状況に合わせた適切な支援につないでいく必要があると受け止めており、各校とも学校にも通知を共有し、情報共有をしております。

２点目についてですが、県からの要請や指導等はなく、町における実態把握はしておりませんが、町要保護児童対策地域協議会の構成機関において、子育て家庭の見守りを行っており、子どもに不利益となる可能性のある状況を発見した場合は、支援が必要な関係機関と連携し、未然に防ぐ対策を行っております。

３点目についてですが、ヤングケアラーは、本来担うべき大人が担えていないことであるため、高齢福祉や障がい福祉などのサービスにつなげることで負担が軽減されるものと考えられることから、今後も関係機関と連携し、情報共有に努めてまいります。

また、ケアラー支援条例の制定につきましては、町の実態を把握した上で関係機関と協議してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　ヤングケアラーを早期に把握し、個々の状況に合わせた適切な支援

につないでいく必要があると受け止めているとの答弁をいただきました。どのような視点と取組で早期把握を行おうとしているのか、まず１点お聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　お答えいたします。

答弁にもありましたように、要保護児童対策協議会という組織がありまして、その組織は、全小学校、中学校、保育園、認定こども園を構成機関としております。そのほかに民生委員の主任児童委員とか、当然県児相、児童相談所も入っておりますし、警察も入っております。なので、その機関で情報共有して、この間も会議があったわけですけれども、そういったことが見受けられるようなのであれば、県児相に、これは虐待なのです。なので、県児相に通告するなり、子ども課のほうに通告していただくということで早期の把握に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　今初めてそういった関係機関があって、相談の会議を開いているというのを聞きましたが、その中でヤングケアラーという話は出ていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　話のほうはこちらから伝えているわけですけれども、恐らく矢巾町にはないのではないかなと思っておりまして、その具体的な話は出ておりません。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　ということで、確かにヤングケアラーという言葉自体もなかなかなじみのない言葉だというふうに思います。一般的にまだそんなには認識されていないかもしれません。しかし、子どもの貧困が拡大をしていると、７人に１人。大変な数になるわけですけれども、そしてまたコロナ禍で職を失う、雇い止めになったりしている方たちが６万人を超えたということで、これも新聞報道されていますが、いわゆる本当に大変な状況がこれからどんどん出てくることが、この矢巾町でも考えられるだろうというふうに思います。結果的には、子どもの貧困と、それが直結をする可能性が当然ありますし、職を失うということは、当然家庭内もなかなか厳しい状況で生活せざるを得ないと。

そういうことを考えると、今はないかもしれませんということなのですが、実際そうなってくると、まだまだ今の状況が続くとすれば、幼い子どもたちを見なければならない、兄弟を見る、あるいは病気を抱えたり、問題を抱えている親を見なければならないとか、いろいろな状況がこれから増える可能性があります。そうした場合において、やっぱり誰にも頼ることができないとすれば、これはやっぱり相当厳しい状況になっていくだろうというふうに思いますので、その実態をしっかりつかむということが一番肝腎ではないかというふうに思います。

課長の答弁だと、かなりの関係機関の民生委員も入っているというようなこともありますし、いろいろな町の実態をいち早く分かる人たちも中には入っていますので、そういった意味では、取組をすれば情報はつかめるだろうというふうに思いますけれども、やっぱりそういったことを議題に上げながら、そういった厳しい状況が発生した場合には、すぐ対応できるような体制を町としてもやっぱり頭に置きながらやっていかなければ、いわゆる昨日も幸せの話がありましたけれども、幸せどころか今の生活を守ること自体も大変になってくるという、あるいはそこにいる子どもたちがそれに呼応して大変な思いをするという状況が出ないとも限りませんので、そういうふうな体制をつくるということをこれからもっとしっかり考えていかなければならないと思いますので、その辺についての考えを教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず先ほど課長がヤングケアラーというのは､今町にはいないということでしたけれども､ヤングケアラーというのがまず普及しているかどうかということが問題でありますし、それからヤングケアラーというふうな、そこまでの深刻なものはない。でも、ある部分ではこのヤングケアラーになっている、そういうふうな実情はあります。これは、この時期のこの子どもはこうだったのだなと、これはヤングケアラーだなというのは後になって分かるものがあります。一番大事なのは、学校でそれをどれだけ把握できるかと。

ある調査によると、一番ヤングケアラーということが実態が把握できるのは、本人からのつぶやきだそうです。どれだけ学校の中で子どもと先生が話をし、それをちゃんと聞いているかどうか。その次は、家庭訪問とか、あるいは日記のやり取り、学校でやっている。そういったものにそういったのが一端でもあると、そこから子どもに話を聞くことができる。いずれそういうふうな学校がある程度そういう把握できる窓口になっているということを改

めて学校職員のほうにも話をし、しかし実はこのヤングケアラーという新しい言葉ですが、前からそういう子どもたちはいたので、私が教員のときも、新採用のときもそういう子どもがいました。学校に来られずに家で何をしているかと思って家庭訪問をしたら、家事をしている、畑仕事をしている、それは親がそれができない体だから。そういう子どもたちがいました。そのときに、どこに相談するかといったら、教育委員会や福祉、そういった形で今矢巾町にも要対協というのがある。これはもう昔から、私も矢巾町にお世話になったときに、そういった窓口でそこにお話ししたりしました。そして、いろんな形で対応してもらうと。これは変わりません。いずれ私たちが学校現場を含めていろんなところでアンテナを高くして、そういう子どもたちにどういうふうなことができるか、その前にまず知ること、察知すること、そこから考えてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　今教育長は自らの経験も踏まえて、昔からあったのだということなのですが、横文字にすると何か大変な状況ではないように感じたりするのですけれども、実際は、やっぱり教育長が言ったように、辛い思いをしながらも一生懸命頑張らざるを得ない状況で苦しんでいる子どもたちもいるかもしれません、矢巾町に、今も。

したがって、今お話を聞いて、ある程度心強く思ったのですが、先生が今十分に子どもたちの声を聞けない状況というのは、コロナ対策で教員のアンケートにも出ていますが、これは全国でやったのが出ていますが、やっぱり子どもたちの声をしっかり聞けなくなったという悩みを持っている先生が増えているということがアンケートで出ていましたけれども、そういったことを観点に置きながら、やっぱり今お話しされたように、知ること、察知すること、そして子どもたちの状況をしっかりと把握できるような体制を教育委員会として、あるいは学校メンバーとしてしっかりとやっていくことをお願いをしたい。そして、それが町からそういった厳しい状況になっている子どもたちをしっかりと把握をして支援をする体制を組んでいくような、今そういった考えを持つことをお願いをしたいというふうに思います。最後に、その点をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えさせていただきます。

まず、子どもたち、困っている子どもたちを助けるために教員がいます。それは勉強であ

ったり、生活であったり、問題行動だったり、そういったために私たち教員がいるということを、そして教育委員会がいるということを学校現場とともに一生懸命頑張ってまいりたいと思います。教員は、子どもたちがいるから教員なのです。子どもたちがいるから教育委員会があるということを忘れないように頑張ってまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で15番、山﨑道夫議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

次に、７番、高橋安子議員。

１問目の質問を許します。

（７番　高橋安子議員　登壇）

○７番（高橋安子議員）　議席番号７番、高橋安子でございます。台風９号が想像を絶する強風や大雨、それが九州方面を今襲っております。そして、すぐ後には特別警報級の台風10号が続いており、被害が拡大しないよう、早く日本から遠ざかることを祈るばかりでございます。

１問目の質問は、防災安全対策について町長にお伺いいたします。平成25年８月９日、本町は、それまでに経験のしたことのないような豪雨に見舞われ、甚大な被害を被ったことは、今も強く心に刻まれております。あれから７年、本町では関係機関をはじめ広く町民が台風豪雨、地震などの災害についての認識を深め、防災意識の高揚を図ることを目的に、本年から８月９日を「矢巾町安全・安心の日」として制定いたしました。そのことから以下お伺いいたします。

１点目、防災マップを活用しての研修会及び防災訓練を実施した行政区は何件あるかお伺いいたします。

２点目、今後行政区ごとの防災訓練の計画があるかお伺いいたします。

３点目、災害時避難行動要支援者台帳登録制度がございますが、現在の登録数についてお伺いいたします。

４点目、災害時避難行動要支援者台帳には、どのようにして登録するのか。また、台帳の見直しの頻度がどのぐらいで行うのかお伺いいたします。

５点目、１級河川改修工事については、県の事業であることは承知しておりますが、25年の災害以降、手つかずの状況で中州に大木が茂ってきている箇所も多く見られます。本町と

して今後どのような対応をしていく考えかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　７番、高橋安子議員の防災安全対策についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、平成30年度は、高田１区、２区、３区を、令和元年度は、太田地区と矢巾３区を対象としてこれまで合計５地区で研修会や地区防災マップを作成するワークショップなどを開催しております。

２点目についてですが、本年度は、自主防災組織活性化モデル事業として２つの地区を対象としてワークショップや研修会などを開催することとしており、現在各地区に対象となるモデル地区の募集を行っているほか、全ての地区の自主防災組織を対象とした避難所の開設訓練を９月13日に実施する予定としております。

３点目についてですが、令和２年５月時点の災害時避難行動要支援者台帳の登録数は、高齢者世帯や障がい者など対象者1,297人であり、台帳提供の本人同意を得ている方は254人であります。

４点目の台帳提供のための登録については、登録申請書の提出手続が必要であり、福祉課で受付をしております。氏名、住所などの個人情報を記載いただくとともに、申請書に基づき作成した台帳を登録者が住んでおります自治会長や民生児童委員などへ提供するため、ご本人のご同意が必要となります。また、申請書には、日常の声かけや災害時に一緒に避難するなど、地域支援者の方を決めていただいておりますが、個別の状況により随時相談に応じております。

台帳の見直しにつきましては、年１回更新作業を行うこととしており、台帳登録対象者の介護保険認定情報、身体障がい者手帳の交付情報等や台帳登録者の異動情報のデータ連携を行う必要があることから、本年度から避難行動要支援者情報管理システムの本格運用を現在進めております。台帳整備作業を円滑に行い、地域防災力の底上げを図るように努めてまいります。

５点目についてですが、１級河川における中州の堆積物の除去につきましては、岩手県町村会を通して河床の浚渫や支障木の除去による治水対策を要望したところ、県では、今年度大白沢川の和味地区、芋沢川の広宮沢地区及び北矢幅地区、太田川の室岡地区及び太田地区で支障木の除去や浚渫を行う予定であると伺っております。

また、町では、令和２年３月に策定した矢巾町国土強靭化計画に基づき、国土交通省の緊急浚渫推進事業債を活用し、令和２年度から令和５年までの４か年の計画で普通河川逆堰の浚渫を行う予定としております。今後におきましても、引き続き河川の治水対策を推進するよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　今の答弁で今まで５地区で本年度は２つの地区を対象として研修会や地区防災マップを作成するワークショップを開催するとのことでございました。また、今年については、モデル地区を募集しているとのことでございますが、中心地と周辺部では、全く条件が違うと思っております。これは、数年に１回ということではなくて、大きい訓練ではなくても、各地域で訓練をする必要があるのではないかなと私は思っております。いつ豪雨や地震など災害があってもおかしくない昨今でございます。これをぜひ実践してほしいことと、それから防災マップ、27年でしたでしょうか、一番最初の防災マップができましたけれども、恐らく私が思うに、この防災マップ、来たときには、そのマップがあるだけで安心だということで、実際に来たときは目を通すのですけれども、その後は押し入れかどこかに入れて見ていないという方もすごく多いのではないかなと思われます、この防災マップを実際に使って訓練をしている地域はあるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　ただいまのご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、いわゆる小規模、大規模に関わらずだとは思いますが、訓練を繰り返すことが大切なことだというふうに私どもも考えておりまして、それを実際にやっていくために必要なこととして、やはり各自治会といいますか、主には自主防災のほうがメインになるとは思いますけれども、そういったところの基本的な知識といいますか、そういった部分の底上げが必要なのだろうなというふうに考えております。

そこで昨年度防災士を多く養成できたということもありますので、その防災士を活用する形で各自主防のスキルといいますか、底上げを図っていくことを進めながら訓練を実際にこういう形でやってみてはどうでしょうかというものを進められるようにしたいなと思っております。それで、手始めですが、段ボールベッドの組み立ても含めた訓練を今月の13日に実施しようと思っているところでございます。

いずれこの訓練を定期的にやっていただくような働きかけを我々もする必要があるとは思っておりますので、皆様の地元におかれましても、各議員さんからもやったほうがいいよというふうにぜひ働きかけていただければなと思います。

それから、防災マップを使った訓練をやっているかというところなのですが、これまで聞いている限りにおいては、マップそのものを使ってどうのこうのというふうなことまではやられていないようでございます。ただ、町が作ったマップはベースにはなるでしょうけれども、おのおのの地域で考える防災マップというのは、それぞれ何かいろいろ取り組まれているところがあると。

それから、先ほどの答弁にもありましたように、マップを作成するワークショップもやっておりますし、実際私の地元のところでも私がやりましたが、そういった形で地域で実際に困った場所が防災マップとどう、ちゃんと反映されているかどうかというのを見ながら、ないところがあれば、これをどうにかしなければならないよねというふうなことを集まった人間でまず理解しながらやっていくというふうな、割とそう難しくないハードルのこともできるので、そういったことも今後進めていければなと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　本当に課長が言うとおりだと思います。各地区でそういう訓練を通して、危険地域を把握していくことが必要だと思いますし、これは防災訓練という形ではなくても、例えば高齢者の犠牲者がすごく多いのです、こういう災害の場合。そうしたならば、エン（縁）ジョイやはば等をはじめとしまして、通いの場体操というのを何回も各地区でやっております。その場合に、例えばよく犠牲になるのは高齢者なのです。高齢者のためにそういう防災マップを今回は持ってきてくださいと言って、そこでマップを見ながら、ではこれより危険なところ、これより逃げるのに安全なところありますかというような研修会を高齢者を対象にやってみるのもいいのではないかなと思います。それで、各課が連携を取りながら進めていければ、こういう集会等を利用して、大きな訓練ではなくても研修ができるのではないかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

本当に昨年の台風19号での死者84人のうち65歳以上の方が６割以上、2011年の東日本大震災でも６割以上が高齢者、そして今年熊本県を襲った豪雨では、８割超が高齢者だったというふうに聞いております。この逃げ遅れを防ぐために、今年は、今年はというよりも、矢巾

町では取り組んでいられるようですけれども、ケアマネジャーと福祉職と連携強化しながら個別計画を作成するよう促すとのことでございます。本人の同意がないと、なかなか難しいということを私もこの間課長からお聞きいたしました。ただ、要支援者全員の個別計画を作成したのは、本県33市町村のうち久慈市、二戸市、奥州市、住田町の４市町村のみとのことでございます。本町では、1,297人の登録があるにも関わらず同意を得ているのは254人とのことでございますが、世帯数では、多分これは１世帯でご夫婦で登録しているという方もいらっしゃると思うのですけれども、実際には、本町には高齢者世帯や高齢者の独居世帯は、どのぐらいあるのでしょうか、お分かりになれば、教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　通告にないから。

村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

高齢者の独居世帯、独り暮らしの世帯につきましては、ちょっと直近ではないのですけれども、以前調査した際は、約700世帯、住民基本台帳ベースでいくと1,100ほどあるのですけれども、ただ世帯分離とか、いろいろありますので、先ほど申し上げました約700というのは、民生児童委員さんの調査の数値となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　なかなかこれは登録する個人情報の関係もあって難しいことだと思うのですけれども、ぜひ地域と連携をとりながら、この台帳のほうを作成していっていただいて、１人も命を落とすことのないような体制を取っていただきたいと思います。

100年に一度と言われた災害や今までに経験したことのないような大雨が今は毎年何回も各地で起こっています。台帳登録された方のうち希望者には、防災ラジオ無償貸与するということでございます。登録しなくても災害弱者と言われる高齢者世帯や障がい者の方が災害時に逃げ遅れを防ぐために防災ラジオ無償貸与する予定はないのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　お答えいたします。

防災ラジオにつきましては、これまでも5,400円という形で希望者にということもやっておりますが、最初からそういった支援が必要な方々には無償で配布してきたところでございます。今後一つの考え方として、お金を取って売ってきた部分はありつつも、今後本当に必要

な方にはお配りするということも一つの考え方だなということで今検討中でございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　若い人にとっては、スマホを使ったわたまるメールというのがすごく登録している人も多いのではないかと思います。私も時々見ながら、行方不明者とか、それから災害についてもわたまるメールで確認させていただいております。それもすごく効果的なことだと思っております。

次に、本町各学校では、防災訓練や避難など、どのような形で実施しているのでしょうか。以前は、避難訓練というと、多くは地震や火事からの避難だったように思います。しかし、今は何が起こるか分からない状況です。この中では、例えば今年はコロナの関係で修学旅行なんかも中止ということを、中学校、修学旅行が中止ということを聞いております。各行事なんかもできれば縮小、縮小という形で進んでおりますけれども、もしできれば私だけの考えで本当に申し訳ないのですけれども、この機会を利用して、防災訓練というのを、せっかく段ボールベッドとか、それからドローンなんかもあります。中学生に見せながら、体験させてみるのもいいのではないかな。修学旅行で泊まりがなければ、では学校に１泊ぐらいして、いろいろな体験をしてみるのも、コロナですので難しいのかもしれませんけれども、そういう体験もゆくゆくは大人になったときに自分のためにもなるし、いい経験になるのではないかなと思っておりますけれども、その辺の考え方についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋安子議員、通告書にちょっと教育委員会側のほうへの何もないのです。これをそのままやってしまうと、何でもよくなってしまうのです、一般質問だからといって。ですから、この５項目ありますよね、これらについての再質問でひとつお願いしたいと思います。

○７番（高橋安子議員）　はい、分かりました。

私の考えだけを言ったつもりですので、もしできればということで聞いていただければと思います。

○議長（藤原由巳議員）　そうなってしまうと、皆さんがそうなってしまうと大変なことになりますから。

○７番（高橋安子議員）　それでは、次の質問に入らせていただきます。

平成25年の８月に大きな被害をもたらした１級河川岩崎川ですが、自分の周りのことを言

いますと、私の地区では、災害以前には６月から７月にかけてホタルが飛び交う、地域外からも見物に訪れる方もいました。災害後は、ホタルの姿が消えてしまいました。そして７年たった現在、川の中州には以前にも増して成長した木が生い茂り、二、三メートルほどに成長しております。今また豪雨があった場合、大きな被害をもたらすのではないかと地域住民はいつも不安を抱えている現状です。

岩手県市町村会を通して治水対策を要望しているとのことですが、上流にダムがあるとはいえ、25年には山王茶屋橋が流されるなど、大きな被害が出ております。災害後一、二年は河川改良工事を実施するということで測量等が行われておりましたが、その後は何も動きがなくなってしまいました。また、豪雨に見舞われたら、矢巾スマートインターからの町道安庭線にも大きな影響があると思います。河川の治水対策を早急に進めていただきたいと思いますが、今後の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

岩崎川をはじめそれぞれ１級河川はあるわけなのですが、それぞれ岩崎川の煙山地区の流木の件、そういった部分というのは、どこの河川でもやはりあって、そういった部分を我々のほうから県のほうに情報提供いたしまして、こういったひどいところがあるよということで、そういった部分を含めた形で今回答弁した１級河川の中でもしゅんせつを行うというような箇所が県の国土強靭化計画に基づいて行っていただけるというような情報をいただいておりますので、煙山地区の岩崎川につきましても、流木の撤去というのも視野に入れております。やはり河川の中州除去ということで、やってみないとボリューム的なところが分からないところがあって、若干今計画している部分であっても前後する、あるいは別な箇所もできるというような流れになっているようですので、引き続き町のほうでは、そういった情報を県のほうに流しておりますので、ぜひ実施していただくようにお願いしているところであります。

岩崎川につきましては、床上浸水対策特別緊急事業ということで、今現在県道不動盛岡線のところまでは改修が行われておりまして、その上流につきまして県の単独事業で行うということで測量調査、用地測量、一部用地買収を行って、その後工事というような形になっていますので、全く手つかずになっているということではありませんので、その辺だけはご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今の課長答弁にちょっと補足させていただきますが、この間行政報告でもお話しさせていただいたのですが、盛岡広域振興局16項目にわたって、それで今流域治水プロジェクト、もうこれが国で進めておる事業なのですが、それで今私どもは煙山ダム、岩崎川、芋沢川、ここの浚渫、それから流木の処理から支障木、これはもう神経質になってやらなければ駄目だと。国にも県にもお願いしておるのは、何といっても、岩手医科大学附属病院、守らなければならない。それから、ヘリポートもある。だから、そういったことでただ一つ一つの積み重ねのプロジェクトでは、災害時に対応できないということで、それで今いろんな対応、もう取り組んでおります。

ということは、この流域治水プロジェクトというのは、町だけではなく、県道整備、それから国の岩手河川国道事務所、そういったところと一体となって取り組んでいくということで、特にも煙山ダムと岩崎川、芋沢川、特にも医大の小川理事長からも、ここのところには細心の注意を払って、私どもはやはり県民の医療の最後の命のとりでであるということを忘れないでやってほしいということも言われておりますので、そういう対策を。

それから、先ほどのいわゆる各自主防災組織では少なくともお一人防災士をと、要請。それから、町でもお金をかけて、それは何かというと、自助、共助の力を何としても各自主防災組織で力をつけてほしいと、そういった思いで、やっぱり自分の命は自分で守るのだという意識の啓発をこれから図りながら、そういったことをあれしてサポートしていくのが災害弱者を生み出さないためにもいろんな取組を考えていきたいと。

その中で災害弱者というのは、高齢者、障がい者または子どもたち、園児とか、児童生徒、そういった方々のあれをしっかり守っていくのが私らの使命でございますので、そこのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、切れのいいところになりましたので、若干正午より前なのですけれども、ここで昼食のために休憩に入ります。

再開をちょっと早いのですが、12時50分、おおむね１時間の休憩になりますが、12時50分再開とします。よろしくお願いします。

午前１１時５２分　休憩

――――――――――――

午後　０時５０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、２問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　２問目の質問に入らせていただきます。火葬場の移設について町長にお伺いいたします。

現在の本町斎苑は、昭和61年に竣工してから34年経過しております。当時１万9,000人ほどであった本町の人口は、約１万人増加し、住宅地も斎苑の周辺まで伸びております。このことから、周辺地域では、矢巾斎苑の移設を求める声も少なくないと聞いております。そのことから以下お伺いいたします。

１点目、岩手医科大学病院の移転以来、病院で亡くなった家族が本町斎苑で火葬を希望された方はいないかお伺いします。

２点目、現在の火葬場を移設し、永代供養の考えも含めた公営墓地について、町の考えをお伺いします。また、親交のあった方々や親族等が最後まで見送ることができるよう、民間等の協力を得て、斎苑の近くに斎場を併設する考えはないかお伺いします。

３点目、今後アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえて矢巾町第８次総合計画に火葬場の移転計画を入れる考えはないか。

以上、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　火葬場移設についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、岩手医科大学附属病院の移転以降、附属病院で亡くなった方のうち矢巾斎苑で火葬された方は、令和２年７月末現在34名、うち町外７名となっております。

２点目についてですが、矢巾斎苑は、昭和61年の整備から30年以上経過し、火葬炉等の設備関係が老朽化しております。第７次総合計画後期基本計画では、令和５年度までに２つの炉を改修し、延命化を図る予定としておりますが、施設自体の老朽化を考慮した場合、移転の有無も含め検討していく必要があると認識しております。

永代供養を行う公営墓地については、民間の活力を活用した整備や運営手法、周辺地域の活性化につながるような運営形態など、斎場の併設も含め、火葬場の整備と併せ葬祭者事業者や宗教法人など関係団体からの意見を聴取しながら検討していく必要があると考えてお

ります。

３点目についてですが、今後矢巾町第８次総合計画において、矢巾斎苑の移転の有無も含め、今後の在り方を検討することとし、葬祭者事業者や宗教法人など関係団体のほか、アンケート調査等を行うなど多方面からの意見を吸い上げ、方向性を示せるよう進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　町外の方が７名ということなのですけれども、７名の方は、近隣町村でしょうか、それとも遠くのほう、県外の方もいらっしゃるのでしょうか、その辺のところをちょっとお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

７名の内訳ですけれども、全てちょっと把握しているわけではございませんが、県外の方はたしかいらっしゃらなかったように記憶してございます。ただ、県内の中でも中には中部地方とか、沿岸とか、そういったちょっと離れたところの方も含まれているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　本来であれば、亡くなられた方を自宅に連れて帰りたいというのが本当のお気持ちだと思うのですけれども、ちょっと家が遠くて、わざわざ家にお連れできないという方もこれからまた出てくるのではないかと思われます。

次にお伺いしたいのが、2025年には超高齢化社会に突入いたします。その中で、本町では身寄りがない方が亡くなられた場合、火葬や埋葬はどのようにしているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今身寄りのない方の対応、今までは行旅人ということで、様々ご事情で発見されてということで対応したことはございますが、そのような扱いになるように捉えております。ただ、

今今このような事案に対応したことはございませんが、岩手医科大学が移転したことに伴って様々な事情を抱えた方々が今後このようなご相談なり、連絡が入る可能性もあるというふうに私どもも捉えておりまして、今いろいろ岩手医科大学の担当、ケースワーカーさんとか、あと盛岡市とか、いろいろ今までの様子等を聞いて情報収集に今努めておるところでございます。もし万が一のときの体制も整える必要があるということで今行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　これからは、本当にいろいろな事案が出てくると思いますので、早め早めの対応をお願いできればと思います。

厚生労働省国民生活基礎調査によりますと、65歳以上の人がいる世帯のうち３世代同居の割合は1980年には50.8％と半数だったものが、2016年には11％まで減少しているのだそうです。本町もその割合は非常に高くなっているのではないかなと危惧しております。老後は、子どもと関係なく暮らすというライフスタイルが当たり前になると、お墓の継承の在り方や価値観にも変化が生じてきます。また、未婚率も高くなっていることもあり、遺族のいない亡くなる方も増えてまいります。このことから、お墓をめぐる様々な問題や支援への行政の対応が重要となっていくと思います。今までにそれに関しての相談はなかったのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田　徹君）　ご質問にお答えいたします。

これまでのところ身寄りのない方のお墓とか、そういったご相談みたいなのは、特にあったというふうに記憶してございませんが、昨年の６月会議におかれましては、谷上議員さんのほうの質問でも合葬という話題が提起されました。そういうことも含めますと、今高橋議員がお話ししたとおり、今後そういう身寄りのない方、そういう方が増えていくことも想定されるところでございますので、そういった面も含めながら今後方向性とかを示せるような議論を盛り上げていければなというふうに思ってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　私の周りでももう今後跡を継ぐ人がいなくなると思われるようなケースが結構ございます。こういうことがすごく重要になってくると思いますので、なるべく早い検討をされるようお願いいたします。人口増を目指している本町では、移住してきた方が安心して老後を過ごせるように公営墓地について考えてもらえればいいのかなと思っております。

それで次の質問に入らせていただきます。2018年国立社会保障人口問題研究所は、2040年には全世界の４割が独居になると発表しております。孤立は一層深刻化していくと思います。今後人口が減少し、過疎地域への不安もあり、少しでも人が集まってきてほしいという思いから火葬場の移設や斎場等の受入れを併設した墓地公園への土地提供を希望している地域もあると聞いております。このことについて町としての今後の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

火葬とか斎場とか、あとは墓地公園と一体化することについての今後の考えということでございますが、町長答弁にもございますとおり、まずは火葬場のほうを第７次総の後期計画におきまして改修を計画しているところでございますけれども、それで現在の火葬場を使用しながらも次の火葬場の在り方を検討し、そしてさらには火葬場だけでいいのか、墓地の在り方とか、あとそれに付随するような斎場とか、そういうのの整備も民間の力を借りてやれる手法があるのか、そういうところをよその事例とか、そういう事例も見ながら研究して、第８次総合計画のほうで方向性を示せるように進めてまいりたいと思ってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　火葬場、いろいろ修理、改修したとしても、建物自体がすごく古い建物になるわけです。それで今改修しても何年もつかというのは、ちょっと考えどころだと思いますし、それから本当に人口増を目指しているのであれば、縁あってこの矢巾に住んだ人たちが、本当に気持ちをゆっくりしながら、もう亡くなったらここにお世話になるというところがあれば、安心して住めるのではないかなと思っております。それで私の夢なのですけれども、前議長が議会は夢を語る場所でもあるということを教えてくださいました。それで、その夢を言わせていただきますと、墓地公園、いろいろな企業等の協力をいただいて墓

地公園となったときには、四季を通じて楽しめる場所として矢巾町のシンボルであるヤマユリや美しい花が咲き、自由に伸び伸びと遊べる場所、人が集まれる場所、そして医大がある町だからこそ、訪れる方の心を癒やせる場所になってくれればというのが私の大きな夢でもあります。町では今後どのように考えていくのでしょうか。今課長のお話にもありましたけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まず火葬場、昭和37年に矢巾町では初めて火葬場が設けられたわけでございます。そういった歴史がありますし、それから今のところ、やはり老朽化によって不具合もあって、たまに火葬場から黒煙も出ることも事実、私も町長室からちょっと南のほうを見ると、気になるところがあるので、そうすると黒煙が出ておるのです。だから、このことについては、やっぱりいろいろ考えていかなければならないなと。だから、先ほど私の答弁の中でも移転も含めて皆さんのご意見をお聞きしながら考えていきたいなと。

その中で、実はちょっと話がそれるのですが、今相続のことについて勉強したいと、私何でそういうことを言うのかなと思ったら、私の家で今度うちら夫婦が死ねば跡継ぎがいなくなると、そうすると誰が拝んでくれるのだと、そういう、いや私もこの間相談、それで税務課長をすぐ呼んで、おまえちょっと相続の勉強しておけということで指示したところでございますが、今現実そういう時代になってきているのです。だから、もうみんな、だから今お話あった昔は３世代、４世代が貧乏しても、家のみんな肩を寄せ合って苦労しながらも生きてきたのです。ところが、今はもう同じ町内に住んでいて、南矢幅とか又兵エ新田に家を建てていると、私もたまに呼んで聞くと、いやと口を濁すのですが、後から聞くと、もうアパートを借りているのではなく建てたと、こうなるのです。

だから、そういうことで話がちょっと横道にそれたのですが、いずれ今お話あった火葬場の建設とか、墓地公園のことについては、特に墓地公園は、これから矢巾町が今度の市街化区域の拡大、今農政局とかいろんなところで協議させていただいておりますが、もうそういうふうな新しく矢巾町においでになられる方々の、やはりアンケート調査を通して、この動向もお聞きしなければならないし、そして今言ったヤマユリの話があったのですが、私は今のところ、竜泉寺のお寺のお墓に入れるのだろうと思うのですが、あそこには今日は副議長もおりますが、ヤマユリが咲いていいところなのです。だから、やっぱりそういう墓地公園としてみんなに親しまれる、だからそういうことを今日の答弁の中にもあえて宗教法人と入

れたのは、やっぱりそういう方々とも協議をしなければならないということで、まずアンケート調査を通して皆さんにご意向をお伺いしながら検討していきたい。そして、できるのであれば、町だけではなく葬祭事業者とか、そういう方々と一緒になって、それこそ夢のある老後を、そして亡くなった後ちゃんと拝んでもらえるようなことを考えていきたいなと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　ぜひこれから考えていっていただきたいと思います。

それでは、３問目の質問に入らせていただきます。徳丹城を中心とした観光事業について町長にお伺いいたします。

国指定史跡である徳丹城は、指定を受けてから50年、今年度は国の補助事業リビングヒストリー、生きた歴史体感プログラムに取り組み、制作した皮甲冑や衣装を使い、当時徳丹城で行われていた儀式などの復元事業や衣装の試着などの事業を展開していく計画とのことでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で春まつりも中止となってしまいました。感染収束後、年間を通しての徳丹城を中心とした観光事業への取組について、以下考えをお伺いします。

１点目、周辺には病院や介護施設、保育所等も多くあることから、幼児や高齢者、障がいを持った方々がゆっくり散策できる遊歩道やあずまやなど設置の計画はないかお伺いします。

２点目、徳丹城跡周辺の田んぼアートを作る計画はないか。

以上、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　徳丹城を中心とした観光事業についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、国指定史跡徳丹城跡は、今年度から令和６年度までの５か年計画で史跡徳丹城跡第２次史跡整備基本設計に基づき、国道４号西側の外郭西辺北半地区について整備を進めております。この整備では、未整備となっていた地区の緑地化をはじめとして、管理道路を兼ねた遊歩道の整備、案内及び休憩施設の設置、そして西門から続く東西道路や遺構跡の復元等を実施する予定となっております。

これにより、幼児から高齢者まで幅広い方々が歴史を感じながら散策できる憩いの場となり、年間を通した来場者の増加を見込んでおります。

２点目についてですが、観光と農業の振興を組み合わせた田んぼアートは、全国各地で取組事例があり、観光客の誘客にもつながるものと認識しております。当町では、現在のところ計画はありませんが、徳丹城周辺には広大な田園や河川等のよい景観がありますので、田んぼアート実施の際には、ドローン撮影による映像配信や眺望を楽しむことのできる櫓の設置なども検討の一つに入れ、こうした環境を生かした観光振興の取組に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　本町が音楽の町であるということもありますので、野外音楽堂での発表会なども今後考えてはいかがかなと思うのですけれども、病気の治療中の方や通院で岩手医科大学病院等を訪れている方に何度も日本一に輝いている不来方高校音楽部や矢巾町内の北中学校の特設合唱部、それから小学校の吹奏楽演奏などを聞いて元気になってほしいとも思っております。その考えはないでしょうかお伺いします。

この音楽というのは、特に認知症の機能の改善を図る音楽療法にも使われております。ぜひこれもさっきと同じように私の夢なのですけれども、せっかく徳丹城を令和６年までに整備をするということですので、その中に野外音楽堂、簡単なので結構ですので、ぜひそういうのを造っていただいて、誰でも歌を歌ったり、それから演奏できたりするところがあればよいのではないかなと思っておりますが、その考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、実はこの間県民会館で矢巾北中学校特設合唱部、ＮＨＫの「おばんですいわて」にも出たのですが、私本当に感動してまいりました。本当は、保護者だけなのだそうですが、ご案内をいただいたので、入場させていただいて、それでやっぱり音楽の力というのはすごいなと、それはもう合唱に限らず吹奏楽であろうが、何であろうが、そこで私はあそこのやはりいにしえの古代城柵の一番最後のお城なので、そしてもうご存じかと思うのですが、徳丹城は、もう蝦夷の征伐ではないのだと、平和、和合するためのお城なのだということで、それで812年というのは、歴史の節目であって、嵯峨天皇の御代で、いわゆるその当時花見というと梅だったそうですが、初めて観桜会がなされた嵯峨天皇の下で、これが812年なのだそうです。そこで徳丹城の歴史と非常に符号す

るわけでございまして、だから徳丹城の周りには桜もありますし、そういったものにマッチングをさせて、そういうことを考えていきたいと。今徳丹城の春まつりでもあそこにやぐらをかいてやっているのです、今。あれをもっと大きなものを考えていければなと。

そして、今度の第１回目の矢巾町の音楽祭、本当は外で、野外ステージでやりたいと思っておったのですが、田園ホールは３密になるので。そしたら、せっかく田園ホールがあるのだから、田園ホールでやってほしいということで、だからそういうお祭りのときに、ぜひ考えていきたい。そして、今矢巾町、最近楽器を寄附していただける方が物すごく多いのです。今度矢幅駅にもピアノを、矢幅駅のインフォメーションコーナーに今度ピアノ。だから、もう矢幅駅から降りたら、もう音楽の町を実感できる、それも本当に寄附をしていただいたと。その方のご了承をいただいて、だからもうやっぱり動けば必ず成果がついてくると、動かなければ何もないのです。

だから、さっきの田んぼアートのことも、それから今日今お話あった音楽祭のことも含めて、そして今年は新型コロナウイルスがなければ、徳丹城の春まつりにチャグチャグ馬コと一緒にやることにしておったのですが、これがコロナで実現できなかった。それで当時の衣装もできておりますので、まずできればそういった方々に乗っていただいて、私は木製兜をかぶって、ぜひその後ろから当時の衣装を着させていただいて一緒に歩きたいなという夢もあるのです。そういったことで徳丹城を拠点にして、いろんな取組を考えていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　ぜひそのようにお願いしたいと思います。特に田んぼアートについてなのですけれども、これから整備が進んで完了するのが令和６年ということなのですけれども、今町長がおっしゃいましたように、今年はいろいろなお祭り、春まつりを大々的にやるというお話だったのですけれども、この整備をしながらでもできることを６年待つのではなくてやっていくことが大切なのかなと思っています。田んぼアート、一番最初は、青森県の田舎舘村だったでしょうか、始めたのですけれども、あそこにはもう本当に観光客が多く行っておりました。その後、石鳥谷町のほうでも始めたのです。石鳥谷町の道の駅のところにあった田んぼアートは、６年ぐらい前ですか、私も行ってみたのですけれども、そのときの説明では、本町にある産業技術短期大学校の先生が設計したという説明がありました。地元ですので、ぜひここの矢巾町にこの田んぼアートを作っていただいて、それこそ歴史を感

じるようなアート、これをみんなで作っていくこともこれからいいのではないかな、あるいは産業技術短期大学校の生徒さんや先生方にも協力していただいて、徳丹城の歴史を田んぼに再現してはいかがかと思うのですが、その考えはないでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　田んぼアートの件ですけれども、確かに田舎舘村にしても石鳥谷町にしても、一つの観光の呼び水として誘客に大きくつながるのかなというふうな形で考えてございますので、この件につきましては、今お話がありました産業技術短期大学校の先生にそういった手がけた方がいるという有力な情報をいただきましたので、その辺もうちのほうで研究しながらやれることはやっていきますし、そこはいろいろ課題も出てくるかと思いますけれども、研究したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　ぜひお願いいたします。この田んぼアートを作ることによって、医大を訪れた方にも患者さんも元気がいいとき、気分がいいときには、歩いてこられるところでもありますし、お見舞いに来た方も徳丹城に触れることができると思います。この矢巾町にお見舞いに来ても、どこも観光地がないと言われている方もいらっしゃいますので、ぜひ近くにこんなすばらしい観光地があるということをこれから宣伝していっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、３問目の質問に入らせていただきますが、昨年12月の一般質問で同僚議員が徳丹城の歴史公園化に当たり、地域の意見なども取り入れて進める考えを質問した際の答弁で、知識経験者と地元協議会からの推薦者９名からなる史跡徳丹城整備活用指導委員会を立ち上げ、内容を協議また史跡外の西側にある佐々木家曲家の北側にガイダンス施設や駐車場の整備を５か年計画で進めるとの答弁でございました。また、本年３月の予算決算常任委員会におきましても、徳丹城周辺にバス等の駐車スペースの考えについて質問したところ、歴史民俗資料館近くの土地所有者に貸借または取得をお願いしたい考えであるとの答弁でございましたが、その進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　結論からお話し申し上げますと、まず地権者の方とはまず春先に、当時まだ文化スポーツ課が町長部局でなく教育委員会部局のときにあれなのですが、それで土地所有者は、私知っている方で見前の方で、いつでもいいよと、ただいつでもいいよと言わ

れても、今もう高くなっているのです。だから、今水面下で何とか、もう私らも今財政厳しいものですから、今そういったことのお願いをしておるところでございまして、今後話合いが成立すれば、議員の皆さん方にもお願いしなければならないときが出てくると。それで、今道の駅構想も考えたのですが、スペースが、あそこだけの面積であれば小さいのです。だから、この辺のところをちょっと内部でもうちょっと検討して進めていきたいということで、今収穫した後に再交渉することで進めていきたいということで、それで道の駅、本当は産直ぐらいできるあれを考えていきたい、また地元の方々にもそういう熱き思いのある方々もいらっしゃるので、ただ今あれなのは道の駅、国道４号をあれして、まずいわゆる東側と西側で東側も魅力があるのです、道の駅としては。だから、そこのところをこれから皆さんと、地域の皆さん、そして議員の皆さん方もよく協議しながら考えていきたいなと。いずれ今あれなのは、盛岡に入る前にお手洗い、今道の駅石鳥谷しかないわけでございますので、そういうことも検討してほしいということも言われておりますので、そういうことも勘案しながら検討していきたい。これは、文化スポーツ課ばかりではなく、道路住宅課とか産業観光課も一緒になって、町を挙げて検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　協議会の進捗状況は。田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君）　お答えいたします。

協議会の進捗状況は、現在第２次史跡整備基本計画に基づきまして１年目の工事が進んでいる状況ですので、今後10月ないし11月に地元説明会という形でまた協議会を開きながら事業の進捗状況も報告させていただいて、今後の予定も確認するという状況でございますので、現在のところはまだ開いていないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　コロナの関係で事業がなかなか進まないと思いますけれども、せっかくこういうすばらしい史跡が、徳丹城あるわけでございますので、ぜひ前向きにできることから始めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。この件について何か所見があればお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、今高橋安子議員がおっしゃった、せっかくこう

いう私どもにとっては大きな町の宝なわけです。だから、それを有効活用しない手はないわけですので、それでさっきチャグチャグ馬コの、私夢は平泉の藤原まつりにも勝るとも劣らない祭りにしていきたいなということで、今チャグチャグ馬コは、蒼前神社と八幡宮だけなのです。矢巾町は、全然ただ役員馬に乗せてもらうだけで何もいい思いしていないのです。だから、私らにすれば、これからチャグチャグ馬コの同好会の方々にもぜひ、今同好会の方々も協力していただけるということですので、そういったことをやっていきたいということで、今コロナ禍のあれでこういう状況ですが、夢のある対応をしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で７番、高橋安子議員の質問を終わります。ご苦労さまでございました。

次に、１番、藤原信悦議員。

１問目の質問を許します。

（１番　藤原信悦議員　登壇）

○１番（藤原信悦議員）　議席番号１番、町民の会、藤原信悦と申します。

それでは、質問１から入りたいと思います。産学官共同プロジェクトと地区計画制度による企業誘致事業の進捗について前回も質問いたしましたが、改めてもう一度質問させていただきます。

１つですけれども、産学官の共同プロジェクトによる産業振興について議会定例会６月の一般質問で伺った際、産学官で共同研究などの新しいプロジェクトを模索し、本町の特色を生かした商品開発や新しい産業の発掘調査につなげるよう努めるとの回答がありました。その後７月に入りまして、岩手日報紙なんかにも載りましたけれども、９月に県を含む官民５社による起業家支援拠点「岩手イノベーションベース（ＩＩＢ）」が開設されるという報道がありました。狙いは起業家育成や事業継承ですけれども、中身を見ますと、経営者の育成を考えると既存事業者にとっても有益な内容であります。これも共同プロジェクトの一つのやり方と考えます。このことから以下について伺います。

１つ、町として新しいプロジェクト等について具体的な取組や動きは何かありましたか伺います。

それから、もう一つ、新しいプロジェクトには、ＩＩＢのようにいろいろなノウハウや成

功事例を持つ民間企業や団体等を積極的に参加させています。これは、お互いの学びや成長、発展につなげることができると考えます。町としてプロジェクトの在り方について再度お考えをお尋ねいたします。

議長、ここで１回区切ってよろしいでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　いや、続けてください。

○１番（藤原信悦議員）　それでは、２つ、産業振興に関連し、市街化調整区域での地区計画制度による企業誘致事業の進捗について伺います。

本事業は、昨年の６月の地権者への事業計画説明や意向調査に始まり、１年が経過しております。現在の進捗状況について伺います。

２つ目、本事業を進めていく上で問題となる事案の発生等はあったのか。また、当初予定しております事業の完了期限、令和７年度には変更がないかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　１番、藤原信悦議員の産学官共同プロジェクトと地区計画制度による企業誘致事業の進捗についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、コロナ禍の影響により、産学官の共同研究による新規プロジェクト等の立ち上げには至っておりませんが、既に「やはば健康チャレンジ」や「ウェルベース矢巾」など産学官金連携により実施している事業も構築されていることから、今後は新たな経営者の育成につながる共同プロジェクトに取り組んでまいります。

次に、プロジェクトの在り方についてですが、新たな価値を生み出すためには、有益な情報交換の機会や人材育成の場を積極的に町で創出する必要があります。その一つとして、７月に中小企業振興基本条例のワークショップを中小企業家同友会と共催いたしました。参加いただいた町内外の経営者とは有益な人的関係を構築できたことから、今後このような取組を積極的に実施しながらプロジェクトにつなげてまいります。

２点目の現在の進捗については、令和２年３月27日から同年６月26日までの期間で間野々地区における立地企業を募集したところ、１社からの立地申込みがあったところです。町では、提出のあった申請書類の審査及びヒアリングを行い、９月１日に岩手日野自動車株式会社を第１立地候補者とする旨を公表いたしました。

次に、問題となる事案等の発生につきましては、令和７年度までに３地区における企業立

地を目標としているところですが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の低迷及び新しい生活様式の実践に伴う消費者動向の変化により、先が見通せない状況であることから企業の立地意欲の低下を危惧しているところであります。しかしながら、一部の業界からは立地に係る業務用地の問い合わせがあることから、関係団体及び関係機関との情報収集を引き続き行い、企業立地に向けた取組を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　①番について再質問でございます。新たな経営者につながる共同プロジェクトの取組について、いつ頃から取り組まれるお考えか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　具体的なプロジェクトの立ち上げというのは決めてはおりませんけれども、そういった気運は醸成された中でマッチングをかけながら産学官ですので、その辺マッチングをかけながらできるだけ早く立ち上げられるように努めたいと思います。

ちなみに今ご質問にありました岩手イノベーションベース、こちらに関しましては、今度オープニングイベントということで９月以降にそういったイベントも取り組まれますので、そういったのも参加させていただきながら当方のほうも、あちらは県のほうで、県と産学官でやっているのですけれども、元々盛岡広域を中心とした支援もあるものですから、それとかち割る形ではあるのですけれども、やはり新しい県の取組でございますので、その辺の勉強もさせていただきながらそういった共同プロジェクトの立ち上げにつながるようにこちらもやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　ＩＩＢにつきましては、逆に町がノウハウを盗むという意味では、大変有効だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで再質問でございますけれども、７月に開催されましたワークショップにはどれぐらいの方がご参加になられたか。それから、どのような業種の方々がいらしたのか。当然その場ではいろいろと意見交換があったと思います。町に対する要望もあったと思いますので、この３点の状況についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今ワークショップに係る具体的なのは、ちょっと今資料を持ってはいないのですけれども、私の記憶の範囲内でお答えできるかと思いますが、５人を６班ぐらいのワークショップでやったので30人ぐらい。町内の起業者の方もいらっしゃいましたし、町外の方もいらっしゃいました。その割合といいますと、どちらかというと町外の方のほうが多かったのかなというふうな記憶でございます。

話し合われた内容につきましては、ＳＤＧｓを基本として、その取組についてそれぞれ町の将来の在り方というか、そういったものを話し合ったわけでございますけれども、中には、先ほどお話があった経営に関すること、起業に関すること、そういったことも町の将来の中小企業今後どうやっていけば盛んになっていくかということで、そういった内容についても話し合われました。個々具体に話し合われた内容につきましては、今資料を持っていないので、具体的なお話できませんので、大変申し訳ありませんが、以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　今のに絡みまして、こういうワークショップ、勉強会、今後も定期的に開催される予定はあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今月９月の連休中に、４連休でしたか連休があるのですけれども、その連休中に２日間ワークショップを引き続きやることになってございます。そちらに関しましては、具体的に中小企業振興条例、こちらに関係することをもう少し深く立ち入ってやるようなワークショップになろうかと思います。もしよろしければ、傍聴も多分できるかと思いますので、ご興味があれば、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　それでは、２つ目の企業誘致絡みのところで再質問でございます。今回の立地申込みは１件だったということでございますけれども、私がちょっと聞いていた話では数社あったような気がするのですけれども、これはコロナの影響もあったかもしれませんが、その募集活動においてどのような方法をとられたのか、それを実施した頻度はどれぐらいあったのか。ひょっとしたら、ちょっとＰＲ不足だったのかという意識があったので、ご質問いたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

地区計画の企業誘致事業の関係ですが、実際の問い合わせ自体は数件ありました。実際申請に至るところまできたのも数社ありました。ただ、やはり面積も結構今回は３ヘクタールぐらいありますので、そういった部分をどのように活用するかというところとかが企業さんのほうでは、いろいろ検討されたのかなということで実際に応募してきたのは１社という、１件１社という形になっています。

ただ、こちらの募集方法につきましては、ホームページでも行いましたし、あとは新聞報道のほうでも結構大々的に報道していただいた形になっています。我々としては、募集するということにはなっているのですが、いっぱいいっぱい来てほしいという、当然業界業種をいろんな場面で検討するというのはいいのですが、広く募集していることについては、そのとおりなのですけれども、何でもかんでもというような状況ではなかったので、ある程度ＰＲについては、特段問題ないかなと思っております。実際にそのように問い合わせも来ていますし、いろいろ検討された企業さんもいらっしゃいましたので、そういった面では、まず今回１件１社の応募にはなりましたけれども、次以降にまたこういった部分の課題とかも含めて検討して引き続きまだ予定しておりますので、そういった部分に生かしていければいいかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　立地申込みは１件で、数社あったということですけれども、１件のみの申請になっていると、やっぱり公募するということは、ある意味で競争の原理を働かせて、我々のほうからすれば条件のいいところにというのがやっぱりあると思うのです。その辺があるので、ちょっと危惧しておりましたが、いずれ今課長さんがおっしゃったように、今後やり方をちょっと工夫しながらやられるということであればそれでいいと思いますので、何とかお願いしたいというのがこちらの気持ちでございます。ですので、その辺につきましてはやっていただけますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　先ほど申し上げましたけれども、やはり企業さん、今回やはり面積も大きいということで、それで本来１社でも募集できますし、２社、３社、４社というふうな形で募集していただいてもいい条件にはしていました。ただ

やっぱり組み合わせた場合のやり方とか、位置的なものとか、そういったところがやっぱりうまくいかなかったのかなというところではありましたので、そういったところの検討も含めて次回の募集には、そういったところも生かして今後検討していきたいというふうに考えております。

ただ､今回それなりに大手さんの企業さんが来ていただけるということで､我々としては、町としても、いろんな面で雇用からまちづくり、そういった部分に関しても有効な企業さんに来ていただいたのかな、今まだ候補という形にはなっていますけれども、そういう面ではよかったかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今道路住宅課長にしてはちょっと歯切れの悪い答弁であれなのですが、藤原信悦議員の産学官共同プロジェクトと、それから地区制度、産学官の共同プロジェクトのワークショップ、このことについての起点は、商工会の専門部長と私が最初にスタートしたのがそこなのです。そして、やはりこれから町内の商工業をどうしていくかという若い青年の心意気、そこに私も共有して、いいだろうということで、もう岩手県でも私県議会のときにそういう、いわゆる商工業の振興基本計画というのを取り組んだ経緯もあったので､それをぜひやりたいということで､今中小企業からの同友会、ここのメンバー、経営者の方々との、やはりいろんな経験をなされている方々なので、今回この条例なり、計画をつくるに当たって、まず条例をつくることも大事なのですけれども、その条例にいかにしてクラスターをいわゆるぶら下げていくか、そのことをやらなければ、ただ条例をつくっただけで終わりということでは駄目だということで、今産業観光課でいろいろあれなのですが、私は今のところは商工会の方々が中心になってやっておりますが、いずれ行政も一緒になってやっていきたい。

それから、地区制度の関係については、今ご指摘あったとおり、今後もう少し周知度を高めて、そしてこれが矢巾町のＰＲにもつながるわけですので、もうご指摘のとおりでございますので、今後そういったことも含めてきっちり対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　最後にしますけれども、雇用問題、先ほど課長さんもおっしゃいま

したけれども、ある程度地域雇用は見込めるような状況でしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　今回の募集の要件の中にも雇用というところは入れておりましたので、そういったところは期待できるものというふうに思っていますし、あとは農地転用とか、そういった部分の条件といいますか、要件の中でも、そういう雇用というところもありますので、そういった部分を含めて今回の募集要項に雇用に関しても入れさせていただいておりますので、そういったところも期待できるものというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、おおむね１時間が経過しましたので、３密対策も含めてここで暫時休憩に入ります。

再開を14時、午後２時といたします。

午後　１時４７分　休憩

――――――――――――

午後　２時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、２問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　質問の２つ目でございます。第７次総合計画前期計画の評価と後期計画の策定についてのご質問でございます。後期計画については、昨年11月に後期基本計画策定調査特別委員会が設置され、基本計画の策定に関する調査の経過と結果が議会定例会議３月会議で報告されています。その中で調査意見として、基本計画の実効性を高めるため、進捗状況の把握に努めること。検証や評価、改善などのスケジュールや、その明確化を図り、ＰＤＣＡサイクルを確立することを強く要望するとあります。このことから以下について伺います。前期基本計画については、現在評価を進めていると伺っておりますけれども、進捗状況について伺います。

２つ目は、特別委員会が意見要望したＰＤＣＡサイクルの確立のためには、計画策定の業

務フローを見直す必要があると考えますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　第７次総合計画前期基本計画の評価と後期基本計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、評価につきましては、現在前期基本計画に盛り込まれた全部合わせて115項目の施策について、それぞれの進捗状況や指標の達成度、事業費の状況、後期基本計画への継続状況等の情報の取りまとめと内部評価の作業を進めております。今月中を目途に報告書の形で議会にお示しするとともに、町ホームページにも公表して皆様からご意見等を伺い、その結果を後期基本計画の推進に生かしてまいりたいと考えております。

２点目についてですが、総合計画の評価と策定のサイクルにつきましては、現在のところ全国的に統一された基準はなく、全国の自治体の中には、議員ご指摘のとおり計画最終年度のうちに検証や評価を終える例もあると伺っております。この方法の自治体では、多くの場合、計画最終年の前年度末までの実績値のみ、あるいはそこに最終年度の見込み値を加えた情報により評価を行うため、次期計画の策定段階で評価結果の反映が可能な反面、計画期間の完了後に改めて評価をやり直さない限り最終年度の実績値に対しては、正しい評価が行われないデメリットもあると考えられます。

一方、本町におきましては、総合計画自体の随時見直しを可能とすることによって、計画策定段階では、主に成果指標による評価、いわゆるアウトカム評価に相当するアンケートや懇談会等に基づき策定を行い、計画期間完了後に行う評価結果を必要に応じて後から現行の計画に反映できる仕組みをとっておりますので、計画期間全体の実績に基づく評価ができる反面、その結果が反映されるまでにタイムラグが生ずるデメリットもあるものと認識しております。

本来のＰＤＣＡの考え方は、計画終了後に検証や評価を行い、その結果を反映させた次期計画とするものですが、現実的には次期計画との間に空白期間が生じないようにするため、何らかの形で検証や評価、改善のプロセスを工夫する必要があると考えております。

本町におきましても、今後様々な形で広く意見を伺いながら現在の方法より優れた方法があれば、計画策定の在り方全般も含めて柔軟に見直しを行い、本町にとって望ましいＰＤＣＡサイクルの確立を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　それでは、１つ目のご回答の中に９月中に報告書の形で示すとともに、ホームページで町民の意見を伺い、その結果を後期基本計画の推進に生かすとありますが、その推進の生かし方はどのような形をお考えなのか具体的にお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　ご質問にお答えいたします。

まず､前期の施策数が115ということで後期に指標として引き継いでいるものが後期が123、全部共通の指標が22の指標となっております。具体的に進捗に生かしていくという部分については、主に22の指標について連続性を持たせ、そこの検証が図られていくものなのかなというふうに思っています。

一方、施策の数と指標の数で今説明しましたが、前期計画の中で、前期と後期の計画で施策の体系が７つの体系は変わってございません。したがいまして、大きなグランドデザインとしての政策の中の一部の指標の連続性を継続的に見直していくという形でその評価を使わせていきたいと思っております。また、引き継がなかった指標につきましても、そこがどのような形で最終的に終わっているのかというようなことについては、日々の業務の中で確認をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　２つ目についてです。評価と計画までの間にタイムラグ、今のやり方だと９か月あります。空白期間が生じないために何らかの形で評価や検証の方法を考えるとありますけれども、まず考えていただきたいのが検証や評価が正しくなければ次期計画は意外と的外れになる可能性が高くなることを申し上げておきます。

では、どうしたらいいのだということになります。一定期間まとめてどんと評価をやろうとすると、これは大変なことになると思います。少なくともＰＤＣＡサイクルの要点の一つに、定期的に検証、評価をして、その段階で基本目標を修正をかけながらやるというやり方で最終ゴールに到達させると、これがＰＤＣＡサイクルをうまく回す一つのポイントです。確かにやっている部署も、やっている方もいるかもしれませんが、全体を見ると、この辺がちょっと緩いとか、なされていないので、多分年度末になった段階で初めに戻って拾い上げて、そしてやるというやり方をとると、これは時間がかかります。極端な言い方をすれば、

月次で細かに調整できれば、まずは結果でしかないので、一発で出ると思いますので、そういう流れをぜひ試行いただきたいと思います。

同じ町の中で水道とか下水は、ほぼこれに近い形で動かしております。あれが月次で出ているかどうかはちょっと私は見たことがないので分かりませんが、あれを月次で出せるようになると、今ある投資をしていいのかどうかとか、あるいはこの現金をこっちに回していいのかどうか、それも一発で判定がつきますので、やった後の結果評価だけではなくて、修正も込みということで考えたらいかがかと思いますが、その辺についてお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えをさせていただきたいと思います。

今藤原議員おっしゃったとおり、評価が正しくなければ、次期計画が的外れになってしまうというのはご指摘のとおりだと思います。

また、水道のお話が出ましたけれども、現在上下水道課のほうでは月次経営統制ということで毎月決算を行っております。これは、全国で取り組んだのが２例目でした。１例目取り組んだところは続けられなかったのですけれども、上下水道課、現在まで続けておりまして、有益な経営をしているというふうに思っております。私もそのときに、その月次系統制をするに当たって携わらせていただいたのですが、地方公営企業法は、行政と経営の分離ということで経営に関するところでこのような形になっております。私、一般部局に行きまして、できるだけマネジメントサイクルを短くしたいなと思いまして、同様の考え方で今工夫をしているところでございます。

現在の指標なのですが、総合計画にあります。まちづくり指標、現在あります123の指標につきましては、いわゆるアウトプット指標ということで投入された資源についてどのような結果になったのかということを図る指標となっております。これが答弁いたしましたように、９月末を目途に議会のほうに報告をさせていただき、これを毎年繰り返すという形で今後続けていきたいなと思っております。その都度ご意見いただきながら見直していくというサイクルにしたいと思うのですが、さらに月次まで落とし込むという考え方なのですけれども、実は毎月月末に課長会議というものをやっておりまして、ここで当月の実績と翌月の目標というものを提示し、評価の最終責任者であります町長が確認し、それを指示する形をとらせていただいております。あえて評価という言い方はしておりませんが、私が内容を確認いたしましたところ、この123の指標にほぼほぼ連動するような形で各課目標設定しております

ので、フォーマルな形でこれが評価の体系だと言える形ではないのですが、インフォーマルな形で評価のマネジメントサイクルが短期で構築できているのではないのかなと思っているところでございます。

一方で､次期計画が的外れになるのではないかというような話の中でありましたけれども、そこはまちづくり指標をどうするかといったところで、総合開発委員会でもんでいただくところになるのですが、そこでアンケートに基づいた調査などをしているところでございます。今議会でこのマネジメントサイクルを見ていただくという流れのほかに策定のときには総合開発委員会の設置条例で、ここで答申を受けるという形になっておりますので、構造上ここも見直していかないと、連続性があるいいマネジメントサイクルを築けないのではないかなというふうに今現在考えているところでございまして、総合的にそこら辺を検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　検証、評価に絡む話でございますけれども、国が主導しまして去年度で終わっていますまち・ひと・しごと創生総合戦略については、外部有識者のチェックが入る形で国の指導があります。町の上位計画である総合計画は、これをやられているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、産学官金労言で構成されます有識者会議に基づいて評価されますけれども、こちらこの総合計画につきましては、そういった要請が、仕組み自体がなっておりませんので、現在はとられていないという状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　これは希望でございますけれども、やっぱり内部だけのチェックというのは、企業もそうですけれども、どうしても甘くなると。それから、評価チェック者等も企業側なり、団体なりが癒着してしまうと、もう都合が悪いことは漏らすということもあ

り得るわけです。北海道の夕張もその例なわけですけれども、ぜひ健全な計画評価等をなされるのであれば、こういう外部のチェックを入れるということもお考えいただいたほうがよろしいと思いますが、その点のお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まさにこの総合計画自体が自治法の必置からそうでなくなった状況で、その設定理由だとかということがないものですから、後発の計画に外部の視点を入れるというようなものがあるのに、上位にそれがないのはおかしいのではというご指摘だと思います。私もそれは同感です。国の評価といえば、政策評価につきましては、行政機関が行う政策の評価に関する法律ということで決まっております。また、行政評価というものにつきましては、総務省の設置法によりまして、評価の定義というものが決まっています。しかし、繰り返しになりますが、地方自治体の評価というのは統一した考えが全くございませんので、今藤原議員からご指摘がありました内容は、ひとつ有効な方法だと考えておりますので、こちらにつきましては、検討させていただきたいなと思っております。

もう一つ言えることは、この評価の内容を甘くなるということを避ける効果といたしまして、公表するというようなことが重要だと一方で考えているところでございます。公表することによってカウンターベーリングパワーなんて言いますけれども、対抗力、要は町民の皆さんに見られているという意識が執行側の意識をより緊張感を持たせるという効果が発揮されると言われておりますので、そういう評価につきまして分かりやすく町民の皆さんに分かっていただくように公表していくということも併せて考えていかなければならないなと思っているところでございまして、今申し上げた２点につきましては、どのような形がいいのかということを検討するお時間をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　それでは、３問目でございます。学校ネットパトロールについてお伺いいたします。

平成31年４月より矢巾町いじめ防止条例に関する条例の一部が改正されまして執行されて

おります。これに伴いネットによるいじめや嫌がらせを監視し、事前に発生を抑制する仕組みとして学校ネットパトロールの実施体制の構築が図られ、運用されております。このことについて以下についてお伺いします。

１つ目、学校ネットパトロールの具体的な内容と実施体制について伺います。

２つ目、学校ネットパトロールによりデータの削除や発信者の特定に至った事案の発生件数は何件ぐらいありますか。また、発生状況や内容に何らかの傾向があるのか、この点も伺います。

３つ目､学校ネットパトロールの運用に当たっては､広く町民にも周知が必要と考えます。この点についてお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　学校ネットパトロールについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、児童生徒によるネットを介したいじめや嫌がらせなどのトラブルの未然防止及びその早期発見、早期対応を図るため、インターネット上の監視、探索活動、いわゆるネットパトロールを今年度から実施しております。インターネット上のコミュニティサイトやＳＮＳ上において、児童生徒が使いそうなアカウントを予想しながら、「やはば」「いじめ」などのキーワードで検索し、事案の発見に努めておりますが、実施体制やパトロールの手法等が確立させていない中で職員が試行錯誤しながら実施しているのが現状であります。

２点目についてですが、ネットパトロールにより確認できた事案は、今のところはありませんが、なりすましのアカウントを効率よく発見できるような手法など、全国的な事例を参考にしながら引き続き事案の発見に努めてまいります。

３点目についてですが、今後ある程度ネットパトロールの運用の体制や運用方法が確立した時点において、抑止効果を狙ったアナウンスが必要と考えておりますが、児童生徒間でのいじめや嫌がらせを未然に防止する観点からも町民ではなく、児童生徒やその保護者への周知を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　それでは、１点目についてです。実施体制やパトロールの手法が確

立されない中で職員が試行錯誤しながら実施しているということですけれども、これではちょっと実行、実施というレベルではちょっと寂しい部分があると思います。先進事例は、東北でいうと山形、それから青森、弘前とか幾つかあります。ちょっとこの辺は参考になさって検討されてはいかがかと思います。いずれの市を見ますと、実施内容については、例えば対象となる学校の範囲、対象サイト、パトロールの手法等が記載されております。実施体制について言えば、パトロール業務委託の有無、弘前の場合は、弘前大学の学生がやっています。実施頻度、人員体制、常勤であったり、臨時であったりありますけれども、それから学校、警察、保護者等の役割と連携の在り方、相談窓口、緊急時対応と、これらがどちらを見ても、やっぱりきれいに記載されています。この辺を参考にされてつくられてはいかがかと思いますけれども、この辺について、いつごろまでに運営体制とかを固められるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この学校ネットパトロールを導入するに当たりまして、昨年度でございましたけれども、青森県の弘前市役所のほうに私どもも視察のほうに伺って参りました。まず、昨年度の時点ですけれども、弘前市のほうでは、議員ご指摘のとおり、非常勤の職員を雇って実施していた、それから弘前大学と連携もということで文科省のほうの資料にも載っていたのですけれども、まず弘前大学との連携の部分は、もうこれは大学のほうはもう負担だったのか、今はやっていないというふうなことでございました。それから、非常勤の職員による検索でございますが、そこも何かたまたま行ったとき、もうちょっと退職してしまって、今次の人を探しているという状況ですという、そこは昨年度の状況でございますけれども、そういうお話をいただいたのですが、その非常勤の方がやったところでは、やはり非公開のアカウントの部分にはどうしてもこれは入っていけませんので、公開になっているアカウントの部分をどうにかして探していくというところで取り組んだそうでございます。弘前には、小中併せて十数校あるそうでございますけれども、その中でやはり児童生徒の名簿とかを基にして、名前とか生年月日を組み合わせたアカウントをつくっているという傾向があるそうでございますので、やはりそれらを何回も試してみながら探して、多いときでは、始めて最初の頃だったそうでございますけれども、何十件かのものを見つけて、各学校のほうにこういうのが今投稿されていますよというのを伝えたそうでございます。

今本町も今年度から取り組んだのですが、まずその公開になっているアカウントの中で教

育長答弁でもございましたが、キーワード検索をした結果、数件ヒットするのがございましたが、そこでは例えば相手を非難するようなものですとかはなかったところでございますので、やはりこれから取り組んでいくのは、弘前でも取り組んだようないろんなキーワードとかアカウントをいろんなものを組み合わせて検索していくというところを取り組んでいかなければならないと思っておりますので、これはもう今年度今地道に作業を進めているところでございますので、まずそういう方法をやっていきたいなと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　今いろいろ試行錯誤しながらやっているので、データ削除等の案件については、なかなかつかみにくいとは思いますけれども、あくまでもデータ削除や発信者の特定は、その事案だけのではなくて、やっぱりそういう傾向をよくつかんで対策を取らなければならないと思いますけれども、この辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

学校ネットパトロールに加えて、昨日も答弁させていただきましたが、今通信機能を持ったゲームによる児童生徒間のトラブルが、ちょっとここ昨年ぐらいから増えてきているのではないかなと思っております。特にも、今ＳＮＳだけではなくて、通信機能のあるゲームなのですが、特に３月以降ですけれども、学校が一斉休業になって以降、やはり時間があるということで子どもたちがゲームをやる時間が増えたと学校のほうでも見ているのですけれども、それによって、例えば昼夜逆転した生活を送っているというのも今弊害としてございますし、あるいは通信機能の中で言い合う、あるいは学校に行ってから、そのゲームのことでちょっと言い合いになったりとかというのも今年の傾向としてあります。

ですので、いろんなところでやはり相手を誹謗中傷ですとか、非難するような言葉が学校の中で出ていないか、そういったのも含めて学校の先生方も含めてみんな見ていかなければならないと思っておりますし、教育委員会で行うネットパトロールに関しても、どうしてもアカウントを探すというところに集中しなければならないなとは思ってはおりますけれども、いずれ学校で行っている、例えばですけれども、人権教育ですとか、そういった事前に子どもたちにも相手を思いやる気持ちとかを含めて教育をしていかなければならないので

はないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　ありがとうございます。それでは、最後の質問をさせていただきます。私のほうで質問書に書きましたとおり、学校ネットパトロールの運用に当たっては、町民にも周知が必要ではないかといった意味は、コミュニティ・スクールの中に地域社会が入ってきているわけなので、確かに当事者である方々には当然きっちり教えなければならないと思うのですけれども、やはり我々町民もいじめ条例の中に町民等の役割の中に見守りというのがちゃんとありますので、やっぱり何らかの形で頻度は少なくてもいいですけれども、矢巾町はきっちりこれをやっているということが社会的にというか、全体として分かっていただければ、抑止力がさらに強まると思いますので、そういうお考えはどうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　議員おっしゃるとおりでございます。先日行ったコミュニティ・スクールにおいても、やはり各部会で分かれたときに、委員の皆様から、やはり自分たちも学校の様子を見たいというご意見もいただきました。なかなか今こういう時期でございますので、学校に行くことは難しいところではございますけれども、やはりそうやって学校あるいは児童生徒のことにいろいろコミュニティ・スクールの委員の方も目を配ってくださっているなと思っております。おっしゃるとおり、コミュニティ・スクールは地域との連携が非常に大事なところでございますので、このＳＮＳ関係のことに関しても、やはりおっしゃるとおり地域との情報共有を図りながら進めていきたいなと思っております。

ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で１番、藤原信悦議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、11番、藤原梅昭議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（11番　藤原梅昭議員　登壇）

○11番（藤原梅昭議員）　議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。

自然災害への当町の状況についてお伺いします。東日本大震災より来年で10年、平成25年

の8.9大雨災害より今年で７年となるわけですが、頻発している自然災害に対し、命と財産を守る当町の対応状況をお伺いします。

１つ､当町１級４河川及び煙山ダムの改修進捗状況と今後の計画をそれぞれお伺いします。

２つ、北上川水害想定危険地域の防災対応及び洪水ハザードマップの見直し状況についてお伺いします。

３つ、倒壊のおそれのある塀及び立木、電柱等の改善状況をお伺いします。

４、自然災害の悪化は、地球温暖化が大きな要因ですが、新たなＣＯ$_2$削減への取組状況と気候非常事態宣言を行う予定があるのかお伺いします。

５、コロナ禍における災害時避難体制はどのような対応となっているのかお伺いします。

６、今年の長梅雨における農作物被害への対応をどう考えているのかお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　11番、藤原梅昭議員の自然災害等への当町の対応状況についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、町内で岩手県が管理しております１級河川４河川のうち岩崎川の改修工事につきましては、六助橋から上流側の一般県道不動盛岡線までの区間を現在施工しており、本年度事業完了見込みとなっております。また、上流の煙山地区につきましては、昨年度岩手県の単独事業において水衝部や被災の可能性がある箇所の測量設計及び用地測量が完了し、一部用地買収が行われております。今後も用地買収を進めながら順次整備を行う予定となっております。

太田川につきましては、基幹河川改修事業として岩崎川合流点から東北本線までの区間を平成29年度から現地測量や河道計画を行い、昨年度はその区間にある橋梁の設計を行っております。本年度も引き続き橋梁設計を進めていく計画となっております。

芋沢川につきましては、太田川と同様に、基幹河川改修事業として位置づけられており、岩崎川合流点から東北本線までの区間を順次整備を行う予定となっております。ただし、大雨のたびに被災したおりました下矢次地区地内の鹿妻上堰との交差部に関しましては、昨年度改修工事に着手しており、本年度の工事完了見込みとなっております。

大白沢川につきましては、昨年度北伝法寺地内の改修事業を行っており、本年度も東北自動車道の上流側について改修工事を実施する予定となっております。このほか改修予定にな

っていない箇所においても土砂が堆積している箇所の浚渫など、鋭意対応していただいております。

次に、煙山ダムについてですが、国営かんがい排水事業として昨年度末に事業着手しており、令和６年度までの事業期間となっております。今年度は、測量調査及び実施設計を行っており、秋以降、貯水池のしゅんせつに伴い発生する土砂の置場の伐採及び整地工事を実施予定となっております。来年度以降については、浚渫を行うほか、放流ゲートの更新や各構造物の補修について順次実施していくこととなりますが、主要な工事については、用水確保や大雨災害に影響を及ぼさないよう非かんがい期である秋以降に行われる予定となっております。

２点目についてですが、現在町内全ての自主防災組織の意見をお聞きしながら北上川水害想定地域についても避難体制の見直しと、求められる避難行動の整理を行っております。また、ハザードマップについては、本年度北上川浸水想定区域等を踏まえたインターネット版ハザードマップを作成しております。

３点目についてですが、平成18年度に行ったブロック塀の現地調査では、注意または改善を要すると判断されたブロック塀は53件となっております。改善状況としては、本年度からブロック塀等除却工事支援事業を実施しており、これまで６件の相談があるうち４件について事業を活用し、除却工事を実施しております。

なお、全ての立木、電柱についての状況は把握しておりませんが、大雨等の際に倒れる恐れがあるものについては、伐採や撤去の検討を随時行っております。

４点目についてですが、町では、これまでもＣＯ$_2$排出削減対策モデル事業の活用や町民の皆さんに対し、省エネ機器の活用や分別による燃やせるごみの削減など、温暖化防止に向けた行動を啓発しております。

さらなるリデュース、リユース、リサイクルの推進のため、３月より古着、古布、割り箸、６月より食用廃油、さらに７月からは歯ブラシ、キッチンスポンジの拠点改修を新たに開始しております。特に古着、古布のリユースによる燃やせるごみの減量は、ＣＯ$_2$削減に向けた取組につながるものと考えております。

気候非常事態宣言につきましては、町議会から昨年12月に意見書を提出いただいてから、これまで請願や意見書を基にＳＤＧｓなど、他の関連する施策等との連携など、内容の検討を重ねてきたところであり、今月中に宣言をいたします。この宣言により、広く町民の皆さんに対し、地球温暖化を防ぐ意識づけ、取組への協力を求めてまいります。

５点目についてですが、町全体の避難体制の見直しの中で、新型コロナウイルス感染症の状況下における非難体制についても併せて作業を進めており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所の感染防止のための必要物品を充実させながら体制を強化してまいります。

６点目についてですが、今年の長梅雨により、小麦の刈り取り後の大豆の播種作業に遅れが出た生産者もありましたが、農業改良普及センターやＪＡと相談しながら少ない晴れ間を縫って播種作業を行ったところであります。播種時期が遅くなったことによる生育への影響は、今後も注視してまいりますが、大豆については、畑作物の直接支払交付金及び産地交付金により支援が行われており、災害等に対する対応策を含め、これらの制度による対応を考えております。また、キュウリなどの野菜類の品目によっては、収量、価格など高水準となったものもありますので、今後とも関係機関と連携を図り、生産者の所得の向上につながるよう情報収集や災害対策に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　今年は、コロナイヤーとなり、消防演習も６月14日に予定されていたやつが特別訓練だけ、８月９日の安全・安心の日は、一部の参加者だけの行事ということで非常に大変な年になっているわけですけれども、意識づけにはよかったかなというふうに思っております。天災は忘れた頃にやってくると、先ほどもありましたけれども、我々子どもの頃からそういうふうに教えられてきたわけですけれども、近年は頻繁に発生すると。今年も熊本をはじめ各地で豪雨被害がありました。今も台風が来ていまして、過去最大の大型台風が九州へ接近していると。７月はゼロだった台風が春から２本しかなかったのが８月に平年並みの５本に戻っています。今年も多分26本ぐらい台風が来るだろうと、そのように気象庁のほうでは予想しているわけですけれども、台風がここ20年で1.5倍に発生。接近する台風が増えていると。これは、太平洋の高気圧が張り出しているのが原因ということで、これも温暖化のせいなのかなというふうに思っております。そこで命を守るという大前提の下に何点かお伺いします。

まず、ダムの件なのですが、浚渫が進んでこれから進むという回答なわけですけれども、8.9の大雨被害のときには、前にも話しましたけれども、ダムの放流を住民がなかなか分からなくて慌てたという経験もあります。そこで、ダムの事前放流というのが最近言われてい

るわけですけれども、これは３日前に放流すれば、ダムの容積の２倍ほど容量が確保できるというふうに言われております。そこでダムの３日前放流あるいは今後の管理対応をどのように考えているのかまずお伺いしておきます。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今お話がありましたダムの事前放流３日前ということでございますけれども、先ほどお話がありました台風被害のように事前に雨量が見込めるものであれば、こちらでも３日前からダム放流、事前放流することは可能であるというふうに考えてございます。ただ、昨今の災害起きております集中豪雨、これにつきましては、ちょっと３日前からの放流というのは、なかなか難しいところもございます。そこを何とか防災サイドと協力して、また気象庁の盛岡気象台ございますので、そちらからの情報を得つつ、いろいろうちのほうでも事前放流、３日前とはいかなくても、１日前、２日前からでも実質的に今事前放流を行っているところでございます。

ただ、かんがい時期、いろいろあります。田んぼに水が必要な時期ありますものですから、その辺の時期も含めながらいろいろ対策を考えていかなければならないということでいろいろなところで事情が絡んでくるものですから、今後その辺連携を図りながら努めてまいりたいと思っておりますし、ただいま田んぼダムということでダム、煙山ダムだけでなくて、田んぼにも水を、要するに洪水を防ぐという機能があるということで今新潟県のほうで盛んと行われているところなのですけれども、その辺の事例もございますので、そういった田んぼダムの機能も有効活用しつつ、今後洪水対策に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　いずれ気象予報は、最近随分精度が高くなっておりますので、これは気象衛星が増えたというか、増やしているためにかなり精度が上がっていると、これはＧＰＳもそうなのですけれども、そういうことで事前放流、これはかなり有効な手段ではないかなというふうに思いますので、ぜひタイミングよく、もちろん田んぼの水も必要ですので、空になったら大変になりますので、その辺も加味しながら進めていただきたいなと。

次に、田んぼダムの話をしたかったのですが、今出ました。そのとおり田んぼダムということで、8.9の大雨被害のときも、岩崎川の北側のほうに田んぼいっぱいあるわけですけれども、こっちの新田のほうに来るのだったら、向こうのほうに流して、それこそ田んぼの補

償をすれば、これは可能なわけですので、その辺のところも含めて田んぼダムの有効性というものをもっと検証してほしいなと。これは、１町歩あれば、25メートルプールの水が３杯分ぐらい確保できるそうです、１町歩。そのぐらいのやっぱり効果がありますので、田んぼ１町歩というよりも10町歩ぐらいあれば、もうすごい量になるわけですので、その辺も含めて検討していただきたいなというふうに思います。これはもちろん田んぼの受益者と連携をとりながらやらなければいけないことなのですけれども、命には代えられないということで、あとはずっと今回のコロナでも話している補償の問題、補償のところをしっかり受益者と話をすれば可能な話ですので、ぜひ進めていただきたいなと、こういうふうに思います。

それで７月豪雨で最上川が氾濫しました。ここで防災行動計画というものが１月に講習されたらしいのです。横文字で言えば、マイタイムラインというタイムラインの話なのですけれども、そこで山形県の南陽市、ここでもかなりの洪水になったわけですけれども、犠牲者が１人も出なかったと、その１月の講習が生きたというふうに言われております。

そこでマイタイムラインについてお伺いしたいわけですけれども、これは洪水等々のあらかじめある程度予測できる場合の、どんどん、どんどん水が増えたり、あるいは近づいたりしたときに、いつ、自分はいつ何をすればいいのかということをしっかり分かるというか、会得できると。そのことによって自分の命を守れると、それがマイタイムラインという防災行動計画なわけなのですけれども、これは昨年度防災士の50名ほど防災士合格したわけなのですけれども、その際に講習会で講習されておるようです。私は講習を受けませんでしたけれども、その後の要はこれは町民に生かされないと、絵に描いた餅になってしまうわけですので、その辺の周知はどのように行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　マイタイムライン、それから防災士の関係ということでお答えさせていただきます。

昨年度防災士50名ほど養成できたということを今後生かさなければならないということは、先ほど高橋安子議員からのご質問にお答えしたとおりでございますが、いずれまずは合格していただいた。それを次は、防災士の方々が主には地元にそういった防災上役に立つことを還元していただきながら地元の自助力、共助力を高めていただくというふうな方向で今後防災力を強めていこうというふうな考え方に立っております。それで、昨年度は防災士を養成するところで止まっておりましたので、今年度からはまさしく生かしていただくための防災士を絡めた地域での防災教育といいますか、そういったことを進めていただくべくモデル地

区を設定いたしまして、まずはこういうスタイルでやっていけば形になりますと有効なものができそうですというふうなものをお示ししながら、それを広めていくというふうな考え方で進めてまいろうと思っています。

なお、マイタイムラインにつきましては、有効性はおっしゃるとおりでございますので、こちらにつきましても、本来は自助の部分、もしくは共助の部分に当たりますけれども、そこを例えばですけれども、こういった形で標準的な１時間、１時間、１時間、30分というふうな標準的な表なり、ノートみたいなものを用意しながら、それに空欄を埋めていけば、マイタイムラインができますよといったようなものをお示ししながらそれぞれ考えていただくというふうな取組は可能ではないかなと思いますので、そういった形を模索しながらできるだけ有効なものを早期に作り上げられるように働きかけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　ぜひ現場に生かせるように、せっかく防災士50名育ったわけですので、お願いしたいと思います。

それから、防災の人材育成というのは、まだまだそれこそ幾らあっても足りないわけなのですけれども、今年も防災士10名ほど、それの予定しているようなのですけれども、その辺の進み具合というか、進行状況はどんなになっているかちょっと確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　養成に向けて準備している段階でございます。いつまでにというのがちょっと私も試験期間をちょっと失念しておりますので、今お答えできないのですが、年度中にはそういった形が実現するように進めてまいります。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　特に今一番危ないと思っているのは、北上川水域、あそこは去年台風があったとき、本当に土手のすぐ下まで水がたまったのです、たまったというか、水位が上がったのです。橋のもう本当に10センチか15センチぐらい下でした。そこには行くなと言われているのですけれども、私もどんな状況かと思って見に行ったのですけれども、非常に危険な状態になったと。

ただし、そこだけではなく、やっぱりさっきの４河川あるわけですけれども、これは岩崎川は、もうそれこそ広く深くしたものですから、それこそ中流から下のほうは全然問題ない状況だったのですけれども、ほかのところは、いろんな川を見てもやっぱりぎりぎりまで来ているのです。芋沢川にしても新川にしても、いつやっぱり決壊してもおかしくないと、そういうところまで来ておりますので、ぜひそのタイムラインを導入しながら、先ほどもありましたけれども、要支援者の避難、これは本当にさっき聞いてがっかりしたのですけれども、1,297人の対象者がいて254人だけが同意していると。だけなのか、それだけＰＲが足りないのか分かりませんけれども、少なくとも８割、９割ぐらいまでいかないと、本当にいざとなったときに助けられないという状況になると思います。

なぜ進まないかということは、やっぱり花巻が今年条例をつくったのです、今年の春。この条例をつくった中で、やっぱり強制というか、かなり強い形で進めている、そのやっぱり進め方にまだ緩いのではないかなというふうに感じております。本当に命を救うということを考えたら、やっぱり何かを犠牲にしなければいけない部分もあると思いますので、ぜひそこのところをセーフティー・ファーストということで、それを第一に考えながら、ではそれに最大限近づけるためにどうするかということをもう一回やっぱり考えていただきたいなというふうに思うわけですけれども、今後の取組方についてちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問の災害時避難支援者台帳の同意をいただく、今の現状としては同意をいただいている方々は254名なわけでございますが、この取組に関しては、災害対策基本法に基づきまして、25年に改正になったことに伴って、まず名簿の作成が市町村に義務づけとなりまして、先ほど高橋安子議員さんのご質問でもありましたが、対象者となるべく、その対象者の名簿の作成は、異動が伴いますので、できるだけ進捗管理を確実にできるように昨年度システムを導入して今年度運用で本格的な運用に今行っているところでございます。

正直なところ、本当に今までは手作業でした。エクセルでデータをいただいて、ぶつけて対象者をつくるというような状況で、なかなかこれが正直なところ業務の複雑化、早めに円滑にやるということができない状況でございましたので、システムを運用したことでできるだけ運用が正確な名簿の作成に至るようにしてまいっているところでございます。

今取り組んでいるのは、平成25年度に名簿を各支援者、いわゆる自治会長さん、行政区長

さん、民生委員さん等に同意をいただいた方の名簿を提供したわけですが、30年度に更新いたしまして、今年度新たに更新作業を進めるように今月中に対象者の方々、未登録の方々にご案内を差し上げたいというふうに思っております。

私どもは、この取組に関しては、花巻市の逆手上げあるのです、逆手上げの方法も取組も一昨年ぐらいから条例化しているところも全国の中でございましたので、その取組に関しては、本当にいろいろ在り方については考えてきたところですが、まず私どもとしては、このような仕組みがあることを知っていただく、そして備えることの大事さを何とか皆さんにお伝えしていって、ご同意いただく方を増やしていきたいと思っております。

今ご同意いただいた方々も、やはり中には入所したとか、異動が伴っている可能性もありますので、そこは民生委員の皆様のお力を借りて、今月、10月ぐらいに登録いただいた方々の状況の確認もしていく予定にしております。今年度中にそこの動きをしていきたいと思いますし、そこをまず私ども知ること、備えることの大事さをお伝えしながら次の段階で花巻市、先行してやっている条例化のことも頭に、念頭に入れながら進めてまいりたいというふうに考えております。

私どもも防災士のほうともいろいろ対応を今年度進めておりまして、福祉避難所のところ14か所ございますが、防災士のほうと私ども職員が一緒に福祉避難所を回って在り方、今コロナ禍の中での受入れのこともございましたので、困り事のこととか、いろいろ回りながら今動いているところでございます。できるだけ私どもも進めてまいりたいというふうに思っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　次、台風がこれから多くなる時期に特になってきております。それこそ後で後悔することのないように進めていきたいなと。特に７月の豪雨では、熊本での犠牲者、このうちの８割が65歳以上だったというふうに言われております。やっぱり自分で何ともできない人たちが、65歳というと、私ももう過ぎていますので、危ないのですけれども、そういうのが多いというふうに言われておりますので、ぜひ私も含めて助けていただきたいなというふうに思います。

次、行っていいですか、時間。

○議長（藤原由巳議員）　まだまだありますか。

まず、それではまず一つ。

○11番（藤原梅昭議員）　それでは、許可いただきましたので、次に災害時の他自治体からの受援計画ということでお聞きしたいわけですけれども、特にコロナの影響で応援に行きたくても、あるいは来てほしくても、なかなかそれが対応できないというような状況にこれ以上よくなることはないと思います。ますます悪くなる方向に行く可能性もありますので、そのときのいわゆる災害時の応援職員を受け入れる、このルールがあるのかどうかということで岩手県でも４市町村があるという、つくったという話をしていましたけれども、矢巾も今計画中だというふうに聞いておりますが、そこら辺の進行状況、お知らせできればいただきたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　受援計画でございますが、受援計画の必要性については、まさしく私も上下水道課を担当しておったときに、実際に応援する側で、よく給水車で行ったものですが、初期はやはり受入れ側も非常に混乱していて、どういうふうに持っていったらいいのかということがやはり問題になっているという現場は見てまいりましたので、その必要性は以前から強く感じていたところでございます。今回総務課に参りまして防災安全室長という立場にもなりまして、ますますこの受援の計画をきちっと立てておく必要があるということについては、非常に強く思っているところでございます。

残念ながら現時点では、まだまだ出来上がっているというふうにはお話しできる状況ではございません。今やっておりますのは、避難所の在り方、見直し、特にご質問にもありました北上川浸水想定を考えた場合の避難所の在り方というものについて今現在検討中でございまして、そちらのほうおおむねできてまいりましたので、次に受援の計画のほうも詳細詰めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員）　ということで、まだ再質問あろうかと思いますので、ここで３密の回避のためにも暫時休憩といたします。

再開を３時15分、15時15分といたします。

午後　３時０４分　休憩

――――――――――――

午後　３時１５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　引き続き質問します。

改善を要するブロック塀が53件対象になっているということで、これに対して６件の相談、４件の実施という話で伺っているわけですけれども、ちょっとまず一つは、この53件の方々にどのようなＰＲをしているのか、それからまず伺いたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

53件ではありますが、この制度につきましては、今年度創設、４月からの創設ということで全世帯へチラシの配布を４月に行ったものです。それで特別この53件に宛てて通知をしたというのはありません。ただ、実際通学路に関しましては、通学路での危険なブロックにつきましては調査を行っておりまして、それぞれ調査したときに該当になって、危険なブロックというふうな判断がされた方につきましては、教育委員会のほうから別途通知をさせていただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　この件については、前から話を出している内容なわけですけれども、いずれ本人が気がつかないでいる場合も多々あると思いますので、一般町民と同じくＰＲした程度ではなかなか進まないのではないかなと。この中でも多分全部が全部すぐ危ないということではないと思うのですけれども、Ａ、Ｂ、Ｃぐらいに分けて、Ａランク辺りのところは即にでも手をかけられるような、それこそ事故が起きてから後悔するようでは大変でしょうから、そういう対応も必要かなというふうに思いますので、ひとつそこのところはもっとＰＲに努めていただきたいなというふうに思います。

それで、立木とか電柱とか、その辺については、把握していないというよりも全て把握していないということだと思うのですけれども、もちろん全て把握するには、道路住宅課の職員が何人いても足りないなというふうに道路も含めて私は感じますので、ぜひ方法としては、町民からそういうところの情報を得るような方法、昨日もラインアプリとかという話もありましたけれども、今かなりそういうようなデジタル機器も進んでいるし、あるいは電話でも

いいわけですから、アナログでもいいわけですから、そういうようなことを含めてどんどん申請、申請してもらうと山ほど出る可能性もありますけれども、そこのところをそれこそＡ、Ｂ、Ｃで分けながらいち早く対応していくということが大事だと思います。

この前も新幹線の横の立木が、やっぱり道路に倒れて道路を塞いでいるのです。同じところを私偶然にも２回通って、２回とも役場に連絡して対応していただきました。対応するのはすぐ対応していただけたのですけれども、やっぱりそれが事故につながる、あるいは一時的でも非常に問題になるということがありますので、事前に手を加えるあるいは大きな事故につながらないようにするためにも、そういうような方法をぜひ取り入れて、どんどん情報、町民からの情報というのは、かなり正確な情報入りますので、その辺の対応についてどう考えているのかお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

昨日も小笠原佳子議員さんのほうからラインの通報のやり方もあるよというようなお話もいただいておりますし、当然国のほうでは国道とか河川のほうでもやっております。そういった方法をちょっと今後も町独自のやり方というのをちょっと検討して、今後考えていきたいなというふうに思っております。

あとは、立木とか電柱につきましては、こういった部分の情報といいますか、考え方なのですが、確かに議員さんに通報いただいて、倒木の箇所をすぐやったというところはあるのですが、やはり最終的には例えば個人の所有物であったり、いろんなものの関係もありますので、そういったところを注視しながら作業を行わなければならないのですが、例えば多面的機能支払交付金のほうでも地域のそういう耕作放棄地でもないですけれども、荒れた部分というのの処理というか、そういったものをやっていただくというようなところも、ちょっとこちらの道路管理者あるいは河川管理者の我々のほうからも、その多面的のほうも使えないかなというようなところも含めて検討して、いろんな方面で周知していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　ぜひ町民の声をタイムリーに聞きながら対応していただきたいなと思うのですけれども、立木というよりも芝垣、あれが道路に大分、ポールがここにあるので

す、ポールがここにあって、木が30センチか40センチぐらい出ていると、そういうようなところが見受けられるのです。そうすると、車がすれ違うときに、こすってしまうのです、その芝に。そういう箇所もあるのです。だから、そういう箇所も含めてやっぱりちょっと道路、町道に出ているのです、それが。そういう形のところが多分、あちこち見れば、あちこちあるような感じはあるのですけれども、特にそういう車の往来の多いところとか、そういうところというのは、そういう通報を基に対応していただきたいなと思うのですけれども、まずそれはお願いはお願いとして。

次に、農作物の被害の件でちょっと話をしたいと思います。今年長梅雨で非常に農作物に対する被害があちこちで出ております。ここに回答でもありますけれども、小麦の刈り取りが遅れて、大豆の播種が遅れたと、これはもちろん私のところもそのとおりなのですけれども、それだけではなく、小麦が刈り取り遅れたことによって赤カビ被害が結構出ているとか、あとズッキーニがちょうど収穫時期のあたりに結構強い雨が降ったのです、強い雨、強い風。そのためにズッキーニの葉が折れて、その後ズッキーニがちゃんと育たなかったとか、ズッキーニのあれ花粉受粉して育つわけですけれども、ミツバチが少ないせいか受粉がうまくいかなかった。そのためにきれいな長方形ではなく、変形したズッキーニが採れたとか、あと最近では水稲がひとめぼれが最近聞かなかったのですけれども、イモチ病でちょっと今騒いでいるのですけれども、そういう気候の長雨あるいは暑さが続いた、この辺の気候でかなりいろんな問題が出ております。ネギがきれいに青くならないで、結構見えるのですけれども、先が枯れたような形になっているとか、そういうような状況になっていますので、その辺のところをきちっと把握しながら農家の最悪は救済しなければいけない部分はあるかもしれませんけれども、その辺の対応を強くお願いしておきたいのですけれども、何か今進めていることがあれば、もう一度お伺いしたいのですが。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今回の今年の長雨で確かに小麦のほうは、令和元年産につきましては、平年を100とすると105ぐらいで結構去年度はとれたと、今年につきましては、95ぐらいというふうに聞いております。あまり長雨、７月の長雨が続いたために収穫期と重なってなかなかとれなかったというふうな話は聞いておりました。ほかの作物についてもキュウリの話を先ほど町長から答弁させていただきましたけれども、キュウリも意外と高値でお盆前までは結構いい感じでとられたのですけれども、お盆を過ぎまして、９月に入りましたならば、キュウリ高値で推移していたものもちょっと下げ基調になってきたということで、全

般的にやはり長雨の影響というものがかなり野菜にも小麦にも、今後につきましては、恐らく水稲のほうにも影響を来してくるのではないかなというふうに感じてございます。

それでまだ補正予算の６号補正につきましては、明日の全協のほうでご説明申し上げる予定なのですけれども、その中でご提案したいというのは、こういった補償、収益補償に関して、今度コロナの関係で保険に関わる部分で農業共済のほうなのですけれども、そちらに農家負担分を補助できないかなということでご提案をする予定で対応をする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　参考までに、我がほうでは、ズッキーニは去年の半分までもいかないというふうな状況なそうでございます。物も悪い、取れないということで、ひとつよろしくお願いします。

他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　そのとおりいろんなところに及んでいますので、ぜひ幅広く情報収集しながら対応をお願いしたいなと思います。今朝の情報では、米の概算金が去年に比べて数百円から1,000円ぐらいまで下がるのではないかと、今関東以西の話なのですけれども、多分同じくなると思います。なぜかというと、やっぱり米の消費が減っているのです、コロナの影響等々で。そういうこともあって、いろんなところで農産物に対する足りないときは高いと言いますけれども、問題がいろいろ出ていますので、ひとつ注意を払っていただきたいなと。

この項で最後になりますが、地球温暖化に伴い海水温がそのとおり上昇し、大量の水蒸気を含んだ、これが大雨被害ということで、いろいろ騒がれているわけですけれども、いずれ全ての根源が地球温暖化ですよということで、それだけではないのですけれども、非常にウエートが高いわけですけれども、先ほどの答弁で気候非常事態宣言をようやく今月中に出していただくという答弁をいただきましたので、ぜひ町民のやっぱり引き続き違ってくると思いますので、これによっていろんな形でそれこそ買物袋は買物袋で、それなりの対応はいろいろあるわけですけれども、ぜひ高らかに宣言していただきながら町民へのメッセージを改めてどのような形で出すのかお伺いしたいわけですけれども、何かコメントがあればお伺いしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。声高らかにメッセージを発信してください。

○町民環境課長（吉田　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

大変遅くなったわけでございますけれども、こちらの答弁で書いたとおり今月中といいますか、近日中には宣言して、町民への啓発を図っていきたいと思います。

ホームページの掲載で啓発するということで検討してございますので、よろしくお願いいたします。その際には、私どももそれに向けた取組、そしてあと町民への啓発、議員さん方もそちらのほうにご協力いただくということで皆さん一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　まずは新型コロナウイルス感染でお亡くなりになられた方々、感染治療を受けている方々には、心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。また、対応に頑張っておられる医療従事者の方々、町長をはじめ町職員及び関係者の方々には心から感謝を申し上げます。

７月29日、県内初感染が２名発生しました。よく国会は休みでもコロナには夏休みはないというふうに言われているわけですけれども、夏休み中についに岩手矢巾にも来たかということで、ちょっとみんなびっくりしたわけですけれども、やっぱりきたかと。それで感染が確認されてから約１か月たちます。これは、それこそ明治、大正、昭和、平成、令和と５つの時代を経て、約150年の間にいろんな戦争があったり、自然災害があったり、感染症があったり、いろんな困難を我々の先人たちは乗り越えてきております。ただ、その都度生活様式というのは改められて、それなりの対応をしてきたというふうに聞いておりますし、私も強く思っております。

いつまで続くか分からない今回の新型コロナからも絶対いつかは乗り越えられるというふうに思っているわけですけれども、常にこういうことが起こるという危機管理というこの４文字を念頭に常に適正かつ迅速に対応するためにも、国はもちろんのこと地方政治、町政の見直しが急務ではないかというふうに思われます。そこで質問ですが、ウィズコロナ時代での今後の町政の在り方についてお伺いしたいと思います。

まず１つ、町職員の業務体制をどのように考えているのかお伺いします。

各種行事の執行についての考えをお伺いします。

３つ目、各組織及び会議等の進め方についてお伺いします。

４つ目、観光ビジョンとの関わりについての考えをお伺いします。大変失礼しました。よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ウィズコロナ時代での今後の町政の在り方についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、ウィズコロナ時代となる現在は、新しい生活様式を踏まえた感染症拡大防止を前提とし、極力通常業務に支障が生じない形での体制とする必要があると考えております。また、職員に感染者が確認された場合でも業務停止やサービスの低下を最小限にするよう事業継続計画、いわゆるＢＣＰ計画を定めております。

なお、県内外における感染症拡大の状況により、窓口等の業務縮小やサービスの低下もやむを得ない状況となった場合を想定し、テレワークの実施に必要な機材の準備を進めつつ、併せてセキュリティ対策の徹底と可能な業務の洗い出し等といった運用上の課題について引き続き実施に向けた検討を重ねてまいります。

２点目についてですが、本町が主催する各種イベントや催事について、国及び岩手県が示しておりますイベントの開催宣言の段階的緩和の方針に基づき、感染症拡大予防対策を十分に講じた上で、開催の可否について慎重に検討してまいります。

今後は、これまで慣習化されていた事業においても、イベントの有益性や開催方法について検討した上でウィズコロナの社会に適合し、参加者や従事者によって、より有意義な事業を開催できるように努めてまいります。

３点目についてですが、各組織が主催または本町が共催となる事業については、開催方法等を十分に協議した上で開催してまいります。また、本町が主催する会議等は、ソーシャルディスタンスを確保するため、会議室の収容人数をこれまでの半分程度として、机及び椅子の配置を考慮し、室内の換気や消毒、参加者の検温や名簿整備、マスクの着用といった新しい生活様式に即した取組等の感染拡大予防対策を徹底しながら開催してまいります。

４点目についてですが、世界的なコロナ禍の発生は、多くの観光地がかつてない甚大な被害を受けております。この事態の収束は、先が見えず観光の衰退が多く見られる中で、今後ウィズコロナ時代における持続可能な観光の本質と、その方向性について現在策定に向け、令和準備を進めております観光ビジョンにおいても示すこととしております。観光そのものは、人の移動と交流を伴うものであり、感染症対策自体がマイナスの要因となりますが、こ

のリスクを勘案し、状況に応じた事業を遂行することが重要と考えております。

当町には、近距離圏内に徳丹城跡、南昌山麓の豊かな自然または近年多くの方にご来場いただいております煙山ひまわりパークや町営キャンプ場など、今後観光の中心となる箇所が幾つもあります。こうした場所を有機的に結び、自宅から移動時間も少なく、身近に観光を楽しむマイクロツーリズムを提唱し、町民の皆さんをはじめ多くの方々に身近で気軽に短時間で体験できる持続可能な観光事業の推進を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　県民愛着度が全国36位から４位に上昇したそうです、岩手県が急上昇したと。それで、三大都市圏の15％が地方移住したいと、東京23区の20代、35％が地方移住したい。これは、首都圏は猛暑、コロナによる密集、住みにくさ等々の問題でどんどん上がっているというふうに私は感じていますが、特に岩手県はコロナ感染者が４月下旬までゼロだったと、そういう要因が大分あるのではないかなというふうに思います。

以前のいわゆる岩手のイメージと違って、雪も減っていると、積雪量、それから住環境も非常によくなっていると。そのほかにリモートワークなど、地方にいても仕事ができると、20代の17.6％が副業も検討しているということで、いろんな意味で若者が東北、岩手、矢巾、矢巾まで考えているかどうか分かりませんけれども、そこまでやっぱり注目しているというふうに感じております。

この東北、岩手、矢巾のよさをさらにアピールし、国が目指している首都圏の一極集中の是正、これは全然なっていないわけですけれども、これが今がまさに千載一遇のチャンスでもあるのではないかなというふうに感じます。空き家等々活用しながら定住増を狙うチャンスでもあると思いますが、今が本当にそういう意味では、災い転じて何とかという形に持っていきたいなというふうに思いますが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

社人研の推計などを見ても、今後東京一極集中というのは避けて通れないというような推計でございました。この人口推計は、恐らく確実にそうなるだろうと言われている統計だったのですけれども、今議員おっしゃるとおり、まさに災い転じてということなのですが、首都圏の方々の意識が大きく変わっているということを伺っております。また、仕事の仕方そ

のものが大きく変わりつつあって、今までテレワークなんかできっこないじゃんというふうにみんな言っていたやつが、あれできているなと。一方で、対面の大切さというのも実感する機会にはなったと思うのですけれども、今までできないと言われていたやつができてしまっている。そして、意識が変わってきている。これは大きなチャンスだと捉えています。

以前から移住、定住の話の中で言われておりますが、どこかに行って矢巾町いいですよというＰＲがもはやなかなか通じない時代になっているのも事実でございまして、これからは今回地方創生のコロナの臨時交付金のほうでＷｉ―Ｆｉの環境なんかを整備するということにしています。これは、大きな注目を集めておりまして、全国各地から同じようなことをしたいという話がありまして、沖縄のある自治体では矢巾町のものそのものを参考にして地域の観光につなげていきたいということで交付金をつけるという話も伺っております。どうやって呼び込むかというのは、やはりインフラの整備が必要だと思っておりまして、コロナの推進交付金なんかはいいチャンスだったのかなと思っております。町民を豊かにし、かつ多くの方が行ってみようかな、あそこだったら仕事できるなというような環境をつくっていくのが今必要とされていることだと思いますので、千載一遇のチャンスと捉えて積極的にＰＲをしつつ、そういった政策で選択されるようなまちづくりを目指してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

11番、藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　ぜひ町政に生かしてほしいと思って、いろいろ話をしているわけですけれども、コロナで食料の輸出規制に踏み切った国が20か国近くありましたというふうに言われております。さらに輸出管理が広がれば、食料不足が起きかねないということで、このコロナのために貧困の子どもが大分増えていると。温暖化あるいはバッタ被害とか、いろんなマイナス要因が重なってきているわけですけれども、今490万人が飢餓に陥るのではないかというふうに予測されているそうです、490万人です。それだけ食料というものは非常に重要になってきていると。そこで食料安全保障の観点から、今100％を超えているのは北海道、青森、秋田、岩手、新潟と、これだけしか100％を超えていません、食料自給率。東京なんかは１％、２％、その辺の数字になるわけですけれども、トータルしても全国37％と、50％にするとか、45％にするとか、いろいろ政府は動いていますけれども、全然いっていないという状況を頭に置きながら、この基幹産業と言われている食料に対する今後の農業に対する考え方を町長からお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員）　ここには農業の通告がないのですが、いいですか、町長。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、先ほどから農業とか観光のお話があったのですが、まさに今年の４月の機構改革で産業と観光と合わせて産業観光課ということで、今食料自給率の、岩手県はもう100を超えているのですが、今はそのほかに自給率のほかに自給力というようなことも言われておるわけでございますが、そこで今の貧困の話が出たのですが、今回私もちょっと勉強させていただいたのですが、トリクルダウンというのがあるのです。これどういうことかということを調べてみたら、こういうことなのです。富める者が富めば、よくなれば、貧しい者にも自然に富みが浸透するという考え方、これはどういうものかなと。やはり日本は、これまでは中流という考え方があって、戦後そういった意識が中流意識というか、そういうのがあったのですが、だから今貧困の考え方のお話もあって、それで併せて農業の振興については、いずれもう今食料安保と言われておる時代なわけでございますので、私どもとしては、矢巾町といたしましては、やっぱり農業は私ども基幹産業の一つでありますし、観光は、やっぱりこれから矢巾町の光をぜひ見ていただきたいということで、そういうところにお力を注いで注力していただきたいということで、いずれそういった中において、私どもとしては、これからそういった産業、それから観光の組み合わせをより充実した政策の下でしっかり構築をしていきたいということで今後そういった特にも今回先ほどもお話があったのですが、水稲の収量のことも非常に今年心配されている方々もいらっしゃる。もう春先は冷害ではないのかなと、今度は高温障害の問題があるというようなことで、そういったモチ米、ウルチ米のことについても実際あれしてみなければ分からない状況だということでございますので、いずれそういったことも含めて基幹産業である農業にはしっかり、農業振興には取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　町政という意味で農政を聞いたわけですけれども、トリクルダウンの時代ではないと、そのとおり今は２局分化になっている嫌いがありますので、ぜひ貧困層に対するひとり親家庭とか、いろんなところがありますので、その辺に対する手当も必要になってくるのではないかなというふうに思います。

この項に最後にもう一つだけお伺いしたいと思います。新型コロナとインフルエンザの冬期の同時流行に備えよという見出しがありますけれども、インフルエンザというのは国民の

約１割、1,000万人ぐらいが毎年かかっていると、そういうような状況なそうです。それでよく言われています高齢者とか持病、そういう方を優先にしなさいとか、あるいは妊婦、子どもを優先に検討しなさいとか、いろんなやっぱりそれこそ体調に対する配慮をしながら進めなさいということで話が出されているわけですけれども、今年の冬がかなりそれについて大きな試練の冬かなというふうに感じます。それに対する当町の対応の考え方をお伺いしておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、もう今国でもインフルエンザの予防接種、この対策については、今梅昭議員がご指摘したとおりのあれで、だから私どももそのことはしっかり踏まえながら対応していきたいということで私どもが今度の冬、危機感を持っているのは、インフルエンザと新型コロナウイルス、これが同時に発生したら大変な状況にならなければいいなということで、だから今は新型インフルエンザ対策だけに力を入れているのですが、今後はそういったインフルエンザと新型コロナウイルス、両方しっかり私どもも徹底して、それから予防接種も早く予約をしてやっていただくように。それから、まだ担当課とは協議しておらないのですが、子どもさんたち、それから今お話あったお年寄りさんたち、こういう方々にも接種環境をしっかり整備してやるようなことは併せて検討していきたいということで、本当に私どもとすればもう10月から予防接種が始まるそうですので、インフルエンザ。どうか議員の皆さん方も早く予約をしていただくようにお願いしておきたいということで私もこの間病院から今度やるのですかという、もう一回やると、また声がかかるのです。私去年初めてインフルエンザの予防接種やったのです、それまでやったことがなかったのですけれども、だからそういったことを、まず10月に入ったらインフルエンザの予防接種にまず皆さんぜひお願いしたいということでこれを町民の皆さんにも啓発してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　それでは、教育環境の充実についてお伺いしたいと思います。

１つ、コロナ禍での学習遅れ対応及び各種行事の対応状況についてお伺いします。

２、働き方改革により教員の余裕からよい教育をの観点からタイムレコーダーの導入効果

及びテストの採点集計システムの導入状況をお伺いします。

３、学校規模及び通学区域の適正化、学区の見直しの進捗状況をお伺いします。

４、学校給食の公会計化の進捗状況及び無償化についての考え方をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　教育環境の充実についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、３月の一斉臨時休業により、小学校では少し遅れがあり、４月当初に遅れを取り戻すために前の学年の授業を行いましたが、それ以降は、各種行事を２学期に延期したことにより、授業時間を十分確保できたことから夏休み期間を短くすることもなく、小中学校とも授業を進めることができております。

次に、１学期に行う予定であった運動会や修学旅行などの各種行事については２学期に延期し、実施することとしております。運動会および体育祭については、３密を回避するため、観覧者の限定や陣地におけるソーシャルディスタンスの確保などの対策を行いながら、全ての小中学校で実施することとしております。また、屋内で実施する学習発表会や文化祭などについても会場の換気や学年の入替えを行いながら実施することとしております。修学旅行については、小学校では仙台方面から変更し、県内を候補地として実施する予定でおりますが、中学校については、安全等への配慮から残念ながら中止することといたしました。

２点目についてですが、タイムレコーダーの導入前は、教職員からの自己申告により在校時間を把握していたものが客観的に把握ができるようになりましたので、今年度から立ち上げる矢巾町立学校教職員衛生委員会を中心として働き方改革の推進に役立ててまいります。テスト採点集計システムの導入については、昨年12月に矢巾北中学校に試用版として導入しておりますが、現在両中学校とも導入作業中であり、２学期中を目途に利用できるよう準備を進めております。

３点目についてですが、今後の児童生徒数を推計しましたので、これを基に学区の偏りの見直し等を考慮して、教育委員会案を作成して、メリット、デメリット等の論点を整理し、関係部署と協議しながら進めてまいります。

４点目についてですが、５月下旬には、保護者及び教職員に公会計への移行について周知を図り、納付手続に係る文書を配布いたしました。その後指定金融機関等との調整を行い、８月下旬には各金融機関と口座振替のテストを実施しております。今後の予定ですが、今月

中旬に保護者及び教職員に対し、今年度の学校給食費納付通知書等を配布し、第１期分の口座振替及び窓口納付を実施いたします。令和２年度においては、来年３月まで７回にわたり納付いただく予定となっております。

また、無償化につきましては、文部科学省が平成29年度に行った調査により、全国の自治体の中には、子育て支援や人口減少対策などの論点から学校給食費の無料化あるいは一部助成に取り組んでいる例がある一方で、過去に一部助成を行っていたものの、財政負担が大きくなったことから廃止した自治体もあります。以上のような状況や現下の財政状況を鑑み、町としての政策課題として実施の可能性について検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　授業の遅れが取り戻され、学校行事も延期等々で対応できたということで乗り切ったことは安心しましたが、中学校の修学旅行が中止ということで、これは生徒、父兄の要望等々を踏まえながら何か代わりの思い出づくりを検討していただきたいなというふうに切に思います。私も修学旅行では枕投げなどしながら楽しんだ過去がありますけれども、今スポーツになっているのです、枕投げが。私もそれでオリンピックに行ければよかったかなと思っているのですけれども、そういうことでこの辺の要望について何かお伺いしていることがあればお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず矢巾中学校のほうが最初に修学旅行の延期を決定したわけでございますけれども、やはりその際に、生徒のほうから学校に対して、やはり修学旅行がなくなるのはやむを得ないということなのだけれども、思い出づくりをしたいという要望があったそうでございます。そこで、生徒のほうが中心になって何か思い出づくりになることを企画するということで進めてきたわけでございますが、明日になるのですけれども、明日矢中のほうでレクリエーション大会を、３年生だけのレクリエーション大会をやるということになっております。中身としては、例えば棒リレーですとか、送り棒とか、そういったレクを行って、その写真を卒業アルバムに使うということで企画しているところでございますし、先日矢巾北中学校のほうも中止を決定いたしましたので、こちらも同じように恐らく生徒が企画した行事を行っていくことになるかと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　コロナのせいで非常に教室が狭くなったとか、いろいろ取り沙汰されているわけですけれども、少人数学級について、何か検討していることがあればお伺いしたいわけですけれども、今ヨーロッパ、ＯＥＣＤ等々では、先進国では20人前後ということで、非常にそれが学習効果に表れているというふうに聞いております。何か検討の経緯があれば、お伺いしておきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、今岩手県が35人学級、これは小学校１年生から中学校３年生まで、全学年が行われております。これは、全国でもまず先駆的なものだったと思います。今議員のほうからお話しされた20人学級、これは少人数指導ということで学級を２つに分けたりとか、そのための教員を配置したりとか、そういったことも工夫してやっております。最終的には、少なければ少ないほど子どもたちへの教育というのは浸透していく、それはそのとおりだと思います。ただ、いろんな事情の中で教員をそれだけ配置できるかということもありますし、いろんな問題がそこにはございます。ただ、工夫をしながら取り組んでまいりたいと、現場のほうではそういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　働き方改革の一環の話として２学期制の話を以前出したわけですけれども、その際検討してみるということでしたが、検討の進行状況はどんなものでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず検討してみると話をさせていただきましたけれども、まずあのときもお話をしましたけれども、そのときに実際にやったのが矢巾でもやりました。矢巾東小学校でやりましたということも話ししました。そのときに実際に携わった教員からも話を聞きました。なぜそれができなくなったかということについても検証させていただきました。というふうなことで良さと、それから欠点と両方ございます。そのどちらを取るかというこ

とで、今私たちができることは、やっぱり今のこの３学期制のほうが今の矢巾、岩手の教育には合ってということで、それでやっていきたいなと、そう思っております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　分かりました。いずれ教員のいわゆる働き方改革をして余裕を持って対応していただきたいというのが原点ですので、いろんな方法で対応をお願いしたいなというふうに思います。

給食の無料化の話になるわけですけれども、これは普代村ではそのとおり今回のコロナでスタートしたやつを延長していると、来期も延長するような話をされているわけですけれども、その辺に対するコロナも何年続くか分からないというところもあるし、コロナのために貧困が、貧困がというか、困っている家庭が増えているというふうにいろんな条件が出てきているわけですので、ぜひ前向きに早期に対応していただきたいなと思うわけですけれども、もう一回その辺の今後の対応のスケジュール等々ありましたらお伺いしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　答弁のほうでもお話をさせていただきましたが、全国の状況を見ながらということもありますし、国への要望も含めていろんな形でやっていきたいと思いますし、町としてできるものも模索してまいりたいと、そう思います。ということで答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　これ最後にしますけれども、特にこの前もブルズの件で学校の体育施設の老朽化ということでいろいろ取り沙汰されてきたわけですけれども、この辺の体育設備の環境を整えるということも含めて今後の考え方をもう一度お伺いしておきたいなというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えさせていただきます。

まず、各施設の再点検をさせていただきます。その上で、その中でのできること、できないこと、それから順番、それぞれの学校での体育施設だけではなくて、校舎内のもの、それ以外のこともございますので、その中の優先順位がございます。その優先順位をつけながら学校と協議しながら、その対応、そして町としてできること、そこに取り組んでまいりたい

と、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、４問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　道路ネットワーク整備についてお伺いします。

１つ、盛岡南道路の進捗状況をお伺いします。

徳田橋の架け替え工事の進捗状況をお伺いします。

田中横道線道路ネットワークの進捗状況をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　道路ネットワークの整備についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、本年２月に盛岡南道路の概略ルートがバイパス案で妥当と示されたことから、現在都市計画決定に向けた調査などを行っているところであります。

なお、本年６月には盛岡市および本町を含む広域５市町及び関係団体で構成する国道４号盛岡南道路整備促進期成同盟会を設立し、早期事業化に向けて推進活動に取り組んでまいります。

２点目についてですが、一般県道大ケ生徳田線徳田橋架け替え整備事業は、本年７月までに橋脚５基、橋台１基が完成しており、本年秋以降は、残る橋台１基をはじめ上部工に着手する予定となっております。

３点目についてですが、町道田中横道線を含む都市計画道路津志田白沢線については、整備済みの町道田中横道線と接続する盛岡市側の測量設計を行う予定となっております。

なお、都南文化会館周辺については、道路整備を施工しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　町道田中横道線については、不来方高校の前の道路、あそこをずっと北のほうに行くと、今途中まで、矢巾側は整備されて、盛岡側が４号線のほうにいっているということで、これを整備することによって盛岡、矢巾、双方に大きなメリットが出てく

るわけですけれども、ひとつ矢巾町長からも盛岡市長に尻をたたいていただきたいなというふうに思いますので、双方のメリットのためにもぜひ早く進めていただきたいなと思います。

それで、大ケ生徳田線の工事、これについては、新聞で５年、10年延期になるというふうな報道があったわけですけれども、この辺についての詳細をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　大ケ生徳田線、徳田橋架け替え整備の関連でお話ししますが、徳田橋については、現在着手している完成している部分あるいは残っている部分というのは、答弁のとおりでありますが、県のほうからは、徳田橋は令和５年度の完成を目指しているということで、その前後の取付道路につきましても、併せて令和５年度の完成を見込んでいるというようなところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

―――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　４時１０分　散会

令和２年矢巾町議会定例会９月会議議事日程（第５号）

令和２年９月４日（金）午前１０時開議

議事日程（第５号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１６番	廣田光男　議員	１７番	髙橋七郎　議員
１８番	藤原由巳　議員		

欠席議員（１名）

１５番　山﨑道夫　議員

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司君
税務課長	花立孝美君	町民環境課長	吉田　徹君
福祉課長	浅沼圭美君	健康長寿課長	村松　徹君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋保君
上下水道課長 補佐	村井秀吉君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、15番、山﨑道夫議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、13番、川村よし子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（13番　川村よし子議員　登壇）

○13番（川村よし子議員）　議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。

少人数学級についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症が世界中に広がっており、岩手県内でも徐々に感染者が発生し、油断できない状況が続いております。コロナ禍の中、特にも感染防止と一人一人に行き届いた教育環境を構築する支援が今必要です。そこで２点お伺いいたします。

１点目、学校の感染防止対策として３密を避けるためにどのような対策をとっているのかお伺いします。

２点目、30人以下学級を構築するために教員の増員が必要ですが、県教育委員会とは話合いが実施されているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　13番、川村よし子議員の少人数学級についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、ふだんの授業では、エアコンを併用しながら各教室の窓を開け、教室の空気の入替えを常に行い、教室内の机の間隔をできる限り空ける対策をマスクの着用とともに行っており、全体で集まる行事のときも同様に、換気や児童生徒の間隔を空ける等の対策を行っております。また、児童生徒が全体で集まる回数を減らすため、校内放送を活用して代替する工夫も行っております。

２点目についてですが、現時点で30人以下学級についての県教育委員会との協議はしておりませんが、県教育委員会では35人以下学級を小中学校全ての学年で実施し、きめ細かな指導の充実を進めております。本町でも全ての学年で実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　何点かありますが、まず１点目は、コロナ禍の中、現場の教員の方々は気の抜けない状況が続いて、心労が繰り返されていると思います。県教育委員会は７月から国の補助金を利用した新型コロナウイルス感染症対策スクールサポータースタッフ配置が開始され、矢巾町内では働く方がいて、各小学校、中学校６校とも各１名の配置になり、子どもの教育に直接携わっている教員の方々には大変喜ばしいことと思います。

現場で日夜子どもたちと接する教員にとっては、子どもと関わる大人が一人でも増えることは、目配り、気配りの気持ちの上からも力強いものを感じていると思います。子どもたちは、休日以外学校では生活の大半を机と向き合い生活をするのが一般的と思います。答弁では、教室内の机の間隔をできる限り空ける対策をマスクの着用とともに行っているということですが、矢巾中学校、北中学校、そして４つの小学校、それぞれ国の基準で40人学級の面積基準で教室が整備されております。この40人学級の面積に35人の生活しているわけですが、３密を守らせるには大変な努力が要ると思います。教室で35人すれすれの学級はどんな生活をしているのか教育委員会では観察していると思います。新型コロナウイルス感染症、生活しているのか、観察してきていると思いますが、いかがでしょうか、その実態をお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

本町で35人以下学級をやっているわけでございますけれども、やはりクラスによっては20人台のクラスもあれば、議員おっしゃるとおり34人ぐらい、33人、34人の学級もございま

す。その学級の様子を見ますと、机を離す努力はしております。いつもに比べまして窓際あるいは廊下側、それから前後、例えば教壇、教師用の机をちょっとそこを撤去して、できるだけ前に詰めるとかというふうにやっております。教室内の限られた範囲ではございますけれども、学校ではそのように努力して、少しでも机の間隔を広げるようにやっておりますし、あるいは今ちょうど季節的には、暖かい季節でございますので、廊下側の扉も全部、ふだんは閉めて授業をやるのですけれども、全て開放してエアコンを併用しつつでございますけれども、空気の換気をやるというふうな努力をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　教育委員会も努力して見ていると思いますが、その中でも新型コロナウイルス感染症対策専門会議、５月14日の新しい生活様式実践例では、３密を避けるため、学校の新しい生活様式として、身体的距離の確保、人と人との間隔をできるだけ２メートル空けるとか、マスクの着用、手洗いの３つを掲げております。一番の身体的距離の確保、人と人との距離をできるだけ２メートル空ける、現場の教員からどのような声があるのかお伺いします。そして、教育委員会としては、どのように改善をしてきているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、文部科学省のほうから学校の衛生管理マニュアルというものが出されております。最新版の衛生管理マニュアルは８月６日のバージョンでございますけれども、これによりますと、岩手の場合は、基本的には１メートルの間隔ということでやっております。先ほど申し上げましたとおり、教室の中でできるだけ１メートルぐらいの間隔を空けるようにということで各学校のほうに衛生管理マニュアルに沿った対応をお願いするということでございますし、これに関しては、各学校、やはり基本的には文科省のマニュアルに沿って校長をはじめ各教師のほうに徹底をお願いしているところでございますので、そのように学校では行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　ということは、矢巾町では１メートルの間隔でということで、その間隔が守られているとは思いますが、34人学級のところではどのようにして１メートル間隔を守られ、そういうことを努力されているのでしょうか。先ほどの窓を開けるとか、廊下とか、そういう話もありましたが、34人では、40人学級の面積では合わないと思いますが、どうでしょうかお伺いします。そして、合わないクラスは何クラスあるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、基準でいきますと、机の幅と椅子の部分、この間隔が約１メートル離すというふうになっておりますので、基本的には各教室、先ほど申し上げましたとおり、できるだけ前後あるいは横幅を取ってやっておりますので、その結果、この間隔に、基準に沿っているというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　ということは、大体矢巾町で34人のクラスが何クラスあるのか、その34人のクラスの子どもからちょっと聞いたのですけれども、小学校２年生の子どもさんからですけれども、無理、無理という話をしていたのです。何が無理なのと、すぐ手をつなぐことができるという話をされたのです。ですけれども、そのようなクラスは何クラスあるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　34人学級ですと、今こちらで把握しておりますのは、小学校で１クラスで２年生で34人というのは、ちょっと今こちらでは把握しておりませんが、基本的に今34人学級は小学校で１クラスあるところでございますし、あるいは33人クラスですと、小学校で１クラスあるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　33人クラスが１クラスと34人が１クラスということで、私のお話しした小学校２年生の子どもは34人で、もう一人いたら２つになるのだよという話を先生からお話聞いて、そういう話をする子どもさんだったので、しっかりしている子どもさんだな

と思って聞いていたのですけれども、そういうふうに矢巾として１メートル間隔で、もし全国的には小学校でもクラスターが発生して、そういう状況がありますが、矢巾町でそういう状況のときは、学級閉鎖をするのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　まず、学校内で感染者が出た場合は、当然保健所の指示等に従わなければならないわけでございますけれども、先ほど申し上げました衛生管理マニュアルの中では、文科省のほうの考え方もちょっとずつ変わっております。やはり今年に入ってからいろいろな全国での知見が蓄積されたものかとは思いますが、まず学校の休校に関しまして、前は結構長い期間の休校措置ということを文科省のほうから示されていたわけでございますが、最近の傾向といたしましては、消毒作業等々のために３日程度を休校にしているという例も示されておりますので、こういうものを参考にしなければならないと思っております。

それから、例えばクラスごとですとか、学年ごとといった全校だけではなくて、そういった一部の休校措置というのも検討すべきというふうに文科省のほうから示されておりますので、やはり実際発生した場合は、そういった状況を踏まえて保健所と相談しながらの対応になることになる。保健所と相談した上での対応となるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　保健所の対応が今問われていると思いますが、矢巾町としてその１メートル間隔、そして子どもたちの歯磨きとか、いろいろ行事をやるときには間隔をとっているとは思いますが、低学年のところは特にも密になる可能性が強いと思います。先生たちの目も人数が少なければ、目も行き届かないところもあると思いますが、そういうところをもう少し考えて、やはり今より、今の34人、33人のところを２クラスに分ける考えはないのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

やはりクラスを分けるということは、当然教員の数も増えていくというところでございまして、これに関しては、本町だけでは取り組める内容ではないかと思っております。やはり教員の配置は県教委の事務の範疇でございますので、やはり県教委のほうで教員を増やす方

針にしていただかない限り、やっぱりなかなか取り組めないことではないかなと思っておりますので、そこは県教委と相談した上でないと対応できないなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　県教委と対応するという県教委と話し合うということなのですけれども、県教委との話合いというのは、このコロナ感染症のことが大きな問題になってからはどのくらいあって、その少人数学級、そして矢巾町のことをどのくらいお話ししているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的に少人数学級に向けてという話合いはしておりませんが、やはり県教委、特には盛岡教育事務所との協議とかにおきましては、この感染症対策で何ができるかということを本町だけではなくて盛岡広域の他の市町の教育委員会とも情報交換を兼ねてやっているわけでございますが、やはり当初は、例えば消毒液ですとか、そういった衛生用品の部分を充実させるということがメインでございましたし、新学期が始まって、１学期が始まってからでございますが、やはりそこは、やってからは学校行事の取組についてどうやっていくかというのを特に中心の話題となっております。

先ほど議員からもお話がありましたスクールサポートスタッフ、これはやはり我々としてもとてもいいことだなと思っておりますが、県教委のほうで教員の負担を減らすという目的で配置していただきましたので、そういった意味では、やはり消毒作業とかをスクールサポートスタッフの方にお願いすることによって教員の時間が多少なりとも余裕が出てきておりますので、そういったところについては、県教委と相談しておりますし、さらに今ある町内の１校で２人目のスクールサポートスタッフの人を今要望しているところでございますので、できるだけそうやってマンパワーを増やしていくことを今教育委員会としては考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　２人目のスクールサポーターということなのですけれども、それ

は町の財政でやるという、県教委に要望しているということなのですか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

スクールサポートスタッフは、県教委の職員になりますので、県教委のほうでの雇用をお願いしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　全国では、やはり先生たちの労働組合でアンケートを取ったりして、国にも要望して、少人数のクラスにしてほしいと、今よりも少人数のクラスにしてほしいということが多く要望とかも出されています。今日の新聞の中にもあります。そして、先生たちのＰＣＲ検査をやってほしいとか、そういうのもありますが、やはり矢巾町として何ができるか、今コロナ禍の中で何ができるかというところで県教委ができないところをやる必要があると思うのですけれども、そのためには、子どもたちが一日の大半を小学校で過ごすわけです。小学校、中学校で過ごすわけです。クラブ活動とか、いろいろ行事もありますが、座っていることが多いです。特に机と机との間隔を１メートル空けるということなのですけれども、40人の面積のところに33人、34人というのは無理があると思います。ですので、特にも低学年のところは、町としてお金を出して来年度４月からクラスを半分にするとか、そういう考えはないのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、よし子議員さんがおっしゃっているその１メートルというのは、いつでもメジャーで測るわけではないのであれですけれども、いずれ学校の中で３密を避けるということを大前提にやっています。３密、そのために窓を開けています。それから、できるだけ間隔を空けている。その隣同士に手をつなげるというのは、それは手をつなごうと思えば、手をつなげられると思います。その中でできることをやっていく、この人数についても35人学級を何とか岩手県でやっていただいています。それ以下のところ、先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、34人、33人というところがあります。確かにそれは多いです、ほかのところに比べれば。でも、その中でも工夫をしています。例えば昨日もお話をさせていただきましたが、少人数学級ということで２つに分ける。少人数指導という言い方をしますけれども、２つに分けると、そういうふうな工夫もしながら、そのときには副校長先生が来たりと

か、教務の先生が来たりしてやったりとか、そういう工夫もしながらやっています。あとは、随時その30人学級、それから教職員の増員についても要望してまいりたいと思いますということでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　このコロナはしつこいので、また今年度中に、今年度というか今年中に解決はできないのではないかなと思います。特にも学校現場では、いつも集団で生活するわけですので、インフルエンザ、毎年休校になっているクラスもあります。そういう中でコロナが一緒になったらどうなるのか、窓を開けるということもあると思いますが、これからは冬にも向かいます。ですので、やはりそういうことも考えていく必要があると思います。

子どもたちは、学校に入って新しい生活様式と言っても、１年生、２年生は、新しい生活様式が何があれなのかよく分かりません。窓を開けることが新しい生活様式なのか、そういうことが分からない。やはり周りの大人たちが考えてあげなければならないと思います。矢巾町の低学年、中学校も含めて、そういうところからクラスターが出ないよう何としてでも守る必要があると思いますが、教育委員会として矢巾の子どもたちに、少子化は続いておりますが、子どもたちに少人数学級をプレゼントする考えはないのかどうか最後にお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員、もう既にその答弁は何回もされていますが、同じ答弁になると思いますが、聞きますか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、答弁お願いします。和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず学校のほうで子どもたちに向かっている教職員が新しい生活様式については具体的に話をし、そして今やっていることがそうだと、そのマッチングをしていることになっております。ですから、小学校の低学年であろうが、高学年であろうが、そういうふうなことについては、学校の職員がやっております。頑張っております。先ほども申し上げましたとおり、35人学級、それ以下の30人学級、これをめぐっては教職員の増員というのが一番の課題です。これは、単体でできることではありません。自治体でできることではございません。県でできることでもございません。まず国を動かさなければいけませんということで、みんなで頑張ってそういう要望をしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　次に、２問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　２点目は、高齢者の介護、医療についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の不安から高齢者は外出する機会も少なくなり、在宅で過ごすことが多く、精神的ストレスを受けています。このような中、高齢者を守るため、３密を避ける工夫をしているところでありますが、今後感染拡大した場合の在宅高齢者への訪問看護、訪問介護対応をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　高齢者の介護、医療についてのご質問にお答えをいたします。

要介護高齢者が在宅で安心して過ごすためには、訪問看護、そして訪問介護等の訪問サービスは、大変重要なサービスであります。町内には、訪問看護が２事業所、訪問介護が６事業所ありますが、感染拡大した場合であっても、厚生労働省が発出して、いわゆる出されております「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」などに基づき、感染防止を徹底し、サービスの提供を継続していただくよう依頼をしております。

町といたしましても、状況に応じてサービス提供に必要な防護具の提供等の支援を行っておりますので、引き続き、訪問、サービス事業所との連携を密にして、サービス提供の継続に向けた支援を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　町内を回りますと、いろいろな介護サービスを利用している高齢者の方々がいます。特にもデイサービスを週二、三回、そして買物等は訪問ヘルパーを利用しているという、そういう事例があります。このデイサービスと訪問ヘルパー、そして訪問看護、往診、３か所以上の事業所を使っている方もいます。こういう方々がもしコロナ感染症になった場合は、自分がどうなるのかという、そういう心配をしている高齢者もいます。国、県、町で責任を持って命を守りますから心配しないでと声をかけますが、具体的にどのような流れになっているのか、高齢者はお話ししても、なかなか分からないのが現実です。

ですので、この対策をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　お答えいたします。

訪問看護あるいは訪問介護、通所介護、高齢者の方がそういう新型コロナウイルスなどに感染した場合の対応ということでございますが、それにつきましては、いずれ高齢者の方は、自ら体調不良のＳＯＳを発信できない方も中にはいらっしゃいますので、そういった場合は、ケアマネジャーあるいは先ほどお話のありましたサービス提供事業所、ヘルパー、デイサービス、訪問看護、いずれそういった情報がすぐ集約しながら保健所で行っております発熱外来の帰国者・接触者相談センターのほうにつなげながら自ら発信できない方には、そういう対応をして、いずれ早期に発見し、治療、そしてクラスターにつながることのないように、介護事業所の方にも実際事業所に戻るわけですので、戻ってそこでクラスターが発生するということになりますと、大変なことになりますので、いずれ情報収集に努め、アンテナを高くしながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　町内では、訪問看護、訪問介護をやっている事業所が６事業所あるということなのですけれども、その方たちの会議というのは、何回ぐらいやっているのでしょうか。このコロナ禍のことが多くなってから何回ぐらいやっているのでしょうか。そして、高齢者の声をどういうふうに把握しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　コロナ禍ということで例年よりは会議の開催は減ってございますが、介護支援ケアマネ事業所の連絡会であるとか、そういう場で情報共有を図って、そういう対象の方がいたりすると、すぐこちらのほうにも情報が入ってまいりますので、いずれ迅速に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　３問目、公園内の除草剤使用について町長にお伺いします。

近年グリホサート系除草剤から発がん性物質が検出されたという事例があります。身近な小売店で除草剤が簡単に購入されるような状況ですが、発育未熟な乳幼児が頻繁に遊ぶ公園に人体へ害がある除草剤の使用は避けることが必要ではないか、以下２点についてお伺いします。

１点目、町内にある公園の除草について、実態を把握しているのかお伺いします。

２点目、除草剤により頭痛、吐き気などを訴える大人の方がいますが、各公園内の除草剤の使用について規制する考えはないのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　今通告書どおり言いました。特に２点目は、よろしいですか。私のあれとは、ちょっと読んだ内容が違ったのですが、タブレットとは。頭痛とか何かというのは、全然どこにも入っていないのですけれども、通告書。入っていた、それではこれが違っていたのか。すみません、失礼しました。私の勘違いでした。

それでは、高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　公園内の除草剤使用についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、現在64あるコミュニティ公園の管理は、所在する各自治会に委託しておりますが、町においても定期的に公園の見回りを実施し、現状把握に努めております。

２点目についてですが、市販の除草剤は、正しい用法にのっとって使用する限り、健康への影響はないものと考えております。公園内の草、木、もう様々な状況が異なりますので、除草剤の使用を一概に規制することはできないものと考えておりますが、各自治会には、除草剤を使用する際には、正しい用法で使用するよう注意喚起をいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　質問は何点かありますが、１つずつ質問していきます。

答弁では、64あるコミュニティ公園の管理は、所在する各自治会に委託して、町では定期的に公園の見回りをしているという答弁です。自治会に委託しているということですが、その管理内容はどのように、管理内容というか、除草剤を使うときのやり方とか、それからその後の対応とかはどのようにしているのか、そういうことは把握しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、委託の内容に除草を何回するとか、そういったことで委託しているものではございません。あくまでこれはコミュニティ施設ということで、その管理を委託しているものでありますので、今議員がご質問あった内容に詳細に記録されている契約を結んだわけではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　私これから事例をお話ししますけれども、その方は大人なのですけれども、がんの手術をされました。それで、その除草剤が原因かどうかは分かりませんし、私もしゃべりませんでしたけれども、流通センター四丁目の北川保育園の東側の公園のことなのですけれども、あそこは、今は広域で管理されていました。あそこのところの公園は、周りの人たちに一度も声をかけないで除草剤を使っていたと、そういうお話をされました。そしてその方は、いつも除草剤をまいた後草が枯れるので気がつくのだそうです。そしてもうそこに在住している方ですので、何か気分が悪くて、落ち着きがなくなって、頭痛がするという、それがだんだん分かってきたということを話しておりました。

私も気にも止めないでその話を聞いていたのですけれども、また誰かが、今度は高田のほうから除草剤をまいて、それが自治会に自分たち住んでいる人たちに断りなくまいている。みんなで草取りをすればいいのにというような声も聞きました。そして、担当者は分かると思いますが、担当課に声をかけましたら、体に害はないのではないですかという答弁でした。私は、個人差があると思うのです。ですので、その高田の方は、引っ越ししたいくらい嫌だと。やはり矢巾町として少しきちんとした管理をするべきではないか、そういうお話をされました。

そこで今回質問したわけですけれども、やはり今の課長の答弁では、答弁もそうですし、一番最初の答弁もそうですし、除草剤について正しい用法で使用している注意するということですけれども、そういうやはりきちっとした要綱が必要だと思うのです。その除草剤が嫌で矢巾町から出ていく人もいるし、がんになる人もいるし、精神的に不安定になる方もいると思います。アリ塚にアリの駆除の薬をかけたときに、アリはくるくる、くるくる回ります。それと同じに、やはり除草剤を使えば、周りに住んでいる方たち、特にも団地の方々は、すぐ気づく方もいます。そういうことも含めて、やはりきちっとした管理基準をつくる必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、川村よし子議員、このがんになると、これはもう私どもも除草剤でがんになるというようなことをお認めになる、これはやはり因果関係、そういった医学的にそういうものがしっかり証明されて、だから、ただ今私除草剤の適正使用、私も今朝リンゴの農薬散布をやっておったのですが、いずれ農薬であろうが、除草剤であろうが、適正に使用する、これはルール、マナーは守らなければならないわけです。

だから、ただ今それが大きい、いわゆる除草剤、それは発がん性とか、いろいろ議論されたときもあるのですが、今の除草剤とか農薬は、もうそういった適正な使用をすれば、そういうことにならないということでの市販されておるものでございますので、だからそこのところは私どもに情報があったならば提供していただいて、そしてそれに私どもも真摯に対応するということで。

このことを除草剤とか農薬、農家の方々が農薬とか除草剤、今田んぼでも除草剤を使っているわけです。だから、そういうことができなくなるということになれば、大変なことになるわけでございますので、だから発がん性とか、それから精神的に具合を悪くするとか、そういった因果関係については、ここの場ではお答えするわけにはいきませんので、先ほど私がお答えしたとおり、除草剤であろうが、農薬であろうが、適正に使用していただいて、そしてそれでなおかつ、だから今農家の方々とか、除草剤を散布するときは、風向き、風向を見ながら、風の強い日はやめるとか、そういう非常に細心の注意を払ってやっておるわけでございますので、もしそういう細心の注意、そういった注意義務を怠ってあれしたのであれば、町のほうからも指導はできるわけでございますので、今ここで除草剤とか農薬の使用を駄目だと、私たちのほうからのお答えはできない。あくまでも適正に管理をして使用すると、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　私のほうからも今議場内での発言ですので、確たる事案の何か証明する部分があれば、後で示していただくことになるかと思います。そして、今日は我々議員だけではなくて、傍聴の方もおります。そういった農薬を扱っている関係者も多分おられると思うのです。この事案がそちらのほうから議会のほうに来たときに、ちゃんと対応できるように後で資料を求める場合もあるかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　もう一つ事例を挙げさせていただきます。自治会のことなのですけれども、先ほどは特に公園に除草剤を使うことに対して特にどういうふうにやっているかということを把握はしていないという課長の答弁でしたけれども、自治会によっては、公園に除草剤を使うか、使ってもいいかどうか、草取りをするか、そういうことを総会で決めているところもあります。そうすると、何人でも集まって除草剤についていろいろ議論して、まかないほうがいい、やっぱり草取りをみんなでやりましょうという、そういうことも決まることがあります。

特にも家が密集している団地内の公園の周りには、どんな種類か分からない除草剤をまいている、やっぱり自治会としてどのような薬をまいて、薬をまくときに、こういうふうに何日にまきますよ、そしてまいた後にテープを張って、そこには入らないでください、そういうふうなことが必要ではないかと思います。特にも子どもを連れて、お孫さんとか、いろいろ小さい子どもさんを連れて、そこを歩いて土いじりとか、そういうこともあると思います。ですので、やはり行政、自治会長からそういうことも聞いたりすることも必要だと思います。

特に私が見た本の中にアメリカのモンサント社を相手取って訴訟を起こしているお母さんたちがいます。そして、勝利しています。でも、そういう本は普通一般には売られません。また、海洋学者で文学者でもあったレイチェルカーソン氏は、「沈黙の春」の中で文明の危機に警告を発しています。そして、レイチェルカーソンのことをずっと翻訳している農薬研究に携わってきた上遠恵子さんは、牛も馬も含めてサバンナの動物も本能的に自分が駄目だというのが分かるのだそうです。しかして人間はそういうのが分からない、どうしてなのかというところをずっと追求してきているのですけれども、まだ分からないのですけれども、本当に除草剤を使って、そこの土を口に入れた子どもたち、草とか、そういうところを口に入れても、そのときには害はない、何年後かに害があるかもしれません。まだまだ未知の世界です。ですので、やはり自治会の除草剤、公園管理についてちゃんと把握することが求められていると思いますが、再度お聞きします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

ご心配される内容はごもっともだと思います。把握する必要があるかどうかと言われれば、私どものほうでほぼ毎日のようにコミュニティ会長さん、行政区長さん、公民館長さんが来て、それも１人や２人でない、複数の方が来て、様々な情報交換はさせていただいております。そういったことは、私どものほうで今後答弁申し上げましたとおり、正しい使用方法に

つきまして注意喚起をしていきたいと思います。

あと全てが役場がこうしろ、ああしろという管理するというようなことが求められているように受け止めましたけれども、地方自治は団体自治と住民自治から構成されています。これが両輪のごとく私どもは団体自治ですから、役場がやることは役場はきちんとする、住民自治は住民自治として、そのコミュニティの中で問題を解決していくというのが健全な姿だと思っています。そこをはき違えて役場が全部管理するという方法は今後もとらないつもりです。ただ、答弁申し上げましたように、情報交換することで未然にそのような問題が発生しないように、今後ますますそこは注意しながら、情報の共有を図っていきたいと思っております。

いずれにしても農薬につきましては、ラベルの記載部分に様々な方法や制約条項が書かれています。これは、表記の方法に関して一部だけ抜粋して書くということは許されておりません。ですから、農薬、除草剤が用いる危険性というものは全て記載されておりますので、そういったものを使用するということも改めてそういう記載がありますよということも注意喚起を図ってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

それでは、ここで若干時間は早いのですが、先ほど来話のあるように３密回避のために暫時休憩といたします。

再開を11時といたします。

午前１０時４９分　休憩

――――――――――――――

午前１１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次の質問は、14番、小川文子議員。

１問目の質問を許します。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

私は、まず１点目、スーパーシティ構想について町長にお伺いをいたします。スーパーシティ構想については、個人情報や個人の行動履歴など大量のデータが企業に一元的に集積、分析されることから、個人のプライバシーが守られるのかという危惧があります。国は、７月にスーパーシティ構想の選定基準などの方針案を公表したということで報道されましたけれども、それらの懸念を考慮し、事前に住民合意を得るための住民投票を実施するとしたことを報道されておりましたので、以下お伺いをいたします。

１番目、議会定例会６月会議で個人情報が守られることがスーパーシティ構想に応募することの前提となる旨の答弁がありましたけれども、その後の検討状況を伺います。

２番目、住民投票の実施が示されたことをどう受け止めているかについてお伺いをいたします。

３番目、町が内閣府に、総務省に提案した５分野の中に移動の分野で公共交通の自動運転というものが示されましたけれども、自動運転のためには５Ｇが必要になると考えますけれども、その点はどうなのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　14番、小川文子議員のスーパーシティ構想についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、スーパーシティ構想へ応募するに当たり、当然に個人情報の保護に配慮すべきものと考えております。現在スーパーシティ構想に係る内部検討作業を継続しておりますが、本町の特性を生かした実現可能性の高い構想内容を目指しております。

２点目についてですが、スーパーシティ構想の実現段階におきまして、区域指定された後、基本構想に対して町民と関係者の合意を得ることが基本であると認識しております。町民と関係者の意向確認等につきましては、９月に政省令等で示されるものと聞いておりますので、その後において要項等に基づき、正式な対応を検討するものと考えております。

３点目についてですが、車両の自動運転の実現に５Ｇといった次世代の通信環境が必須となるかにつきましては、今後の技術革新の動向により、大きな影響を受けるものですので、現時点において判断することはできないものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　まず、１点目に行きます。個人情報が守られるかどうか、個人のプライバシーが守られるかどうか、これは大きな問題でございます。個人のプライバシーというのは、これは人権でございます。情報があるいは漏えいするかどうか、流出するかどうかということもひとつありますけれども、個人がどこにいて、何をしているか、どんな行動をしているか、預貯金がどうか､納税がどうか、健康がどうか、それらが全部一元的に管理される、そのこと自体がプライバシーであるということなのでございます。このことがプライバシーが個人がそこまで全部町あるいは企業に一元的に全部行ってしまうことによってプライバシーが侵されると感じることがまず１点あるわけですけれども、このことについての考えをお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

質問の趣旨でもございましたが、データが一元管理されることについての危惧という話がございました。この点について、ちょっと一旦論点を整理させていただきたいと思うのですけれども、恐らく小川議員は質問に当たって様々な資料のほうを分析されていると思いますので、既に内閣府発表の８月更新されておりますスーパーシティ構想のデータ、９ページのスーパーシティ構想のデータ連携基盤、このようなものが書かれております。ここの中でデータの連携基盤、一元管理するとはどこにも書かれていないのです。データ保有者は、それぞれの企業であり、自治体でありということです。ただ、ここに書いてありますけれども、アプリケーションプログラミングインターフェースといいまして、それぞれのデータの入り口を同じ共通の仕様にして使いたい人が使いたい情報をどこまでといって限られた形の中で使うということが、このベースになっておりますので、誰かが改めてデータを一元的に管理するというスキームではないことは、まず１点整理させていただきたいと思います。

そうした中で、分割管理をされるということですから、この分割するところは、それぞれのセキュリティーの対策で今までどおり十分な対策をしなければいけないところだと思いますし、このデータ連携基盤につきましては、国が責任を持って整備をするという話になっておりますので、そういった仕様の中で考えていることですので、まずデータが一元管理すること、まさにそういうことがあれば、悪意を持って使えばプライバシーの侵害につながるということもあろうかと思いますが、あくまでも個人が個人の要望、認識に応じて使いたい分だけを使うときにアクセスすることが可能だということだけ整理させていただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　そのデータの一元化でございますけれども、国会では、データ連携基盤の企業は、個人あるいは建設、病院等の機関に対してデータを求めることができます。それをもって私どもはいろんなデータがそこに一元的に集まることが可能であるということでそういう表現をしているようでございます。

それで次にいきます。そういうプライバシーの問題があります。もう一つが、超管理社会になるのではないかという不安があるのでございます。今まで町が示してきた５項目の中には、医療、介護、そして移動、それからごみ、環境、それから防災、教育がございました。このたび医療生協との懇談会の中でやっぱりスーパーシティ構想についての質問があったのの回答の中に、新たに人生100年に対応した全世帯に優しいまちづくりを目指していきたいと、そのための事業として推進していきたいのだということで、具体的にはオンラインを使った見守りや防犯カメラとセットで地域の安全確保などであり、特にも健康をキーワードに取り組んでまいりますという言葉がございますけれども、今まで防災というＩＣＴを使った防災情報の住民避難への提供とか、そういうことはございましたけれども、防犯カメラを使った安全対策というものについては、触れられてこなかったのですけれども、今町は、その防犯カメラを使った防犯についても考えているのか、監視カメラを使った、について検討している旨の発言があったことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　私同席しておりませんでしたので、詳細についてどのような会話が直接されたかという温度感は分からないのですけれども、まずもって今考えている中で、人を管理していこうだとか、防犯カメラを設置してみんなを見守って、見守りと監視って言い方変わるのですけれども、似たようなものなのかなと思うのですけれども、そういうことは一切考えておりません。恐らく会話の中で防犯、防災という形の中で何かあったときの、例えばカメラ、例えば災害の定点的に観測するだとかというようなカメラの設置というのは、非常に町の安全を確保するためには有効な手段だと思いますが、人の行動一つ一つを見ていこうというような思想は私どもにはございませんし、そういうものであれば、最初からこのスーパーシティ構想には手を挙げていないわけでございまして、そういった部分だけは改めてご理解いただきたいなと思います。

もう一つ、そういった部分だけがフォーカスされるのですけれども、このスーパーシティ法案は、国家戦略特区でございますので、規制を外していくということが一番の大きな目標です。ですから、例えば病院だとかの問題で規制があることで通院しにくかったというものを規制を外すことでできる可能性もありますし、土地利用についても同じことが言えます。防災拠点だとか、あるいは医療拠点を整備していく中で、なかなか土地利用が進まない中で国家戦略特区を使って改善していく。そこにたまたまデータが乗っかっていって、つなげていくことができるのではないかというのがこのスーパーシティの全体像ですので、当町で検討している中に、人をそれぞれ監視していこうという発想はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　今回のコロナ対策の一次補正で町内45基のＷｉ―Ｆｉの基地整備というものがまず決まったわけでございますけれども、このＷｉ―Ｆｉ基地の場所をどこに選定するかについて６月議会では、私が障がい者施設や保育園等を避けていただきたいということがあったのだけれども、Ｗｉ―Ｆｉは安全だから、そのようなことをまず考慮をする必要はないのだという答弁でございました。そこら辺で私もちょっと勉強不足もありまして、同僚議員にも協力を求めたりいたしまして、自分なりにもまず勉強もしましたけれども、いずれ町が備えるのは光ファイバーシステムであることは確かです。そして、この光ファイバーは、Ｗｉ―Ｆｉの基地にもなりますが、５Ｇの基盤にもなるものでございます。

国は、これももちろん課長は全部分かっていると思いますが、国は光回線の整備を2023年にやるところでしたけれども、これを２年前倒しをするということをまず発表しておりまして、しかも全国でそれをやるということで、かなり21万局、それをやるのだということがまず発表をされております。光ファイバーは､携帯電話会社が設置する第５世代、５Ｇの移動通信システムの基盤でもあると、総務省は23年度までの当初計画の量も約３倍の規模となる21万局以上設置する見通しで、それを推進していくという報道もあります。そういう中で、スーパーシティをやっていくためには、今のＷｉ―Ｆｉの基地が５Ｇになる可能性があるということを私は心配しているわけなのです。

なぜ自動運転に５Ｇが必要かというのは、これは一般的にも既に言われていることで、今の４Ｇだと映像が出てきてから、タイムラグがあります。１秒のタイムラグがあって、公道を走らせる場合に、交通事故の危険性があるということでございます。５Ｇになると、約

1,000分の１秒ですので、ほぼ同時に画面と車の移動が可能であって、５Ｇ抜きには公道での自動運転はできないと、あり得ないということでございますので、本町が目指す公共交通の自動運転をするのであれば、５Ｇはもう必要不可欠であるという考えのほうが自然ではないかと思いますが、その点についてもう一回伺います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず私どもの最初はアイデア公募の中では、議員おっしゃるとおり交通の問題がありました。今現在、この交通の部分を全く検討しておりませんので、こういう答弁になっております。私ども今実現可能かどうか、実はスーパーシティの応募に当たっては、何ができるということではなくて、こういう町にしたいのだという理念が必要だと言われています。ですから、自動運転ができるからスーパーシティなのだ、あるいはあと例えば健康のプログラムの中でデータ連携が図られていて、何か治療に効果的なことができるからスーパーシティなのだということではなくて、この2030年にＳＤＧｓを達成するためにどのようなまちづくりをしていくのかというビジョンが必要だと言っている中で、あえて今検討の中で手段としての自動運転は直接検討していないことであります。

将来的に安全だとか、そういったものが確認され、当然一般的に普及した後には、当然そういうものを導入する可能性はございますが、現在先んじてそれを導入しようということはありません。また、自動運転に関しましては、議員おっしゃいましたとおり、５Ｇの環境が必要不可欠だという説もある一方で、車単体がセンサーによって自動運転を行うという研究も進んでおります。どちらかというと、現在のレベル３、レベル４は、どちらかというと後者のほう、すなわち車独自で走っているほうが主流でございますので、この５Ｇの自動運転が普及していくかどうかというのは、今後どれくらいのスパンになるか分かりませんが、そういったものになろうかと思っています。

なお、この次世代規格の５Ｇ規格、日本の規格もまだ示されているわけではございません。特徴として超高速化、超多数同時接続、議員おっしゃいましたように、超低遅延、この３つの特徴を持つものが５Ｇと言われておりまして、国がどのような指針を今後出し、昨日赤丸議員さんもおっしゃっていましたように、健康被害等を見て、どのような基準をつくっていくのか、それらを注視しながらまちづくりに進めたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　基地局についてお伺いをいたしますけれども、現在企画財政のほうで今度45基をどこにするかについて検討中と思います。予算が通ったわけでございます。そこで昨日赤丸議員のほうからも電磁波のことをやっぱり考える必要があるのだということをいろんな研修したデータでお示しをされました。私も電磁波というのが一体どういうものかということでありますけれども、電磁波は高周波と低周波があると。高周波は、いわゆる４Ｇ、５Ｇでさらに６Ｇまでいっているということでございますけれども、電磁波が低周波はＷｉ―Ｆｉ等は、いわゆる低周波になるわけですけれども、電磁波の人体への影響をはかるエネルギーのいわゆる数値というものがございます。エネルギー吸収値、これはワット／キログラム、人体ですけれども、体の体重、表して、ＳＡＲ値と呼ぶものでございます。人体全体の前身のＳＡＲ値を見る場合もあれば、脳だけのものを見る場合もあります。日本の規制値はどうなっているかというと、0.4ワット／キログラムでございます。中国は0.02、そしてアメリカ、フランス、オーストラリア、ニュージーランドは0.08でございます。日本の場合は、この考え方として、被害が出るおそれがある数値を表している。各国は、現在はまだ被害は出ていないけれども、予防的な線を張っている、それがこの数字の違いに出ているのでございます。

また、低周波によっても、スイス、イタリアは、電磁波の影響を受けやすい子どもがいる学校、病院に限っては、日本よりも100倍厳しく設定をしております。また、フランスでは、保育園でのＷｉ―Ｆｉの設置を禁止する法律がございます。いろいろ各国では、昨日も示されたようにいろんな規制があるのでございます。そして、私が思うには、電磁波は、距離に関係するということでございます。電磁波は距離の地上に反比例して減衰していくということですので、その距離が遠ければ遠いほど少ないし、近ければ近いほど高いわけでございます。

今度できるＷｉ―Ｆｉの基地局は、将来５Ｇになれるものであるという認識の下、その予防的な感知、今危険とか、そういうことではないにしても、予防的な感知で少なくとも保育園を避けてもらうことができない。そして、学校につける場合であれば、その学校の子どもたちがいない部分、なるべく外れた部分に設置ができないか、そのことをまずお尋ねするものでございます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、１点だけちょっと認識の違いというものを整理させていただきたいのですけれども、

今回のＷｉ―Ｆｉの施設が５Ｇの基地局になっているといったことは全くありませんので、そこは一切心配していただかなくて結構だと思っております。先ほど議員もおっしゃっていましたように、電磁波の話がありました。周波数と出力、待機といったものが関係してくるかと思うのですが、既存の、今普通に使っている携帯電話、800メガヘルツから950メガヘルツで、出力が1,000ワットで出されています。次世代、ここの特徴というものは高出力、低広域帯というところでそういうエネルギーに分類されています。一方、無線ＬＡＮ、Ｗｉ―Ｆｉのほうなのですが、2.5ギカヘルツ帯から５ギカヘルツ帯で出力が１ワット、まさに先ほど議員おっしゃっていましたように1,000分の１ということになっています。この分類上、今の携帯電話のほうは電波管理者というものが必要です。それらは、様々な危険性が伴ったりするということから、そういう管理者が必要とされているところですが、このＷｉ―Ｆｉに関しましては、国際基準であって、電波管理者は不要ということになっております。様々な国におきまして、いろいろな考え方があろうかと思います。そうした中で、そこについて私が言及する立場ではございませんけれども、あくまで我が国の基準にのっとりながら行うことであります。

例えばほかの国では、幼稚園とか保育園のところには設置しないという例があるというようなお話が紹介されておりました。調べてみますと、確かにそういうこともあるのだなというふうに認識しております。そういうところを避けてほしいというのであれば、絶対建てたいのだなんていうことはございませんので、そういう心配がある施設は、皆さんに安心して使っていただくことが前提となっておりますので、そういったところを十分配慮した設計を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　２問目は、ＩＣＴを活用した事業について教育長にお尋ねをいたします。

海外では、オンライン授業のルールがつくられておりますけれども、我が国ではまだつくられていないことが報道されております。また、今春の東京都世田谷区の子どもたちが長期間の休業に伴うオンライン授業によりまして、目の不調を訴えた子どもたちが４割に上って、

眼科医の先生が警鐘を鳴らしているという報道がございましたことから、以下お伺いをいたします。

１番目、小学校１年生からの利用となることから、児童生徒の目を守る対策、特にも弱視の児童生徒への対策をお伺いいたします。

２番目、タブレットの管理方法についてお伺いをいたします。

３番目、今後タブレットを活用したオンライン授業を考えているのか。また、今回整備するＷｉ―Ｆｉの基地局の活用を考えているのかをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　ＩＣＴを活用した授業についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、弱視の児童生徒も含め、全ての児童生徒の目への影響を考えて、今後調達する１人１台端末では、目への影響を考慮し、端末から発せられるブルーライトを低減するような仕様を盛り込むこととしております。また、一般的な使い方として、教科書にあるＱＲコードを端末で読み込み、資料を閲覧するなどの調べ物学習や動画教材を活用するなど、授業の一部での端末の使用を想定しており、オンライン授業のように常時画面を見るような運用は、長期間にわたる休業のような非常時以外では行わないため、児童生徒の目への負担は少ないものと考えております。

２点目についてですが、通常の管理は、各教室に充電保管庫を設置しますので、児童生徒が使い終わったら保管庫にしまうことを想定しております。

３点目についてですが、例えば今後新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言など、長期間にわたる休業があった場合においては、オンライン授業を実施する必要があると考えております。また、オンライン授業を行うこととなった場合に、既にインターネット環境をお持ちの方は、その環境を利用していただきますが、インフラが整備されてないなど、インターネット環境がない方は、町で整備するＷｉ―Ｆｉの基地局を利用していただくことも想定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　ＮＨＫの報道でございましたけれども、世田谷区ではもちろんブルーライトはカットしたものを使用したそうなのでございます。それでも、やはりアンケート

では４割の子どもたちに目の不調があったということでございまして、これはブルーライトだけではないほかの原因もあるのだと思われます。ですので、長時間見ることが、それこそ現在のタブレットも４Ｇでございますので、やはり電磁波の問題、それから目への影響については、やはり慎重を期す必要があると考えますので、その点についてのさらなる見解をお伺いします。

また、特に弱視の子どもさんは、本当に普通の子と同じようにやれないようなところもあるのではないかと思うのです、オンライン授業に関しては。それについての配慮をやはりする必要があるのではないかと思いますけれども、その点についてのお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、やはりこのタブレットを導入した際に、使い方として、先ほど教育長答弁でも申し上げましたが、常時見るような、例えば電子教科書を使うような、そういう常時見るようなことは、今のところは考えていないところでございますので、あくまで新しい教材の一種として、このタブレットが導入されていくというふうに考えております。

そこで、やはり目に疲労がたまるということで、やはり見る時間とかのこともあると思いますので、そこは各自の、当然小学校から中学校につけて使う時間というのは学年によってまた変わってくるかと思いますので、そこは各学校の中でどういう授業を組み立てていくかということも含めて今年度整理していかなければならないなと思っております。

それから、やはり弱視の子どもさんとかの部分でございますけれども、やはりもし弱視の子どもさんが学校に入ってくるようなときには、やはり当然保護者さんと一緒に相談していかなければならないのですけれども、その弱視の方がかかっている病院の先生からの意見も聞きながらどういうふうな使い方がいいのかというのは、きちんと教育相談をして進めていかなければならないなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　将来オンライン授業になった場合に、インターネット環境にない家庭では、町が整備するＷｉ―Ｆｉの基地局の利用をしていただくということなのですが、具体的にはどういう使い方になるのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、一般家庭、私の家でもそうですけれども、各ご家庭でＷｉ―Ｆｉ環境を整えている方が、今はかなりの割合でＷｉ―Ｆｉを家で使っているかと思います。それは当然大きな大手のキャリアを使ったＷｉ―Ｆｉ環境かなとは思っておりますけれども、それに加えて今回町で整備するＷｉ―Ｆｉが新しく加わるというふうに考えておりますので、そこで今後どういう体系になるかはまだ分かりませんけれども、そこでもし大手のキャリア以外の部分でこちらを選択するという家庭があれば、そちらも整備の一つの選択をして入ってくるのではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　Ｗｉ―Ｆｉ基地のときに、町民誰でも使えるようになるという説明で、しかしこれは個々に契約が必要になると。そして、格安のようなお話がありましたけれども、格安がどれくらいの値段になるか分かりませんが、Ｗｉ―Ｆｉの設備のない家庭がＷｉ―Ｆｉ、町で用意したＷｉ―Ｆｉを使う場合に、やはり通信料というものが発生するかと思いますけれども、これらについての学校で持つ、町で持つのか、個人負担があるのかについてどのような方向性で考えているのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的に、このＷｉ―Ｆｉ環境につきましては、先ほども申し上げましたけれども、各ご家庭のほうで整備するものかなと思っておりますので、町で整備するＷｉ―Ｆｉのほうを選択して導入なさった方も、そこにまずどのような料金体系になるかは分かりませんけれども、そちらのほうを選択すれば、そちらとの契約になるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　私の答弁には、まずＷｉ―Ｆｉということが、町で整備したのがあるということですけれども、昨日の答弁の中では、Ｗｉ―Ｆｉの環境のない子どもたちは、別個学校に登校していただいて、学校の中でまずそういう授業をやることもできるということも示されましたので、経済的な理由でなかなかそろえられない方へのそういう配慮も一度必要なのかと思うのですが、そういう二本立てが必要だと思われます。そのことについてお伺い

いたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、先日お答えさせていただきましたとおり、ご家庭でこのＷｉ―Ｆｉをどうしても整備できないという場合は、学校に今回整備しますＷｉ―Ｆｉ環境がございますので、そこで当然３密を避けることに、休校になったときには、基本的にはほとんどの子どもさんがご家庭にいることになって、どうしてもそのＷｉ―Ｆｉ環境がない場合は、かなり少数になるかと思いますので、学校にあるＷｉ―Ｆｉ環境を使用していただくということで今代替策として考えているところでございます。これも一つの100％児童生徒がこの端末を使って学習ができるということにつなげていきたいなと思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　スーパーシティとの関係もございますけれども、教育の分野で提案があって、その教育の中にはいじめの対策の環境改善、そのためのＩＣＴ、それから遠隔教育ということがあったわけで、それについて教育委員会とは特に話合いをしているわけではないということなので、結局スーパーシティになった場合には、教育委員会を通り越して内閣府、首相案件になるわけで、そこでいわゆる文部科学大臣に、ここは規制緩和してくださいみたいな形で直接文部科学大臣とのやり取りになってしまうもので、各教育委員会というものが置き去りになる可能性があるかと思うのですけれども、私は大変それを危惧するのだけれども、さっき聞けばよかったのですが、教育長として、一方でスーパーシティということが、遠隔教育が進められようとしていることに対してただ黙っていていいかと思うのですが、その件についてお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず私のほうからお答えさせていただきます。

まず、先ほど吉岡課長のほうから話されたスーパーシティ構想と、教育委員会が考えているＩＣＴ教育については、まず別個のことということで、まずそこのことだけ整理させてください。私たちは、ＩＣＴ教育をどういうふうにやっていくかということで考えておりますということだけ確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　３問目は、保育園、児童館のコロナウイルス対策について教育長にお伺いをいたします。

保育園や児童館は、密集、密接が避けられない施設でありますことから、感染対策及び環境改善対策をお伺いをいたします。

１番目、消毒等仕事量が増大している保育士、指導員への対応は。また、特別手当の支給はできないか。

２番目、施設内で感染が発生した場合を想定した対応を考えているか。

３番目､おのおのの施設のエアコンの設置状況と今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　保育園、児童館のコロナウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、消毒作業は、シルバー人材センターの派遣職員など、保育従事者以外が実施することで負担を軽減し、保育や指導に専念できる体制の確保に努めております。

また、保育士、指導員への特別手当の支給についてですが、施設を支える職員が安心して働ける環境を支援することは、重要なことと捉えております。現時点で町独自の特別手当の給付については考えておりませんが、社会情勢を注視して、情報収集しながら介護や障がい者施設、医療機関等に従事する職員と同様に、慰労金の支給について、県を通じて国へ働きかけてまいります。

２点目についてですが、保育施設等において感染者が発生した場合、保健所と協議の上、休園や登校自粛要請など、感染拡大防止に必要な対応をいたします。また、施設の消毒作業が必要な場合は、保健所の指導の下に実施し、可能な限り早期再開を目指してまいります。

３点目についてですが、町内全ての児童館と保育施設にエアコンを設置しておりますが、今年度２つの児童館においてホールや活動室に追加で設置いたしました。また、２つの保育施設においても、今年度中にエアコンがない保育室に設置する予定であり、全ての保育室にエアコンが設置されることとなります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　先ほどの小学校等の感染と同じように保健所の指導を仰ぐわけでございますが、一斉になると大変困るお母さんたちも多いのではないかと考えますので、例えばゼロ歳児ならゼロ歳児、２歳児なら２歳児というふうなクラスの休園ということもあり得るのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　お答えします。

小中学校と違って保育園というのは、施設がある程度小さいわけですので、ゼロ、１歳児とか、２、３歳児とか、４、５歳児というふうに分けて休園させるということは想定しておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　分かりました。

今回大変な暑さの、今年もまた暑かったわけでございますけれども、保育園には、エアコンが全てない、ついてはおりますけれども、２つの保育園には、ゼロ歳児と１歳児にしかついていなくて、２歳児、３歳児、４歳児、５歳児にはまずついていないという現実がございました。祖母の方からの相談だったのですけれども、３歳児の子どもがいつも汗だくになって、汗びっしょりになって帰ってくると。保母さんに聞いたところ、エアコンがゼロ歳児と１歳児にしかないもので、３歳児の子どもはお昼寝のときは、ゼロ歳児の部屋に入れてもらって昼寝をさせてもらっていると。保母さんたちも密を本来ならば避けなければならない状況の中で必死の対応をしていて、大変ご苦労もされていると。同じ保育園であって、方やエアコンが完備され、方や完備されていないと、こういう状況はどうかという質問があったわけでございまして、２つといいますと、もちろん徳田保育園と北川保育園でございますけれども、この保育園は大変大きな保育園でございますので、暑い中、今日もまた蒸し暑いと、９月になっても、まだ蒸し暑い状況ですので、大変な保母さんも子どもさんたちも苦労されたと思うのですけれども、保育園のエアコンの設置を国が２分の１の助成がありますが、残り２分の１はまず設置者が用意しなければならないということもあって、なかなか設置できなかったように伺いますけれども、児童福祉法の24条では、保育の責任は市町村にあるわけ

で、子どもたちが熱中症にならないような対応というのは、市町村に求められるわけでございます。保育園が、もし何らかの原因で、要因でエアコンがつけられない場合に､町として何らかの対応が求められるわけなのですけれども、これについてどうお考えになっているのかお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど指摘がありました保育園の２園ですけれども、当初予算に既にエアコンの設置の補助金は計上しております。補助率は、国２分の１に町が４分の１を足してやりますので、４分の３になって、事業者は４分の１の負担で行うことになっております。それで、夏に間に合えばよかったのですけれども、法人の都合で当時の福祉・子ども課の時代から再三見積りを出すようにお願いしておったのですけれども、遅れに遅れて７月に出てきたのです。それから交付申請をしているところですので、今内示待ちの状態になっているところです。早くて10月にしかできない事態になっていましたけれども、まず今年の夏もすごく暑くて、小川議員も心配しているとおり、私もすごく心配しておったのですけれども、何とか最近は涼しくなってきてよかったなと思っております。そういったことで、今年度夏間に合わなかったのは非常に残念ですけれども、今年の冬から暖房もありますので、活用していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですね。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、４問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　４問目は、避難所の運営について町長にお伺いをいたします。

地球温暖化の影響によって近年の自然災害は、想定をはるかに超える事態となっており、防災計画、特にも避難所の運営について見直しが必要と考えます。各自治公民館が一次避難所となっておりますけれども、大規模災害に量、質ともに足りないのではないでしょうか。各小学校等の公共施設に避難物資を備蓄して一次避難所とし、避難誘導を地域防災組織が担う仕組みが必要と考えますけれども、どうでしょうか。

以上お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　避難所の運営についてのご質問にお答えいたします。

現在町内全ての自主防災組織の意見をお聞きしながら避難体制の見直しを行っており、この見直しの中で避難所の在り方についても公共施設を基幹避難所として位置づけ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用の上、備蓄品の充実を進め、各自治公民館については、基幹避難所を補完する位置づけとする整理を行っております。

自主防災組織については、議員ご指摘のとおり、避難誘導や安否確認活動を中心に対応していただくことが逃げ遅れ防止に有効であることから、引き続き町内各地域の自主防災組織と協議を重ねながら効果的な避難体制の構築を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

○14番（小川文子議員）　現在も台風10号が超大型台風ということで、もう３日前から気象庁も国土交通省も危険を発しておりますけれども、近年そういう事態がずっと続いている中で、今までは北上川が氾濫するなどということは、まずちょっと考えておらなかったわけでございますが、昨日の藤原梅昭議員の発言にもありましたように、もう堤防ぎりぎりだったというお話もございます。８月９日の安心、防災の日の齋藤先生の講演の中でも北上川がもう氾濫するということはあり得ると、それを考えなければいけないと。特にも四十四田ダムは、松尾鉱山の旧高毒素があるために浚渫ができないと、たまっていく一方だということで、そういうお話もございました。

この間盛岡市から避難訓練のメールが入ったのですけれども、北上川氾濫のメールで訓練でしたけれども、乙部地区は、まず避難するようにということでありました。対岸は矢巾町ですので、あそこら辺が氾濫するというふうに盛岡市も見ているのだなと思います。堤防のない部分もございますし、堤防があっても、ぎりぎりだったという状況からしまして、今総務としても見直しが必要だということで、まず総務課からお話をお聞きしまして、各自治公民館から、徳田であれば徳田小学校、それから東小学校、そういうふうに煙山小学校、それから矢巾町体育館、それからさわやかハウスは中心的な避難所として各学校あるいは公共施設を基幹避難所に設定して、そっちのほうで対応するように今見直しをしているという説明がありましたけれども、ある意味緊急を要すると。それをやるのにまた１年もかけていたら、この秋、間に合わないのではないかと思うのです。

ですので、一次避難所は、今徳田地区の４か所の避難所は北上川の浸水区域になっていて、特にも土橋のところは川に向かって避難するような形になっているもので、私はたびたびそ

れは方向が違うのだろうということを提案してきましたけれども、自主防災の中では、あそこの老人福祉施設と契約を結んで土橋の人たちは、あそこに逃げるような体制をとっているということをお聞きしましたので、その点はちょっと安心かなと思いますけれども、この見直し、もう今台風が真っ先に来ている最中で特にも７月に来なかった台風が９月に集中的に来るのではないかという状況ですので、早急に位置を交換する、一次避難所を各小学校に変更する必要があるのではないかと思いますけれども、そのお考えについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　ただいまのご質問でございますが、議員おっしゃる心配だということが先にあってのいろいろなご意見だと思います。まさしく心配を考えればそのとおりでございます。ですが、今できることとこれからやろうとすることということの区分けはした上で、段階的にでなければできない部分もございまして、避難所の位置づけ自体につきましては、今ほぼ方針は決まっておりましたので、これを今後自治会なり、自主防のほうにお知らせしながら徹底していくということが次にやるべきことだなというふうに考えてございます。

なお、ほかにも今できることがあるということで今度の補正予算にも計上させていただきますが、備蓄品の購入と、これを一次避難所に当たる場所に備蓄していただくということでもう今年度で対応する予定をしてございます。その中には、議員の皆様からもご提案がありました車椅子が必要ではないかというお声もありましたので、それを反映させていただきまして、全部の避難所ではないのですけれども、一定数は用意してというふうなこと、それから当然に必要とされる食料の類い、毛布の類い、そういったもの、通常必要とされるものにつきましては、今年度補正予算成立後に速やかに調達をしてまいりたいと考えてございます。

以上､お答えとします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今小川文子議員のご指摘のとおりなのです。災害は待っておらないわけですので、それで今今度の台風10号は、もう今の段階で特別警報が、もう過去にないくらいのあれだということで、今日私も防災安全室の会計年度職員まで含めて４人を呼んで、いずれもう人ごとではないのだということで、特にも今もう災害が発生した場合の対応ということで避難所の運営もそうなのですが、健康長寿課、あとは新型コロナウイルス感染対策、それから町民環境課とは、いずれ災害廃棄物、こういうふう

な場所も想定して対応しろということで、今日朝指示したばかりです。いずれのんびりした対応をしておられないのです。

だから、あとは避難所の関係ももうケース・バイ・ケースで、今おっしゃるとおり、小中学校のこれが必要なのであれば、教育委員会、教育委員会にもいわゆる学校現場にもしっかり協力をしていただいて、そういう体制整備を、今日朝指示したところでございまして、いずれ災害は、それからハザードマップも今インターネット版のあれもあるし、ホームページでもやっているのですが、いずれうちのほうの今防災安全室の担当は、自主防災組織、もう全部、お一人お一人責任者に歩いて、そして自らの命は自ら守るのだという地域での意識の醸成、そういったものの啓発をしっかり図ってもらいたいということで、全自主防災組織にも足を運んで、そういう対応をさせていただいておりますので、このことについては、待ったなしの対応なので、一つ一つ懸案を解決しながら取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

これをもって一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

なお、９月５日、６日は休日休会、７日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前１１時５８分　散会

令和２年矢巾町議会定例会９月会議議事日程（第６号）

令和２年９月１１日（金）午後３時４０分開議

議事日程（第６号）

第　１　請願・陳情の審査報告

２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願

第　２　議案第７６号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１７番	髙橋七郎　議員
１８番	藤原由巳　議員		

欠席議員（１名）

１６番　廣田光男　議員

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町　長　高橋昌造　君　　副町長　水本良則　君

総務課長 兼防災安全室長	藤原道明君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司君
税務課長	花立孝美君	町民環境課長	吉田　徹君
福祉課長	浅沼圭美君	健康長寿課長	村松　徹君
産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋　保君
上下水道課長	浅沼　亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田　修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
代表監査委員	佐々木良隆君	農業委員会会長	米倉孝一君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午後　３時４０分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、廣田光男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　請願・陳情の審査報告

２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願

（総務常任委員長報告）

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

（総務常任委員長　高橋安子議員　登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員）　総務常任委員会に付託されました２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願につきまして審査の経過及び結果について、お手元の請願審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

令和２年９月11日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高橋安子。請願審査報告書。本委員会が令和２年矢巾町議会定例会９月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第１項の規定により、その結果を次のとおり報告します。記。１、付議事件名。２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策

として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願。請願者、盛岡市松尾町19番８号、岩手県商工団体連合会代表、関沢淨。盛岡市松尾町19番８号、盛岡民主商工会代表、藤沢光一。紹介議員は、藤原梅昭、谷上知子、川村よし子。

２、委員会開催年月日。令和２年９月４日金曜日。

３、出席委員。高橋安子、昆秀一、藤原信悦、小笠原佳子、小川文子。

４、審査経過。令和２年９月４日12時30分から委員出席の下、２請願第２号について協議、検討を行い、慎重審議しました。

５、審査結果。２請願第２号については、採択すべきものと決定しました。

６、審査意見。新型コロナウイルス感染の拡大は、町民の暮らしや生業に深刻な影響を及ぼしています。昨年10月から消費税率が10％になり、大きな影響を受けたところに、いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染が追い打ちをかけ、失業者が増えるなど、不安定な生活が続いています。緊急経済対策として消費税５％への引き下げにより、個人負担を軽減することで誰もが安心して暮らせる社会を目指すことが重要であります。

以上のことから本請願の趣旨は理解できるものとして、採択するべきものと決定しました。

以上です。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして審査報告といたします。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

３番、小笠原佳子議員。

（３番　小笠原佳子議員　登壇）

○３番（小笠原佳子議員）　国に対し消費税の税率を５％に引き下げるよう求める請願について、私は反対の立場から討論いたします。

国においては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため必要な財源措置として、令和元年10月に消費税を10％に引き上げました。その後、昨今の新型コロナウイルスの関係で消費が落ち込んでいるのは周知のとおりですが、まずはコロナウイルスに対する経済措置を優先すべきと考えます。町では、子ども・子育てなど社会保障充実のため施策に取り組んでいるところであり、その財源として消費税は重要な位置づけになるもの

と考えております。

まず、消費税率の引上げ分が全て社会保障費にどのように充てられているか改めてご説明申し上げます。平成26年４月１日に消費税税率が５％から８％になった際、その増収分が老齢基礎年金の国庫負担金割合を２分の１にするための財源として活用されました。年金財政の安定化に大きく貢献し、安心の年金給付に寄与しております。また、国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入する所得の低い方への支援策として保険料の軽減対象となる所得基準の見直しで対象者が500万人に拡大しております。難病支援策として指定難病が56疾病から333疾病に拡大されております。また、子どもの難病では414から762と拡大されております。

昨年10月に消費税を10％に引き上げた際は、低年金者に保険料を納めた期間に応じて月額最大5,000円、年間最大６万円が年金支給額に上乗せして支給されております。障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者を対象とした支給もあり、対象者は970万人に上っております。また、所得の低い高齢者の負担を減らすために介護保険料が軽減され、対象は65歳以下の約３割が該当しております。そして、昨年10月からは、３歳から５歳児の全ての世帯がゼロ歳から２歳児の住民税非課税世帯を対象にした幼児教育、保育の無償化も行われております。今年の４月からは私立高等学校の実質無償化が始まっています。授業料の負担を減らすため支給されている国の就学支援金を拡充し、年収590万円未満のご家庭を対象に私立高校授業料の全国平均年約40万円まで支給の上限が引き上げられております。これにより私立高校の授業料が全国平均以下の場合は、無償となっております。また、大学では、住民税非課税世帯と、それに準じる世帯が対象に無償化が始まっております。給付型奨学金と授業料の減額、減免を大幅に拡充しております。

消費税を５％に引き下げた場合、これらの財源確保をどのようにして確保されていくのでしょうか。年金、医療、介護の充実、高齢者支援や子育て支援、未来を担う高校生、大学生への支援が止まってしまいます。負担は少なく保障は充実させろ、そんな無責任な請願を採択してよいものでしょうか。安心、安定の社会保障制度をどのように維持させていくのかしっかり考え、取り組んでいかなければなりません。

以上のことから消費税率を５％に戻すことは、現在の社会保障政策を維持することが困難になることから、総務常任委員長報告に反対いたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。２請願第２号　政府に対し「緊急経済対策として消費税率５％への引下げを求める意見書」の提出を求める請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　ただいまは起立により賛成、反対同数であります。

したがって、地方自治法第116条第１項の規定によって議長が本案に対して採決します。２請願第２号について、議長は不採択とすることに採決します。

よって、２請願第２号は、不採択とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２　議案第７６号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第２、議案第76号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第76号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款総務費の車両管理事業、財政調整基金積立事業及び町税還付金費、７款商工費の中小企業振興資金貸付事業、８款土木費の都市公園維持補修事業、10款教育費の体育施設維持管理事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億9,498万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億5,203万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由が終わりました。

お諮りします。議案第76号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した議案第76号については、14日に開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、17日午後２時30分までに報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号については、予算決算常任委員会において審査を行い、17日午後２時30分までに当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、12日、13日は休日休会、14日午前10時に予算決算常任委員会を開催する旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　３時５７分　散会

令和２年矢巾町議会定例会９月会議議事日程（第７号）

令和２年９月１７日（木）午後２時３０分開議

議事日程（第７号）

第　１　請願・陳情

２請願第３号　「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願

第　２　議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

第　３　議案第６８号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第　４　議案第６９号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第　５　議案第７０号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第　６　議案第７１号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

第　７　議案第７２号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について

第　８　議案第７３号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第　９　議案第７４号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

第１０　議案第７５号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第１１　議案第７６号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について

第１２　報告第１２号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第１３　報告第１３号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第１４　報告第１４号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第１５　報告第１５号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第１６　議案第７７号　町道中央１号線道路改良その７工事請負契約の変更について

第１７　議案第７８号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の制定

について

第１８　議案第７９号　財産の取得に関し議決を求めることについて

第１９　発議案第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１７番	髙橋七郎　議員
１８番	藤原由巳　議員		

欠席議員（１名）

１６番　廣田光男　議員

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造　君	副町長	水本良則　君
総務課長兼防災安全室長	藤原道明　君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司　君
税務課長	花立孝美　君	町民環境課長	吉田　徹　君
福祉課長	浅沼圭美　君	健康長寿課長	村松　徹　君
産業観光課長	佐藤健一　君	道路住宅課長兼まちづくり推進室長	佐々木芳満　君

文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会事務局長	高橋　保君
上下水道課長	浅沼　亨君	会計管理者兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田　修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

―――

午後　２時３０分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、廣田光男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　請願・陳情

２請願第３号　「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、請願・陳情を議題とします。

９月８日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。２請願第３号　「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願については、会議規則第92条第１項の規定により、教育民生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、２請願第３号については、教育民生常任委員会に付託して審査をすることに決定しました。

―――

日程第　２　議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第　３　議案第６８号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　４　議案第６９号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出

決算認定について

日程第　５　議案第７０号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　６　議案第７１号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　７　議案第７２号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第　８　議案第７３号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第　９　議案第７４号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

日程第１０　議案第７５号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（藤原由巳議員）　日程第２、議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第３、議案第68号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第４、議案第69号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第５、議案第70号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第６、議案第71号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第７、議案第72号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第８、議案第73号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第９、議案第74号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第10、議案第75号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、以上の決算等の９議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので決算審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長　廣田清実議員　登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員）　付託を受けました決算等９議案について審査が終わりましたので、報告いたします。朗読をもって報告とさせていただきます。

令和２年９月17日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第68号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第73号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第74号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、議案第75号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

本常任委員会は、令和２年９月１日付で付託されました上記の９議案を審査した結果、原案を認定及び可決すべきものと決定しましたので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第１号）第77条の規定により報告する。なお、本委員会は、議案第67号から議案第75号に対し、次のとおり附帯意見を付する。

記。１、公共施設について、アセットマネジメントを早期に確立し、計画的に施設修繕に努められたい。

２、市街化循環バスと予約型乗合バスの運行について、より利用しやすくするための改善と町民へのＰＲに努められたい。

３、ふるさと納税の返礼品、経費等の歳出を精査し、有効活用されたい。

４、街路灯、防犯灯の設置について、企業からの寄贈等も検討し、早急に進められたい。

５、自治公民館へのエアコン設置の支援を推進されたい。

６、ごみ減量化に向けて事業系ごみ削減への啓発を図られたい。

７、生活道路に関して提出されている請願、要望等に対し、スピード感を持って対処されたい。

８、河川の浚渫は、１級河川以外についても管理機関と協議を進め、早期に実現されたい。

９、交通事故防止のため、標識や信号機等の設置を関係機関へさらに働きかけられたい。

10、災害時に、特にも高齢者、障がい者に犠牲者を出さないよう防災訓練を実施し、指導強化に努められたい。また、防災ラジオの普及、拡大にも努められたい。

11、各小中学校の施設、設備の修繕等を早期に実施されたい。

12、保育士、介護福祉職員の養成と育成の充実に努められたい。

13、特定健診のさらなる受診率の向上に努められたい。

14、水道管の耐震化及び下水道の不明水対策を進め、より一層安定した上下水道事業を推進されたい。

以上、14項目を附帯意見として報告いたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いして、私の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は一般会計、４特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計、下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分についての決算等９議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

10番、昆秀一議員。

（10番　昆　秀一議員　登壇）

○10番（昆　秀一議員）　議席番号10番、昆秀一でございます。私は、議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について反対し、討論いたします。

まず初めに、監査委員によります決算審査意見書を見ますと、その意見には、全ての会計において黒字決算となっており、健全な財政運営が確保されたと認められるというところに私は違和感を抱くわけであります。というのも、町の決算において、まさか赤字決算というものはあり得ないわけでありまして、そのようになる予算を立てた時点で問題なわけであります。確かな予算の見積もりで、その執行をしたのであれば、健全というよりも、むしろ当たり前のことと私はそう判断するものであります。

そもそもほとんどの議会においては、既に済んだこととしての決算の審議の仕方をしていることに問題を感じざるを得ません。しかしながら、決算というものは、本来は、その次の予算に絡む大事なものであるという認識を持って審査に当たることが大切なのであって、そこの認識の欠如が感じられてはいけないわけであります。

さて、決算の中身を見てみますと、メディカルフィットネス推進事業においては、まだまだその成果は見えてこず、その莫大な予算に見合う効果への期待は、大変薄いように感じ得ません。しっかりと、その効果を検証する仕組みをつくる必要があるはずであります。また、公共交通においても、交通弱者に対する効果があまりにも見えてこない点は、大変問題が多いと感じずにはいられませんし、大変残念なことであります。

したがって、以上の点から本議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について反対するものであります。議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いして私の反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、賛成討論ございますか。

１番、藤原信悦議員。

（１番　藤原信悦議員　登壇）

○１番（藤原信悦議員）　議席番号１番、町民の会、藤原信悦でございます。私は、令和元年度一般会計及び国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療、矢幅駅周辺土地区画整理事業の特別会計並びに公営企業会計の水道事業会計、下水道事業会計の決算、利益剰余金の処分について賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

まず、決算内容についてです。一般会計及び特別会計の決算内容を見ますと、全ての会計で歳入歳出差益が出ております。また、公営企業会計の水道事業、下水道事業についても、それぞれ当年度純利益が計上されております。

なお、前年度下水道会計における当年度未処分剰余金は、マイナス3,500万円ほどありましたけれども、本年度では解消されて３億4,598万円ほどのプラスに転じております。

以上のように、令和元年度一般会計及び特別会計、公営企業会計、いずれの決算も差益額や純利益が計上されていることから賛成するものであります。

しかし、個々の会計の詳細を見ますと、課題も多々あります。一般会計の歳入を見ますと、前年度より約１億9,000万円ほど多い総額約141億円となっておりますけれども、自主財源比率は、前年度の50.4％から2.8ポイントダウンの47.6％と過半を切っております。大きな要因としてふるさと納税等の寄附金が前年度より約10億4,000万円ほど減ったこともその一つと考えられます。ふるさと納税につきましては、令和２年度に見直しを行い、地場産品の開発や商品開発に取り組んでいるので、今後の成果に期待したいと思います。

また、歳出についてですけれども、評価すべきものとして小中学校、町内の６校に空調機が設置され、今夏の猛暑、コロナ禍の夏を乗り切れたこと、岩手医科大学附属病院の移転に

合わせて整備しました町道中央１号線、混雑が起きるのではないかという懸念がありましたけれども、今のところ大きな支障もなく、円滑な通行が図られていること。

子育て支援対策として、地域子育て支援事業、子ども医療費助成事業、私立保育園助成事業等に取り組んでおること。それから、防犯灯を積極的に設置しまして、安全に努められたこと等の効果も見られます。

確かにその反面、デマンド型乗合タクシー型の公共交通対策、空き家対策、農業後継者問題、定住促進、公有地の活用問題、産業対策等取り組みはしているのですけれども、まだ目立った成果が見えない。今後に引き継がれる課題も多くあります。

やはりこれについては、優先順位を決め、決められた期間で実施、評価できるような体制づくりをしないと、成果として得られるものが少なく、毎年同じ課題の繰り返しになるのではないかと危惧しておりますが、この点もぜひ改善をお願いしたいと思います。

特別会計の３保険事業については、いずれの保険、国民健康保険、介護、高齢者医療もそうですけれども、歳出の伸びが歳入の伸びを上回っており、差益額は前年より減少しております。この傾向が今後継続するようであれば、財政は厳しくなります。2025年問題もあります。しばらくは介護保険、後期高齢者医療対象者の増加は続きますが、何もしなければ給付過多となり、財政の健全性が保たれなくなることは想定されます。

高齢者人口が増えることはいかんともしがたいことですが、町として病気を予防し、介護者を減らすためにも、さらなる保健衛生普及事業や疾病予防事業、特定健康診断、特定保健指導事業等に力を入れられ、保健事業が健全に運用されるよう取り組むべきものだと思っております。

公営企業会計の水道事業と下水道事業については､いかんせん施設設備や管渠等には資産としての耐用年数があったり、耐震管の問題があり、いつかの段階では整備更新は避けて通れません。施設管理計画に基づき、計画的に管渠整備、管渠更新工事、施設設備の整備に努めていただきたいと思います。

いろいろといい面もあるし、悪い面もありましたけれども、以上述べましたとおり、今後とも取り組む課題は多いですけれども、予算決算常任委員会で出された意見、要望、町民からの声等をよく精査いただき、できなかったこと、継続すべきこと、やめるべきことを全体最適の視点から考慮され、令和２年度や７次総合計画基本計画に組み込み、積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上のことを含め決算に賛成でございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ありますか。

14番、小川文子議員。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、一般会計、そして３特別会計、上下水道に反対の立場で反対討論をいたします。

まず初めに、コロナ禍の中、日夜奮闘されております町長、教育長をはじめ町職員の皆様に感謝申し上げます。また、町内の病院、学校、保育園、介護施設、障がい者施設、そして運輸に当たるエッセンシャルワーカーの皆さんに深く感謝を申し上げるものでございます。

安倍政権から菅内閣が誕生し、そして世界はコロナの被害がさらに広がって深刻な状態となっております。アメリカと中国の経済対立の激化、そして世界経済、日本経済の低迷もあって、失業者は、今後ますます増加すると見込まれております。このような中で町民の命を守り、暮らしを支える地方自治体の役割は一層重要となっております。私たちお互いに健康に気をつけて、町民の負託に応えられるように一層頑張ってまいりましょう。

さて、それでは反対討論に入ります。私が昨年度から町の事業の進め方について疑問に思うことがございます。これは、事業を進める際に、議案が提出されてすぐに採決という状況になることでございます。これでは、町民の声をしっかり伝えることもできないし、町民の声が反映されにくい仕組みとなっております。例えば昨年度でいきますと、メディカルフィットネス事業でございます。８月17日に全協で説明がされましたが、７項目の中の一つでございまして、時間が取れなかった。私は再度要求をいたしました。そしたら、９月２日にもう一回説明するということでしたが、この日も７項目の説明でありまして時間が取れなかった。

そこで一般質問で取り上げたわけでございますけれども、本会議初日の９月３日、冒頭に採決となってしまったのであります。ちなみに私の一般質問は、９月６日でありますから、そこに町民の声を反映させることができなかったのであります。これは、メディカルフィットネスの状況でございます。そして、この予算も補正としては１億4,000万円、３年間で２億6,000万円という大変膨大な費用を要するものでございます。そしてまた、この事業についても３年間は事業主体が町ですけれども、３年後は企業が事業主体となります。そして町外の、山形県の企業に移譲したのでございます。

これらのことがずっと今年度も引き継がれている感じがいたします。それは、旧アイワの体育館、ビッグブルズ貸出しについても、そしてこのたびの補正のグリーンハイツの件に関

してもそうでございます。約１週間か２週間で採決となってしまいます。そして、それらは町民ではなく、町外、県外の施設が受注をします。そして、それらが町民の声をどこまで生かしていけるのかという、そういう課題がございます。

西部開発についても、これは長年の懸案事項であり、時間をかけて取り組まなければならない課題でございますが、今度受注した会社がキャンプ場からひまわり畑も含めた西部開発を担うというのであれば、そこに町民の意志がどう反映されるのか、議会の意志がどう反映されるのか私は疑問に感じます。

このように地方創生事業、ずっとありますけれども、いろいろな事業がございますけれども、大半の事業が町の事業から民間に委託されて、その民間も町外、県外となっている現実がございます。これでは町民目線の事業もできないし、町民の声が大変反映しにくいシステムとなるのでございます。

次に、ふるさと納税でございますけれども、私はふるさと納税を全面的に否定するものではございません。問題はあるけれども、これを町の一つの魅力の発信、そして企業へつなげていくという点では、これは価値があると考えているものでございます。しかしながら、今の町の方向性としては、結果を重視をしている。総務省が認めていれば、その範囲で何でも扱っていく。昨年度も塩ハンバーグが大変人気で１位ということでございましたが、町民が、一体何人がこの塩ハンバーグを食べた経験があるのでしょうか。そんなことも含めて見直しを求めるものでございます。

また、水道事業会計、下水道事業会計においては、利益率が他町村に比べてはるかに高く黒字となっておりますことから、特にも子どものいる家庭に水道の供給停止をしないように求めて私は反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ありますか。

２番、吉田喜博議員。

（２番　吉田喜博議員　登壇）

○２番（吉田喜博議員）　２番、町民の会、吉田喜博でございます。議案第67号から議案第75号について賛成の立場として討論いたします。

令和元年度の決算につきましては、一般会計の決算額は、歳入は前年度より1.4％増の141億230万円余で、歳出は前年度より2.4％増の135億4,657万円余であり、歳入歳出の差引額５億5,572万円余が翌年度に繰越しされております。また、各会計におきまして、財政健全化と経営健全化の各指標は、いずれも基準内の数値であり、資金不足も生じていないことから、厳

しい財政状況の中、高橋町長のリーダーシップの下、適切かつ効率的に事業展開されたことにつきまして改めて敬意を表します。しかし、経常収支比率は、平成30年度ベースの数値で98.5％と高くなっていることについては、さらなる業務の見直しを行い、改善に向けた努力をお願いしたいと思います。

事業につきましては、地区公民館を拠点とした多世代型地域包括支援体制としてエン（縁）ジョイやはばネットワーク、健康づくりにつきましては、健康チャレンジ事業や地方創生事業としてウェルベース矢巾の整備など、注目される事業が展開されています。第７次矢巾町総合計画の基本理念であります「希望と誇りと活力にあふれ躍動するまち　やはば」の実現に向け、着実に事業が進んでいることが確認できます。健全化の各指標や事業展開の状況を総合的に見て、一般会計、４特別会計及び企業会計の決算において、健全な町運営を行っていると認めることから賛成であることの討論といたします。

終わります。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ございますか。

13番、川村よし子議員。

（13番　川村よし子議員　登壇）

○13番（川村よし子議員）　議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。

2014年の４月に消費税が８％に増税されたことによって物価が上昇し、実質賃金は大幅に減少しました。その後賃上げが行われれば、実質賃金が回復するはずでしたが、実際はそうはいきませんでした。それが家計を直撃し、低所得者ほど重い負担に、また中小企業では消費税を転嫁し切れずに身銭を切って納税することもあるような状況になっています。また、年金生活者の場合は、年金制度の改悪により、年金が年々引き下げられていく状況、電気、ガスをはじめ物価が値上げされるのに､生活していくのが大変な状況です｡その中でも医療費の値上げ、さらに昨年10月には消費税10％が行われ、将来不安が高まるのは誰でもが認識している状況です。そういう中で私は、議案第68号、令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計について反対討論で参加します。

2018年度から国民健康保険制度が都道府県化され、値上げされた都道府県もありますが、岩手県は強気の状況でした。ご存じのとおり、国保加入者は、年金生活者、失業者、協会健保非適用の事業所に働く労働者、零細経営で自営業者など、所得の低い方が多く加入する医療保険です。加入者には、障がい者や難病患者など、医療を切実に必要としている人も少なくありません。こういう中で全国知事会や全国市町会等は、１兆円の国費を公費投入により

協会健保並みに引き下げと平成14年度から国へ要望しています。全国知事会、全国市町会頼みではなく､矢巾町として高過ぎる国保税に対して､一般会計から法定外の繰り入れを行い、何らかの対処が必要です。まずは、第１段階として、子どもの均等割をなくするべきです。

次に、議案第70号、令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計について反対討論します。年金制度改革を例にとれば、物価が上がって賃金が下がったら年金額を下げる。物価も賃金も上がっても、マクロ経済スライド分だけ年金の伸びを抑える。マクロ経済スライドによる削減ができなかった年は、削減を翌年度以降に持ち越すキャリーオーバーと、ほとんど年金に値上げという、そういうことがなされないような制度です。こういう中で、10月からの消費税増税に転じて薬価の見直しや大企業に勤める40歳から65歳までの方々の介護保険料の支援とか、後期高齢者の支援など、引き上げる生活保護費の生活扶助費引き下げが行われました。年金額が値上げできる保証もなく、高齢者を支えている若い世代も実質賃金が減収になり、一番弱い立場の生活保護者世帯の家計圧迫も出てきております。こういうことから購買力も弱くなってきています。

このように住民が今困っている状況です｡住民税の増税を滞納している方の実態調査をし、専門分野の方々と連携し、親身な相談に乗っていることは評価いたしますが、その弱い立場の人に寄り添い、憲法第25条を生かす支援を求め、それを確認するようにするべきだと思います。その例として、滞納者40人に対して、子どもがいる世帯を認識していない実態は、やはりまだまだだと思って討論とさせていただきます。

以上、討論させていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ございますか。

５番、村松信一議員。

（５番　村松信一議員　登壇）

○５番（村松信一議員）　議席番号５番、矢巾明進会、村松信一でございます。各担当課の町民のための身近な事業の取組を評価し、賛成討論をいたします。

１点目、メディカルフィットネスを念頭とした町民の健康に対する活動により、将来の扶助費の増加抑制。２点目、防災士52名の養成を含めた防災対応。３点目、通学路及び避難路などの安心、安全な通行確保のため、ブロック塀に係る矢巾町独自の補助制度の創設。４点目、町内児童に対する子どものためのお仕事教室の開催。次、５点目、現地を把握している営農組合や自治会を帯同した農地パトロール活動。６点目、流通センター区域における災害緊急時の相互応援給水のため、盛岡市と相互応援給水に関する協定の締結。７点目、市町村

税等３部門で収納率県内第１位の取組。８点目、住民票及びマイナンバーカードへの氏名欄の旧姓併記表示の開始。９点目、ふどう認定こども園防犯対策の実施。10点目、やはぱーく図書センターにおける利用者の減により蔵書の購入。11点目、障がい者、障がい児福祉の充実のため、紫波地域障がい者支援基幹センターとの連携の強化。12点目、健康チャレンジ事業として、50名からスタートした事業が現在589名まで拡大し、運動習慣の定着化。

以上、各課のたゆまぬ努力の結果を、その一部でありますが、評価に値する点として申し上げました。職員の皆様におかれましては、今後ますます意欲を持って事業に取り組むことをご期待申し上げます。議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、全議案に賛成し、討論を終わります。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

議案第70号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

議案第71号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

議案第72号　令和元年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

議案第73号　令和元年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号　令和元年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

議案第75号　令和元年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１１　議案第７６号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第11、議案第76号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）についてを議題とします。

この補正予算議案は、予算決算常任委員会への付託に関わるもので予算決算常任委員長から審査が終了した旨、報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長　廣田清実議員　登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員）　朗読をもって報告とさせていただきます。

令和２年９月17日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第76号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について。

本常任委員会は、令和２年９月11日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案

を可決すべきものと決定しましたので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第１号）第77条の規定により報告するといたします。

議員各位のご理解をいただいて賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまから議案について討論に入ります。討論ございませんか。

10番、昆秀一議員。

（10番　昆秀一議員　登壇）

○10番（昆　秀一議員）　議席番号10番、昆秀一でございます。私は、議案第76号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について反対し、討論いたします。

まず初めに、今回の補正予算は、国の第二次新型コロナウイルス感染症への対策についての補正予算であります。議会からも多数の案が提出されたわけでありますが、そのほとんどは反映されていないものと私は考えております。その予算案が反映されないことは、町当局としては、提出された案に必要性を感じなかったものと判断されたと思います。それは、予算を執行する者、町としての役割がありますから、それはやむを得ないものとしても、そこに至るまでの透明性が全く感じられないのが私は納得しがたいものがあります。

これでは、議会が何のために、その予算案を提出したのか、それをどう町当局として審査して、この補正予算案を決定したのかが不明のままであります。事前に議会として提出した予算案に、まずは回答し、説明すべきではなかったのでしょうか。でなければ、案を提出する意味がございません。この補正予算案だけではありません。ほかにも議員から案を募っていても、その回答、説明がなく、議会の提案がないがしろにされているように私の目には映ってしまいます。しっかりと透明性を持って議会、それから町民にも分かるように説明する責任を今までずっと町は放棄してきているように私には感じるのです。

そして、この補正案の中身を見てみますと、南昌グリーンハイツの工事費、アスレチック施設とするということでこれがなぜ新型コロナウイルス感染症対策となるのか、私にはこじつけとしか感じられないのであります。そのような予算があれば、もっともっと必要な議会で提出した予算案に対してお金を回すことくらい幾らでもできたのではないでしょうか。

したがって、以上の点から本議案第76号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）について反対するものであります。議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ございますか。

反対討論ですか。賛成討論はございませんか。ない。

それでは、14番、小川文子議員。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私も反対討論をいたします。

コロナ対策として本町の第一次予算は、タブレット端末2,500台の購入と45基のＷｉ―Ｆｉの基地局の整備が99％の予算でございました。そして、議会からも飲食等事業者が大変困っている、こういうのに、こういう町民に町独自の支援が必要ではないかという質問が出されましたけれども、町はそのときに、そういうのは第二次補正で考えたいと答えられました。これが第二次補正であります。この中に私ども議会が要望した飲食をはじめとした町内の事業者への支援というのが、利息、利子の補給だけ入っておりますけれども、ほとんどこの利子を大きく借金をできる方というのは、ある意味大きな事業所でありまして、個人の飲食等がなかなか今の実態で借金ができない状況にありますことから、言わば財政力のない個人経営の人たちにとっては、今度の補正予算は意味がないと思われます。

そして、Ｗｉ―Ｆｉの設置、45基でも多いと思いましたけれども、いきなりさらに15基の設置増ということで、このＷｉ―Ｆｉの基地は、将来的には国が進めるいわゆる今もデジタル社会というようなことを言われておりますので、いずれはそうなるかとは思いますけれども、あえてコロナ予算でやるべきことではないと思います。そしてまた、電磁波のことを大変私どもも今心配しておりますので、この基地局の設定に当たっては、十分な慎重なる対応が求められると思います。いきなりコロナ対策として出すには、私はあまりにも拙速で私どもの願いに応えていない、むしろ願いを無視したコロナ対策だと考えるものであります。

以上のことから反対といたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第76号　令和２年度矢巾町一般会計補正予算（第６号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

それでは、まだ多少時間がかかりますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を３時40分、15時40分といたします。

午後　３時２９分　休憩

――――――――――――

午後　３時４０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

――

日程第１２　報告第１２号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第１３　報告第１３号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第１４　報告第１４号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第１５　報告第１５号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員）　お諮りします。

日程第12、報告第12号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてから日程第15、報告第15号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてまでの報告４件については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、報告第12号から日程第15、報告第15号までの報告については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま一括上程されました報告第12号から報告第15号までの自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

今回報告いたします４件の自動車破損事故につきましては、いずれも矢巾町大字赤林第７地割地内の町道上浅子線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤやホイールを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、保険会社の査定において、本町の過失割合、４件いずれも５割となっております。本町が支払う相手方の破損部分に係る賠償金につきましては、報告第12号は、修理代金総額５万7,530円のうち２万8,800円。報告第13号は、修理代金総額16万1,700円のうち８万900円。報告第14号は、修理代金総額３万3,970円のうち１万7,000円。報告第15号は、修理代金総額15万4,000円のうち７万7,000円となっております。

なお、報告第12号及び報告第13号については９月４日に、報告第14号については９月８日に、報告第15号については９月９日に地方自治法第180条第１項及び矢巾町長専決条例第２条第２号の規定により専決処分したので、同法第180条第２項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの報告４件については、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まず、２点確認させてください。これは、夜の７時半から９時半までの４件の事故のようであります。場所と状況、その穴ぼこの状況、その辺ちょっとまず確認させていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

穴の状況につきましては、まず場所ですが、上赤林行政区地内ですけれども、矢巾北中学

校から北へ向かいまして、ずっと行きますと、丁字路にぶつかるわけなのですが、その丁字路の少し西側の北側の車線ということで東側で進んでいる車両が今回の事故に遭われたという形になっております。穴の状況につきましては、90センチの長さと幅が70センチ、深さは10センチ程度ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　夜だったのであれでしょうが、これは警察から連絡があったのでしょうか。警察ばかりでなく付近の方から、その辺お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　今回の通報につきましては、９時にパンクに遭われた方が９時半に役場のほうに来庁されまして、それで穴が空いているよということでお話があったので、たまたまそのとき職員もいましたので、そのまま現地に向かっていって、10時ごろには復旧したというような状況になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　そういう時間的な状況では４件とも防げなかったのかなと、致し方ないと思います。役場には、例えば深夜12時頃連絡が来たときは、その連絡が、例えばそれが警察、警察から連絡したときは、どのような対処になって、誰がかけつけるように、１次処置をするようになっているのか、その辺お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　このような事故あるいは倒木、いろんな道路上の支障になる案件がありますが、そういった場合には、役場のほうに、警察が発見した場合は警察から役場のほうに来ますし、住民の方が発見された場合は、住民の方が役場のほうに通報してきていただいて、夜中であれば、役場の宿直のほうから道路住宅課の担当のほうの係長あるいは補佐のほうに連絡がいきます。あるいは、私のほうに来たり、連絡が取れるまで宿直のほうからは来ますので、いずれかは連絡が取れる状況になって、携帯電話とか持っていますので、そういった形で通報いただいて、それから我々が出動して対応するというような体制になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　やはりそういうパトロールというのをやっているとは思うのですけれども、こういう事故が起きるということは、まだまだパトロールが足りないということもあろうですし、あと違うやり方として、前もご紹介したのですけれども、アプリみたいに市民から気軽に、そういう穴ぼこがあるよというのを知らせられる仕組みをつくらないと、またこういう事故というのは起きる可能性はありますので、もっともっとパトロールの強化も含めてお願いしたいと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

今回の事象につきましては、28日にパンクの事故があったわけなのですが、27日の夜から28日の朝にかけて割とまとまった雨が降ったときでした。その雨のとき、朝の２時から５時までちょっとパトロール、我々のほうでしておりまして、その際に、今回の現場から東側のほうにＪＲの地下道があるわけなのです、万四郎地下道というのがあるのですが、そこも強い雨が降ると、冠水したりということがありますので、そういった部分をパトロールするためにここを３度ほど通過しております。しかしながら、雨が降っている時間帯では、このような穴が発見されなかったので、28日の午前中なり、日中のうちに割と雨が降ると、舗装版、亀の甲にクラックが入った現場でしたので、１つが外れると、ぽろぽろとみんな一気にいくという、交通量もそれなりにありますので、そういった急激な穴になったのかなということの分析はしております。

ただ、そういう箇所が町内でも多数ありますので、パトロールの強化をはじめ、あと舗装の補修の徹底を今後も引き続きやっていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第12号から第15号までの４件の報告を終わります。

―――

日程第１６　議案第７７号　町道中央１号線道路改良その７工事請負契約の変更について

○議長（藤原由巳議員）　日程第16、議案第77号　町道中央１号線道路改良その７工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第77号　町道中央１号線道路改良その７工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

令和２年１月31日にご議決を賜りました町道中央１号線道路改良その７工事につきましては、株式会社佐々木組、代表取締役社長、佐々木和久と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移しておりますが、変更を要したところであります。

主な変更内容は、現地を精査した結果、交通の円滑化を考慮し、両側２車線の交通を確保するため、仮設道路の築造及び交通誘導員の増員が必要になったことから、工事費を増額するものであります。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額6,105万円を594万4,400円を増額し、変更後の契約金額を6,699万4,400円とするものであります。

なお、工期は、当初の予定どおり令和２年10月18日となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第77号　町道中央１号線道路改良その７工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１７　議案第７８号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の制定について

○議長（藤原由巳議員）　日程第17、議案第78号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第78号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、新たな基金として矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金の設置を行うこととし、その基金の運用及び管理に関し定めるものであります。

この基金は、新型コロナウイルス感染症対策資金の融資を受けた中小企業等に対して行う来年度以降の利子及び保証料の補給に要する経費の財源を確保するために設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の経営安定化を図るものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和６年３月31日限りにおいてその効力を失うものとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第78号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金

条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１８　議案第７９号　財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第18、議案第79号　財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第79号　財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび取得するコンピューター機器は、文部科学省が提唱するＧＩＧＡスクール構想を基に本町においても、誰一人取り残すことなく、全児童生徒それぞれに公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現することを目的に、全児童生徒及び教職員へ１人１台端末を整備するものであります。

機器の概要でありますが、教材や課題の一斉配布のほか、遠隔授業にも対応できるソフトが組み込まれており、タブレット型ノートパソコンを徳田小学校に190台、煙山小学校に704台、不動小学校に220台、矢巾東小学校に489台、矢巾中学校に391台、矢巾北中学校に426台配置するものであります。納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条第３号に基づき指名競争入札として、９月９日付でコセキ株式会社盛岡営業所、日興通信株式会社岩手支店、株式会社富士通エフサス岩手支店、エクナ株式会社、花田設備株式会社クラウドソリューション事業部、株式会社木津屋本店、テクノ株式会社、ＮＥＣフィールディング株式会社盛岡支店、株式会社アイシーエス、リコージャパン株式会社販売事業本部岩手支社岩手営業部、太平工業株式会社、株式会社事務機商事、富士ゼロックス岩手株式会社、株式会社リードコナン、扶桑電通株式会社盛岡営業所、株式会社シンエイシステム、株式会社デジタルソリューションズ盛岡営業所、株式会社システムベース、以上18社を指名したところ、辞退した15社を除くコセキ株式会社盛岡営業所、テクノ株式会社、株式会社リードコナンの３社で入札を

執行し、コセキ株式会社盛岡営業所が一金１億260万8,000円で落札し、この金額に10％の消費税及び地方消費税を加算した金額一金１億1,286万8,800円で契約の締結を行うものであります。

なお、落札率は99.47％であり、納入期限は、令和３年３月31日までとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まず､確認させていただきたいと思います。私たびたび質問しておりましたこのタブレット型ノートパソコンという形なのですが、まずメーカーと、このデバイス仕様、結局機能、端末機の機能、これはまず文部科学省が推奨する機能、特にイン、アウトのカメラとか、それからＷｉ―Ｆｉ等遠隔機能を両方備わった形のものなのか、その辺どうなのでしょうかというところをまずお聞きします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、メーカーでございますけれども、こちらはヒューレット・パッカード社のパソコンを考えております。それから、内蔵している機能とかでございますが、今議員おっしゃったとおり､カメラ機能ですとか､あと通信環境､Ｗｉ―Ｆｉでの通信ということでやっておりますし、あとＯＳにつきましては、ＣＬＯＭＯＯＳの端末ということに仕様のほうでやっております。

○議長（藤原由巳議員）　９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　ちょっと電卓を置くのあれだったので、１台当たりおよそ何万何千円程度なのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回１台当たり４万6,640円となります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　安くてよかったのというのが印象でありますが、こういう類いは安

くていいというのがあまり期待できないというのが、私がこの業務に携わっていた経験からして、そうなのです。その辺を当然使ってみて購入されたのでしょうから、その辺のところも当然導入後に研修するのでしょうから、その辺のところをきちっとやっていただきたいなと思っております。答弁は要りません。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　今後タブレットを使ってみて、例えば今児童生徒でいらっしゃるか分からないですけれども、弱視の方とかっていらっしゃる場合に、こういうふうな白黒では見づらいということで黒がベースで白い文字でのほうが見やすいという方もいらっしゃいます。そういうふうなソフトというのは準備している、合理的配慮をすることはどのように考えているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり将来弱視の方がもし小学校とかに入ってきた場合の課題と捉えておりまして、画面での色の操作といいますか、そういったのをどこまでできるかというのは、ちょっとメーカーとも確認しなければならないと思っていますし、あと教育相談の中で、やはり保護者さんと一緒にどういうふうにすれば見やすくなっていくか等も一緒に相談していかなければならないなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

15番、山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　ＧＩＧＡスクールに対応するということで大変な額をつぎ込むわけですが、来年の３月、４月以降の取組になっているだろうというふうに思いますが、小中学校一斉にやるものなのか。この活用方法といいますか、計画について、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

導入につきましては、小中一斉に導入予定でございます。活用につきましては、やはり今各学校の情報担当の先生を中心に当課の職員がそれぞれの学校を個別に協議を進めております。当然学年によっても使い方が変わってくるかとは思いますが、どういう部分で授業の中

で使っていけるのかというのを協議最中でございますし、来年度町全体の研修を予定しておりますので、そこでも得意な先生が中心になるかもしれませんが、自分の授業ではこういうふうにやっているというのを研究発表してもらって、なかなか苦手な先生のほうに展開していきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　15番、山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　それぞれの学校に得意な先生というのは、必ずいるものなのでしょうか。例えば６つの学校で得意な先生というのは、その中に何人かいるでしょうけれども、その先生が中心になって研修を重ねていくということに恐らくなるのではないかと思いますが、最もやっぱり効率的にといいますか、分かりやすく全員が慣れていくというのは、先生だけで果たしていいのか、いわゆる長けた人、いわゆる外部からの、そういう方たちの力を借りることも考えなければならないかもしれない。その辺の考え方というのはどうなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず各学校には、情報担当の先生が必ず学校にはいらっしゃいます。その方がどれだけ得意かというのは、それぞれ差があるかとは思いますが、まずは今当課の職員で情報担当の先生を中心にお話を進めさせていただいているところでございます。

それから、今当課で担当している職員、コンピューター関係が強い職員ですので、この職員を中心に今さっきお話ししました授業でどういうふうに使っていけるかとかを募っているところでございますし、まだこれ確定しているわけではなくて、計画の中でですけれども、先ほどちょっとお話ししました町全体の研修の中でも、例えば国のＩＣＴの支援派遣制度もございますので、そういう国からの専門の方を招いて、ちょっとお話ししました授業でこういうふうに使っているけれども、そこに改善点はないかというアドバイスをいただくことも今考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

他に質疑。

１番、藤原信悦議員。

○１番（藤原信悦議員）　２点だけ確認いたします。

このノートパソコンのメンテナンス契約等は結ばれるのか､その辺を伺いたいのが１つと。

それから、18社に声をかけて15社が辞退したということは、かなり価格も低めで腹積もりされたのか、その辺辞退理由をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、保守関係でございますけれども、保守に関しては、１年間は無料でこのパソコンについているものでございます。２年目以降なのですけれども、これは金額をちょっと計算したのですけれども､５年間で計算したところ3,000万円近い金額がかかるということですので、そうすると、そこでやはりこの金額を本当にかけていいのかということを検討させていただきました。今回ＧＩＧＡスクールに対応した機種でございますけれども、当町ＣＬＯＭＯＯＳを採用するのですけれども、６メーカーで14機種がＧＩＧＡスクール対応ということで出ておりますけれども、これ全てやはり小学生、中学生等が使うということでかなり対衝撃性ですとか、あと傷が、画面も例えばコンパスで触っても傷がつかないとかというふうに、かなり頑丈な構造でございますので､そう考えた場合､3,000万円をかけてまで５年間の保証までは要らないと考えました。そこで、予備をある程度買いますので、その予備で、教員用を含めて予備を買いますので、それで対応できるかなと思っております。

業者ですけれども、今回18社に声をかけさせていただきました。やはり今回ＧＩＧＡスクール、なかなか大規模な調達というのはないのですけれども、その中で当町に参加資格を出した中で、18社に声をかけさせていただきましたが、辞退の理由として多いのが、まず納期限までに納品が対応できないという業者､それから仕様を満たすことができないという業者、あとは会社として人員をＧＩＧＡスクールに対して確保できないということで対応できないという、そういう辞退理由がございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　１点だけ質問させていただきます。

これは、ＧＩＧＡスクールは、国の教育の政策ですけれども、矢巾町の教員は県で異動がありますけれども、岩手県の状況はどのようになっているのか教えてください。

○議長（藤原由巳議員）　矢巾町ですよ、ここは。県の教育委員会のこと分かりますか。矢巾

町のことを聞いてください。

はい。

○13番（川村よし子議員）　県から異動になるわけですけれども、副校長、校長先生たちは、大体３年から５年で他の学校に異動になるわけですけれども、担任の先生方もそのように考えたら、どのように教育というのを進めていくのか。先生たちのタブレットの使い方というのは、どのように指導されるつもりなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学校教育課長。

○学校教育課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回のＧＩＧＡスクールの端末の調達の部分で国のほうで推奨したのが各都道府県単位での広域調達というのを国のほうではまずお話がございました。ですが、岩手県においては、その広域調達、県主導の広域調達というのには手をつけないで各市町村対応ということになりました。他県では、県とか全市町村が一体になって、この調達に対して取り組むというところもございます。ということで、岩手県に関しては、やはり各市町村ごとになってしまったというところはまずございます。

議員おっしゃるとおり、教員の人事異動によって市町村をまたいだ場合に、機種が違うということは、そのとおり発生いたしますが、今回、今矢巾町でまず考えているのは、ふだん使いをどこまでできるかということですので、難しい使い方をいきなりやろうとはまず思っておりません。ですので、比較的ふだんの授業で使えることからやっていくということで、簡単な操作方法からまず入っていきたいと思っておりますし、それを各学校でノウハウとして蓄積していっていただきたいなと思っております。その中で各学校でも今後ですけれども、こういったところに発展してコンテンツとかを使っていきたいという場合には学校ごとにそこを考えた上で導入をしていきたいと思いますので、まずは矢巾町の学校としてはノウハウを蓄積していくというところで対応していきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第79号　財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１９　発議案第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第19、発議案第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、ここで提案理由の説明を求めます。

５番、村松信一議員。

（５番　村松信一議員　登壇）

○５番（村松信一議員）　発議案第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されることから、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくために地方税及び地方交付税等の一般財源総額の確保と充実及び地方消費税を含めた各税について弾力的な対応を求めるものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、衆参議院議長であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、発議案第５号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして、９月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま議長さんから発言の機会をいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

まず、町議会定例会９月会議は、もう皆さんもご存じのとおり、今月の１日から本日まで17日間にわたる長丁場、本当に皆様方お疲れさまでございました。そして、ありがとうございました。

それで、藤原由巳議長さんの下で、まず一般質問からなのですが、まず初日には、昆秀一議員、村松信一議員、赤丸秀雄議員、そして小笠原佳子議員と。２日目には、山﨑道夫議員、高橋安子議員、そして藤原信悦議員、そして藤原梅昭議員と。３日目には、川村よし子議員

と小川文子議員。合わせて10名の皆様方から、大きく33項目にわたっていろいろと活発な議論、論戦をさせていただいたわけでございます。そして、もう皆さんお分かりのとおり、予算決算常任委員会、廣田清実委員長の下で全体質疑、そして代表質疑、総括質疑と。特にも代表質疑では、それぞれの各会派の代表の皆さん方、町民の会は、水本淳一議員、一心会は昆秀一議員、そして矢巾明進会は村松信一議員、それぞれ代表質疑、そしていろんな予算決算、特にも補正予算、決算においても、いろいろ附帯決議、本日の予算決算常任委員会でも14項目にわたって附帯決議をなされたわけですが、このこと一つ一つ、これはもう本当に大切なことでありますので、私をはじめ職員が一丸となって、このことに真摯に取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので。

そして今定例会は、決算議会と言われておるわけでございますが、一般会計、そして４つの特別会計、２つの企業会計、全部合わせて７会計で歳出決算額では221億7,900万円と、本当に私どもいつものことながら、一般会計だけが気になるのですが、実際７つの会計一つ一つ積み重ねて、だからもう皆さん方は、町民の皆さん方の代表であるわけでございます。そして今日の討論の中でも反対、賛成の討論もあったのですが、それは私どもにとっては貴重なご提言、ご意見として、そのことにもしっかり取り組んでいかなければならないという思いを今日また強くさせていただいたところでございます。

そういったことで今後町政課題は山積しておりますが、私ども当局だけでは解決できるものではございません。議会と当局は車の両輪のごとくとよく言われておるわけでございますが、あるときは丁々発止の多いなる議論をしていただき、また一定の方向づけを示させていただいたら、それはもう議会の皆さんと一緒に共に歩むと、一緒になって町政課題を解決していきたいと、こう思っておりますので、どうか今後とも大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますことをお願い申し上げるとともに、結びになりますが、いずれ本９月会議を通して、本当に私は今回非常に一般質問の、または全体質疑のことにも報告いただいておりますし、代表質疑、そして総括質疑、どれをとっても、どの案件もこれからの矢巾町の発展のために大切な礎になるものでありますので、私をはじめ180人の職員が一人一人自覚と責任を持って対応してまいる覚悟でございますので、これからもなお一層のご指導を賜りますことをお願い申し上げますとともに、結びになりますが、藤原議長さんはじめ議員各位の今後ますますのご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げまして、私の御礼のご挨拶に代えさせていただきます。

本当にこの９月会議ありがとうございました。

―――

○議長（藤原由巳議員）　これをもちまして令和２年矢巾町議会定例会９月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後　４時２５分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員

署名議員